

全体計画期間

平成31年度～令和15年度

別海町一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画 生活排水処理基本計画

平成31年3月 基本計画策定

令和 6年3月 基本計画見直し

別海町

目 次

第1編 総 論.....	1- 1
第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項.....	1- 2
第1節 本計画の背景と目的.....	1- 2
1-1. ごみ処理基本計画.....	1- 2
1-2. 生活排水処理基本計画.....	1- 5
第2節 計画の期間.....	1- 6
第3節 計画の性格と位置付け.....	1- 6
第4節 ごみ処理関連法とごみ処理の目標.....	1- 8
4-1. ごみ処理関連の法体系.....	1- 8
4-2. 廃棄物処理法.....	1- 9
4-3. ダイオキシン類の規制.....	1- 13
4-4. その他の関連法.....	1- 14
4-5. 上位・関連計画.....	1- 21
第2章 別海町の特性.....	1- 30
第1節 位置と地勢、道路・交通.....	1- 30
1-1. 位置と地勢.....	1- 30
1-2. 道路・交通.....	1- 31
第2節 歴史と沿革.....	1- 32
2-1. 歴史.....	1- 32
2-2. 沿革.....	1- 32
第3節 自然、気候的特性.....	1- 33
3-1. 自然状況.....	1- 33
3-2. 気象災害.....	1- 33
3-3. 気候的特性.....	1- 34
第4節 人口・世帯状況.....	1- 37
4-1. 行政人口及び世帯数の推移.....	1- 37
4-2. 年齢階層別人口.....	1- 39
4-3. 人口動態の推移.....	1- 42
4-4. 就業人口の推移.....	1- 43
第5節 産 業.....	1- 46
5-1. 産業の現状.....	1- 46
5-2. 農業の現状.....	1- 52
5-3. 林業の現状.....	1- 54
5-4. 漁業の現状.....	1- 55

5-5. 商業の現状	1- 57
5-6. 工業の現状	1- 59
第 6 節 土地利用の状況	1- 60
6-1. 土地面積	1- 60
6-2. 土地利用の見通し	1- 61
第 7 節 総合計画と将来人口	1- 63
7-1. 総合計画	1- 63
7-2. 将来人口	1- 68
第 8 節 水環境・水質保全に関する状況	1- 69
8-1. 水環境に関する状況	1- 69
8-2. 水質保全に関する状況	1- 71
第 2 編 ごみ処理基本計画	2- 1
第 1 章 ごみ処理の現状と課題	2- 2
第 1 節 ごみ処理の現状	2- 2
1-1. ごみ処理フロー	2- 2
1-2. ごみ処理施設	2- 3
1-3. ごみの分別と処理・処分	2- 7
1-4. その他の廃棄物について	2- 10
1-5. ごみの受入れ	2- 12
1-6. 処理主体	2- 16
1-7. 排出抑制及び資源化等の促進に関する施策	2- 18
第 2 節 ごみ排出量の実績	2- 21
2-1. 全体ごみ排出量	2- 21
2-2. 家庭系ごみ排出量	2- 32
2-3. 事業系ごみ排出量	2- 44
2-4. 資源ごみ量・資源化量、リサイクル率の実績・推移	2- 55
2-5. 最終処分量の実績・推移	2- 71
第 3 節 ごみ処理の評価	2- 77
3-1. ごみ処理評価の基準について	2- 77
3-2. ごみ処理評価の結果	2- 78
第 4 節 廃棄物処理経費	2- 89
4-1. 廃棄物の処理経費について	2- 89
4-2. 別海町の廃棄物処理経費の推移	2- 91
第 5 節 ごみ処理の課題	2- 97
5-1. ごみ減量化に関する課題	2- 97

5-2. 分別・収集に関する課題.....	2- 98
5-3. 中間処理に関する課題.....	2- 99
5-4. 最終処分に関する課題.....	2-100
5-5. その他の課題.....	2-101
 第2章 ごみ処理基本計画.....	 2-102
第1節 基本理念と基本方針.....	2-102
1-1. 基本理念.....	2-102
1-2. 施策の方向性.....	2-103
1-3. 基本方針.....	2-104
 第2節 ごみの発生量及び処理量の見込み.....	 2-105
2-1. ごみ処理基本計画の目標年度.....	2-105
2-2. 将来人口（計画収集人口）の設定.....	2-106
2-3. ごみ排出量の将来予測.....	2-112
2-4. ごみ排出量の将来目標.....	2-114
第3節 目標実現に向けた取組方向.....	2-123
3-1. 三者による連携・強化.....	2-123
3-2. 町民、事業者、行政の役割.....	2-124
第4節 4R運動の推進に向けた施策.....	2-127
4-1. 教育・啓発活動.....	2-127
4-2. 排出抑制.....	2-128
4-3. 再使用・再生利用.....	2-129
第5節 収集及び処理・処分の施策.....	2-130
5-1. 収集・運搬計画.....	2-130
5-2. 中間処理・リサイクル計画.....	2-131
5-3. 最終処分計画.....	2-132
第6節 その他のごみに関する施策.....	2-133
6-1. 災害廃棄物処理計画.....	2-133
6-2. 処理困難物への対応.....	2-136
6-3. 不適正処理及び不法投棄対策.....	2-137
 第3編 生活排水処理基本計画.....	 3- 1
第1章 基本方針.....	3- 2
第1節 生活排水に係る理念・目標.....	3- 2
1-1. 生活排水処理基本計画.....	3- 2

1-2. 生活排水処理の経緯.....	3-	2
第2節 生活排水処理施設整備の基本方針.....	3-	4
2-1. 基本方針.....	3-	4
第2章 計画目標年度の設定.....	3-	5
第1節 目標年度の設定.....	3-	5
1-1. 計画期間.....	3-	5
第3章 生活排水の排出状況.....	3-	6
第1節 生活排水処理体系の現状.....	3-	6
1-1. 生活排水の処理区域.....	3-	6
1-2. 生活排水の処理体系.....	3-	8
第2節 生活排水の処理体系別人口の推移.....	3-	9
2-1. H30年(2018年)計画との実績の比較.....	3-	11
2-2. 集合処理区域人口.....	3-	14
2-3. 個別処理区域人口.....	3-	16
第3節 生活排水の処理施設の整備状況.....	3-	18
3-1. 公共下水道の整備状況.....	3-	18
3-2. し尿処理場の整備状況.....	3-	25
3-3. し尿及び浄化槽汚泥処理の整備状況.....	3-	27
第4章 生活排水の処理主体.....	3-	30
第1節 生活排水処理主体.....	3-	30
1-1. 処理達成目標.....	3-	30
第5章 生活排水処理基本計画.....	3-	31
第1節 生活排水処理基本計画.....	3-	31
1-1. 生活排水処理に係る理念・目標.....	3-	31
1-2. 生活排水を処理する区域及び人口.....	3-	34
1-3. 処理区域別の将来人口の設定.....	3-	37
1-4. 水洗化・生活雑排水処理の目標人口の設定.....	3-	45
1-5. 個別処理区域の合併処理浄化槽設置基数の設定.....	3-	49
1-6. 個別処理区域の合併処理浄化槽人口の設定.....	3-	50
1-7. 個別処理区域の単独処理浄化槽人口・基数の設定.....	3-	51
1-8. H30年(2018年)計画との推計の比較.....	3-	54

第2節 し尿・浄化槽汚泥の計画排出量の設定.....	3- 57
2-1. 計画排出量の設定について.....	3- 57
2-2. し尿排出量の設定について.....	3- 62
2-3. 単独・合併浄化槽汚泥排出量の推計について.....	3- 63
2-4. し尿・浄化槽汚泥の計画排出量.....	3- 64
第3節 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画.....	3- 65
3-1. 収集・運搬計画.....	3- 65
3-2. 中間処理計画.....	3- 65
3-3. 資源化計画.....	3- 65
3-4. 最終処分計画.....	3- 66
3-5. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	3- 66
第4節 そ の 他.....	3- 67
4-1. 住民に対する広報・啓発活動.....	3- 67
4-2. 地域に関する諸計画関係.....	3- 69
第5節 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測.....	3- 70
5-1. 集合処理区域内と個別処理区域内人口の割合設定.....	3- 70
5-2. 水洗化・生活雑排水処理人口の推計.....	3- 70
5-3. 污水处理各事業計画区域図.....	3- 70

第 1 編 総 論

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

第 1 節 本計画の背景と目的

1-1. ごみ処理基本計画

家庭生活の営み及び事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生の維持・向上を図るよう、適正に処理する必要があります。

本町では、平成 31 年(2019 年)3 月に『一般廃棄物処理基本計画(以下「当初計画」という。)』を策定し、各種法令や廃棄物に係る諸課題に対応して廃棄物の抑制、循環型社会形成の推進と廃棄物の適正処理に努めています。

本計画は、当初計画の策定から 5 年が経ったことから、本町におけるごみ処理に係る基本的事項を再整理し、廃棄物行政を取り巻く情勢に合わせた目標を設定するとともに、更なる循環型社会形成の推進に寄与すべく計画の見直しを図るものです。

(1) ごみ処理に係る法律

ごみ処理に係る法律として、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年(1970 年)12 月 25 日。以下「廃棄物処理法」という。)]、『資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年(1991 年)4 月 26 日。以下「資源有効利用促進法」という。)]や『循環型社会形成推進基本法(平成 12 年(2000 年)6 月 2 日。以下「循環基本法」という。)]があります。

また、廃棄物処理法及び資源有効利用促進法の法体系として個別物品の特性に応じたリサイクル関連法と、令和 4 年(2022 年)4 月 1 日に施行された『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)]があります。

以上、ごみ処理に係る法律を体系化した表を次頁に示します。

表 1.1.1.1 ごみ処理に係る法律の体系化

正式名称	公布年月日	略称※
【ごみ処理に係る法律】		
1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和 45 年(1970 年)12 月 25 日	廃棄物処理法
2. 資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3 年(1991 年)4 月 26 日	資源有効利用促進法
3. 循環型社会形成推進基本法	平成 12 年(2000 年)6 月 2 日	循環基本法
【リサイクルに係る法律】		
4. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成 7 年(1995 年)6 月 16 日	容器包装リサイクル法
5. 特定家庭用機器再商品化法	平成 10 年(1998 年)6 月 5 日	家電リサイクル法
6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成 12 年(2000 年)5 月 31 日	建設リサイクル法
7. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	平成 12 年(2000 年)5 月 31 日	グリーン購入法
8. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	平成 12 年(2000 年)6 月 7 日	食品リサイクル法
9. 使用済自動車の再資源化等に関する法律	平成 14 年(2002 年)7 月 12 日	自動車リサイクル法
10. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	平成 24 年(2012 年)8 月 10 日	小型家電リサイクル法
【プラスチックに係る法律】		
11. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	令和 3 年(2021 年)6 月 11 日	プラスチック資源循環促進法

※：上表に示す 1～11 の各法律の略称です。本計画では、以下略称で表記します。

(2) 北海道の動き

北海道では廃棄物処理法に基づき『北海道廃棄物処理計画(第 5 次)(令和 2 年(2020 年))』を策定し、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保等の取組を進めています。

また北海道らしい循環型社会の形成に向けた取組を進めるよう、平成 22 年(2010 年)に『北海道循環型社会形成推進基本計画(第 2 次)(令和 2 年(2020 年))』を策定し、更に国際的な持続可能な開発目標である SDGs※を受け、『北海道 SDGs 推進ビジョン(平成 30 年(2018 年))』に策定しています。

※：SDGs(Sustainable Development Goals)「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

(3) 別海町を取り巻く状況

本町は、平成 9 年(1997 年)12 月に策定された『北海道ごみ処理広域化計画』に基づく広域ブロックにおいて、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、浜中町で構成される根室ブロックに属します。

当時、根室ブロックの焼却処理は 6 市町のそれぞれで単独処理をしていました。

その後、平成 14 年(2002 年)7 月に本町と中標津町、標津町、羅臼町の 4 町による『根室北部廃棄物処理広域連合(以下「広域連合」という。)]』を設立し、平成 16 年(2004 年)3 月に『廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画』を策定した中で、平成 19 年(2007 年)10 月に流動床式ガス化溶融炉を採用したごみ処理施設を稼働させています。

今現在の根室ブロックの焼却処理は、当該広域連合による流動床式ガス化溶融炉と根室市の准連続施設の 2 施設から成り立っています。

『北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和 4 年(2022 年)7 月)』では、焼却処理の一本化には至っておらず、准連続の施設が残っていること、また最終処分率、資源化率が全道平均を下回ることを根室ブロックの課題として挙げています。

(4) 本計画の対象地域

本計画は、別海町全域を対象地域とします。

(5) 対象廃棄物

対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の適正な処理を行うため、本町の区域内の一般廃棄物とします。

1-2. 生活排水処理基本計画

本町におけるし尿及び生活雑排水の処理・整備区域は、公共下水道による集合処理整備区域(以下、「集合処理」という。)と、合併処理浄化槽の設置を促進する個別排水処理施設整備区域(以下、「個別処理」という。)とに分かれます。

合併処理浄化槽による汚水処理人口普及率及び公共下水道への接続による下水道処理人口普及率は着実に増加する一方、町内には単独処理浄化槽の設置のみに留まり、雑排水が適正に処理されていない家屋についても散見される状況です。

生活排水処理基本計画については、当初計画の策定から 5 年が経ったことから、本町における生活排水処理に係る基本的事項を再整理し、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものとします。

(1) し尿処理

本町のし尿処理施設は、昭和 55 年(1980 年)4 月に供用開始され、すでに 43 年が経過しています。

平成 7 年(1995 年)には基幹的施設整備により、浄化槽汚泥貯留槽の増設工事を実施していますが、施設全般に渡り老朽化が進んでおり、維持管理費の増加を招いている状況です。

表 1.1.1.2 し尿、家庭系排水、浄化槽汚泥処理施設

施設名	所在地	処理能力
別海町し尿処理場	上春別 162 番地の 1	20kL/日
別海町資源循環センター	中西別 108 番地の 2	50 t/日

(2) 公共下水道

下水道は、家庭からの生活排水や事業所からの排水等による河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で生活環境の保全を確保するために必要なものです。

また人口減少や地域の特性を考慮した効率的で安全な整備を目指すとともに、近年増加する大型台風や集中豪雨などへの浸水対策が求められています。

本町の下水道は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の 3 事業で整備しており、平成 29 年(2017 年)3 月には、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に『別海町下水道事業経営戦略』を策定しています。

また令和元年度(2019 年度)に策定した『別海町特定環境保全公共下水道事業 基本計画書(原案)』では、計画目標年次における人口や計画汚水量といった計画フレームの変更の他、下水道計画区域の一部変更を行っています。

第 2 節 計画の期間

本計画の期間は、平成 31 年度(2019 年度)から令和 15 年度(2033 年度)までの 15 年間とし、計画策定後 5 年ごとの 2023 年度と 2028 年度を中間目標年度に設定しています。

なお、この中間目標年度においては、社会環境等の状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとします。

表 1.1.2.1 計画期間と目標年度

年度	平成		令和														
	30	31	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
西暦	2018	2019		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
内 容	計画策定						見直し (中間目標)					中間目標					計画目標

第 3 節 計画の性格と位置付け

廃棄物処理法の第 6 条第 1 項の規定により、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。』とされています。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 1 条の 3 に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されます。

また、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画は、それぞれごみに関する計画(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と、生活排水に関する計画(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)で構成されます。

本計画は、この「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を併せた『一般廃棄物処理基本計画』として策定しており、本町における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

次頁以降に、各計画の位置付けについて整理します。

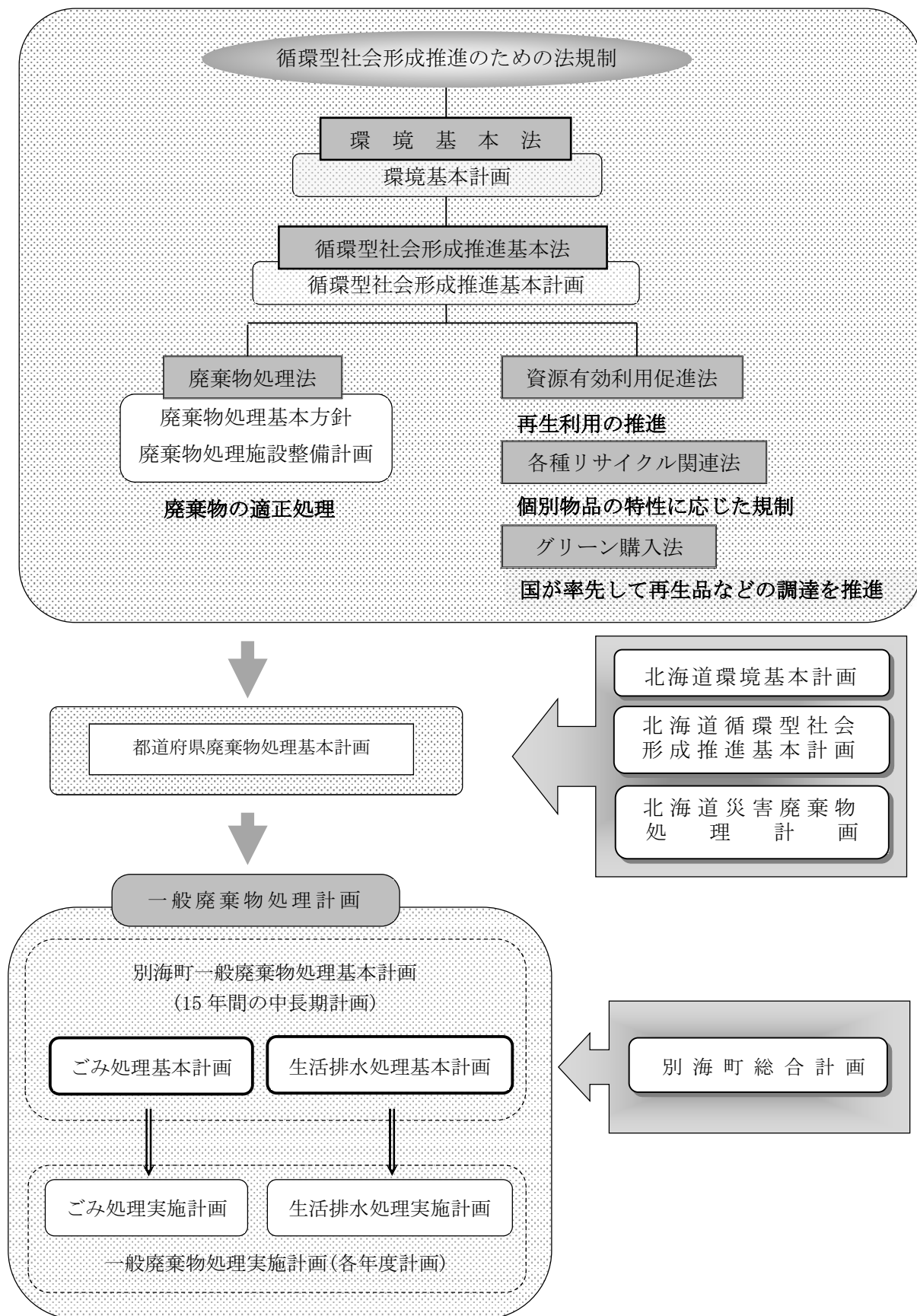


図 1.1.3.1 一般廃棄物処理(ごみ処理・生活排水処理)基本計画の位置付け

第4節 ごみ処理関連法とごみ処理の目標

4-1. ごみ処理関連の法体系

ごみ処理に関連する法律は、環境基本法を基に、下図に示す体系となっています。

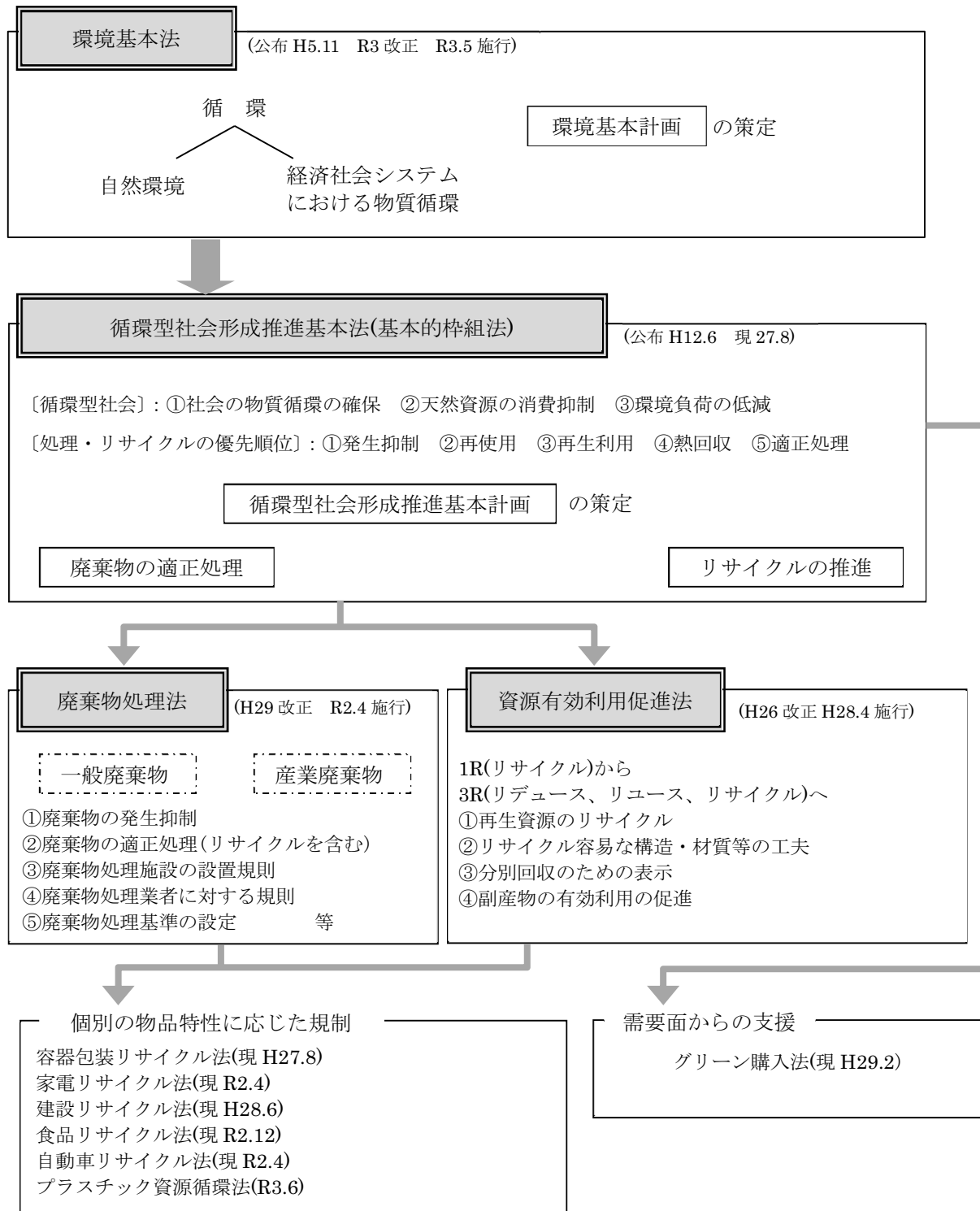


図 1.1.4.1 ごみ関連法の体系図

出典：環境省 循環型社会を形成するための法体系

4-2. 廃棄物処理法

廃棄物処理法については、昭和 45 年(1970 年)の制定(施行は昭和 46 年(1971 年)9 月)以来、廃棄物の品目・種類や発生に係る新たな問題・課題に対応するよう、改正(施行令や施行規則を含む)が行われてきています。

(1) 廃棄物政策の変遷(廃棄物処理法改正の経緯など)

廃棄物政策の変遷の状況は、以下に示す背景に基づき法改正が行われてきました。

廃棄物処理政策は、公衆衛生の向上・生活環境の保全の目的に加え、1990 年代以降循環型社会を形成するため 3R^{*}の推進も含めた政策に舵取りしています。

また、不法投棄や産業廃棄物問題が社会問題化し、適正処理の徹底や廃棄物由来の環境被害の防止が急務となっています。

さらに、温暖化対策・災害廃棄物対策に対する要請が高まっています。

このため、各種リサイクル法等の制定と相まって、廃棄物処理法は一部改正されています。

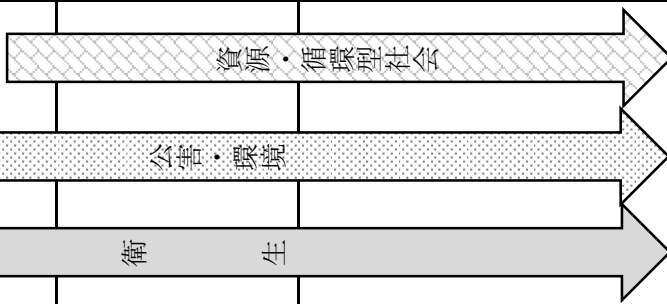
※：3R とは、①リデュース(Reduce)・発生抑制、②リユース(Reuse)・再使用、③リサイクル(Recycle)・再資源化の三つの「R」のこと。

出典：環境省 廃棄物政策の変遷及びこれまでの取組等について

廃棄物政策の変遷と、平成 25 年(2013 年)以降における廃棄物処理法改正の概要を次頁以降に示します。

表 1.1.4.1 我が国における廃棄物政策の変遷

年 代	内 容	法律の制定
戦後 ～1950 年代	・ 環境衛生対策としての廃棄物処理 ・ 衛生的で、快適な生活環境の保持	・ 清掃法(1954)
1960 年代 ～1970 年代	・ 高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・ 環境保全対策としての廃棄物処理	・ 生活環境施設整備緊急措置法(1963) ・ 廃棄物処理法(1970) ・ 廃棄物処理法改正(1976)
1980 年代	・ 廃棄物処理施設整備の推進 ・ 廃棄物処理に伴う環境保全	・ 広域臨海環境整備センター法(1981) ・ 浄化槽法(1983)
1990 年代	・ 廃棄物の排出抑制、再生利用 ・ 各種リサイクル制度の構築 ・ 有害物質(ダイオキシン類含む)対策 ・ 廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入	・ 廃棄物処理法改正(1991) ・ 産業廃棄物処理特定施設整備法(1992) ・ 環境基本法(1993) ・ 容器包装リサイクル法(1995) ・ 廃棄物処理法改正(1997) ・ 家電リサイクル法(1998) ・ ダイオキシン類対策特別措置法(1999)
2000 年～	・ 循環型社会形成を目指した 3R の推進 ・ 産業廃棄物処理対策の強化 ・ 不法投棄対策の強化 ・ 災害廃棄物対策の強化	・ 循環型社会形成推進基本法(2000) ・ 建設リサイクル法(2000) ・ 食品リサイクル法(2000) ・ 廃棄物処理法改正(2000) ・ PCB 特別措置法(2001) ・ 自動車リサイクル法(2002) ・ 産業廃棄物支障除去特別措置法(2003) ・ 廃棄物処理法改正(2003～06、10) ・ 小型家電リサイクル法(2012) ・ 廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015) ・ 廃棄物処理法改正(2017) ・ プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律(2021)



出典：環境省 廃棄物政策の変遷及びこれまでの取組等について

(2) 廃棄物処理法の改正(平成 27 年(2015 年))

平成 27 年(2015 年)における廃棄物処理法の改正の内容を以下に示します。

〈非常災害により生じた廃棄物の処理の原則等(廃棄物処理法)〉

- ・ 非常災害により生じた廃棄物の処理の原則を新たに規定。
- ・ 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、適切に役割分担するとともに、相互に連携を図りながら協力する責務を新設。
- ・ 環境大臣が定める基本方針及び都道府県知事が定める廃棄物処理計画に、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策等に関する事項を追加。

〈手続きの簡素化(廃棄物処理法)〉

- ・ 災害時における廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続きを簡素化。

〈災害廃棄物処理に関する指針の策定(災害対策基本法)〉

- ・ 特定の大規模災害の発生後、環境大臣は廃棄物処理法の基本方針にのっとり、災害廃棄物処理に関する指針を策定。

〈災害廃棄物処理の代行(災害対策基本法)〉

- ・ 特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができる規定を新設。

(3) 廃棄物処理法の改正(平成 29 年(2017 年))

平成 29 年(2017 年)における廃棄物処理法の改正の内容を以下に示します。

〈不適正処理への対応と環境保全措置の必要性等(廃棄物処理法)〉

- ・食品廃棄物の不正転売を始め、引き続き不適正処理事案が発生。
- ・また、鉛等の有害物質を含む、電気電子機器のスクラップ(雑品スクラップ)等、環境保全措置が十分に講じられないまま、破砕や保管されることにより、火災発生や有害物質の漏出等の生活環境保全上の支障が発生していることから当該法律を改正。

〈廃棄物の不適正処理への対応の強化〉

- ・許可を取り消された者等に対する措置の強化
都道府県知事、市町村長等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物処理を終了していない場合に、これらの者に対して必要な措置を講ずることを命ずることができる規定を新設。
- ・マニフェスト制度の強化
特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェストの交付に代えて電子マニフェストの使用を義務付け。

〈有害使用済機器の適正な保管等の義務付け〉

- ・人の健康や生活環境に係る被害を防止
雑品スクラップ等の有害性を有する使用済み機器(有害使用済機器)について、これらの物品の保管又は処分を業とし行う者に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け、処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加等。

4-3. ダイオキシン類の規制

(1) ダイオキシン類の規制値

平成 12 年(2000 年)の廃棄物処理法の主な改正内容は、「廃棄物の減量化・リサイクルの促進」、「最終処分場の廃止」、「焼却に伴うダイオキシン類規制」等に係る基準強化が上げられ、維持管理の技術上の基準である規制値を遵守することとなりました。

また廃棄物の処理に伴い発生するダイオキシン類を削減するなど、総合的かつ計画的にダイオキシン類対策を進めるため、『ダイオキシン類対策特別措置法』及び『同施行令』が平成 12 年(2000 年)1 月 15 日から施行されました。

ダイオキシン類の排出抑制施策の基本的な数値基準としては、継続的に摂取しても健康に影響を及ぼすおそれがない耐容 1 日摂取量 (TDI) を、人の体重 1kg 当り 4pg-TEQ/日としています。

その他、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準について、以下の表に示します。

表 1.1.4.2 ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	1 pg-TEQ/L 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

出典：環境省 大気汚染に係る環境基準

(2) 最終処分場施設の維持管理基準

一般廃棄物最終処分場施設及び産業廃棄物管理型最終処分場施設については、周辺地下水のダイオキシン類の測定と地下水汚染時の措置を義務づけると共に、放流水のダイオキシン類濃度の排出基準を 10pg-TEQ/L 以下とするよう定められています。

4-4. その他の関連法

(1) 容器包装リサイクル法

平成 7 年(1995 年)6 月に制定された容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの 6 割(容積比)を占める容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築し、一般廃棄物の減量と資源の有効活用を図ることを目的としています。

容器包装リサイクル法は、平成 9 年(1997 年)4 月から段階的に施行され、平成 12 年(2000 年)4 月に完全施行されました。

法施行後約 10 年が経過し、容器包装リサイクル制度に関する新たな課題を解決するよう、平成 18 年(2006 年)に改正容器包装リサイクル法が成立し、平成 19 年(2007 年)4 月から施行されています。

表 1.1.4.3 容器包装リサイクル法の沿革

年 度	概 要
平成 7 年(1995) 6 月	容器包装リサイクル法 制定
平成 9 年(1997) 4 月	容器包装リサイクル法 一部施行(びん、缶、ペットボトルなど)
平成 12 年(2000) 4 月	完全施行(紙製容器包装、プラスチック製容器包装)
平成 18 年(2006) 6 月	改正容器包装リサイクル法 成立
平成 18 年(2006)12 月	改正容器包装リサイクル法 一部施行(罰則強化、基本方針改正等)
平成 19 年(2007) 4 月	改正容器包装リサイクル法 本施行(容器包装廃棄物の排出抑制(リデュース)等)
平成 20 年(2008) 4 月	改正容器包装リサイクル法 完全施行(事業者から市町村に資金を拠出する仕組み等)

出典：環境省 容器包装リサイクル法とは

（２）家電リサイクル法

家電リサイクル法は、平成 10 年(1998 年)6 月に制定され、平成 13 年(2001 年)4 月から施行、その後、平成 27 年(2015 年)6 月に改定されています。

一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品は、破碎処理後に鉄などの一部の金属のみ回収が行われている場合があるものの、約半数はそのまま埋め立てされている状況にありました。

このような状況を踏まえ、廃棄物の減量と再生資源の利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、製造業者等及び小売業者に対して新たに義務を課すことを基本とするなど、新しい再商品化の仕組みを定めた法律です。

表 1.1.4.4 家電品目一覧表

家 電 製 品
家庭用エアコン
テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)
電気冷蔵庫・電気冷凍庫
電気洗濯機・衣類乾燥機

出典：環境省 家電リサイクル法の概要

(3) 食品リサイクル法

食品リサイクル法は、大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が急がれる状況の中で、食品廃棄物等の排出の抑制と資源としての有効利用を推進するために平成 12 年(2000 年)に制定され、平成 13 年(2001 年)5 月から施行されています。

食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、食品廃棄物等に関わるものが一体となって、まず食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組み、次いで食品循環資源の再生利用及び熱回収、並びに食品廃棄物等の減量(これらを食品リサイクル法では食品循環資源の再生利用等という)に取り組むことで、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。

食品循環資源の再生利用等実施率は、食品製造業や食品卸売業では比較的高い一方、食品小売業や外食産業等、食品流通の川下に至るほど低い傾向です。

環境省では、食品ロス削減に向けた全国的な機運を醸成するよう、平成 29 年度(2017 年度)より『食品ロス削減全国大会』を実施しています。

また北海道では住民レベルでの食べ残し対策の普及に向けて、食べ残しチェックシートの配付や道内の取組事例を紹介するといった『どさんこ愛食食べきり運動』を展開しています。

この法律では、業種別(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)に目標値(事業所毎ではなく、その業種全体で)を定めています。

国はその達成のために、取組円滑化措置となる制度の策定や、食品関連事業者への指導・助言、勧告・命令等を行います。

令和元年(2019 年)7 月には新たな基本方針が公表され、基本理念に「食品ロス」を明記し、食品関連事業者及び消費者の食品ロス削減に係る役割を記載や食品循環資源の再利用等を実施すべき量に関する目標が設定され、再利用等実施目標値を令和 6 年度(2024 年度)までに業種全体で以下の表に示す目標値を達成することを、食品関連事業者に求めています。

表 1.1.4.5 再生利用等実施率の目標

業 種	これまでの目標 (令和元年度)	新たな目標 (令和 6 年度目標)
食品製造業	95%	95%(前回同様)
食品卸売業	70%	75%
食品小売業	55%	60%
外食産業	50%	50%

出典：環境省 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について

(4) 小型家電リサイクル法

小型家電リサイクル法は、使用済小型電子機器等に利用されている鉄、アルミ、金、銀、レアメタルといった有用なものの大部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化の促進と、鉛などの有害物質の適正な処理に向けて、平成 24 年(2012 年)に制定され、平成 25 年(2013 年)4 月から施行されています。

小型家電リサイクル法の対象は、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能で再資源化が特に必要なものとして同法施行令による 28 種類の品目が指定されています(次頁の表のとおり)。

消費者である住民は、使用済小型電子機器等を分別して排出すること、また適正なリサイクルを推進する者として認定を受けた認定事業者や、もしくは認定事業者から委託を受けた小売業者等へ引き渡すよう努めなければなりません。

小型家電の回収方法は、ステーション回収や、公共施設等に専用の回収ボックスを設置する方法の他、他のごみ等と一緒に回収して、ごみ処理施設で職員がピックアップする方法等があり、各自治体においては、当該地域性を踏まえた方法を採用しています。

表 1.1.4.6 小型家電の対象品目

No,	対 象 品 目 名
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（テレビ本体を除く）
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具、光ディスク装置その他の記憶装置
6	パーソナルコンピュータ
7	磁気ディスク装置
8	プリンターその他の印刷装置
9	ディスプレイその他の表示装置
10	電子書籍端末
11	電動ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
16	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(エアコンディショナーを除く)
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
22	電気マッサージ器
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具
26	電子時計及び電気時計
27	電子楽器及び電気楽器
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

出典：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第一条

(5) プラスチック資源循環法

プラスチックはその有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

これを受けて、政府としても『第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年(2018 年)6 月 19 日閣議決定)』に基づき、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策及び地球温暖化対策等の幅広い課題に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、令和元年(2019 年)5 月に『プラスチック資源循環戦略(令和元年(2019 年)5 月 31 日中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会決定)』を策定しました。

重点戦略として 3R+Renewable を基本原則に以下に示す中間目標を掲げています。

〈3R+Renewable を基本原則とした中間目標〉

- ①2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制
- ②2035 年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインに
- ③2030 年までにプラスチック製容器包装の 6 割をリユース又はリサイクル
- ④2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース、リサイクル等により有効利用
- ⑤2030 年までにプラスチックの再生利用を倍増
- ⑥2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入

出典：経済産業省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について

これらの流れを受け、プラスチック資源循環法が令和 3 年(2021 年)3 月に閣議決定され、令和 4 年(2022 年)4 月から施行されています。

プラスチック資源循環法は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み(3R+Renewable)を促進するための措置を講じることを目的としています。

プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的な方向としては、事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めることが重要であり、各関係主体が積極的に取り組む必要があると掲げています。

事業者、市町村、消費者、国・都道府県による関係主体の役割分担を次頁の表に示します。

表 1.1.4.7 プラスチックに係る資源循環の促進に向けた関係主体の役割分担

関係主体	役 割 分 担
事業者	①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること、②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行うこと、④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を実施することに努める。
市町村	家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集・再商品化に努める。
消費者	①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、②事業者及び市町村双方の回収ルートに適した分別排出すること、③認定プラスチック使用製品を使用することに努める。
国	プラスチックに係る資源循環の促進等のために必要な資金の確保等の措置を講じるよう努める。
都道府県	市町村に対し必要な協力を行う。

出典：経済産業省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について

4-5. 上位・関連計画

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

国では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現するよう、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年(2000 年)法律第 110 号)に基づき「循環型社会形成推進基本計画(以下、「循環基本計画」という。)」を策定しています。

平成 30 年(2018 年)に策定した第四次循環基本計画では、下表に示す循環型社会形成に向けた取り組みの中長期的な方向性と共に、次頁に示す循環型社会形成のための指標に対する数値目標を定めています。

表 1.1.4.8 第四次循環基本計画の中長期的な方向性と将来像

項 目		将 来 像
中長期的な方向性	持続可能な社会づくりとの統合的取組	☐ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ☐ 環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上
	多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	☐ 循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等 ☐ 災害に強い地域となるコンパクトで強靱なまちづくり
	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	☐ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う
	適正処理の更なる推進と環境再生	☐ 廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会 ☐ 海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会 ☐ 東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生
	万全な災害廃棄物処理体制の構築	☐ 自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会
	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	☐ 適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
	循環分野における基盤整備	☐ 情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され、多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

出典：環境省 第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)

表 1.1.4.9 循環型社会の全体像に関する物質フロー指標(代表指標)と数値目標

指 標		数値目標	目標年次
資源生産性	=GDP／天然資源等投入量	<u>約 49 万円/t</u> 平成 12 年度(2000)の約 2 倍	令和 7 年度(2025)
入口側の循環利用率	=循環利用量／(天然資源等投入量+循環利用量)	<u>約 18%</u> 平成 12 年度(2000)の約 1.8 倍	令和 7 年度(2025)
出口側の循環利用率	=循環利用量／廃棄物等発生量	<u>約 47%</u> 平成 12 年度(2000)の約 1.3 倍	令和 7 年度(2025)
最終処分量	=廃棄物の埋立量	<u>約 1,300 万 t</u> 平成 12 年度(2000)から約 77%減	令和 7 年度(2025)

出典：環境省 第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)

表 1.1.4.10 循環型社会形成のための指標・数値目標(抜粋)

指 標	数値目標	目標年次
1 人 1 日当りのごみ排出量	<u>約 850g/人・日</u> ※1	令和 7 年度(2025)
1 人 1 日当りの家庭系ごみ排出量	<u>約 440g/人・日</u> ※2	令和 7 年度(2025)
事業系ごみ排出量	<u>約 1,100 万 t</u> ※3	令和 7 年度(2025)
災害廃棄物処理計画策定率	都道府県：100% <u>市町村</u> ：60%	令和 7 年度(2025)
期間中に整備された ごみ焼却施設の平均発電効率	<u>21%</u> ※4	令和 4 年度(2022)

※1：ごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)／人口／365 日

※2：家庭系ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量)／人口／365 日

※3：事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1 事業所当りではなく、事業系ごみの「総量」について指標とします。

※4：廃棄物処理施設整備計画の計画期間(2018 年度から 2022 年度まで)に整備された発電設備を有するごみ焼却施設につき、各年度に整備された施設の平均発電効率を求め、その 5 ヶ年平均値とします。

出典：環境省 第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)

(2) 廃棄物処理基本方針

国では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。))」を策定しています。

平成28年(2016年)改正以降は、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物を取り巻く情勢は変化しています。令和5年(2023年)6月30日に基本方針の変更を行っています。

令和5年(2023年)の基本方針の概要と、「都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標」を次頁より整理します。

出典：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更及び意見募集の結果について(環境省 報道発表資料(2023年6月30日))

表 1.1.4.11 基本方針(令和 5 年(2023 年))の概要

項目	概 要
基本的な方向	□ できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物となったものは、不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う。 □ 排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものは、適正な処分を確保することを基本とする。 □ 災害廃棄物についても適正な処理を確保し、かつ可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保する。
国民の役割	□ 商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、単一素材化された商品等の再生利用が容易な商品、再生可能な有機資源由来の素材を使用した商品等の選択に努める。 □ 一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的な利用に対する取組に協力する。
事業者の役割	□ 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程、輸送工程を工夫する。 □ 取引慣行を改善する不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努める。 □ 2050 年までの脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組に努める。
地方公共団体の役割	□ 区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進する。 □ 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的な利用に努める。その上で処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を行う。 □ 適正な循環的な利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図る。他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組を促進する。 □ リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的な利用の取組について積極的に推進するよう努める。 □ 再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用にも努める。 □ 2050 年までの脱炭素社会の実現を踏まえ、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの削減等に向けた取組の推進等を行うよう努める。
国の役割	□ 各法制度の整備及び適切な運用、事業の効果的・効率的な実施、国民及び事業者の自主的な取組を促進する。また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援し、関係主体の連携・協働の促進を図り、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努める □ 動静脈連携の強化、広域認定制度等を通じた産業廃棄物処理の広域化、各種デジタル技術を活用した情報基盤整備などにより、廃棄物の適正管理・ライフサイクル全体での資源循環を一層促進する。

表 1.1.4.12 基本方針による参考となる数値目標

No.	廃棄物処理法に基づく基本方針における 目標項目	参考となる数値目標
1	一般廃棄物の排出量	2025 年度に約 3800 万 t(循環基本計画)
2	一般廃棄物の再生利用量の割合※ ¹	一般廃棄物の出口側の循環利用率を 2025 年度に約 28% (循環基本計画)
3	一般廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 320 万 t(循環基本計画)
4	1 人 1 日当りの家庭系ごみ排出量	2025 年度に約 440g/人/日(循環基本計画)
5	一般廃棄物の最終処分場の残余年数	2022 年度に 2017 年度の水準(20 年分)を維持 (廃棄物処理施設整備計画)
6	焼却された一般廃棄物量のうち発電設備 を有する焼却施設で処理される一般廃棄 物の割合	廃棄物エネルギーを地域を含めて外部供給している施設の割 合を 2027 年度に 46% (廃棄物処理施設整備計画)
7	産業廃棄物の排出量	2025 年度に約 3 億 9000 万 t(循環基本計画)
8	産業廃棄物の再生利用量の割合※ ²	産業廃棄物の出口側の循環利用率※ ³ を 2025 年度に約 38% (循環基本計画)
9	産業廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 1000 万 t(循環基本計画)
10	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	廃棄物処理基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である 令和 7 年度において、要最終処分量の 17 年分を維持する
11	家庭から排出される食品廃棄物に占める 食品ロスの割合の調査を実施したことが ある市町村数	廃棄物処理基本方針に基づき 200 以上に増大させる
12	家電リサイクル法(平成 10 年法律第 97 号)に基づく特定家庭用機器一般廃棄物 のうち、小売業者が同法に基づく引取義 務を負わないものの回収体制を構築して いる市町村の割合	廃棄物処理基本方針に基づき 100%まで増大させる
13	使用済小型電子機器等の再生のための回 収を行っている市町村の割合	廃棄物処理基本方針に基づき 80%以上に増大させる

※1：一般廃棄物の再生利用量の割合は、[直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量]を[ごみの総処理量＋集団回収量]で除した数値。一般廃棄物の循環利用率の計算方法と同じです。(一般廃棄物処理事業実態調査の数値を元に算出され、同調査におけるリサイクル率と同じ。)

※2：産業廃棄物の再生利用量の割合は[再生利用量(直接再生利用量と処理後再生利用量の合計)]を[排出量]で除した数値です。(産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。)

※3：産業廃棄物の出口側の循環利用率は[再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鋳さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量]を[排出量]で除した数値です。(産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。)

(3) 廃棄物処理施設整備計画

国では、廃棄物処理法に基づき令和5年(2023年)6月に「廃棄物処理施設整備計画」を策定しています。

令和 5 年度(2023 年度)から令和 9 年度(2027 年度)を計画期間とする本計画では、気候変動への対応として、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化に関する対策強化が示されています。

また **3R・適正処理の推進**として、循環型社会の実現に向けた資源循環の強化と、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、及び脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取り組みが基本的理念として掲げられています。

表 1.1.4.13 廃棄物処理施設整備計画の概要

項 目	概 要
基本的理念	(1)基本原則に基づいた 3R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化 (2)災害時も含めた持続可能な適正処理の確保 (3)脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	(1)市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進と資源循環の強化 (2)持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 (3)廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進 (4)地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備 (5)災害対策の強化 (6)地域住民等の理解と協力・参画の確保 (7)廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化
廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標	【ごみのリサイクル率】 20% → 28% 【一般廃棄物最終処分場の残余年数】 2020 年度の水準(22 年分)を維持 【期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値】 20% → 22% 【廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合】 41% → 46% 【浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率】 58% →76%以上 【先進的省エネ型浄化槽導入基数】 家庭用 33 万基 →75 万基 中・大型 9 万基 →27 万基

出典：環境省 廃棄物処理施設整備計画の策定について

(4) 北海道廃棄物処理計画

北海道では、前項に示す国の基本方針に基づき、令和2年(2020年)3月に「北海道廃棄物処理計画(第5次)」を策定しています。

北海道の区域内において、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用、適正処分の確保の他、バイオマスの利活用やリサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興といった国の基本方針を実現するよう、本計画では令和6年度(2024年度)を目標とした廃棄物処理に関する目標値を定めています。

一部抜粋した内容を下表に整理します。

表 1.1.4.14 北海道廃棄物処理計画による廃棄物の処理に関する目標値

区 分	目標値 令和 6 年度(2024)	現 状 平成 29 年度 (2017)
	現状との比較	
一般廃棄物※ ¹ の排出量	1,700 千 t 以下	1,873 千 t
	約 10%削減	
一般廃棄物の排出量		
一人一日当りの排出量	900g/人・日以下	961g/人・日
一人一日当りの家庭から 排出するごみの量	550g/人・日	598g/人・日 453g/人・日※ ²
産業廃棄物の排出量 (動物のふん尿除く)	37,500 千 t 以下 (18,000 千 t 以下)	38,741 千 t (19,234 千 t)
一般廃棄物のリサイクル率	30.0%以上	24.3%
産業廃棄物の再生利用率 (動物のふん尿除く)	57.0%以上 (38.51%以上)	55.0% (36.3%)
一般廃棄物の最終処分量	250 千 t 以下	316 千 t
	約 20%削減	
産業廃棄物の最終処分量	570 千 t 以下	679 千 t
廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	90.0%以上	89.8%

※1：ここでは「し尿」を除いています。

※2：国に合わせて資源ごみを除いて算出した値です。

(参考)令和7年度(2025年度)の目標値：440g/人・日以下

出典：北海道廃棄物処理計画(第5次)(令和2年3月)

(5) 北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画

北海道では、環境省による「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について※」を踏まえ、令和4年度(2022年度)から概ね10年間を計画期間とした『北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(以下「広域・集約化計画」という。)』を令和4年(2022年)7月に策定しています。

北海道における広域化・集約化に関する現状として、下表に示すよう、一部ブロックでは集約化されず単独処理となっていること、また一部の市町村では減容化をせずに直接埋立処分していることを課題として示しています。

計画推進に向けた取組としては、次頁の表に示すよう、ごみの収集頻度や分別体制を基本的に統一すること、単なるごみ処理施設ではなく、新技術を活用しながら地域へエネルギーや資源を供給するといった地域循環共生圏の核となり得る施設整備とするなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築することが重要と示しています。

※：環循適発第1903293号(平成31年3月29日)より

表 1.1.4.15 広域化・集約化の考え方

項 目	内 容
現状の課題	・焼却施設のうち全連続炉は約半数(半数は、准連続またはバッチ運転) ・一部のブロックでは集約化されず単独処理 ・一部の市町村では減容化(焼却、生ごみ堆肥化・メタン化、破碎など)をせずに直接埋立処分 ・全国的な物価、人件費の上昇を背景に、主に処理・維持管理費が増加傾向 ※今後の検討においては、集約化による建設費・維持管理費等の減少と輸送の長距離化による運搬経費の増加を総体的に考慮する必要がある。
北海道の地域特性	・人口密度は2015年国勢調査で69人/km²と全国の約1/5であり、2040年までの間に札幌圏への人口集中と少子高齢化による人口減少がさらに進行することが予測 ・冬期は豪雪に加えて低温による路面凍結もあり、頻繁に交通障害が発生 ※今後の検討においては、収集運搬による環境負荷とのバランスや収集運搬の効率と安全確保の視点を考慮する必要がある。
基本方針	・広域ブロック内における単独処理を含む実質小区分の解消に努める ・焼却施設は可能な限り全連続炉とする ・焼却施設以外の新設・更新に当っては、共同処理を検討 ・焼却処理を行わない地域における資源化、最終処分量の減容化の検討 ・地球温暖化防止に向けた取組〈廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減〉

出典：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和4年7月)

表 1.1.4.16 広域化・集約化の計画推進に向けた取組

項 目	内 容
(1)広域化・集約化を進める上での課題、検討事項	①収集、分別方法の統一 ごみの収集頻度や分別の体制について統一する必要がある、市民の十分な理解と協力が必要 ②「プラスチック資源循環法」への対応 法の施行による焼却量の減少やごみの組成変化に留意が必要 ③災害対策を踏まえた処理連携等の検討 災害に対する施設の強靱化を図るとともに、市町村同士の連携体制の構築の検討が重要 ④新技術の活用と新たな価値の創出 単なるごみ処理施設ではなく、新技術を活用しながら地域へエネルギーや資源を供給する拠点、環境教育・環境学習の場、災害時の防災拠点としての活用など、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要
(2)各主体の責務・役割	【市町村等】 ①広域・集約化計画を踏まえた一般廃棄物処理基本計画の改定 ②ごみ処理施設(焼却、資源化、最終処分場等)は、設置場所が特定の市町村に集中しないよう、ブロック内市町村の役割分担を検討 ③近隣市町村との情報共有、広域化・集約化の協議 【北海道】 ①各ブロックの進捗状況等の把握 ②市町村等間の調整、技術的支援 ③複数ブロック間の協議・調整 ④広域化・集約化の推進に対して、効果的にインセンティブが働くものとなるよう、必要に応じ、国に対して交付金制度の充実などを要望

出典：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和4年7月)

第2章 別海町の特性

第1節 位置と地勢、道路・交通

1-1. 位置と地勢

本町は、北海道東部根室管内の中央に位置しています。東西 61.4 km、南北 44.3 kmに広がり、総面積 1,319.63km²有しています。東はオホーツク海に面した海岸線となっており、根室市、標津町、中標津町など 6 市町と隣接しています。

また、野付半島は国後島から約 16 kmの距離に位置しており、北方領土隣接地域となっています。

地勢は、内陸の大半が丘陵地帯で、大平原が広がっています。また、海岸部は根室湾につながる汽水湖の風蓮湖があります。ほか、西別川や風蓮川、床丹川、春別川、当幌川、ヤウシュベツ川などの多くの川がオホーツク海へ注いでいます。

出典：第7次別海町総合計画(令和2年3月 改訂版)

表 1.2.1.1 別海町の位置・面積

方位	経緯度	面積
極東	東経 145 度 23 分 40 秒	1,319.63km ²
極西	東経 144 度 38 分 20 秒	
極南	北緯 43 度 12 分 45 秒	
極北	北緯 43 度 36 分 41 秒	

出典：別海町統計資料(平成 29 年度)

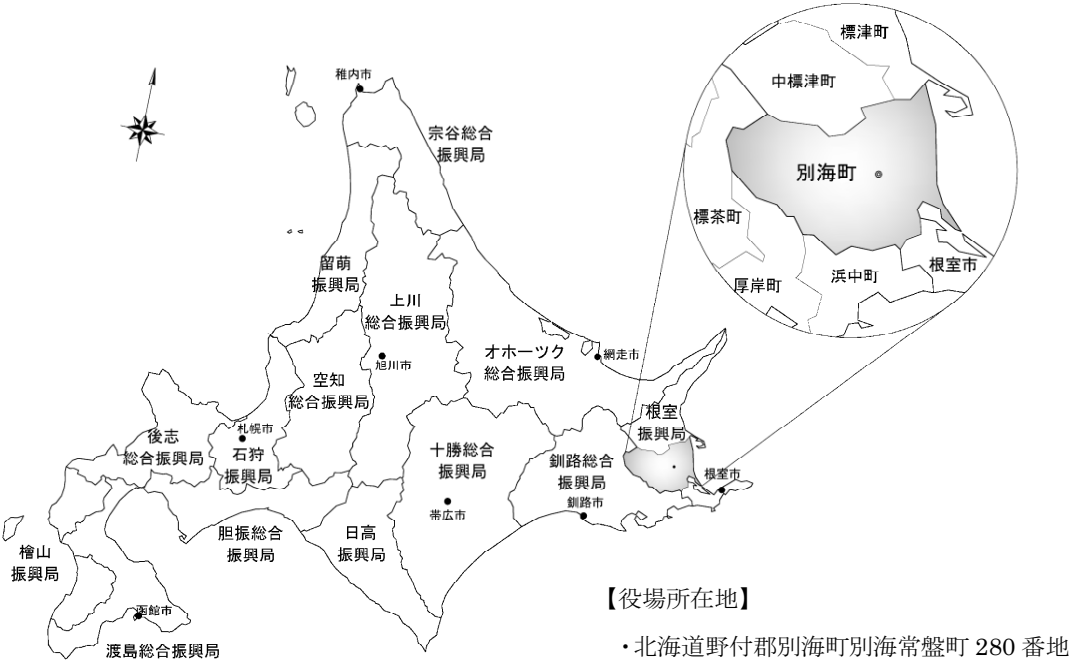


図 1.2.1.1 別海町の位置図

1-2. 道路・交通

町内の道路網は、国道 243 号、国道 244 号、国道 272 号の 3 路線の広域交通網を中心に、近隣市町を結ぶ道道、並びに地域内を結ぶ町道により形成されています。

地域高規格道路については、根室中標津道路(根室市～中標津空港)及び釧路中標津道路(釧路市～標津町)の整備が進められており、釧路中標津道路においては整備ルートの一部が既に開通しています。

町内の公共交通としては、民間の路線バスや町営の地域生活バス(上風連線、上春別線、西春別線、尾岱沼線)が運行しています。

また、別海市街地から車で約 30 分の距離に根室中標津空港があり、新千歳空港、羽田空港との直行便が発着しています。

出典：第 7 次別海町総合計画(令和 2 年 3 月 改訂版)



図 1.2.1.2 別海町の位置と道路・交通網の状況

第2節 歴史と沿革

2-1. 歴史

本町の歴史として最も開拓が早かったのは東部沿岸部で、江戸後期にニシン漁を中心とした漁場が開設されたことに始まります。

また、その地理的条件から野付半島は、知床方面・根室方面・国後・択捉方面を結ぶ重要な港として、そして日本の最東端を守る北方警備の要衝として多くの役割を果たしてきました。

その後、明治末期には内陸原野の開墾が始まりましたが、冷涼な気候や火山灰性土壌など厳しい自然条件により、次第に畑作農業から牧畜農業へ転換し、昭和30年代のパイロットファーム建設事業、昭和48年(1973年)から昭和58年(1983年)の新酪農村建設事業などが進められました。

現在では、耕地面積の広さが約6万haで日本一、乳用牛の飼養数が約11万頭と日本一、生乳生産量についても約50万トンで日本一というように、酪農を中心に大きく注目される町となっています。

出典：第7次別海町総合計画(令和2年3月 改訂版)
別海町調べ

2-2. 沿革

本町の沿革は、明治12年(1879年)に別海外四ヶ村戸長役場(別海村、平糸村、野付村、西別村、走古丹村)が設置され、明治39年(1906年)には和田村(現根室市)管轄の厚別村を編入して、別海外五ヶ村戸長役場となりました。

そして大正12年(1923年)4月に2級町村制が施行されて別海村が誕生し、その後昭和46年(1971年)4月に町制を施行し、現在の別海町となっています。

町名の「別海」は、アイヌ語の「川の折れ曲がっている」を意味する「ペツ・カイエ」が転訛したものといわれています。

出典：第7次別海町総合計画(令和2年3月 改訂版)

第3節 自然、気候的特性

3-1. 自然状況

内陸部は大陸性の内陸型気候、海岸部は海洋性気候を示しており、年間の最深積雪は1m未満であることが多く、道内でも比較的降雪量が少ないことが特徴です。

気温は平均 5～6℃と冷涼で、年間降水量は 800～1,600mm 程度となっています。

見通しの良い平野に牧草地が果てしなく広がる他、海岸部には渡り鳥の中継地点として重要な役割を担う、ラムサール条約登録湿地である野付半島や野付湾、また風蓮湖があり、豊かな自然環境に恵まれています。

野付半島は長さ 26 kmと日本最大の砂嘴であり、森林、草原、高層湿原、砂浜、干潟があるほか、天然木の立ち枯れの風景(トドワラ・ナラワラ)を望むことができます。

出典：第7次別海町総合計画(令和2年3月 改訂版)

3-2. 気象災害

(1) 特徴

本町における過去の災害発生については、暴風、暴風雪(低気圧、台風等)に伴う高波及び高潮による被害が最も多く、以下、大雨、地震、津波等が主なものとなります。

根室地方で夏の間に近づく台風や台風から変わった低気圧は、特に雨に注意が必要であり、秋には北日本で衰弱せず風雨ともに強いものがあり、最悪のコースは、道東を北東に進む場合で、暴風や高潮の加わった大時化による沿岸被害が想定されます。

出典：別海町地域防災計画(令和4年3月 一部改正)

(2) 近年の気象災害

平成18年(2006年)10月7日から10日の台風16号による大雨・強風では、町内でも海岸部を中心に住宅床上浸水や漁具、営農施設など601件もの被害が発生しました。

また、平成25年(2013年)3月2日から3日の北海道を横断した爆弾低気圧による暴風雪では、送電線の破損や航空機・船舶・鉄道の運休、交通障害などのライフラインに関する被害が発生し、北海道東部を中心に9名の方が亡くなっています。

3-3. 気候的特性

別海観測所における気象概況について、平成 25 年(2013 年)から令和 4 年(2022 年)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

日平均の気温について、6℃を超えた年次をみると、平成 25 年(2013 年)から平成 29 年(2017 年)までの前期 5 ヶ年では 1 年であるのに対し、平成 30 年(2018 年)から令和 4 年(2022 年)までの後期 5 ヶ年では 4 年と多くなり、また直近の令和 4 年(2022 年)が 6.8℃と最も高いことなど、本町においても地球温暖化による気温上昇の傾向が伺えます。

総降水量については、最大が平成 28 年(2016 年)の 1581.5mm に対し、最小が令和 2 年(2020 年)の 854.0mm と約 1.9 倍もの差があり不規則な傾向がみられます。

総降雪量について、300cm を超えた年次をみると、前期 5 ヶ年では 3 年であるのに対し、後期 5 ヶ年は該当年次なしであり、気候変動の傾向がみられます。

表 1.2.3.1 年別気象概況(別海観測所)

年次	気温(℃)			降水量(mm)		降雪(cm)		積雪(cm)
	日平均	最高	最低	総量	日最大	総量	日最大	最深
平成 25 年 (2013)	5.8	30.5	-23.8	1369.5	178.5	337	27	84
平成 26 年 (2014)	5.8	30.8	-21.5	1229.0	102.0	301	27	74
平成 27 年 (2015)	6.6	34.9	-23.9	1387.0	155.5	357	37	111
平成 28 年 (2016)	5.6	31.3	-22.7	1581.5	129.5	247	41	61
平成 29 年 (2017)	5.5	35.1	-27.3	940.0	58.5	285	30	95
平成 30 年 (2018)	5.9	32.8	-22.3	1224.0	81.5	297	26	68
令和 1 年 (2019)	6.1	36.6	-28.7	1044.5	89.5	276	19	66
令和 2 年 (2020)	6.3	33.6	-21.5	854.0	54.5	204	53	81
令和 3 年 (2021)	6.5	32.1	-25.4	1369.5	105.0	198	27	60
令和 4 年 (2022)	6.8	33.0	-23.0	1338.5	89.5	265	33	94
平 均 値	6.1	33.1	-24.0	1223.8	104.4	276.7	32.0	79.4

出典：気象庁 過去の気象データ(アメダス別海観測所)

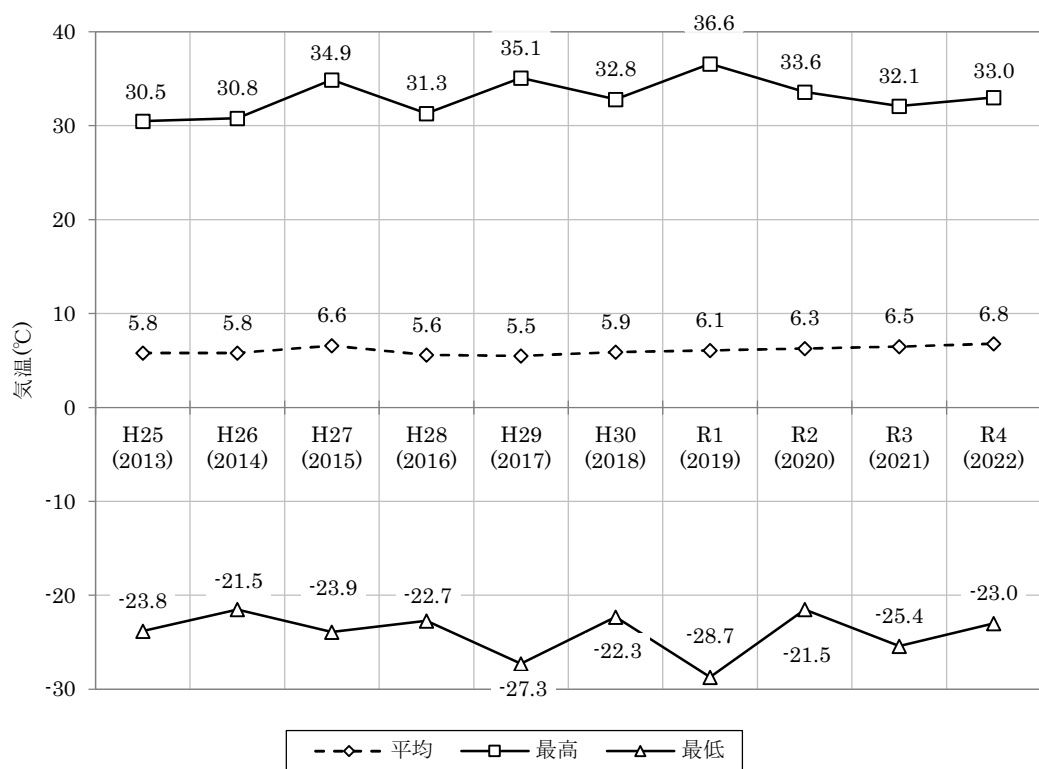


図 1.2.3.1 年別気温概況(別海観測所)

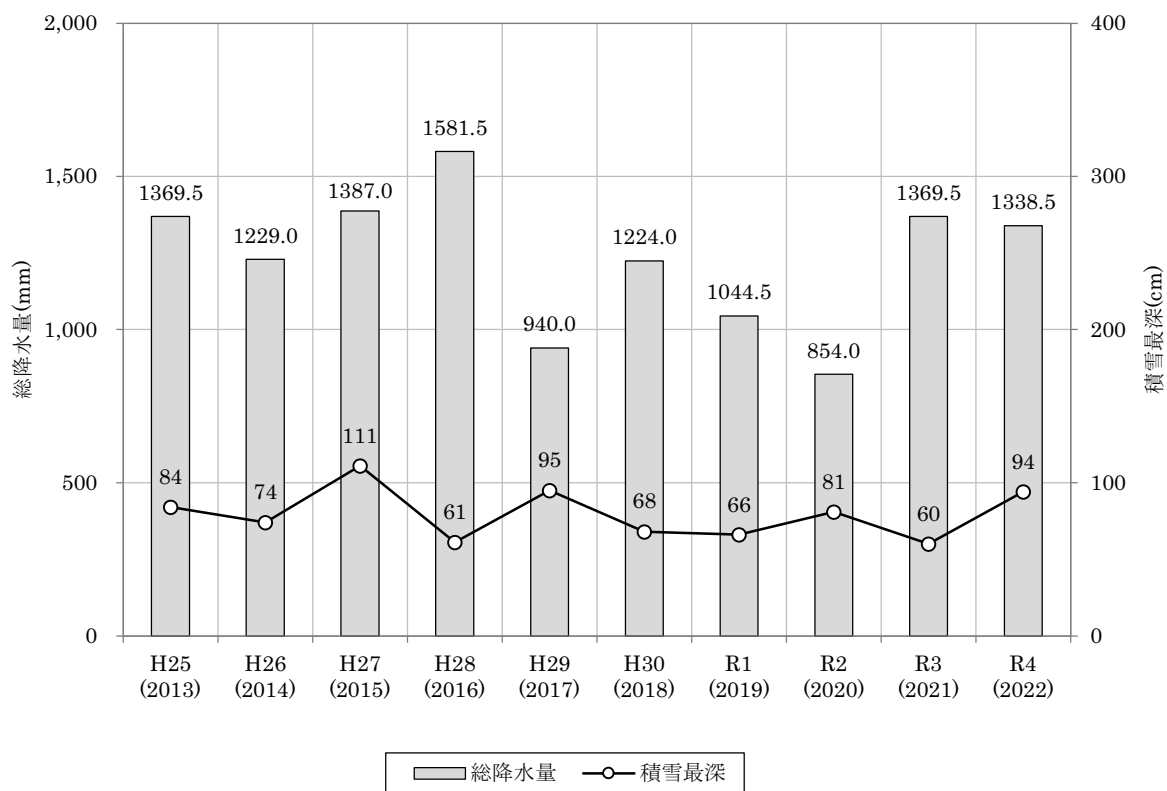


図 1.2.3.2 年別総降水量・積雪最深概況(別海観測所)

表 1.2.3.2 令和4年(2022年)の月別気象概況(別海観測所)

月	降水量(mm)		気温(℃)					風向・風速(m/s)			日照	雪(cm)	
	合計	日最大	平均			最高	最低	平均風速	最大風速		時間(h)	降雪合計	最深積雪
			日平均	日最高	日最低				風速	風向			
1	52.0	31.5	-6.6	-0.7	-13.8	3.2	-23.0	2.0	9.6	北西	154.2	66	51
2	40.5	24.0	-6.1	-0.2	-13.2	7.0	-19.5	1.9	8.0	北西	154.4	69	94
3	100.5	36.0	-0.1	5.0	-5.6	13.1	-14.5	2.2	10.4	北北西	165.3	80	93
4	16.5	5.5	5.8	13.1	-0.9	23.9	-7.0	2.4	7.5	北北西	223.2	7	38
5	109.0	37.5	10.9	17.6	4.7	25.6	-4.1	2.6	7.9	南南東	190.7	—	—
6	189.0	49.5	12.7	17.6	9.2	31.1	3.3	2.1	6.9	南	105.0	—	—
7	176.5	89.5	17.9	23.0	14.2	33.0	10.3	1.7	6.0	北北西	108.2	—	—
8	329.0	71.5	19.1	23.2	15.7	28.6	11.9	1.8	6.5	北東	87.9	—	—
9	98.5	32.5	16.7	22.7	11.1	29.0	2.6	1.5	7.6	北	140.7	—	—
10	80.5	28.0	10.0	16.2	4.0	25.7	-3.1	1.6	5.8	南東	147.6	—	—
11	32.5	9.5	4.6	11.3	-2.4	17.7	-7.6	1.7	7.5	南南西	138.7	—	—
12	114.0	55.5	-3.6	2.3	-9.7	8.1	-17.9	1.8	8.8	東北東	172.0	33	26

出典：気象庁 過去の気象データ(アメダス別海観測所)

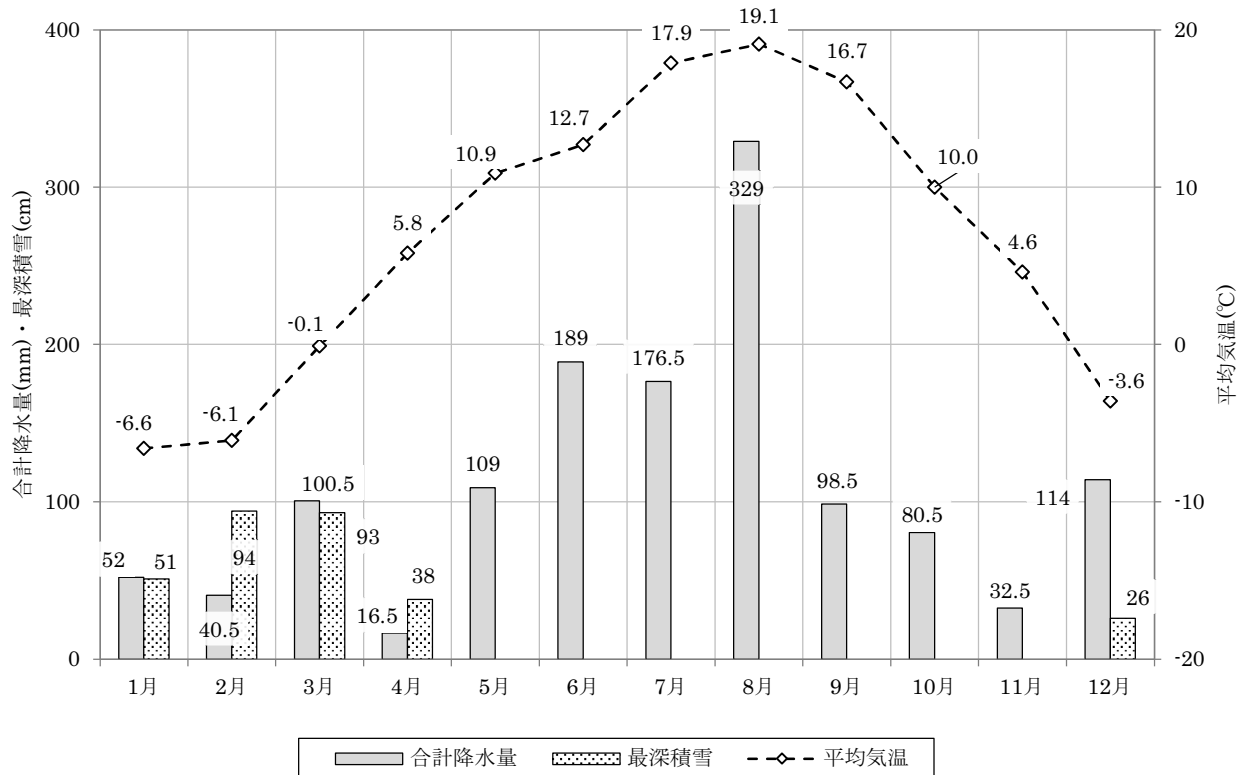


図 1.2.3.3 令和4年(2022年)の月別気象概況(合計降水量・最深積雪・平均気温)

第4節 人口・世帯状況

4-1. 行政人口及び世帯数の推移

国勢調査による本町の人口及び世帯数の推移を下表に示します。

総人口について、最も多かった年・人数は昭和35年(1960年)の21,878人です。

その後、昭和55年(1980年)から減少傾向に転じ、直近の令和2年(2020年)では14,380人と15,000人を下回り、20年前である平成12年(2000年)の約85%、また10年前である平成22年(2010年)の約91%と、著しく減少しています。

一方、世帯数は、昭和60年(1985年)以降、一貫した増加傾向を示します。

総人口に対する一世帯当りの平均人員については、平成17年(2005年)で2.8人と3人を下回り、令和2年(2020年)では2.4人と更に減少していることから、核家族化の進行と単独世帯が増加していることが伺えます。

表 1.2.4.1 人口及び世帯数の推移(別海町)

(単位:世帯、人、人/世帯)

年次	世帯数 (世帯)	人 口			一世帯当り 平均人員
		総数	男	女	
昭和15年 (1940)	2,316	13,222	7,091	6,141	5.7
昭和22年 (1947)	2,682	15,471	7,937	7,534	5.8
昭和25年 (1950)	3,008	17,291	8,927	8,364	5.7
昭和30年 (1955)	3,549	19,690	10,162	9,528	5.5
昭和35年 (1960)	4,278	21,878	11,316	10,562	5.1
昭和40年 (1965)	4,188	19,502	9,940	9,562	4.7
昭和45年 (1970)	4,329	18,296	9,383	8,913	4.2
昭和50年 (1975)	4,693	18,078	9,242	8,836	3.9
昭和55年 (1980)	5,385	19,035	9,800	9,235	3.5
昭和60年 (1985)	5,197	18,533	9,381	9,152	3.6
平成2年 (1990)	5,304	18,297	9,187	9,110	3.4
平成7年 (1995)	5,399	17,549	8,753	8,796	3.3
平成12年 (2000)	5,553	16,910	8,435	8,475	3.0
平成17年 (2005)	5,788	16,460	8,143	8,317	2.8
平成22年 (2010)	5,862	15,855	7,883	7,972	2.7
平成27年 (2015)	5,997	15,273	7,687	7,586	2.5
令和2年 (2020)	6,092	14,380	7,286	7,094	2.4

出典：各年の国勢調査

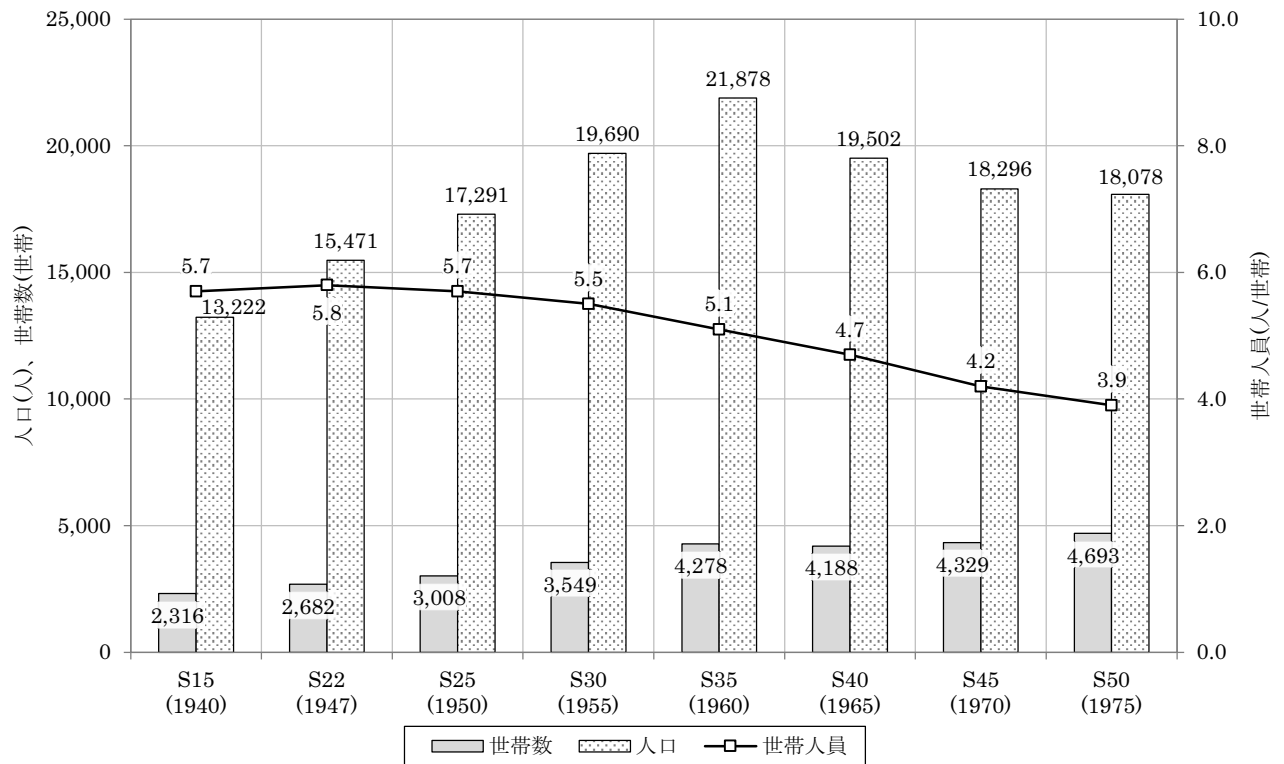


図 1.2.4.1 人口及び世帯数、世帯人員の推移
【昭和 15 年(1940 年)から昭和 50 年(1975 年)】

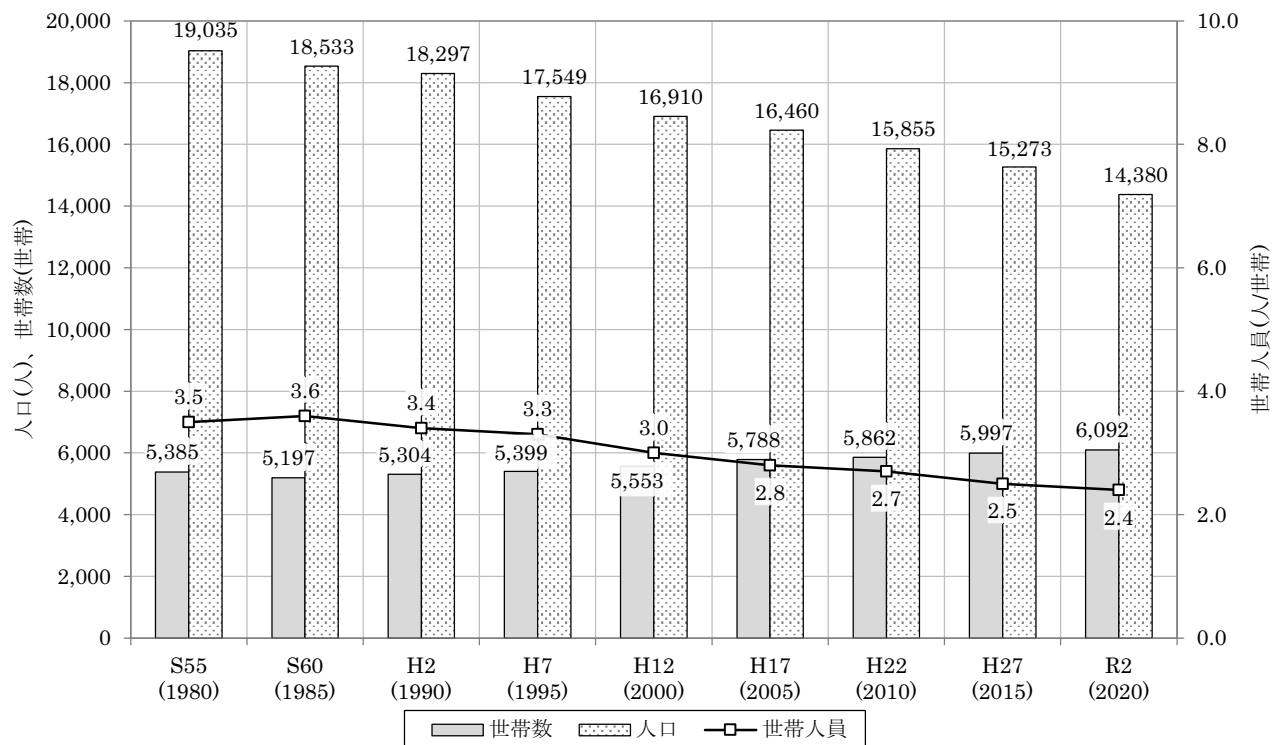


図 1.2.4.2 人口及び世帯数、世帯人員の推移
【昭和 55 年(1980 年)から令和 2 年(2020 年)】

4-2. 年齢階層別人口

本町の年齢階層別人口を下表に示します。

65 歳以上人口の割合について、令和 2 年(2020 年)では 27.8%と、平成 27 年(2015 年)に対して 3.3 ポイントの増加です。

65 歳以上人口の割合について、道内の多くの自治体が 30%を超えている中で、本町は 30%未満と、高齢化率が比較的低いことが伺えます。

表 1.2.4.2 年齢階層別人口(平成 27 年(2015 年)/令和 2 年(2020 年))

(単位：人、%)

項 目	平成 27 年(2015)		令和 2 年(2020)			
	人 口	構成比	総 数		男 女 別	
			人 口	構成比	男	女
総 数	15,273	100.0	14,380	100.0	7,286	7,094
15 歳未満	2,338	15.3	1,849	12.9	955	894
0～4	690	4.5	506	3.5	272	234
5～9	811	5.3	610	4.2	310	300
10～14	837	5.5	733	5.1	373	360
15～64 歳	9,177	60.1	7,996	55.6	4,210	3,786
15～19	536	3.5	562	3.9	287	275
20～24	519	3.4	536	3.7	302	234
25～29	898	5.9	633	4.4	366	267
30～34	924	6.0	814	5.7	445	369
35～39	1,064	7.0	836	5.8	445	391
40～44	1,040	6.8	968	6.7	513	455
45～49	848	5.6	948	6.6	503	445
50～54	988	6.5	787	5.5	410	377
55～59	1,102	7.2	918	6.4	449	469
60～64	1,258	8.2	994	6.9	490	504
65～99 歳	3,746	24.5	3,992	27.8	1,795	2,197
65～69	1,126	7.4	1,132	7.9	575	557
70～74	794	5.2	988	6.9	474	514
75～79	615	4.0	680	4.7	304	376
80～84	594	3.9	475	3.3	193	282
85～89	394	2.6	434	3.0	165	269
90～94	180	1.2	207	1.4	65	142
95～99	36	0.2	67	0.5	18	49
100 歳以上	7	0.0	9	0.1	1	8
不 詳	12	0.1	543	3.8	326	217

出典：各年の国勢調査

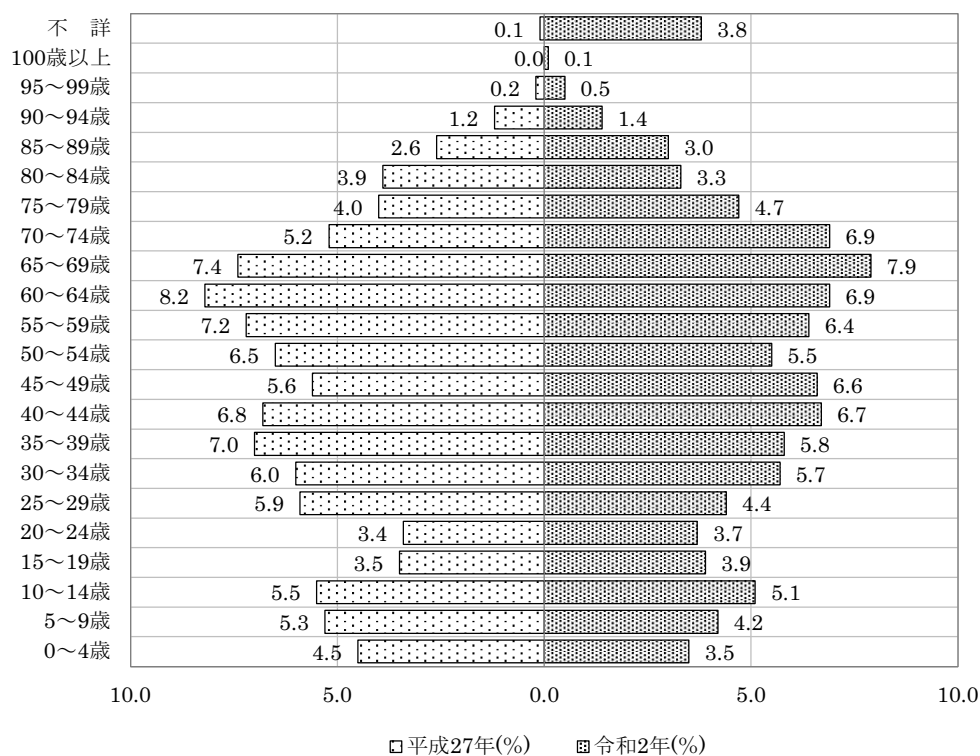


図 1.2.4.3 年齢階層別人口の割合(平成 27 年(2015 年)/令和 2 年(2020 年))

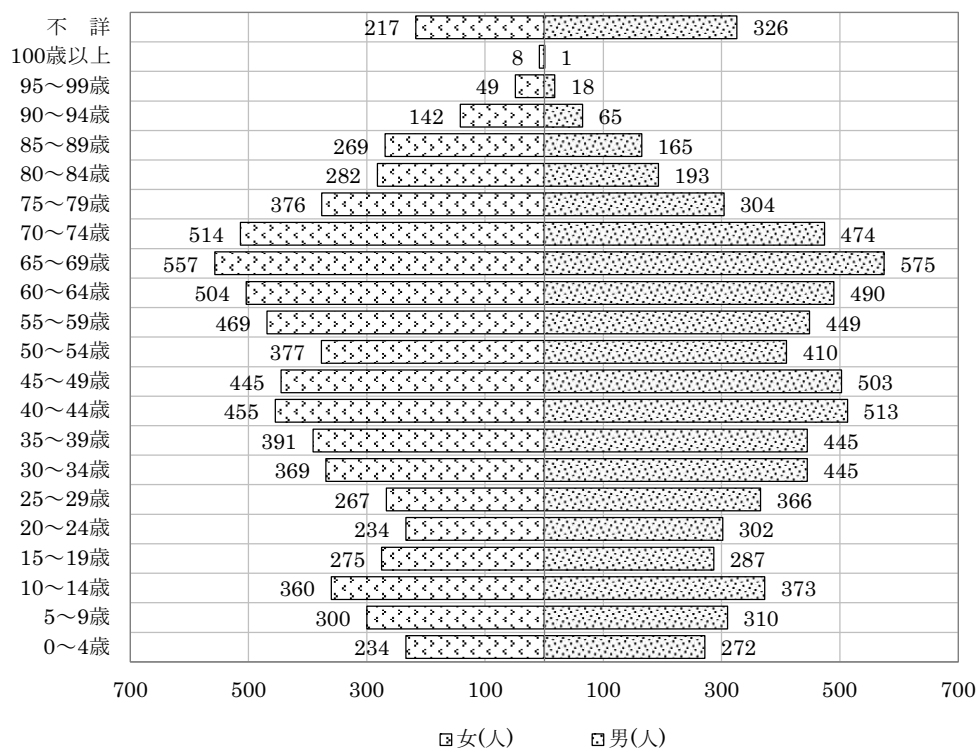


図 1.2.4.4 年齢階層別の男女人口(令和 2 年(2020 年))

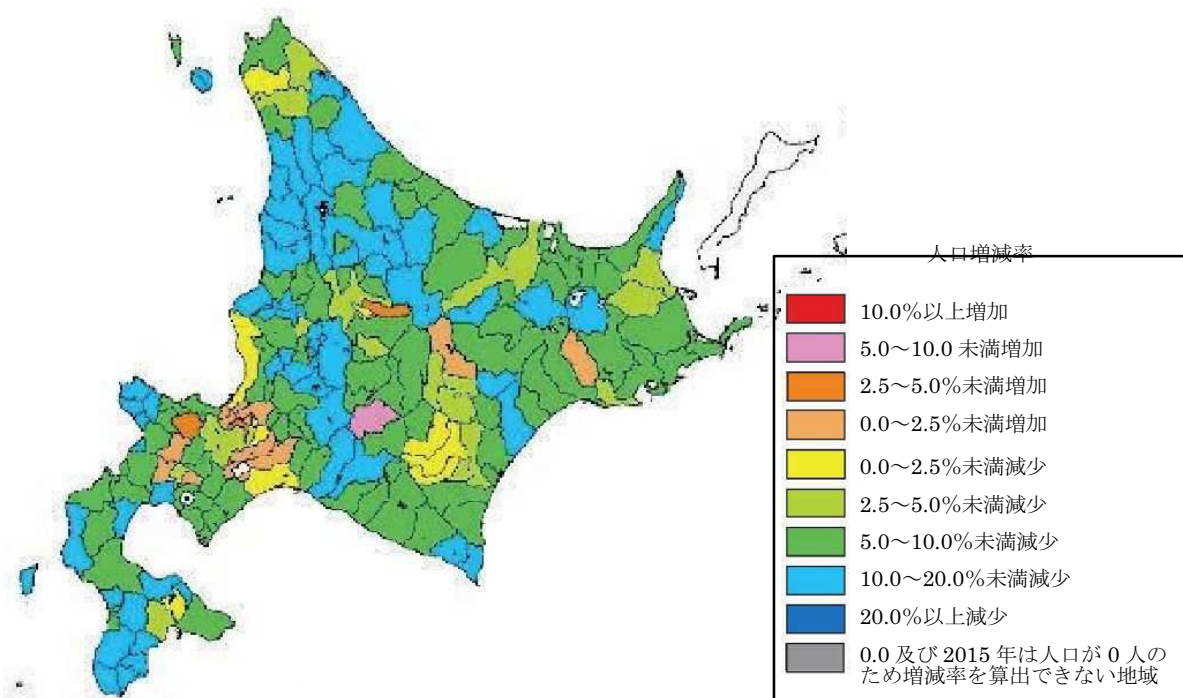


図 1.2.4.5 令和 2 年(2020 年)国勢調査による道内市町村別人口増減率

出典：国勢調査 市町村別人口地図(令和 2 年度)

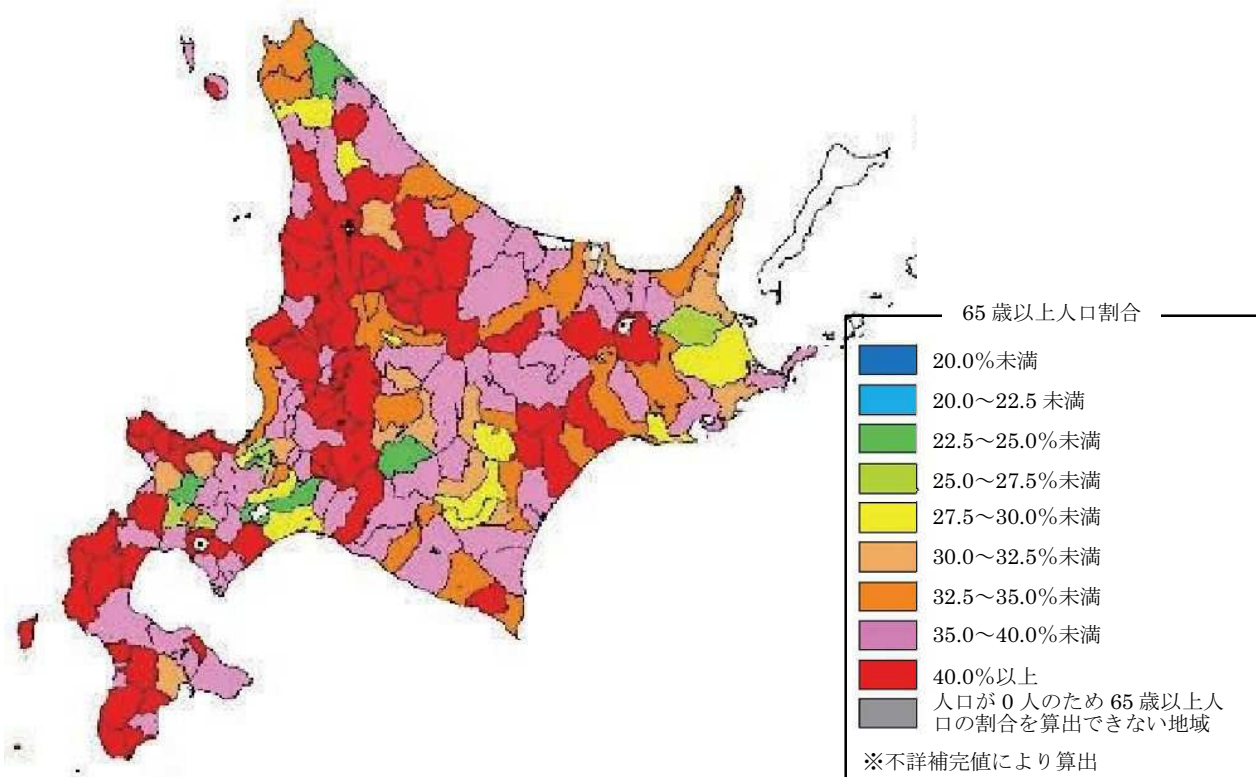


図 1.2.4.6 令和 2 年(2020 年)国勢調査による道内 65 歳以上人口割合

出典：国勢調査 市町村別人口地図(令和 2 年度)

4-3. 人口動態の推移

本町における人口動態の傾向は、経年的に自然動態で死亡数が出生数を上回る状況が続き、社会動態においても転出数が転入数を上回る状況にあります。

表 1.2.4.3 人口動態の推移

(単位：人)

項目	自然動態			社会動態			職 権		
	出生	死亡	差	転入	転出	差	その他増	その他減	差
H25	152	159	▲ 7	711	830	▲119	10	17	▲ 7
H26	121	142	▲21	682	776	▲ 94	3	22	▲19
H27	141	138	3	676	810	▲134	5	26	▲21
H28	114	162	▲48	654	804	▲150	12	12	0
H29	121	149	▲28	666	748	▲ 82	9	19	▲10
H30	106	178	▲72	661	788	▲127	10	17	▲ 7
R1	97	178	▲81	669	751	▲ 82	8	10	▲ 2
R2	108	156	▲48	604	735	▲131	13	13	0
R3	97	175	▲78	526	711	▲185	6	12	▲ 6
R4	83	172	▲89	713	802	▲ 89	7	15	▲ 8

出典：北海道計画局統計課

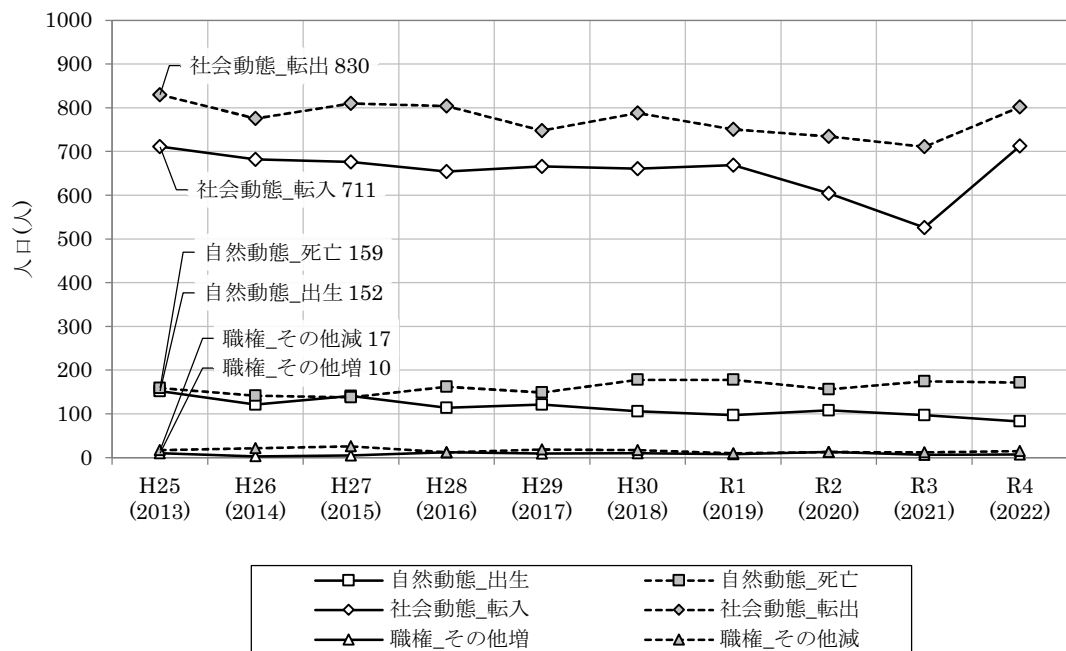


図 1.2.4.7 人口動態の推移

4-4. 就業人口の推移

本町の産業別 15 歳以上就業者数について、令和 2 年(2020 年)では、第三次産業が 3,758 人と最も多く、全体の 46.3%を占めており、以下、農業を主とする第一次産業が 39.7%、建設業・製造業などの第二次産業が 13.8%と続きます。

平成 22 年(2010 年)と令和 2 年(2020 年)を比較すると、第一次産業の割合が減少する一方、第二次産業と第三次産業が微増していることが伺えます。

表 1.2.4.4 産業別 15 歳以上就業者数の推移

区 分	平成 22 年(2010)		平成 27 年(2015)		令和 2 年(2020)	
	人	%	人	%	人	%
第一次産業	3,465	40.3	3,357	39.5	3,224	39.7
農 業	2,967	34.5	2,750	32.3	2,663	32.8
林 業	23	0.3	25	0.3	26	0.3
漁 業	475	5.5	582	6.8	535	6.6
第二次産業	1,106	12.9	1,115	13.1	1,122	13.8
鉱 業	2	0.0	—	—	1	0.0
建 設 業	486	5.7	467	5.5	444	5.5
製 造 業	618	7.2	648	7.6	677	8.3
第三次産業	3,894	45.3	3,924	46.1	3,758	46.3
卸売・小売業、飲食店	752	8.8	719	8.5	623	7.7
金融・保険業	62	0.7	52	0.6	71	0.9
不動産業	14	0.2	11	0.1	21	0.3
運輸・通信(郵便)業	268	3.1	218	2.6	188	2.3
情報通信業	14	0.2	14	0.2	21	0.3
電気・ガス・水道	26	0.3	27	0.3	30	0.4
学術研究、専門・技術サービス	131	1.5	167	2.0	136	1.7
宿泊業、飲食サービス業	264	3.1	244	2.9	221	2.7
生活関連サービス業・娯楽業	131	1.5	119	1.4	101	1.2
教育・学習支援業	340	4.0	349	4.1	388	4.8
医療・福祉	529	6.2	613	7.2	636	7.8
複合サービス業	336	3.9	380	4.5	341	4.2
サービス業(その他)	465	5.4	469	5.5	439	5.4
公務(他に分類されないもの)	562	6.5	542	6.4	542	6.7
分類不可能の産業	124	1.4	111	1.3	10	0.1
総 数	8,589	100.0	8,507	100.0	8,114	100.0

出典：各年の国勢調査

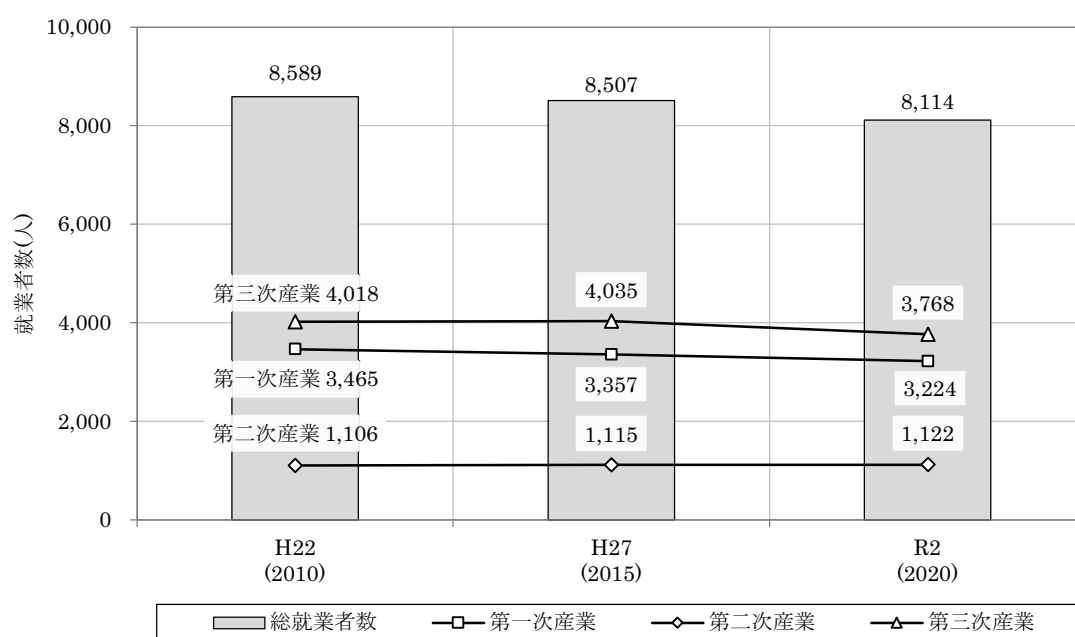
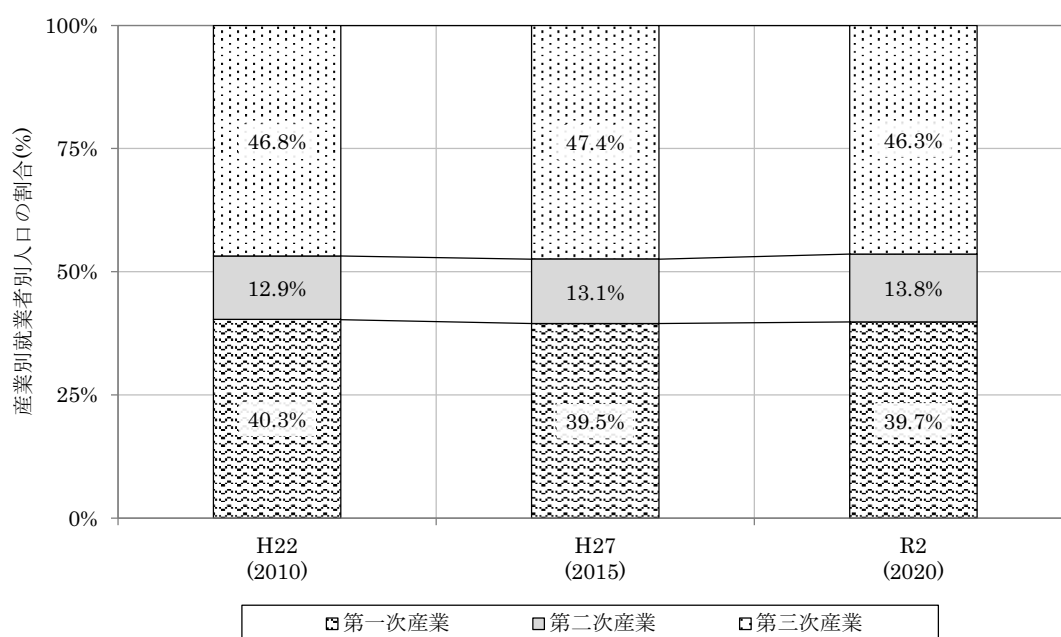


図 1.2.4.8 産業別 15 歳以上就業者数の推移



※：「分類不可能の産業」の就業者数については、第三次産業に含めています。

図 1.2.4.9 産業別 15 歳以上就業者数の割合・推移

表 1.2.4.5 産業分類の推移

(単位：事業所、人)

区分	平成 26 年(2014 年)		平成 28 年(2016 年)		令和 3 年(2021 年)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	115	836	108	821	134	1,048
農林・漁業	115	836	108	821	134	1,048
第二次産業	118	1,501	114	1,474	111	1,550
鉱業	2	8	2	4	2	4
建設業	67	566	66	530	64	528
製造業	49	927	46	940	45	1,018
第三次産業	562	4,106	484	3,111	492	3,834
電気・ガス・熱供給・水道業	2	14	2	14	6	29
情報通信業	2	13	2	13	1	12
運輸・郵便業	24	281	23	340	22	324
卸売・小売業	148	895	144	860	132	820
金融・保険業	8	152	7	106	6	106
不動産業・物品賃貸業	46	69	42	66	39	63
学術研究・専門・技術サービス業	15	126	13	68	15	115
宿泊業、飲食サービス業	93	318	87	287	69	325
生活関連サービス業、娯楽業	53	164	46	141	43	102
教育、学習支援業	39	407	10	46	35	470
医療、福祉	48	767	26	338	46	727
複合サービス業	18	430	16	3,770	16	317
サービス業*	66	470	66	462	62	424
総数	795	6,443	706	5,406	737	6,432
公務	19	571	-	-	19	566

※：他に分類されないもの

出典：各年の経済センサス

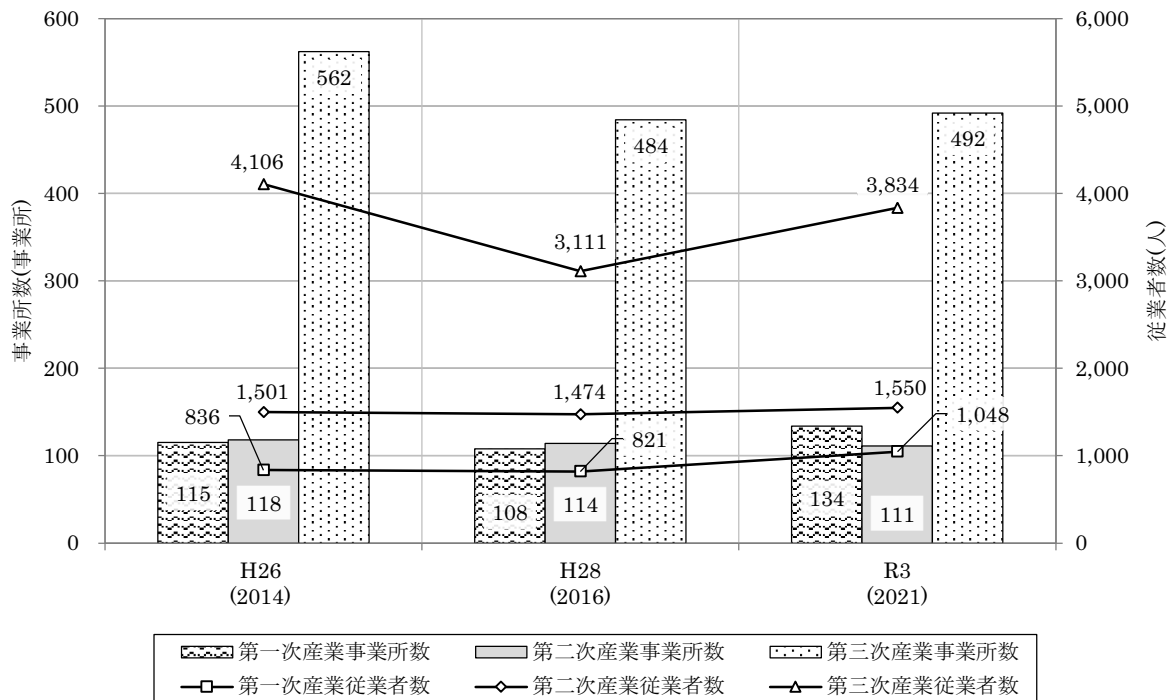


図 1.2.4.10 産業分類の推移

第5節 産業

5-1. 産業の現状

(1) 産業構造における売上(収入)

本町の産業構造における売上(収入)額について、第三次産業が 658 億 400 万円と最も多く、次いで第一次産業の 290 億 8000 万円となっています。

産業細分類別の売上(収入)では、卸売・小売業が 22.5%、農林・漁業が 15.0%と、高い割合を示します。

表 1.2.5.1 産業別の売上(収入)額

業 種 別	売上(収入)額 (百万円)	比 率 (%)
総 数	193,952	100.0
第一次産業	29,080	15.0
第二次産業	15,328	7.9
第三次産業	65,804	33.9

※：出典資料の一部金額にプライバシー保護のため非公表の数値(X 表記)があります。

そのため各業種の合計値と合計比率は一致していません。

※：事業所ごとの売上高を把握していない一部産業の事業所等については試算値であり、個々の事業所からの報告値ではないため、個人事業主の売上高は含みません。

出典：経済センサス(令和3年度)

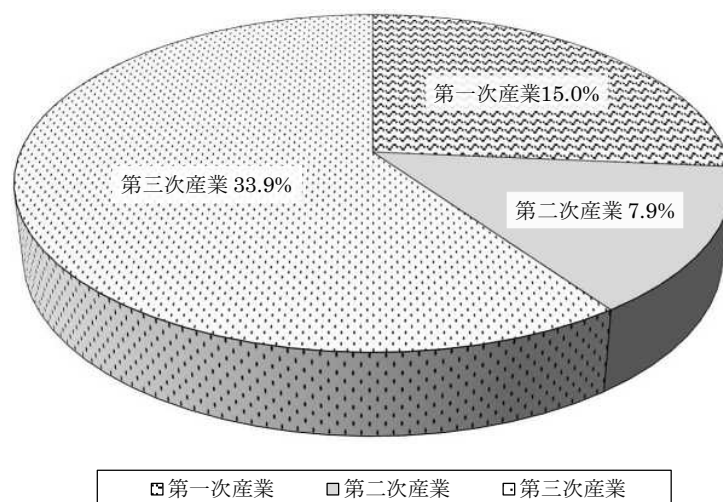


図 1.2.5.1 産業別売上(収入)額の割合

表 1.2.5.2 産業細分類別の売上(収入)額

産 業 細 分 類	売上(収入)額 (百万円)	比率 (%)
第一次産業	29,080	15.0
農林・漁業	29,080	15.0
第二次産業	15,328	7.9
鉱 業	X*	X*
建設業	15,328	7.9
製造業	X*	X*
第三次産業	65,804	33.9
電気・ガス・熱供給・水道業	305	0.2
情報通信業	X*	X*
運輸・郵便業	3,392	1.8
卸売・小売業	43,550	22.5
金融・保険業	3,913	2.0
不動産業・物品賃貸業	869	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	1,224	0.6
宿泊業、飲食サービス業	677	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	714	0.4
教育、学習支援業	287	0.2
医療、福祉	1,876	1.0
複合サービス業	5,377	2.8
サービス業	3,620	1.9
全 産 業 合 計	193,952	100.0

※：「X」は出典資料内の表記です(プライバシーを保護するため非公表)。

出典：経済センサス(令和3年度)

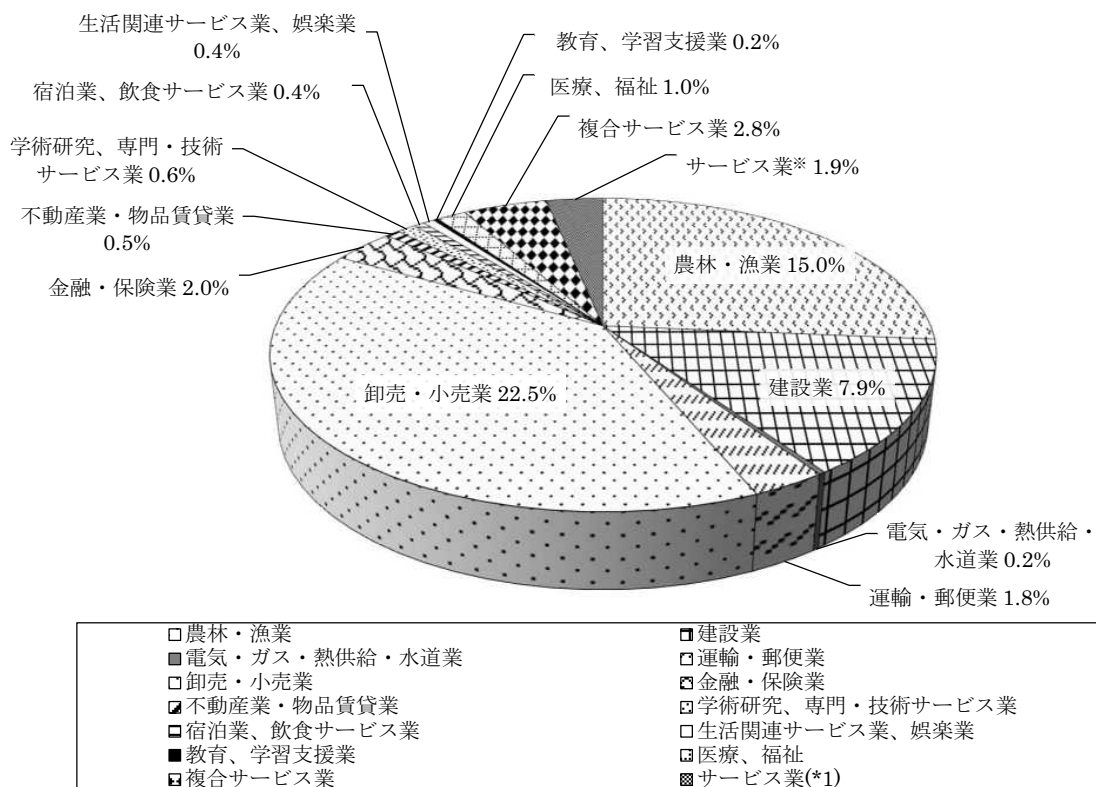


図 1.2.5.2 産業細分類別の売上(収入)額

(2) 産業別就業者数

①第一次産業

本町の第一次産業における就業者数について、農業が 2,663 人と最も多く、全体の 82.6%を占めており、以下、漁業が 16.6%、林業が 0.8%と続きます。

表 1.2.5.3 分類別就業者数(第一次産業)

区 分	就業者数(人)			割合(%)
	総 数	男	女	
農 業	2,663	1,544	1,119	82.6
林 業	26	21	5	0.8
漁 業	535	454	81	16.6
合 計	3,224	2,019	1,205	100.0

出典：国勢調査(令和 2 年度)

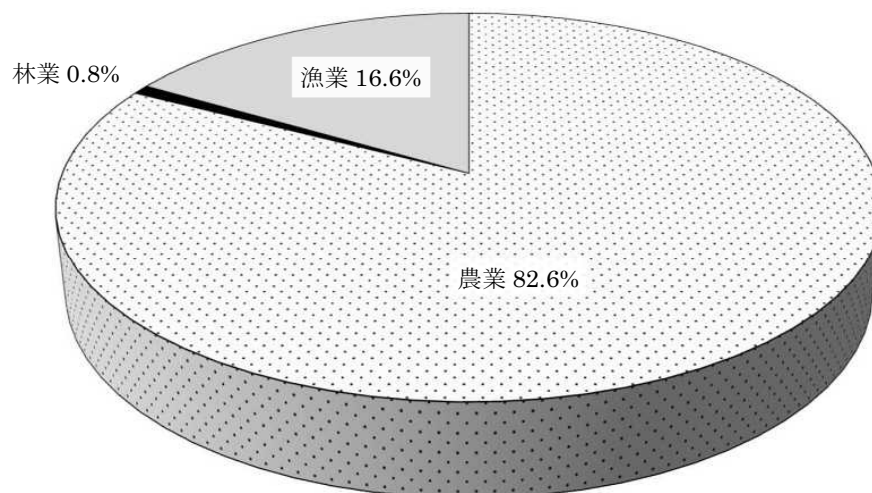


図 1.2.5.3 第一次産業における就業者数の割合

②第二次産業

本町の第二次産業における就業者数について、製造業が 677 人と最も多く、全体の 60.3%を占めており、以下、建設業が 39.6%、鉱業、採石業、砂利採取業が 0.1%と続きます。

表 1.2.5.4 分類別就業者数(第二次産業)

区 分	就業者数(人)			割合(%)
	総 数	男	女	
鉱業、採石業、 砂利採取業	1	1	—	0.1
建 設 業	444	356	88	39.6
製 造 業	677	345	332	60.3
合 計	1,122	702	420	100.0

出典：国勢調査(令和 2 年度)

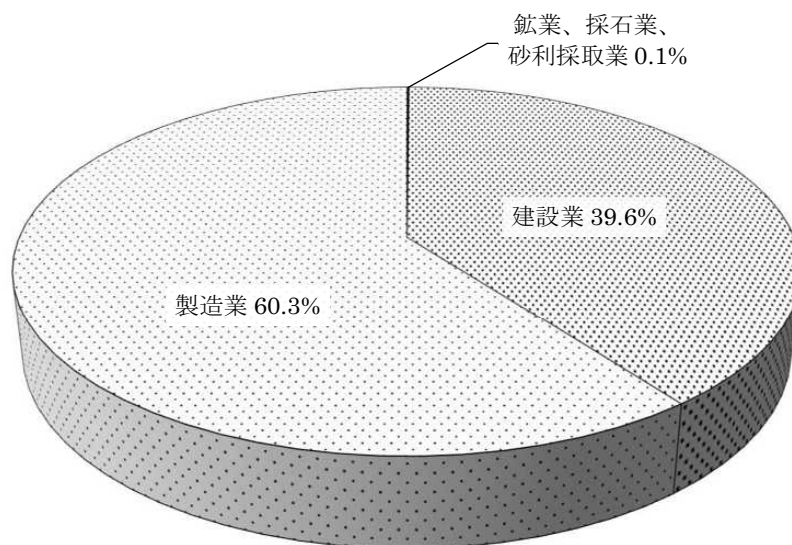


図 1.2.5.4 第二次産業における就業者数の割合

③第三次産業

本町の第三次産業における就業者数について、医療、福祉が 636 人と最も多く、全体の 16.9%を占めており、以下、卸売業、小売業が 16.6%、公務が 14.4%と続き、この 3 区分で全体の約 50%を占めます。

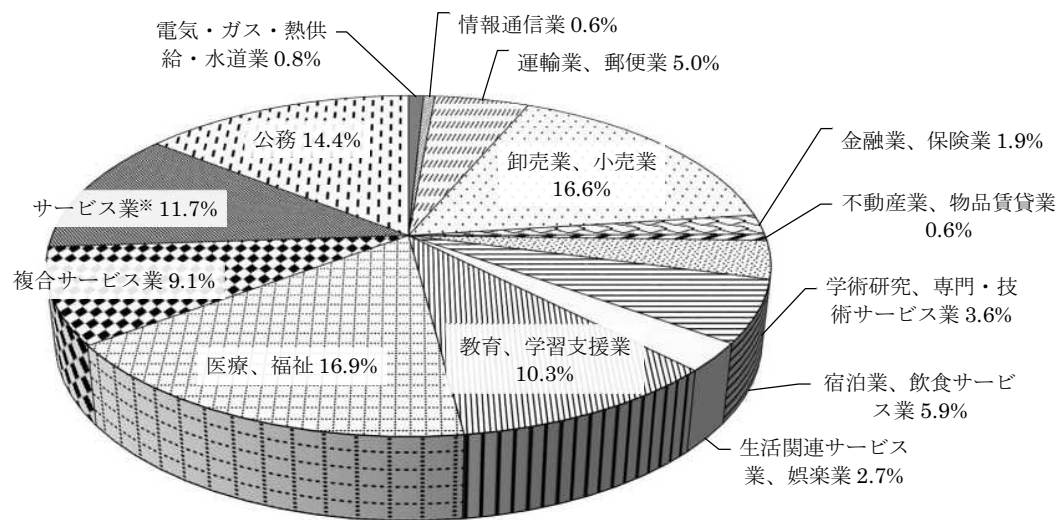
男女別の人数をみると、多くの区分で男性就業者数の割合が多い中で、医療、福祉については約 4 倍、宿泊業、飲食サービス業は約 3 倍と、女性就業者数が多いことが伺えます。

表 1.2.5.5 分類別就業者数(第三次産業)

区 分	就業者数(人)			割合(%)
	総 数	男	女	
電気・ガス・熱供給・水道業	30	23	7	0.8
情報通信業	21	13	8	0.6
運輸業、郵便業	188	157	31	5.0
卸売業、小売業	623	243	380	16.6
金融業、保険業	71	22	49	1.9
不動産業、物品賃貸業	21	9	12	0.6
学術研究、専門・技術サービス業	136	104	32	3.6
宿泊業、飲食サービス業	221	61	160	5.9
生活関連サービス業、娯楽業	101	38	63	2.7
教育、学習支援業	388	179	209	10.3
医療、福祉	636	117	519	16.9
複合サービス業	341	223	118	9.1
サービス業※	439	273	166	11.7
公 務	542	463	79	14.4
合 計	3,758	1,925	1,833	100.0

※：他に分類されないもの

出典：国勢調査(令和 2 年度)



■電気・ガス・熱供給・水道業	▨情報通信業
▨運輸業、郵便業	□卸売業、小売業
▨金融業、保険業	▨不動産業、物品賃貸業
▨学術研究、専門・技術サービス業	▨宿泊業、飲食サービス業
□生活関連サービス業、娯楽業	▨教育、学習支援業
▨医療、福祉	▨複合サービス業
▨サービス業※	□公務

※：他に分類されないもの

図 1.2.5.5 第三次産業における就業者数の割合

5-2. 農業の現状

本町は、酪農・畜産が盛んであることから、牧草を中心とした広大な経営耕地面積を有し、乳用牛飼養戸数・頭数、生乳生産量、農業産出額が全道に占める割合は約 11%～約 13%で、特に経営耕地面積については全国の 10.6%と高い割合を示します。

乳用牛飼養戸数は、令和 2 年(2020 年)で 651 戸と、5 年前の平成 27 年(2015 年)に対して約 88%と減少していることが伺えます。

一方、同対比による 1 戸あたりの乳用牛飼養頭数は約 1.2 倍、1 戸あたりの生乳生産量も約 1.2 倍と増加傾向を示し、特に後者については令和 2 年(2020 年)で 770 トン/戸と、全道平均の約 1.1 倍の生産量です。

表 1.2.5.6 別海町が北海道・全国に占める割合

区 分	単位	別海町(A)	北海道(B)	A/B(%)	全国(C)	A/C(%)
経営耕地面積(牧草)	ha	63,300	500,800	12.6	595,100	10.6
乳用牛飼養戸数	戸	651	5,840	11.2	14,400	4.5
乳用牛飼養頭数	頭	109,110	820,900	13.2	1,352,000	8.1
生乳生産量	トン	501,239	4,153,714	12.1	7,438,218	6.7
農業算出額(生乳)	千万円	5,324	40,026	13.3	77,980	6.8

出典：農林水産省牛乳乳製品統計調査、北海道農林水産統計、別海町調べ

別海町農業・農村振興計画(令和 4 年 3 月)

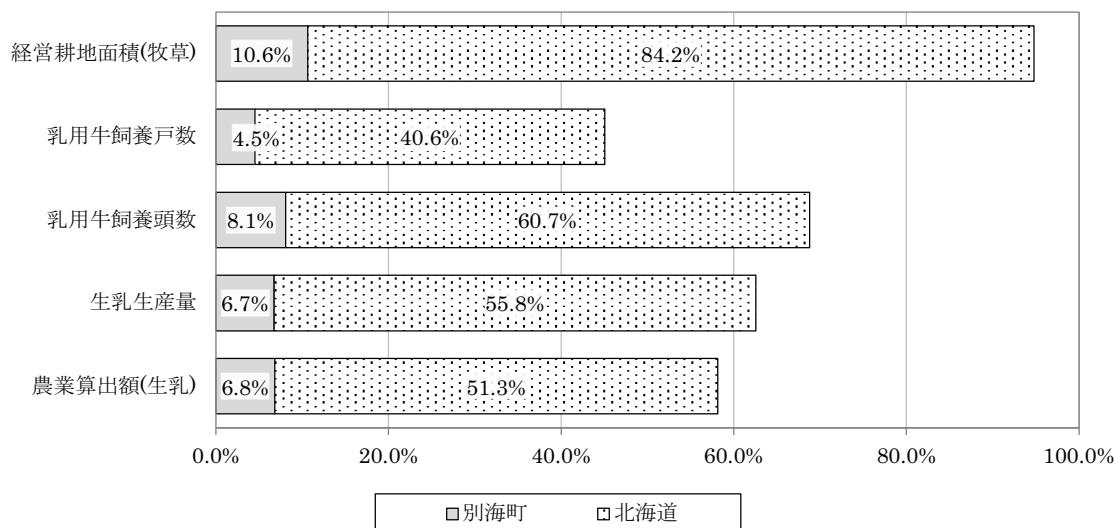


図 1.2.5.6 全国を 100%とした場合の別海町が北海道・全国に占める割合

表 1.2.5.7 農家戸数・飼養頭数・生産量の推移

(単位：戸、頭、トン)

区分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 2 年(2020) 北海道
乳用牛飼養戸数	738	718	700	686	671	651	5,840
乳用牛飼養頭数	102,429	101,074	100,990	103,699	107,132	109,110	820,900
(1 戸あたり)	139	141	144	151	160	168	141
生乳生産量	468,988	475,569	475,763	482,221	491,281	501,239	4,153,714
(1 戸あたり)	635	662	680	703	732	770	711

出典：農林水産省牛乳乳製品統計調査、北海道農林水産統計、別海町調べ

別海町農業・農村復興計画(令和 4 年 3 月)

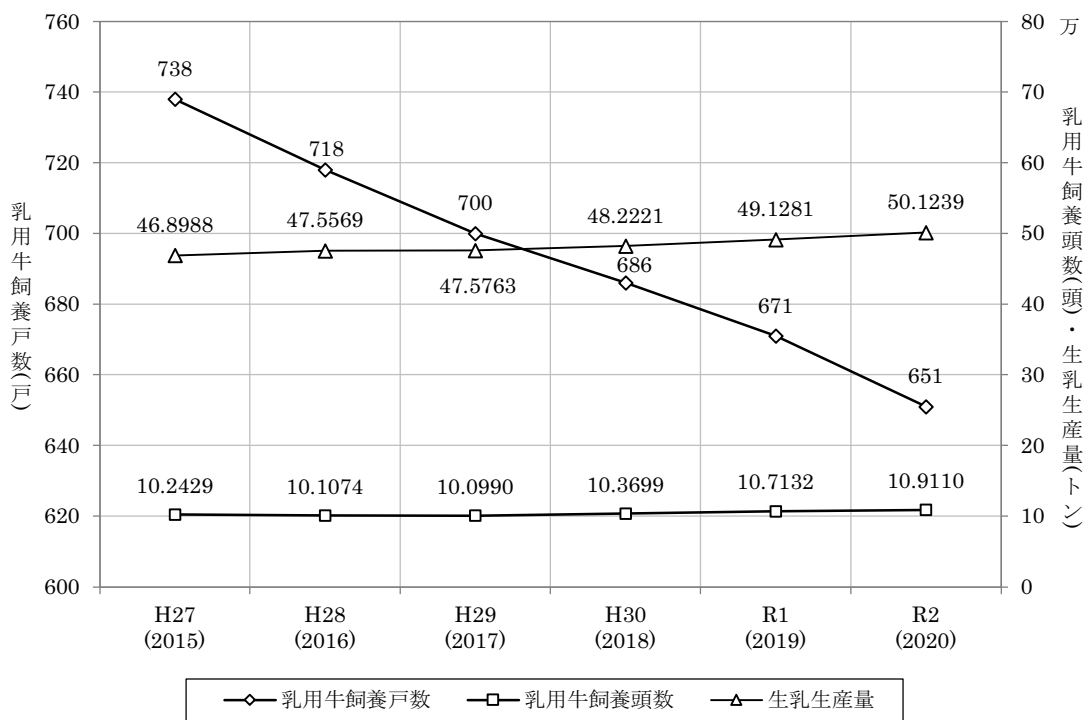


図 1.2.5.7 農家戸数・飼養頭数・生産量の推移

5-3. 林業の現状

本町の森林面積・蓄積量について、私有林等が 19,034ha と最も多く、全体面積の約 49%を占めており、以下、町有林が 7,198ha、森林管理局所管国有林が 6,261ha と続きます。

蓄積量では、広葉樹が 1,903 千 m³ と針葉樹の約 1.2 倍であり、特に私有林等については同対比で 1.9 倍と大きな差があります。

表 1.2.5.8 森林面積・蓄積量の状況

区 分	森林面積(ha)					蓄積量(千 m ³)		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
森林管理局所管国有林	6,261	1,354	4,197	86	623	732	523	209
その他国有林	4,159	3,679	480	—	—	363	18	345
道 有 林	2,171	1,552	619	—	—	244	97	147
町 有 林	7,198	3,324	2,832	1,042	—	804	514	290
私 有 林 等	19,034	13,704	3,384	1,946	—	1,388	476	912
合 計	38,823	23,614	11,512	3,075	623	3,532	1,628	1,903

出典：北海道林業統計(令和 3 年度)

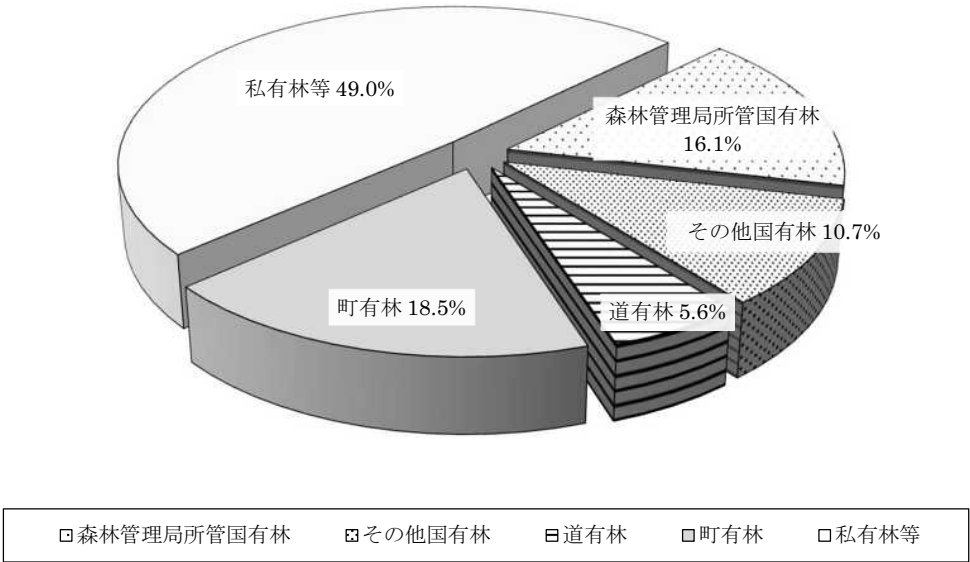


図 1.2.5.8 森林面積の状況

5-4. 漁業の現状

本町には、尾岱沼漁港、床舟漁港、別海漁港、走古丹漁港の四つの漁港があり、漁業協同組合については、野付漁業協同組合と別海漁業協同組合の二つで構成されます。

平成 30 年(2018 年)から令和 4 年(2020 年)までの 5 ヶ年平均の水揚げ数量は、5 トンから 20 トン未満船によるホタテが 21,866t と最も多く、全体の約 79%の割合を占めており、以下、定置網による秋サケが 2,079t、小型船によるカレイが 1,064t と続きます。

その他、特徴的な漁業形態としては、打瀬舟によるホッカイエビ漁などを主力とする沿岸漁業がみられます。

表 1.2.5.9 水揚げ数量の状況

(単位：t)

	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2020)	5 ヶ年平均
チカ	396	316	169	188	168	247
コマイ	124	60	156	83	327	150
カレイ	785	976	1,324	1,283	950	1,064
マス	17	4	19	4	7	10
ニシン	704	436	990	740	618	698
秋サケ	2,822	3,074	1,165	1,150	2,186	2,079
その他鮮魚	549	498	506	517	484	511
小計	5,397	5,364	4,329	3,965	4,740	4,759
ホッカイエビ	24	40	28	30	24	29
ホッキ	493	471	404	518	414	460
ホタテ	25,349	25,180	18,218	23,460	17,124	21,866
アサリ	396	303	326	331	328	337
ウニ殻付き	2	7	7	12	47	15
その他貝類	122	180	121	179	171	155
小計	26,386	26,181	19,104	24,530	18,108	22,862
合計	31,783	31,545	23,433	288,495	22,848	27,621

出典：別海町 年間水揚げ推移

こちらのグラフについて、(比較的余裕もあるので) 大きくして下さい。2/27 平野

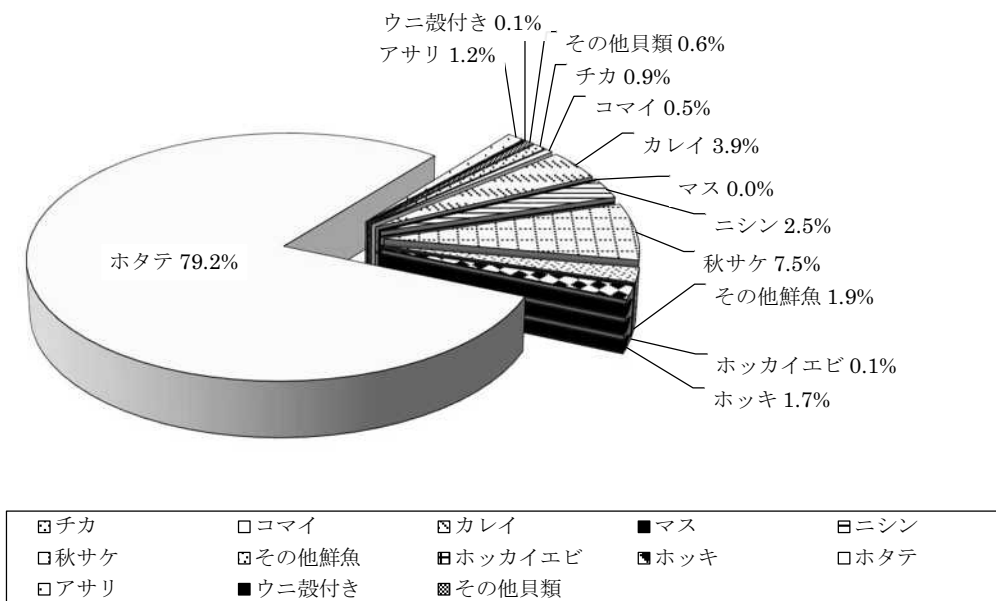


図 1.2.5.9 水揚数量の状況(5 ヶ年平均)

5-5. 商業の現状

本町の商業について、事業所数、従業者数、年間販売額ともに小売業が多く、年間販売額では小売業が約 282 億円と、全体の約 85%の割合を占めます。

小売業の中では、飲食料品が約 44 億円と、小売業全体の約 16%を占めます。

表 1.2.5.10 商業業種別概要

(単位：事業所、人、百万円)

業 種 別	事業所数	従業者数	年間販売額
総 数	117	684	33,079
卸 売 業	21	97	4,831
小 売 業	96	587	28,248
各種商品	1	14	X※
織物・衣服・身の回り品	8	25	159
飲食料品	31	286	4,412
自動車・自転車	—	—	—
機械器具	7	26	473
家具・重器・機械器具	—	—	—
その他	44	222	X※
無店舗小売業	5	14	2,445

※：「X」は出典資料内の表記です(プライバシーを保護するため非公表)。

出典：経済センサス(令和 3 年度)

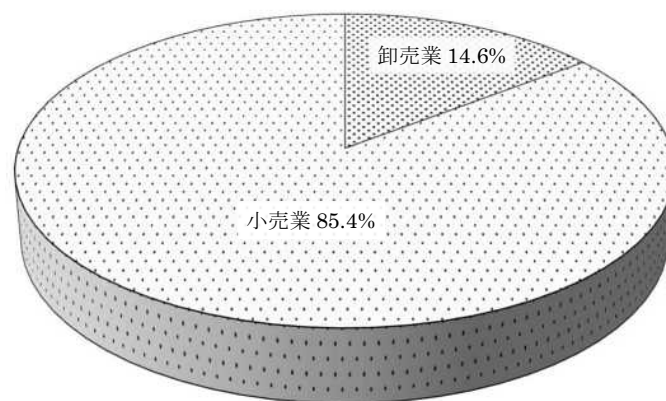


図 1.2.5.10 商業業種別年間販売額の割合

本町の商業について、事業所数、従業者数、年間販売額の推移を下表に示します。

総数では、事業所数、従業者数ともに減少傾向がみられる一方、年間販売額は令和 3 年(2021 年)で約 330 億円と、7 年前の平成 26 年(2014 年)に対して約 3 倍と増加しています。

同対比で小売業が約 14 倍と大きく増加したのに対し、卸売業については約 62%と減少していることが伺えます。

表 1.2.5.11 商業販売額等の推移

(単位：事業所、人、百万円)

年 次	総 数			卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額
平成 26 年(2014)	121	712	9,806	20	74	7,826	101	638	1,980
平成 28 年(2016)	122	716	19,008	23	61	6,702	99	655	12,306
令和 3 年 (2021)	117	684	33,079	21	97	4,831	96	587	28,248

出典：経済センサス(令和 3 年度)

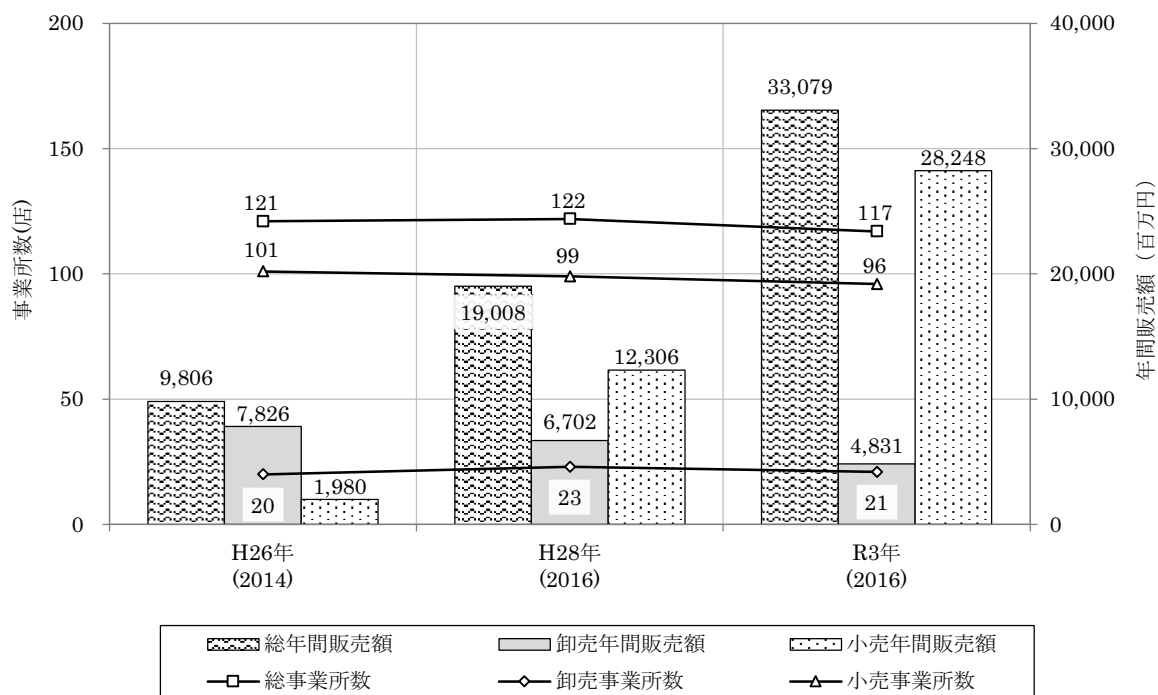


図 1.2.5.11 商業販売額等の推移

5-6. 工業の現状

本町の工業について、事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移を下表に示します。

令和2年度(2020年度)の事業所数は20と、5年前の平成26年度(2014年度)と比較して大きな増加はみられない一方、従業員数は870人で約1.1倍製造品出荷額は約813億円で約1.2倍となっています。

表 1.2.5.12 工業の推移

(単位：事業所、人、百万円)

年 度	事業所数	従業者数	製造品出荷額
平成 26 年(2014)	19	796	69,098
平成 28 年(2016)	24	866	78,792
平成 29 年(2017)	17	793	78,660
平成 30 年(2018)	18	794	71,948
令和元年(2019)	20	830	76,510
令和 2 年(2020)	20	870	81,393

出典：北海道地域行政局 工業統計

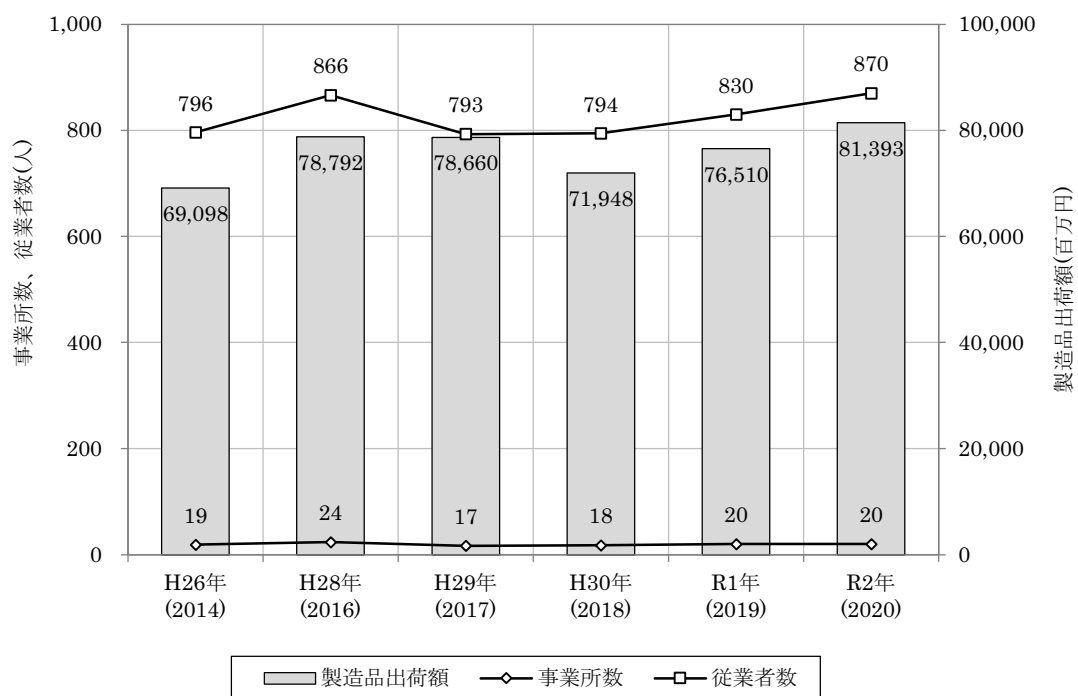


図 1.2.5.12 工業の推移

第 6 節 土地利用の状況

6-1. 土地面積

本町の令和 3 年(2021 年)時点における土地総面積は 1,144,38km²であり、内訳としては畑が 686.12km²と最も多く、全体の約 60%を占めています。

以下、原野が 190.55km²、その他が 169.39km²と続きます。

平成 30 年(2018 年)から令和 3 年(2021 年)における 4 ヶ年の推移をみると、宅地については 15.93km²から 16.05km²と増加する一方、山林が 34.45km²から 28.30km²と減少しています。

表 1.2.6.1 土地利用の状況

(単位 : km²、%)

地 目	土地面積				構成比			
	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
総数	1,144.34	1,144.35	1,144.36	1,144.38	100.0	100.00	100.00	100.00
田	—	—	—	—	—	—	—	—
畑	690.53	690.58	688.46	686.12	60.3	60.4	60.2	60.0
宅地	15.93	15.90	15.99	16.05	1.4	1.4	1.4	1.4
池沼	0.35	0.35	0.35	0.35	0.03	0.03	0.03	0.03
山林	34.45	34.34	34.30	28.30	3.0	3.0	3.0	2.5
牧場	39.30	38.99	38.29	36.16	3.4	3.4	3.4	3.2
原野	189.23	189.13	191.14	190.55	16.5	16.5	16.7	16.7
雑種地	16.03	16.53	17.29	17.45	1.4	1.4	1.5	1.5
その他	158.52	158.53	158.52	169.39	13.9	13.9	13.9	14.8

出典：各年の北海道統計書

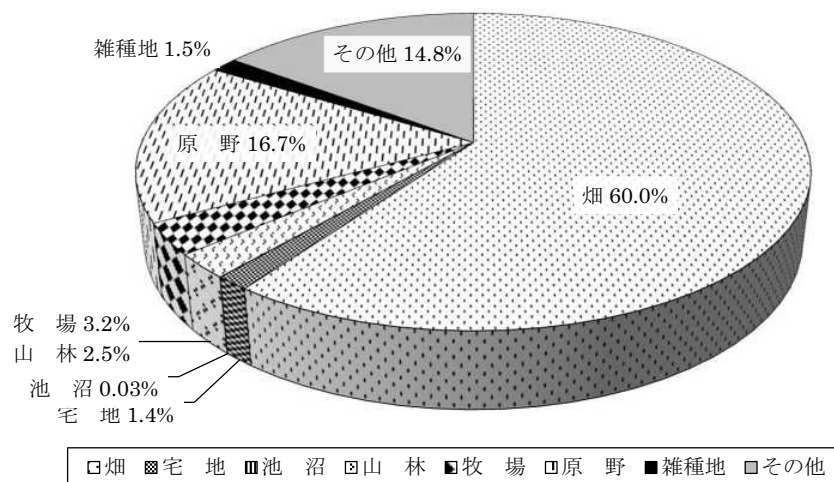


図 1.2.6.1 土地利用の状況(令和 3 年)

6-2. 土地利用の見通し

本町は全域、都市計画区域外です。

また別海農業振興地域整備計画のほか土地利用の制限がないため、明確な用途制限などの区切りが存在しません。

『別海町市街地活性化計画(平成 26 年 11 月)』では、今後の別海地区の望ましいあり方として、以下、(1)から(3)の区域が設定されています。

(1) 別海地域

別海農業振興地域整備計画区域内における農業用施設用地を除き、平成 26 年度(2014 年度)別海町特定環境保全公共下水道事業一般計画(別海処理区)処理区域界に基づき、次頁の図に示す赤色点線内を『別海地区』と設定します。

(2) 別海市街地

別海地区の内、旧別海駅前周辺から徒歩圏内として半径 500m 及び現行宅地形成と下水道事業一般計画施工済み地域を基に、宅地の拡大をこれ以上望まないとの立場から、相対的インフラ整備要求に答え、それを適切に提供する地域として、次頁の図に示す水色点線内を『別海市街地』と設定します。

(3) 別海市街地重点地域

別海市街地の内、次頁の図に青色で示した旧別海駅前周辺と主要幹線である国道 243 号線及び根中線に隣接した地域については、別海地区における中心的な地域として『別海市街地重点地区』と設定します。

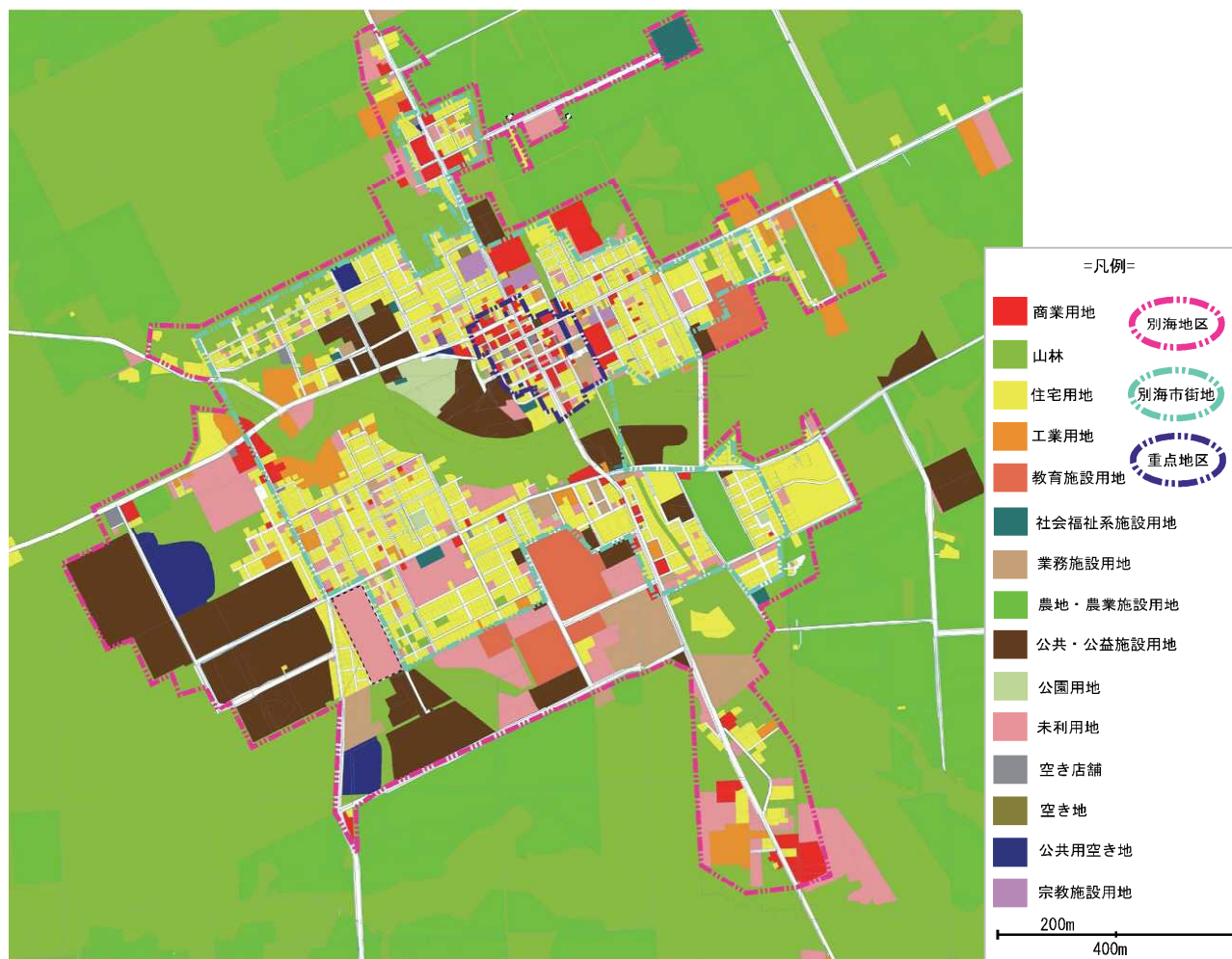


図 1.2.6.2 区域の設定(土地利用計画図)

出典：別海町市街地活性化計画(平成 26 年 11 月)

第7節 総合計画と将来人口

7-1. 総合計画

(1) 将来像

本町の最上位計画である『第7次別海町総合計画(令和2年(2020年)3月 改訂版。以下「総合計画」という。)』では、それぞれの地域において特色のある歴史や文化・産業などの地域資源や魅力を受け継ぎつつ、町全体が更なる活力をつくり出すためにも、将来像を「人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち～いつも心に広がるふるさと べっかい～」と設定しています。

(2) 基本目標

将来像を実現するためのまちづくりの基本目標を下表に整理します。

表 1.2.7.1 まちづくりの基本目標(6つの施策の柱)

基本目標(6つの施策の柱)	内容
基本目標 1 地域資源を生かした産業のまち 海と大地が輝く豊かで活力ある産業づくり	農林水産業・商工業・観光の振興など、各地域の資源や特性を生かした産業を活性化させ、豊かで活力ある産業のまちづくりを進めます。
基本目標 2 人と自然が調和するまち 緑と水がきらめく調和のとれた環境づくり	豊かで多様な自然環境を守り育てるとともに、環境負荷の低減に努め、町民・事業者・行政が一体となり、環境保全に向けて地域から行動するまちづくりを進めます。
基本目標 3 共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまち 未来を拓く誰もがやさしい地域づくり	町民が自ら地域の課題に気づき、その解決に向けて互いに支え合いながら、全ての町民が住み慣れた地域で安心して自分らしく、生きがいを持って健やかに暮らすことのできるまちづくりを進めます。
基本目標 4 生涯を通じて人と文化を育む学びのまち 地域ぐるみで心豊かなまちづくり	地域ぐるみで次代を担う人材を育成し、誰もが共に学ぶことができる、人と地域を豊かにする本町らしい生涯学習のまちづくりを進めます。
基本目標 5 安全に、安心して住み続けられるまち うるおいのある快適な居住環境づくり	町の継続的な発展に向け、豊かな自然に魅力が感じられ、災害や犯罪、事故などへの不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整ったまちづくりを進めます。
基本目標 6 参画と協働で共につくるまち ともに築く「べっかい」のまちづくり	町民のまちづくりへの積極的な参画を支え、多様な主体との協働により、魅力ある地域づくりを進めるとともに、町民に信頼され、安心して生活できる行財政運営を進めます。

出典：第7次別海町総合計画(令和2年3月 改訂版)

基本目標 2 の「人と自然が調和するまち」では、関連する施策の大綱として「ごみ処理等循環型社会の形成」を設定しています。

当該大綱に関する現状・課題、施策の目的を下表に、また主要施策や具体的な数値による成果指標等、基本計画の内容(令和 4 年度末時点)を次頁に示します。

表 1.2.7.2 「ごみ処理等循環型社会の形成」に関する現状と課題、施策の目的

現 状	近年、大量生産、大量消費、大量廃棄という使い捨ての社会を見直し、環境への負荷が少ない持続可能な「循環型社会」の構築が求められています。 本町においては、現在 18 分別によるごみ収集を行っており、農家地区の収集回数や、ごみ収集ルートの見直しにより、収集の効率化を図るとともに、ごみ処理場における処理体制・方法の見直しを行ってきました。 また、町広報紙において「ごみ減量化大作戦」コーナーを設けて継続して啓発を行ったほか、ホームページ等による啓発や「ふれあいトーク宅配講座」を実施した結果、焼却量と埋立量が大きく減少するとともに、リサイクル率は「第 6 次別海町総合計画」において目標としていた 30%を達成しており、可燃ごみの減量化に向けた取り組みが進んでいます。 さらに、「ねむろ自然の番人宣言」運動に伴う根室振興局管内の担当者会議により、啓発活動や不法投棄の監視体制についての情報共有が進んでおり、不法投棄を発見した場合は、速やかに調査し、必要に応じて警察と連携して対応しています。 し尿処理場については、計画的な維持補修事業による設備の更新が進み、現在も安定的に施設の運営が行われています。
課 題	ごみ収集・処理体制の充実を図るために、必要に応じて受益者負担率や手数料の見直しを進めるとともに、焼却量が減少している一方で、焼却コストは依然として高額であることから、更なるごみの減量化を積極的に進める必要があります。また、分別の表示や説明を分かりやすく工夫し、分別への理解を深める必要があります。 不法投棄に対しては、「ねむろ自然の番人宣言」の運動を管内で連携して進め、監視体制を強化する必要があります。 し尿処理に関しては、施設設備機器の維持補修や更新を計画的に実施し、安定的な処理体制を維持するとともに、施設の老朽化が進んでいることから、新たな処理方法も含めて検討する必要があります。
施策の目的	町民・事業者・行政が一体となって、4R[*]への意識を高め、実行するとともに、ごみ処理・リサイクル体制を充実し、豊かな環境の保全と循環型社会の形成を推進します。

※：ごみを減らすための具体的な方針です。不要なものの受け取りを断る“Refuse(リフューズ)”、ごみを減らす“Reduce(リデュース)”、形を変えずにもう一度利用する“Reuse(リユース)”、資源を再利用する“Recycle(リサイクル)”の頭文字からなります。

出典：第 7 次別海町総合計画(令和 2 年 3 月 改訂版)

表 1.2.7.3 「ごみ処理等循環型社会の形成」に関する主要施策

①ごみ収集・処理体制の充実	収集回数や収集ルートの見直しを適宜行い、収集の効率化を図るとともに、必要に応じて受益者負担率や手数料の見直しを進めます。また、ごみ処理場における処理体制や処理方法も必要に応じて見直し、焼却量と埋立て量の減少に取り組みます。
②ごみ減量化・4 R 運動の促進	更なるごみの減量化に向けた分別等の啓発について、町広報紙やホームページによる周知、「ふれあいトーク宅配講座」の開催等を継続的に実施し、環境保全と資源の有効活用を推進します。
③ごみの不法投棄の防止	「ねむろ自然の番人宣言」関係機関との連携により、啓発活動や情報共有を図り、不法投棄の監視体制を強化します。
④し尿処理体制の充実	し尿処理場については、安定的に処理が行われるよう、今後も施設設備機器の維持補修や更新を計画的に実施するとともに、新たな処理方法についても検討します。

出典：第 7 次別海町総合計画(令和 2 年 3 月 改訂版)

表 1.2.7.4 「ごみ処理等循環型社会の形成」に関する重要業績評価指標(KPI)

重要業績評価指標(KPI)	単位	2017 年度 (実績)	2023 年度 (中間目標)	2028 年度 (目標)
ごみの総量	t	4,991	4,603	4,216
もえるごみの量	t	2,944	2,900	2,856
町民一人一日当たりのごみ量	g	888	851	815
リサイクル率	%	33	34	35
ごみに関する学習会の開催数	回	16	16	16
不法投棄件数	件	14	12	10

出典：第 7 次別海町総合計画(令和 2 年 3 月 改訂版)

表 1.2.7.5 「ごみ処理等循環型社会の形成」に関する主要な事業

最終処分場の長寿命化	ごみの分別推進強化により、排出ごみ量の減量化に努め、計画的な最終処分場の長寿命化を進めます。
4 R 運動の促進	4 R 運動を促進し、環境保全と資源の有効活用を推進します。
「ねむろ自然の番人宣言」による広域的な監視体制の連携強化	ごみの不法投棄を防止するために、定期的な広報での周知や情報提供を行います。 「ねむろ自然の番人宣言」関係団体を中核とした組織的な活動体制を充実するとともに、関係機関との連携を密にし、広域的な監視体制を強化します。
し尿処理場の維持補修	施設・機器の老朽化に伴う補修・改修を実施します。

出典：第 7 次別海町総合計画(令和 2 年 3 月 改訂版)

基本目標 5 の「安全に、安心して住み続けられるまち」では、関連する施策の大綱として「下水道の整備」を設定しています。

当該大綱に関する現状・課題、施策の目的を下表に、また主要施策や具体的な数値による成果指標等、基本計画の内容(令和 4 年度末時点)を次頁に示します。

表 1.2.7.6 「下水道の整備」に関する現状と課題、施策の目的

現状	下水道は、家庭からの生活排水や事業所からの排水等による河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境を確保するために必要なものであり、人口減少や地域の特性を考慮した効率的で適正な整備や、近年増加する大型の台風などによる大雨時の浸水対策が求められています。 本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により生活排水処理を進めており、公共下水道については、特定環境保全公共下水道が別海・西春別駅前・走古丹の 3 処理区、漁業集落排水事業が尾岱沼・本別海の 2 地区、農業集落排水事業が西春別・上春別・中春別の 3 地区を整備しています。また、これらの集合処理に適さない地域については、合併処理浄化槽の設置を促進しています。 公共下水道事業は、現状に合わせて計画区域の見直しを行うとともに、終末処理場等の機器改築・更新事業や汚水管渠整備を実施し、農業・漁業集落排水事業は、排水処理施設等の機器改築・更新事業を実施しています。また、合併処理浄化槽の設置に対しては、整備費の一部を助成しています。 下水道事業に関しては、2017 年(平成 29 年)3 月に「別海町下水道事業経営戦略」を策定し、経営分析等を行い、今後の下水道事業の健全運営に向けた方向性を定めています。
課題	今後は、全町水洗化の早期実現のため、整備区域や整備手法を見直す必要があります。 公共下水道事業は、「ストックマネジメント※1 計画」、農業集落排水事業は、「最適整備構想※2」、漁業集落排水事業は、「機能保全計画※3」を策定し、計画的な改築・更新を行うとともに、既に供用を開始している地域においては、水洗化がされていない住宅等への接続の促進を図る必要があります。また、近年増加する大型の台風などによる大雨時の浸水対策についても、検討することが求められています。 下水道事業は、公営企業会計の適用について、努力義務が課せられているため、今後も継続して公営企業への移行を検討し、より一層の健全経営を進めることが重要となっています※4。
施策の目的	地域特性に応じた効率的で適正な施設整備を推進し、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保に向けた事業を進めるとともに、下水道事業の健全運営を推進します。

※1：長期的な視点で施設の劣化状況を考慮し、点検・調査及び修繕・改築を行うことです。

※2：施設の劣化状況を考慮し、機能保全に必要な対策方法及び今後の更新計画を取りまとめたものです。

※3：施設の機能保全に係る効率的な維持管理、長寿命化を図ることを目的とした計画です。

※4：令和 4 年度に公営企業会計の適用を実施しています。

出典：第 7 次別海町総合計画(令和 2 年 3 月 改訂版)

表 1.2.7.7 「下水道の整備」に関する主要施策

①公共下水道事業の推進	計画区域の見直しを行い、整備手法を検討します。また、計画的な処理場の機器などの改築・更新を行うとともに、浸水対策を検討します。
②農業・漁業集落排水事業の推進	計画的な処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を行います。
③合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽設置補助金の交付対象者へ、広報紙やホームページ等により啓発し、設置を促します。
④下水道事業の健全運営	「別海町下水道事業経営戦略」で定めた今後の方向性に沿って健全な運営を行うとともに、公営企業会計の適用について、移行の検討を継続して行います。

出典：第 7 次別海町総合計画(令和 2 年 3 月 改訂版)

表 1.2.7.8 「下水道の整備」に関する重要業績評価指標(KPI)

重要業績評価指標(KPI)	単位	2017 年度 (実績)	2023 年度 (中間目標)	2028 年度 (目標)
汚水処理人口普及率	%	84.3	88	92
合併処理浄化槽設置数(期間累計)	基	249	150	300

出典：第 7 次別海町総合計画(令和 2 年 3 月 改訂版)

表 1.2.7.9 「下水道の整備」に関する主要な事業

特定環境保全公共下水道事業	耐用年数を迎えた処理場の機器などの改築・更新を計画的に行うとともに、浸水対策の検討を進めます。
農業・漁業集落排水事業	耐用年数を迎えた処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を計画的に行います。
合併処理浄化槽設置整備事業	各家庭から排出される生活雑排水や、し尿を処理する合併処理浄化槽の設置者に補助金を交付します。

出典：第 7 次別海町総合計画(令和 2 年 3 月 改訂版)

7-2. 将来人口

(1) 総合戦略の策定

本町では、活力ある産業の維持・発展、人口減少や少子超高齢社会に対応するよう、平成 28 年(2016 年)3 月に『別海町人口ビジョン』及び『第 1 期 別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定しています。

将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況であり、また人口は東京圏への一極集中の傾向が続き、歯止めがかかる状況ではないこと、今まで以上に自立できる自治体づくりに向けた取組を積極的に推進する必要があることから、令和 2 年(2020 年)3 月に『第 2 期 別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「第 2 期総合戦略」という。)]』を策定し、暮らしやすいまち、住み続けたいまちづくりの推進に取り組んでいます。

(2) 本町の将来人口

第 2 期総合戦略では、将来に向けて産業振興による雇用の創出、観光等による交流人口増加と移住の促進、そして子育て環境の充実や定住施策などを通じ安心して町民が住み続けられるまちづくりを進めること、そして令和 42 年(2060 年)における本町の目標総人口を 8,500 人以上と設定しています。

以下、別海町独自仮定による推計※に対し、今後、町として目指す転入者の増加や転出者の減少といった社会減の抑制など施策・方向性と人口の将来展望である目標人口の推計結果を下図に示します。

※：推計の条件について、将来の生存率・子ども女性比・0-4 歳比は社人研(国立社会保障・人口問題研究所)準拠推計と同じ。基準人口や将来の純稼働率は、町の住民基本台帳人口・実績を採用。

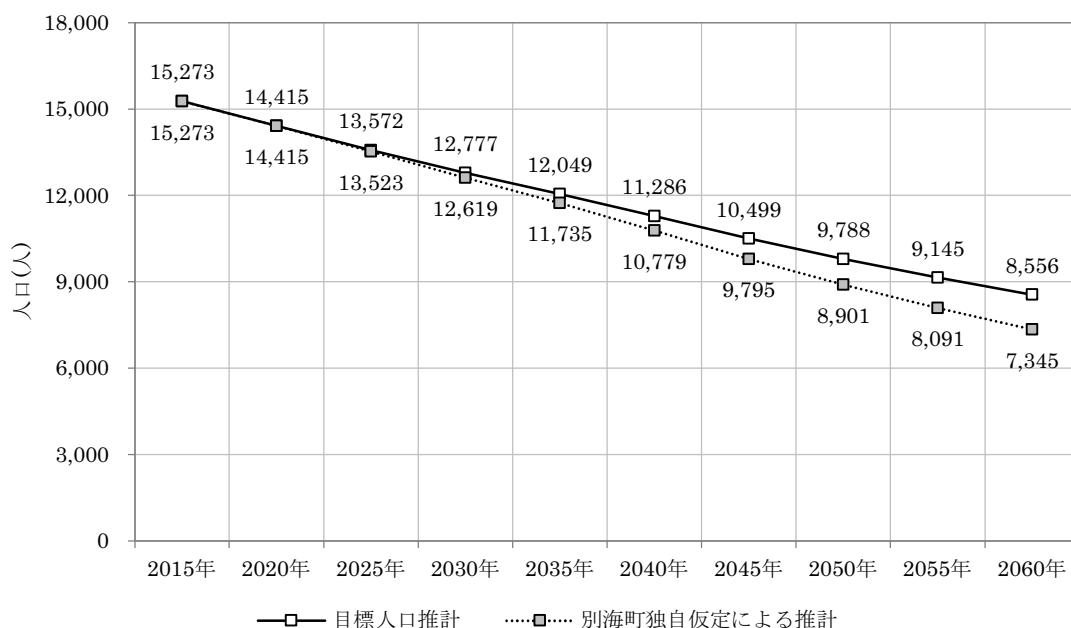


図 1.2.7.1 第 2 期 別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標人口

第8節 水環境・水質保全に関する状況

8-1. 水環境に関する状況

本町の西から東に向かって多くの河川が流れ、北部の春別川、床丹川、西別川などの河川はオホーツク海に、南部の風蓮川などの河川は風蓮湖に注ぎ、豊かな水産資源を育んでいます。

(1) 西別川の概要

西別川は、摩周湖南東の西別岳の斜面に源を発し、根釧台地をほぼ東流して、別海町で根室湾に注ぐ、流路延長 77.5km、流域面積 449.6km²の河川です。

大正末期頃から移民により開拓された上・中流部の原野では、酪農と畑作が営まれています。下流部は低温な泥炭地で未開発のままです。

水源地域では、豊富な地下水が湧出し、サケ・マスの孵化場が設置されています。

(2) 床丹川の概要

床丹川は、別海町を流れる河川では最北の当幌川より、やや南に位置し、別海町で根室湾に注ぐ、流路延長 46.0km、流域面積 163.7km²の河川です。

湿原等の低平地・沖積地等では、緩いカーブによる蛇行形状がみられます。

水源地域では、豊富な地下水が湧出し、サケ・マスの孵化場が設けられています。

(3) 春別川の概要

春別川は、別海町を流れる河川ではほぼ中心に位置し、別海町で根室湾に注ぐ、流路延長 43.5km、流域面積 141.8km²の河川です。

湿原等の低平地では緩いカーブによる蛇行形状の他に、湾曲部が直線的で凹凸とした形状を持つ箇所が多くみられます。

(4) 風蓮川の概要

風蓮川は、別海町を流れる河川のうち最南に位置し、上流を除けば河川のほとんどが湿原を蛇行しながら根室湾に注ぐ、流路延長 82.5km、流域面積 571.6km²の河川です。

上流域の開発で最近産卵場が失われ、特にイトウに関しては絶滅の危機に瀕しています。



図 1.2.8.1 別海町管内河川水系図

表 1.2.8.1 河川水系区分

河 川 名	水 系 区 分	流域面積(km ²)	流路延長(km)
西 別 川	西別川水系	449.6	77.5
床 丹 川	床丹川水系	163.7	46.0
春 別 川	春別川水系	141.8	43.5
風 蓮 川	風蓮川水系	571.6	82.5

8-2. 水質保全に関する状況

令和 3 年度(2021 年度)に実施した『河川環境等調査業務委託 報告書』から本町の河川・河口調査の結果を次頁の表に示します。

BOD 等の環境基準※との適合性では、AA 類型に指定されている高見橋と、A 類型に指定されているポン川橋で大腸菌群数が環境基準に不適合ですが、それ以外は環境基準に適合した結果です。

また、環境基準による類型指定のない河川では、多くの調査地点で A 類型以上に相当する水質を確保しています。

不適合データ数の割合は 4.4%と、4 年前の平成 29 年度(2017 年度)調査時の 11.1%から 6.7 ポイントの減少であり、水質環境は着実に改善されています。

※：AA から E までの 6 種類の類型が設けられ、AA 類型は最も厳しい環境基準が適用されます。

出典：河川環境等調査業務委託 報告書(令和 3 年度)

表 1.2.8.2 河川・河口調査結果(令和 3 年度：晴天時年間平均値)

水系名	河川名	類型 指定	採取地点	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
西別川	西別川	AA	高見橋	7.5	0.7	7	10.3	190
		A	43 線橋	7.5	0.5	10	10	320
			西別川橋	7.5	0.7	12	9.9	290
			新生橋	7.5	0.7	13	9.7	320
	然内川	—	童泳橋	7.6	1.1	6	9.9	380
	清丸別川	—	清丸別橋	7.3	0.6	4	9.3	420
ヤウシュ ベツ川	ヤウシュ ベツ川	A	西矢白別橋	7.6	0.7	4	10.0	300
			万年橋	7.3	1.1	7	9.8	680
風蓮川	風蓮川	A	風林橋	7.6	0.7	11	9.9	450
			風蓮橋	7.4	0.5 未満	8	10	540
当幌川	当幌川	—	常盤橋	7.7	0.5	3	10.7	340
			都幌橋	7.8	0.6	6	10.7	150
			当幌橋	7.7	0.6	8	9.9	560
春別川	春別川	—	中春別橋	7.7	0.7	8	10.0	790
			春絵橋	7.7	0.7	10	9.9	920
床丹川	床丹川	—	玉沢橋	7.6	0.5	2	10.7	1350
			床丹橋 (旧 11 号橋)	7.7	0.8	7	10.0	840
			床丹橋	7.7	1.0	4	9.1	580
ボンヤウシュ ベツ川	ボンヤウシュ ベツ川	A	ボン川橋	7.5	0.5 未満	3	11.0	1360



環境基準に不適合

出典：河川環境等調査業務委託 報告書(令和 3 年度)

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1-1. ごみ処理フロー

令和5年度(2023年度)末現在における本町のごみ処理フローを下図に示します。

一般廃棄物の「もえるごみ」は、根室北部廃棄物処理広域連合が運営する「根室北部広域ごみ処理施設」に集め、焼却処理をしています。

「もえないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」については、町が運営する各施設で、リサイクル等の中間処理や埋立処分をしています。

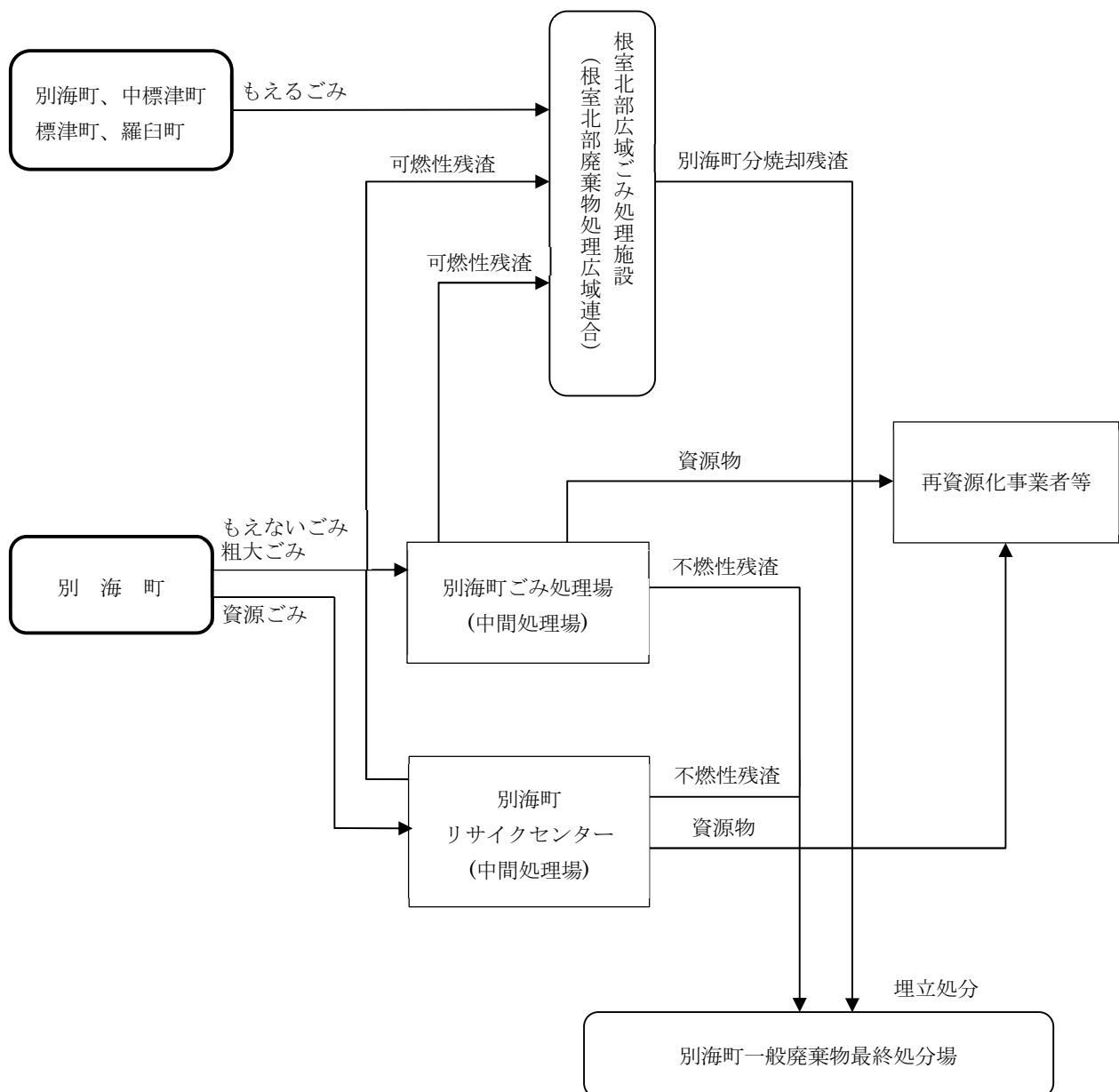


図 2.1.1.1 ごみ処理フロー(広域連合・別海町)

1-2. ごみ処理施設

令和5年度(2023年度)末現在における本町のごみ処理施設の概要を下表に示します。

表 2.1.1.1 ごみ処理施設の概要

区分	施設名	所在地	仕様・処理能力等	町・広域
中間処理施設	根室北部広域ごみ処理施設	別海 13 番地の 5	処理能力：62t/24h	広域処理
	別海町リサイクルセンター	別海 362 番地の 1	処理能力：2.7t/日	別海町
	資源物保管庫	〃	処理能力：0.5t/h	〃
圧縮・破碎施設	別海町ごみ処理場	〃	処理能力：20t/日	〃
最終処分場	別海町一般廃棄物最終処分場	別海 362 番地の 7	埋立面積：15,600m ² 埋立容量：65,000m ³	〃
	浸出水処理施設	別海 362 番地の 1	処理能力：50t/日	〃

(1) 根室北部広域ごみ処理施設

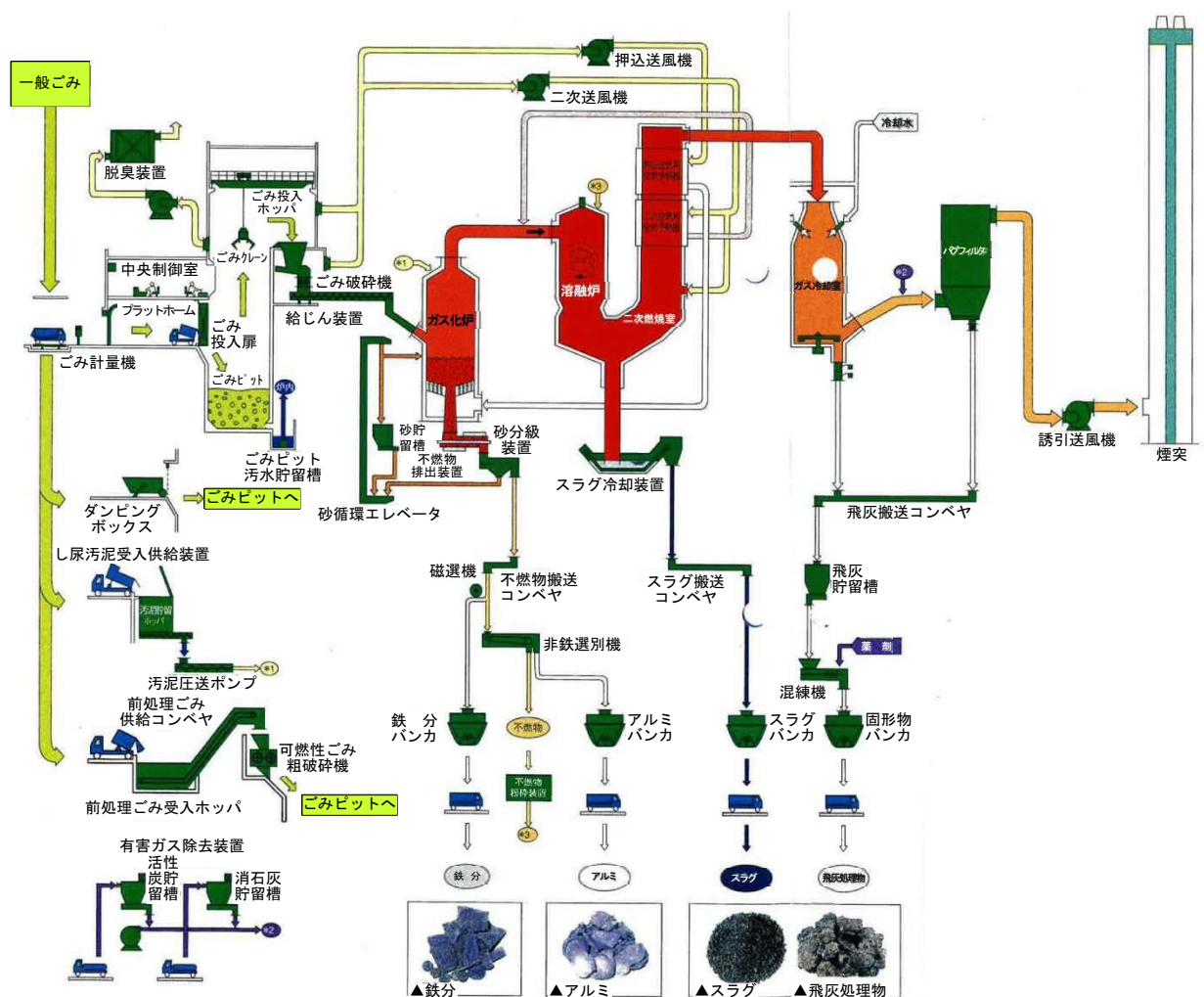
一般廃棄物の「もえるごみ」を可燃ごみとして広域処理する「根室北部広域ごみ処理施設」の諸元を下表に、施設のフロー図を次頁に示します。

処理方式である流動床式ガス化溶融炉は、ダイオキシン類の発生・抑制と廃棄物の減容化とともに、溶融固化物であるスラグも回収し、リサイクルできるといった利点があります。

表 2.1.1.2 根室北部広域ごみ処理施設の施設諸元

項 目	廃棄物処理施設（中間処理施設）
施 設 名	根室北部広域ごみ処理施設
設 置 主 体	根室北部廃棄物処理広域連合
所 在 地	北海道野付郡別海町別海 13 番地の 5
処 理 能 力	62t/24 h（31t/24 h × 2 炉）
処 理 方 式	流動床式ガス化溶融炉
構 造	鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造 4 階 ・煙突の高さ：45m ・施設本体面積：4,605.52m ² ・スラグストックヤード棟：384.42m ² ・廃ラップストックヤード棟面積：495.36m ²
供 用 開 始	平成 19 年(2007 年)10 月
処 理 対 象 品 目	連合 4 町から排出される『もえるごみ』を対象とする。

出典：根室北部廃棄物処理広域連合 根室北部広域ごみ処理施設



公害防止基準	
○ばいじん	0.02g/m ³ N以下
○塩化水素	100ppm以下
○硫黄酸化物	100ppm以下
○窒素酸化物	150ppm以下
○一酸化炭素	30ppm以下 (4時間平均値)
○ダイオキシン類	0.1mg-TEQm ³ N以下

記号	内容
	ごみの流れ
	排ガスの流れ
	空気の流れ
	スラグの流れ
	砂の流れ
	不燃物の流れ

記号	内容
	鉄分の流れ
	アルミの流れ
	飛灰の流れ
	水・排水の流れ
	薬品の流れ

図 2.1.1.2 根室北部広域ごみ処理施設のフロー図

(2) 別海町リサイクルセンター

別海町リサイクルセンターは、防衛施設周辺民生安定施設整備事業による補助を受けて建設し、平成13年(2001年)9月から供用開始しています。

このリサイクルセンターでは、町内全域から委託収集・許可業者収集により集約された資源ごみを破碎・選別・圧縮・梱包し一時保管後、再資源化事業者等に搬出しています。

表 2.1.1.3 別海町リサイクルセンター(中間処理施設)の諸元

項 目	中 間 処 理 施 設
施 設 名	別海町リサイクルセンター
設 置 主 体	別海町
所 在 地	北海道野付郡別海町別海 362 番地の 1
リサイクルセンター棟	構造：鉄骨造 1 階建(建屋面積：343.75m ²)
処 理 能 力	リサイクルセンター(資源選別) 2.7t/日
供 用 開 始	平成 13 年(2001 年)9 月
対 象 品 目	ガラス類、紙類、プラスチック類など
処 理 方 法	破碎、選別、圧縮、梱包、一時保管

(3) 別海町ごみ処理場

別海町ごみ処理場は、昭和 57 年(1982 年)4 月から供用開始しています。

ここでは、町内全域から委託収集・許可業者収集により集約された粗大ごみや資源ごみ等を破碎・選別し一時保管後、再資源化事業者等に搬出しています。

表 2.1.1.4 別海町ごみ処理場(中間処理施設)の諸元

項 目	中 間 処 理 施 設
施 設 名	別海町ごみ処理場
設 置 主 体	別海町
所 在 地	北海道野付郡別海町別海 362 番地の 1
ご み 処 理 棟	構造：処理棟鉄骨造 1 階建 (建屋面積：1,091.55m ²)
処 理 能 力	ごみ処理場 20t/日
供 用 開 始	昭和 57 年(1982 年)4 月
対 象 品 目	もえないごみ、金属類、その他有価物など
処 理 方 法	破碎、手選別、一時保管

(4) 別海町一般廃棄物最終処分場

別海町一般廃棄物最終処分場は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業による補助を受けて建設し、平成 13 年(2001 年)4 月から供用開始しています。

建設当時は平成 22 年度(2010 年度)をもって埋立終了する計画でしたが、埋立ごみの排出抑制及びリサイクルの推進に伴い、埋立容量の延命化が図られ、現在も埋立を継続しています。

表 2.1.1.5 別海町一般廃棄物最終処分場の概要

項 目	最 終 処 分 場 施 設
施 設 名	別海町一般廃棄物最終処分場
設 置 主 体	別海町
所 在 地	北海道野付郡別海町別海 362 番地の 7
処 分 対 象	家庭系及び事業系の一般廃棄物(焼却残渣・もえないごみ) 直接搬入ごみ(もえるごみ) ※：防衛施設から排出される一般廃棄物を含む
計 画 埋 立 期 間	平成 13 年(2001 年)～平成 22 年(2010 年)の 10 年間
処 理 能 力	埋立地面積：15,600m ² 、埋立地容量：65,000m ³ 浸出液処理施設：40m ³ /日、調整池容量：2,690m ³ 処理量：50m ³ /日、施設構造：RC 造 186.24m ²
処 理 方 法	埋 立 地：平地埋立(サンドイッチ方式)、準好気性埋立 水 処 理：回転円盤＋凝集沈殿法＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒 汚泥処理：バキュームによる汲み取りで埋立施設へ搬入
浸 出 液 処 理 水	川水系川支流(浸出水処理施設放流 ～ ヤウシュベツ川 ～ オホーツク海) 主な放流水質の項目 ・p H：5.8～8.6 ・BOD：日平均 20mg/L 以下(計画原水 250mg/L) ・S S：日平均 10mg/L 以下(計画原水 300mg/L) ・T-N：日平均 30mg/L 以下 ・大腸菌群数：日平均 3,000 個/cm ³ 以下 ・ダイオキシン類：10pg-TEQ/L 以下
埋 立 地 跡 地 利 用 計 画	緑 地

1-3. ごみの分別と処理・処分

令和 5 年度(2023 年度)末現在における本町のごみ収集品目の分別と処理・処分のフローを次頁の図、表に示します。

本町では 18 種類の分別・収集を行っており、平成 29 年度(2017 年度)にキッチンの油と貝殻・調理くずの分別を新たに開始し、現在に至ります。

(1) もえるごみ

委託収集及び許可業者が収集した「もえるごみ」は、根室北部廃棄物処理広域連合の根室北部広域ごみ処理施設に集めて処理します。

処理時に選別された鉄分、アルミの他、熔融固化物であるスラグは、回収・再資源化し、また飛灰処理物や残渣物※については、別海町一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

※：根室北部廃棄物処理広域連合構成 4 町からのごみ全量に対して、別海町から搬入した量の割合と同じ割合分です。

(2) もえないごみ・粗大ごみ

委託収集及び許可業者が収集した「もえないごみ・粗大ごみ」は、別海町ごみ処理場に集め資源物を選別して、売り払い・再資源化などの処分を行います。

選別後、資源物以外として残ったもののうち、可燃性残渣は根室北部広域ごみ処理施設で焼却処理し、不燃性残渣は別海町一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

(3) 資源ごみ

委託収集及び許可業者が収集した「資源ごみ」は、別海町リサイクルセンターに集め施設内で破碎・選別・圧縮して、売り払い・再資源化などの処分を行います。

「リターナブルびん」は回収業者から飲料メーカーへ引き渡し、「ワンウェイびん」は「白色・茶色・その他」に分別したうえで、それぞれの再資源化事業者に引き渡しています。

「かん」はスチールとアルミに選別し、それぞれ再資源化先に売り払いをしています。

「ペットボトル・プラスチック製容器包装」は、別海町リサイクルセンターで異物を除いたうえで圧縮・梱包し、再資源化事業者に引き渡しています。

選別後、資源物以外として残ったもののうち、可燃性残渣は根室北部広域ごみ処理施設で焼却処理し、不燃性残渣は別海町一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

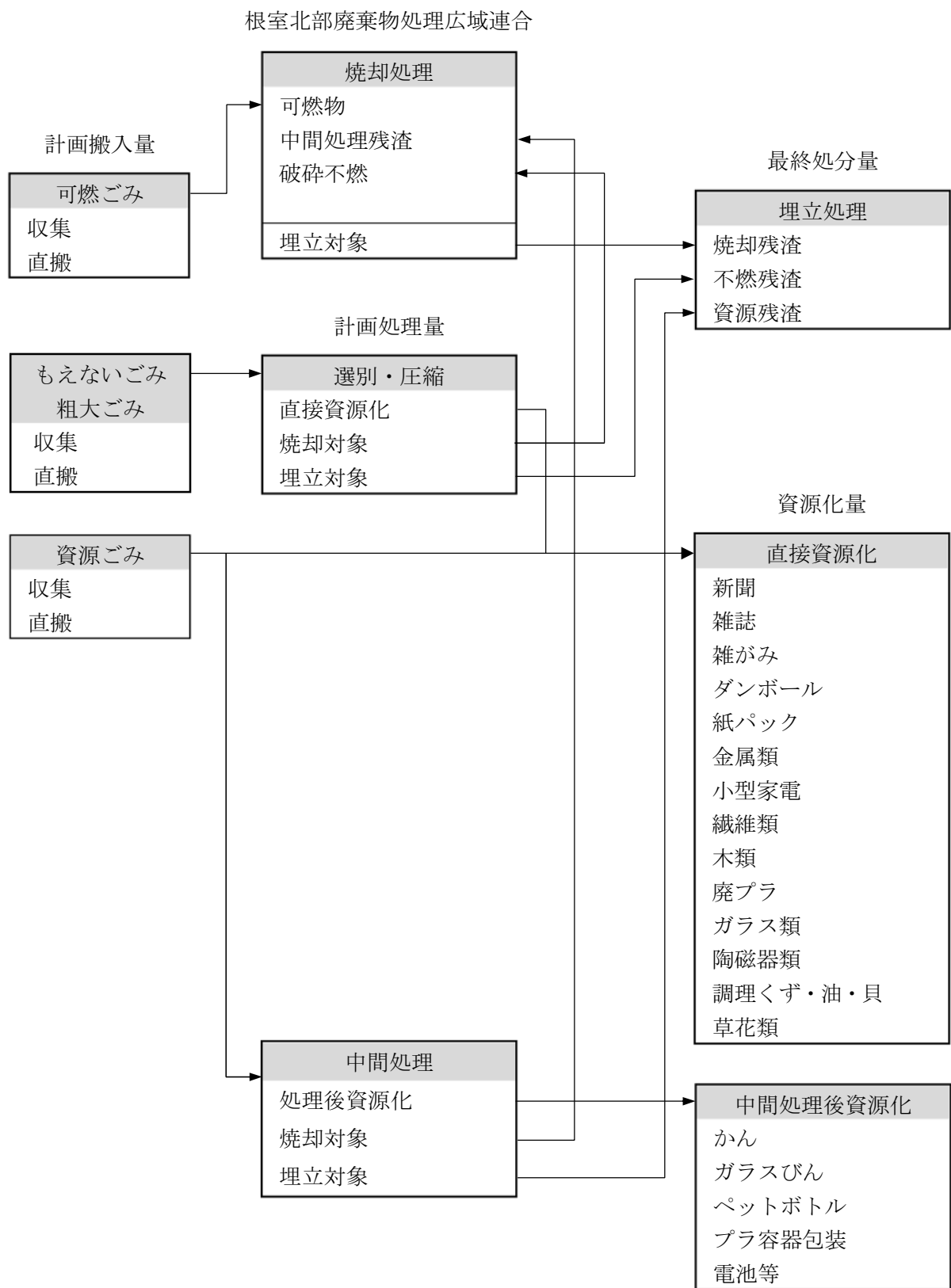


図 2.1.1.3 ごみの分別と処理・処分のフロー

表 2.1.1.6 ごみ収集品目の分別状況

分別項目と種類		内 容(主なもの)	分別開始年	備考
もえるごみ		燃えがら、たばこの吸殻、衛生用品、リサイクルできない紙類・繊維類(レシート・宅配伝票・写真等)、使用済アルミホイル、残飯、茶殻・茶葉、コーヒーのかす、カニの殻、魚・鶏肉の骨 など	昭和 56 年度開始 平成 29 年度改定	有 料 (定額制)
もえないごみ		ガラス類、割れたびん、陶器類、ほ乳びん、金属類、鍋、フライパン、スプーン、フォーク、傘、ハサミ、包丁、ハンガー、刃物類、まな板、木製の玩具、ゴム類(再使用できないゴム長靴、ゴムホース、バレーボール等) など	昭和 56 年度開始 平成 29 年度改定	有 料 (定額制)
粗大ごみ		机、ストーブ、ソファ、いす、テーブル、たんす、じゅうたん、ふとん、自転車 など	平成 13 年度開始 平成 29 年度改定	有 料 (定額制)
資源ごみ	キッチンの油と貝殻・調理くず	貝殻、廃食用油、調理くず、卵の殻 など	平成 29 年度開始	無 料
	紙製容器包装・雑がみ	♻マークのついたもの、パンフレット、封筒、ノート、紙箱類(ティッシュ・お菓子などの箱)、カレンダー、コピー用紙、包装紙類(デパート等の包装紙)、トイレットペーパーの芯、紙袋、ラップやレトルト食品等の外箱)、紙製の容器 など	平成 20 年度雑がみ開始 平成 28 年度 紙製容器包装開始	
	家庭の枝・木くず	枝・丸太・木くず(それぞれ別々にひもで直径 30cm 以内のサイズを目安にまとめて縛る)、細かい枝・雑草・落葉類・割り箸(種類毎に分ける) など	平成 28 年度開始	
	危険ごみ	爆発危険物、火災危険物(マッチ・ライター・花火)、スプレー缶、水銀含有物(電池・電球・蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計) など	平成 13 年度開始 平成 29 年度改定	
	小型家電	縦、横、高さが 30cm×40cm×30cm サイズ以内の小型家電(アイロン、ドライヤー、コード類、炊飯器、ポット、トースター、リモコン) など	平成 26 年度開始 平成 29 年度改定	
	紙パックダンボール新聞 雑誌	♻マークのついたもの、牛乳等の紙パック、ダンボール、新聞、雑誌 など	平成 13 年度開始 平成 29 年度改定	
	きれいな古繊維	ぬいぐるみ、衣類、タオル など	平成 17 年度開始 平成 29 年度改定	
	使えるくつ・かばん	汚損していない・臭いがないくつ・かばん、ランドセル、リュック、スーツケース、財布、ヘアバンド、シュシュ、ベルト、アクセサリ類 など	平成 28 年度開始	有 料 (定額制)
	び ん	ビール・酒・醤油等のびん、栄養ドリンク、食品調味料、化粧品 など	平成 13 年度開始 平成 29 年度改定	
	か ん	♻マークのついたもの、アルミかん、スチールかん、のり・お茶のかん、魚肉かん、ペットフードのかん など		
ペットボトル	♻マークのついたもの、飲料水のペットボトル、調味料のペットボトル など			
プラスチック製容器包装		♻マークのついたもの、カップ類、袋類、レジ袋、ふた類、ボトル類、チューブ類、パック類、トレイ類、発泡スチロール、くだものネット、フィルム類 など	平成 14 年度開始 平成 29 年度改定	

1-4. その他の廃棄物について

(1) エゾシカ等の有害鳥獣

本町では、エゾシカ等の有害鳥獣の死骸が道路などで発見された場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物として、適正に処理しています。

また、令和 3 年(2021 年)3 月に策定した「別海町鳥獣被害防止計画」に基づき、銃器で捕獲したエゾシカは、速やかに別海町ごみ処理場へ集積し、処分事業者へ運搬・処理しています。

(2) 町が収集、運搬及び処分しない廃棄物

令和 5 年度(2023 年度)末現在において、町が収集、運搬及び処分をしない廃棄物を下表に示します。

テレビや冷蔵庫などの家電リサイクル法対象製品その他、ピアノやタイヤ、バッテリーといった処理困難なものが該当します。

また産業廃棄物について、町長が特に必要と認めたもの以外は、収集、運搬及び処分を行っていません。

表 2.1.1.7 町が収集、運搬及び処分をしない廃棄物

町が収集、運搬及び処分をしない廃棄物	
産業廃棄物(町長が特に必要と認めたものを除く)	
一般廃棄物のうち ① ～ ⑩ に示すもの	
①	特定家庭用機器(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機のうち 家電リサイクル法の対象となるもの)
②	密閉型蓄電池(充電式電池・バッテリー)
③	自動車・バイク及びそれらのバッテリー・タイヤ等
④	ピアノ
⑤	消火器、プロパンガスボンベ、ホームタンク
⑥	農薬、劇薬等
⑦	スプリングマットレス
⑧	畳
⑨	特別管理一般廃棄物(P C B 使用部品、ばいじん、汚泥、感染性病原体の含まれる もの若しくは付着しているおそれのあるもの)
⑩	がれき類
⑪	建築物の解体に伴う廃棄物(別海町火災等に伴う廃棄物の処理に関する要綱第 2 条に規定するものを除く)
⑫	建築物以外の工作物の解体に伴う廃棄物(別海町火災等に伴う廃棄物の処理に関する要綱第 2 条に規定するものを除く)
⑬	浚渫工事に伴う廃棄物
⑭	大量の石類及び土砂(一時的排出量 300kg 又は 1 m ³ 以上のもの)
⑮	事業活動に伴い発生した大量の海藻類(一時的排出量 300kg 又は 1 m ³ 以上のもの)
⑯	事業活動に伴い発生した帳簿、伝票などの機密書類

1-5. ごみの受入れ

(1) ごみステーション等による収集

家庭系ごみの収集・受入れについて、本町では、市街地においてはごみステーション収集方式を、農家地区においては拠点収集方式を採用しています。

令和5年度(2023年度)末現在における、ごみステーション等による収集間隔等を下表に、ごみ処理手数料を次頁の表に示します。

ごみ処理手数料の徴収は、平成13年(2001年)7月から開始しており、排出者は有料の指定ごみ袋等を使用すること、また粗大ごみについては収入証紙(シール)を貼り付け、各収集日にごみステーション等に排出することとなります。

また、引っ越しや大掃除等により排出される一時多量ごみについては、別海町ごみ処理場へ直接搬入するか、許可業者へ収集及び運搬を依頼することとなります。

表 2.1.1.8 家庭系ごみの種類と分別区分等

区 分	排 出 日	収集間隔	
		市街地	農家地区
もえるごみ	もえるごみの日	週 2 回	週 1 回
もえないごみ	もえないごみ・粗大ごみの日	月 1 回	月 1 回
粗大ごみ			
小型家電			
家庭の枝・木くず			
危険ごみ	危険ごみ・かん・びん・ペットボトルの日	週 1 回	月 2 回
かん			
びん			
ペットボトル			
きれいな古繊維			
使えるくつ・かばん			
キッチンの油・貝殻・調理くず			
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装・紙資源の日	週 1 回	月 2 回
雑誌			
紙製容器包装・雑がみ			
新聞			
ダンボール			
紙パック			
一時多量ごみ	収集しない(月～土曜日の間、別海町ごみ処理場で直接受付)		

表 2.1.1.9 ごみ処理手数料

種 類	証紙の形状	手数料
もえるごみ	45 L 容器	1 枚 60 円
	20 L 容器	1 枚 30 円
	10 L 容器	1 枚 15 円
もえないごみ	45 L 容器	1 枚 60 円
	20 L 容器	1 枚 30 円
粗大ごみ	シール	1 枚 120 円
かん	45 L 容器	1 枚 10 円
びん	20 L 容器	1 枚 10 円
ペットボトル	45 L 容器	1 枚 10 円
プラスチック製容器包装	45 L 容器	1 枚 10 円
	20 L 容器	1 枚 10 円

(2) 直接搬入

家庭系ごみの収集・受入れについて、本町では、ごみステーション等による収集方式の他に、別海町ごみ処理場への直接搬入方式を採用しています。

また、事業系ごみについては、家庭系ごみと同様の区分によって分別し、許可業者に処理を依頼するか、直接、別海町ごみ処理場に搬入することとなります。

直接搬入におけるごみ処分手数料の徴収は、平成 13 年(2001 年)3 月から開始しており、現行の従量制の手数料徴収方法※に改正・移行した平成 16 年(2004 年)7 月には、併せて分別収集やごみ出しのルール等を確立しています。

※：搬入重量に対して課金して処理費用を徴収する方式

表 2.1.1.10 直接搬入におけるごみ処分手数料

項 目	ごみ処分手数料	備 考
家庭系ごみ	20kg につき 60 円	搬入するごみが 20kg 未満のときは 20kg とみなす。
事業系ごみ	20kg につき 300 円	搬入するごみに 20kg 未満の端数があるときは、その端数を 20kg とみなす。

表 2.1.1.11 ごみの有料化状況

(令和 6 年 3 月時点)

現行の一般廃棄物処理の有料化（平成 16 年 7 月最終改正）							
区 分		もえるごみ	もえないごみ	資源ごみ		粗大ごみ	その他 収集ごみ
				びん・かん・ペ ットボトル・プ ラスチック製 容器包装	左記 以外		
家庭系ごみ	手数料	有 料	有 料	有 料	無 料	有 料	収集して いない
	料 金 定 設 定	単 純 定額制	単 純 定額制	単 純 定額制	—	単 純 定額制	—
	徴 収 方 法	指定ごみ袋の 購 入	指定ごみ袋の 購 入	指定ごみ袋の 購 入	—	収入証紙 (シール)	—
	徴 収 金	60 円/45L 30 円/20L 15 円/10L	60 円/45L 30 円/20L	10 円/45L 10 円/20L	—	120 円	—
	直接搬入ごみ	手数料	有 料	有 料	無 料		収集して いない
		料 金 定 設 定	単 純 定額制	単 純 定額制	—		単 純 定額制
		徴 収 方 法	現 金	現 金	—		現 金
		徴 収 金	60 円/20kg	60 円/20kg	—		60 円/20kg
事業系ごみ	手数料	収集して いない※	収集して いない	収集していない		収集して いない	収集して いない
	料 金 定 設 定	—	—	—		—	—
	徴 収 方 法	—	—	—		—	—
	徴 収 金	—	—	—		—	—
	直接搬入ごみ	手数料	有 料	有 料	無 料		収集して いない
		料 金 定 設 定	単 純 定額制	単 純 定額制	—		単 純 定額制
		徴 収 方 法	現 金	現 金	—		現 金
		徴 収 金	300 円/20kg	300 円/20kg	—		300 円/20kg

※：生ごみに限り周辺自治会との協議のうえ家庭系ごみと同様の方法で排出することができます。

(3) 資源の集団回収など

本町における容器包装廃棄物に関する分別収集の対象を下表に示します。

そのうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色のガラス容器)、その他のプラスチック製の容器包装については、町による定期回収の他に、学校による集団回収や、福祉施設による回収、スーパー店頭での回収を実施しています。

再商品化の方法については、『回収業者に売却』と、『指定法人である公益社団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡』に大別されます。

表 2.1.1.12 分別収集する容器包装廃棄物の種類と回収の方法

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	回収の方法	再商品化の方法
1	スチール製容器	かん	町による定期回収	回収業者に売却 (全量)
			福祉施設による回収	
	アルミ製容器		町による定期回収	
			福祉施設による回収	
2	無色のガラス製容器	びん	町による定期回収	指定法人へ引渡 (全量)
			学校による集団回収	
	茶色のガラス製容器		町による定期回収	
			学校による集団回収	
	その他の色のガラス製容器		町による定期回収	
3	飲料用紙容器	紙パック	町による定期回収	回収業者に売却 (全量)
4	段ボール	ダンボール	町による定期回収	
5	紙製容器包装	紙製容器包装	町による定期回収	
6	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	指定法人へ引渡 (全量)
7	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製の容器包装	町による定期回収	
			スーパー店頭	

出典：第 10 期別海町分別収集計画(令和 4 年 5 月 31 日)

1-6. 処理主体

前項では、令和5年度(2023年度)末現在における本町のごみ収集品目の分別状況、収集・受入れ体制及び徴収料金などを整理しました。

本項では、家庭系ごみと事業系ごみの処理主体と処理方法等を整理します。

(1) 家庭系ごみの処理主体

家庭系ごみについて、収集・運搬、中間処理、最終処理における処理主体と方法を下表に示します。

表 2.1.1.13 家庭系ごみの処理主体と処理方法

区分	収集・運搬 主体	中間処理		最終処理	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
1.もえるごみ	町(委託)	広域連合	焼却	町(委託)	埋立
2.もえないごみ	町(委託)	町(委託)	選別	町(委託)	資源化・埋立
3.粗大ごみ	町(委託)	町(委託)	選別・破碎	町(委託)	資源化・埋立
4.小型家電	町(委託)	町(委託)	選別	民間	資源化
5.家庭の枝・木くず	町(委託)	町(委託)	保管	民間	資源化
6.危険ごみ	町(委託)	町(委託)	安全化	民間	資源化
7.かん	町(委託)	町(委託)	圧縮	民間	資源化
8.びん	町(委託)	町(委託)	選別・破碎	指定法人	資源化
9.ペットボトル	町(委託)	町(委託)	圧縮・梱包	指定法人	資源化
10.きれいな古繊維	町(委託)	町(委託)	保管	民間	資源化
11.使えるくつ・かばん	町(委託)	町(委託)	保管	民間	資源化
12.キッチンの油・貝殻・調理くず	町(委託)	町(委託)	保管	民間	資源化
13.プラスチック製容器包装	町(委託)	町(委託)	圧縮・梱包	指定法人	資源化
14.雑誌	町(委託)	町(委託)	保管	民間	資源化
15.紙製容器包装・雑がみ	町(委託)	町(委託)	保管	民間	資源化
16.新聞	町(委託)	町(委託)	保管	民間	資源化
17.ダンボール	町(委託)	町(委託)	保管	民間	資源化
18.紙パック	町(委託)	町(委託)	保管	民間	資源化

※：多量に発生したごみは、排出者自ら処理するか、又は排出者自ら別海町ごみ処理場へ搬入するか、若しくは町が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、別海町ごみ処理場で処理を行うものとします。

(2) 事業系ごみの処理主体

事業系ごみについて、収集・運搬、中間処理、最終処理における処理主体と方法を下表に示します。

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適性に処理することを原則とし、自ら処理できない場合、排出者は自ら別海町ごみ処理場へ搬入するか、または本町の許可を得た一般廃棄物処理業者に処理を委託することとなります。

なお多量廃棄物については、事前協議を行ったうえで、町の指導に基づき処理を行うことが可能です。

表 2.1.1.14 事業系ごみの処理主体と処理方法

区分	収集・運搬主体	中間処理・最終処理		
		処理主体	中間処理方法	最終処理方法
許可業者収集	許可業者	町(委託)	破碎、圧縮、選別等	埋立、資源化
自己搬入	排出者	町(委託)	破碎、圧縮、選別等	埋立、資源化

1-7. 排出抑制及び資源化等の促進に関する施策

令和 5 年度(2023 年度)末現在における、本町の一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進に関する施策は以下のとおりです。

(1) 排出抑制の促進

排出抑制の促進に関する主な施策と内容を下表に示します。

本町では、町民や事業者に分別区分を理解してもらえよう、「べつかいのごみ出しルール」や「べつかいのごみ出し百科事典」に詳細な内容を取りまとめています。

町民への配布やインターネット上での公開、多量排出事業者への指導の他、町内各学校や自治会活動等との連携による施設見学会や説明会の開催など、多岐にわたる周知・啓発活動を実施しています。

表 2.1.1.15 排出抑制の促進に関する施策と内容

排出抑制の促進に関する施策	内 容
1.「べつかいのごみ出しルール」の配布	分別区分の理解を進めるため、主に排出されるごみを図示したポスターを転入者等に配布し、分別収集、リサイクル及びごみの適正処理を推進する。
2.「べつかいのごみ出し百科辞典」の配布	町民にとってごみの分別区分が難しくなっているため、ごみの分別排出方法を細かく記載した百科事典をインターネット上で公開し、また、希望者には冊子での配布を行うことで、分別収集、リサイクル及びごみの適正処理を推進する。
3.「別海町ごみ減量化大作戦」の広告掲載	町民にとって関心が高くタイムリーな情報と、町で保有する情報を広報誌で積極的に公開し、ごみの排出抑制、分別ルールの浸透及び意識の高揚を図る。
4.リサイクルセンター見学事業	町内各学校、各団体によるリサイクルセンターの視察・見学・体験学習を受け入れ、分別収集、リサイクル及びごみの減量化の必要性を呼びかける。
5.ホームページの充実	別海町ホームページにごみ・資源物の収集、運搬及び処分、し尿・家庭廃水・浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分に係る情報を掲載する。併せて、ごみ処理・リサイクルの実態を掲載し、分別収集の意義及び必要性の周知に努める。
6.自治会活動との連携	住民運動の主体的な役割を果たす自治会と連携し、ごみステーションの管理・清掃及びごみの適正処理を効果的に行う。併せて、説明会等の啓発活動を積極的に行い、住民一人一人の分別意識の向上を図る。
7.事業者に対する指導	事業系一般廃棄物の減量、再資源化を図るため、自主的なリサイクルの取組を啓発していくとともに、多量排出事業者に対し、事前協議の徹底及び廃棄物の適正処理の指導を行い、排出抑制及び再利用の促進に努める。

(2) 資源化等の促進

資源化等の促進に関する主な施策と内容を下表に示します。

本町では、平成 13 年(2001 年)4 月の資源有効利用促進法の施行より、資源の分別収集と再資源化事業者への引き渡しなど、資源の有効利用に向けた総合的な取り組みを実施しています。

表 2.1.1.16 資源化等の促進に関する施策と内容

資源化等の促進に関する施策・項目	内 容
1.容器包装廃棄物の資源化	リサイクルの推進と埋立地の延命化を図るため、かん、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集を実施し、リサイクルセンターで選別、圧縮等の中間処理を経て、指定法人などに引き渡し資源化を推進する。
2.水銀含有廃棄物の資源化	水銀等の重金属を含有している電池・蛍光灯・電球を分別収集し、再資源化事業者へ引き渡し、資源化を推進する。
3.スプレー缶の資源化	スプレー缶を分別収集し、残留ガス及び廃液の適正処理を経て、圧縮処理し、鉄プレスとして再資源化事業者に引き渡し資源化を推進する。
4.金属類の資源化	不燃ごみ・粗大ごみの選別処理により得られた金属類を再資源化事業者に引き渡し資源化を進める。また、粗大ごみとして収集された鉄くずについても、同様に資源化を推進する。
5.紙類の資源化	ダンボール、新聞、雑誌、紙製容器包装・雑がみ、飲料用紙製容器の分別収集を実施し、再資源化事業者に引き渡し資源化を推進する。
6.古繊維・皮革類の資源化	古繊維、靴類、鞆類等の分別収集を実施し、再資源化事業者に引き渡し、資源化を推進する。
7.使用済小型電子機器等の資源化	小型家電リサイクル法に基づき、有用金属(レアメタル等)を含む使用済小型電子機器等の分別収集を実施し、国の認定を受けた認定事業者に引き渡し、資源化を推進する。
8.木類・草花類の資源化	枝、木くず、雑草等の植物類を分別収集し、もえないごみ・粗大ごみから選別された木類と併せて再資源化事業者に引き渡し資源化を推進する。
9.調理くずの堆肥化	野菜、果物、卵の調理くずに限り、無料で分別収集し、堆肥化を行う。
10.貝殻の資源化	貝殻を分別収集し、再資源化事業者に引き渡し、資源化を推進する。
11.廃食用油の資源化	家庭の廃食用油を分別収集し、再資源化事業者に引き渡し、資源化を推進する。
12.その他の資源化	容器包装リサイクル法対象外のプラスチック、ガラス類等、資源化可能である資源物は、可能な限り再資源化を推進する。

(3) 廃棄物の適正処理

廃棄物の適正処理に関する主な施策と内容を下表に示します。

本町では、排出者・事業者が自ら適正処理するよう、啓発活動を実施しています。

また不法投棄抑止の啓発では、本町その他、根室市・中標津町・標津町・羅臼町の根室振興局管内1市4町による「ねむろ自然の番人宣言」を平成20年(2008年)2月に調印し、各事業所や自然の番人認定団体との連携を図りつつ、不法投棄の監視やポイ捨ての抑止に努めています。

表 2.1.1.17 廃棄物の適正処理に関する施策と内容

廃棄物の適正処理に関する施策・項目	内容
1.特定家庭用機器の適正処理	家電リサイクル法の対象となるエアコンディショナー、テレビジョン受信機（ブラウン管、液晶、プラズマ）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機は、収集、運搬及び処分をせず、法に基づき適正な処理を行うよう啓発する。
2.パーソナルコンピュータの適正処理	資源有効利用促進法に基づく自主回収と、小型家電リサイクル法に基づく分別収集により、資源化を推進する。
3.密閉型蓄電池の適正処理	資源有効利用促進法に基づく自主回収により、資源化を推進する。
4.廃自動車の適正処理	自動車リサイクル法に基づき適正に処理を行う。
5.産業廃棄物の適正処理	一般廃棄物と産業廃棄物の区分を町民に明らかにし、産業廃棄物は、事業者が自ら処理するよう啓発に努める。
6.その他の廃棄物の適正処理	上記の他、タイヤ、二輪車、消火器等、全国的なリサイクルシステム、安全処理が確立されている廃棄物については、排出者自ら手続きするよう啓発する。
7.不法投棄抑止の啓発	「ねむろ自然の番人宣言」に基づき、不法投棄に対し、広報を活用した積極的な啓発を行う。また、各事業所及び近隣自治体、自然の番人認定団体との連携を図って、監視を行い、不法投棄やポイ捨て抑止に努める。

第 2 節 ごみ排出量の実績

2-1. 全体ごみ排出量

(1) 全体ごみ排出量の実績・推移

本町の全体ごみ排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します※¹。

全体ごみ排出量は、令和 4 年度(2022 年度)で 4,549t と、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 81%と減少し、同人口比の減少率である約 90%より 9 ポイントも下回っています。

町民、事業者、行政が一体となったごみ減量化・4R 運動の促進により※²、大量生産、大量消費、大量廃棄という使い捨て社会の見直しと、環境への負荷が少ない持続可能な「循環型社会」の構築が着実に進んでいます。

※1: ごみ排出量の実績値の合計(値)と内訳(値)について、小数点以下の四捨五入といった端数処理により、一部不整合が生じます(以下、共通)。

※2: 「ごみ減量化・4R 運動の促進」は、前述した『第 7 次 別海町総合計画(平成 31 年 3 月)』における主要施策の一つで、ごみを減らすための具体的な方針です。

表 2.1.2.1 全体ごみ排出量の実績・推移

(単位：人、t/年、%)

区分 \ 年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)※	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
家庭系ごみ排出量	4,879	4,154	4,332	4,199	4,231	4,331	4,212	4,142	4,015	3,855
もえるごみ	2,969	2,763	2,825	2,690	2,423	2,336	2,311	2,280	2,208	2,161
収集	2,809	2,626	2,701	2,593	2,373	2,309	2,294	2,237	2,175	2,118
直接搬入	160	137	124	97	50	27	17	43	33	43
もえないごみ	773	384	461	432	534	688	597	620	595	541
収集	215	191	201	197	265	279	294	316	296	280
直接搬入	558	193	260	235	269	409	303	304	299	261
資源ごみ	1,137	1,007	1,046	1,077	1,274	1,307	1,304	1,242	1,212	1,153
収集	1,111	978	1,019	1,047	1,202	1,225	1,230	1,139	1,110	1,066
直接搬入	26	29	27	30	72	82	74	103	102	87
事業系ごみ排出量	768	818	1,057	932	760	601	739	625	650	694
もえるごみ	492	519	520	509	521	422	512	408	444	485
許可	284	333	332	331	357	341	416	296	328	352
直接搬入	208	186	188	178	164	81	96	112	116	133
もえないごみ	209	222	457	355	159	119	107	115	113	103
許可	166	121	231	205	39	21	16	11	39	5
直接搬入	43	101	226	150	120	98	91	104	74	98
資源ごみ	67	77	80	68	80	60	120	102	93	106
許可	39	43	45	40	43	33	47	19	26	33
直接搬入	28	34	35	28	37	27	73	83	67	73
全体(家庭系+事業系)	5,647	4,972	5,389	5,131	4,991	4,932	4,951	4,767	4,665	4,549
もえるごみ	3,461	3,282	3,345	3,199	2,944	2,758	2,823	2,688	2,652	2,646
収集・許可	3,093	2,959	3,033	2,924	2,730	2,650	2,710	2,533	2,503	2,470
直接搬入	368	323	312	275	214	108	113	155	149	176
もえないごみ	982	606	918	787	693	807	704	735	708	644
収集・許可	381	312	432	402	304	300	310	327	335	285
直接搬入	601	294	486	385	389	507	394	408	373	359
資源ごみ	1,204	1,084	1,126	1,145	1,354	1,367	1,424	1,344	1,305	1,259
収集・許可	1,150	1,021	1,064	1,087	1,245	1,258	1,277	1,158	1,136	1,099
直接搬入	54	63	62	58	109	109	147	186	169	160

※：統計上、収集人口は年度の最初(4 月)と最後(3 月)で減少等がみられます。ごみ排出量との相対的な比較ができるよう、年度の間である 9 月末を採用します(以下、共通)。

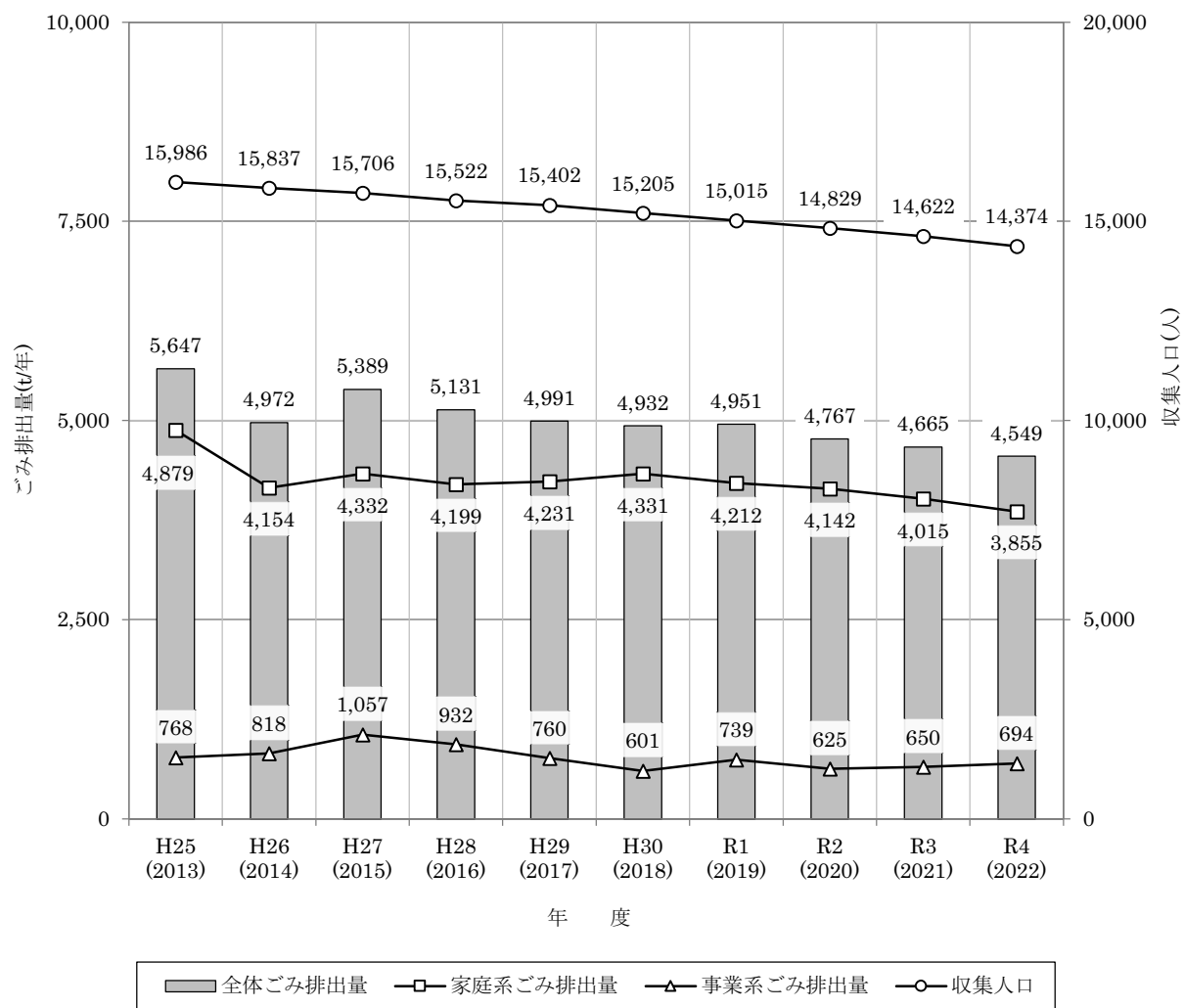


図 2.1.2.1 全体ごみ排出量の実績・推移

(2) 家庭系・事業系ごみ排出量の状況

本町の家庭系・事業系のごみ排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を下表に示します。

全体ごみ排出量は、令和 4 年度(2022 年度)が 4,549t と最も少なく、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 81%と減少しています。

家庭系ごみは、同比率で約 79%と減少し、また事業系ごみについても、同比率で約 90%と減少傾向がみられます。

全体ごみ排出量に対する割合について、多くを占める家庭系ごみは、平成 25 年度(2013 年度)の 86.4%に対し令和 4 年度(2022 年度)では 84.7%と微減です。

また事業系ごみの割合は、最大である平成 27 年度(2015 年度)の 19.6%に対し、後期 5 ヶ年では 12.2%~15.3%と比較的安定した傾向であることが伺えます。

表 2.1.2.2 家庭系・事業系ごみ排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
全体ごみ排出量	5,647	4,972	5,389	5,131	4,991	4,932	4,951	4,767	4,665	4,549
家庭系ごみ排出量	4,879	4,154	4,332	4,199	4,231	4,331	4,212	4,142	4,015	3,855
割合	86.4	83.5	80.4	81.8	84.8	87.8	85.1	86.9	86.1	84.7
上記、割合の平均値	前期 5 ヲ年平均値：83.4					後期 5 ヲ年平均値：86.1				
	10 ヲ年平均値：84.8									
事業系ごみ排出量	768	818	1,057	932	760	601	739	625	650	694
割合	13.6	16.5	19.6	18.2	15.2	12.2	14.9	13.1	13.9	15.3
上記、割合の平均値	前期 5 ヲ年平均値：16.6					後期 5 ヲ年平均値：13.9				
	10 ヲ年平均値：15.2									

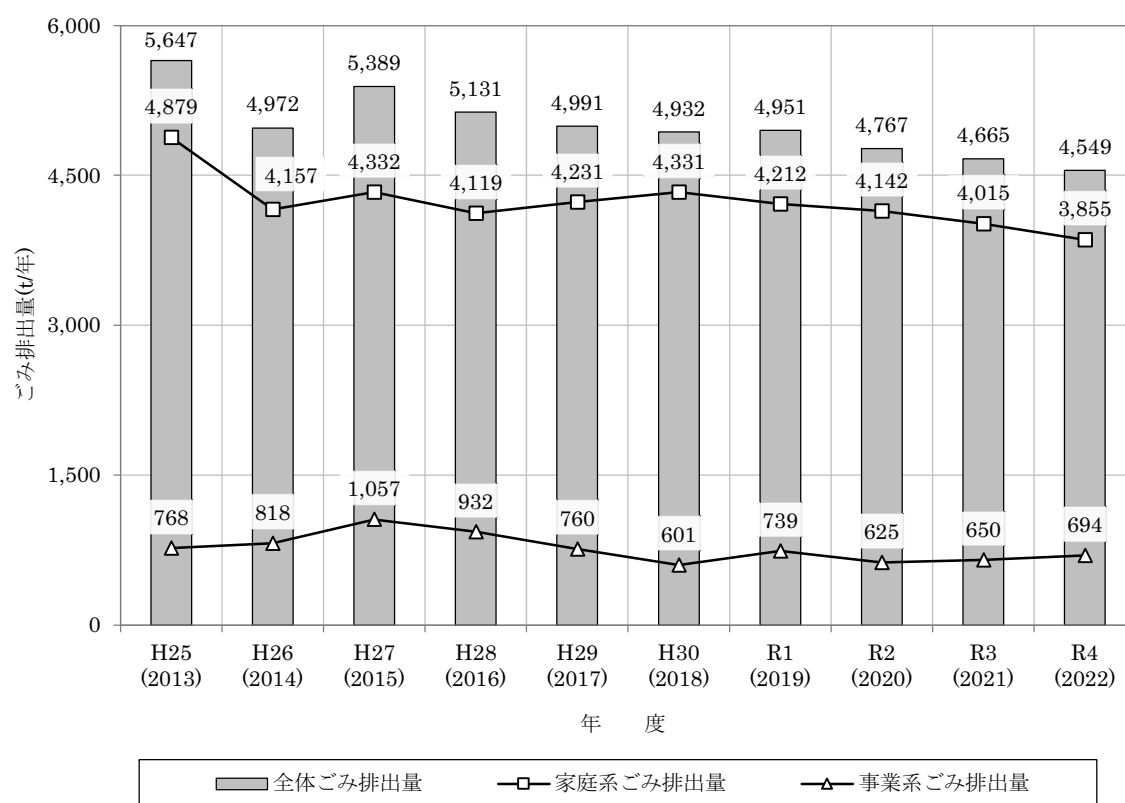


図 2.1.2.2 家庭系・事業系ごみ排出量の実績・推移

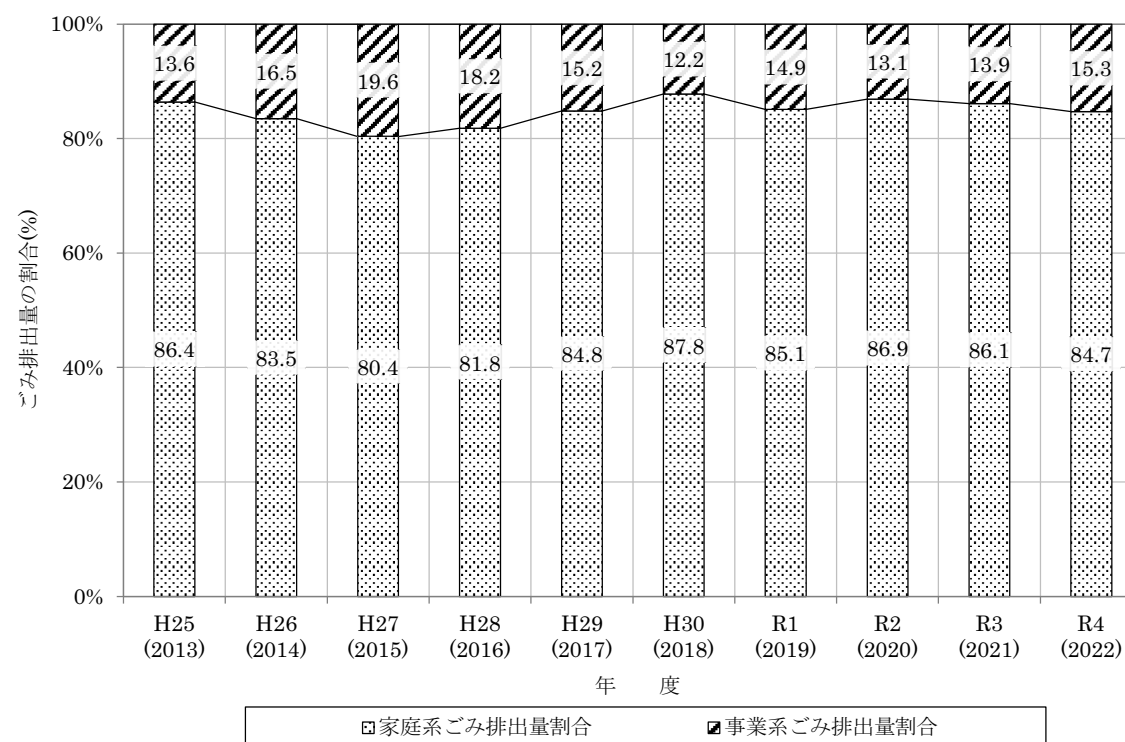


図 2.1.2.3 家庭系・事業系ごみ排出量の割合・推移

(3) 収集・直接搬入ごみ排出量の状況

本町の収集(委託・許可業者)・直接搬入ごみの排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を下表に示します。

収集ごみは、令和 4 年度(2022 年度)が 3,854t と最も少なく、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 83%と減少しています。

また直接搬入ごみについても、同比率で約 68%と大きく減少しています。

全体ごみ排出量に対する割合について、多くを占める収集ごみは、平成 25 年度(2013 年度)の 81.9%に対し令和 4 年度(2022 年度)では 84.7%と微増です。

また直接搬入ごみの割合は、最大となる平成 25 年度(2013 年度)の 18.1%に対し、後期 5 カ年では 13.2%~15.7%と比較的安定した傾向であることが伺えます。

表 2.1.2.3 収集・直接搬入ごみ排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
全体ごみ排出量	5,647	4,972	5,389	5,131	4,991	4,932	4,951	4,767	4,665	4,549
収集ごみ排出量	4,624	4,292	4,529	4,413	4,279	4,208	4,297	4,018	3,974	3,854
割合	81.9	86.3	84.0	86.0	85.7	85.3	86.8	84.3	85.2	84.7
上記、割合の平均値	前期 5 ヲ年平均値：84.8					後期 5 ヲ年平均値：85.3				
	10 ヲ年平均値：85.0									
直接搬入ごみ排出量	1,023	680	860	718	712	724	654	749	691	695
割合	18.1	13.7	16.0	14.0	14.3	14.7	13.2	15.7	14.8	15.3
上記、割合の平均値	前期 5 ヲ年平均値：15.2					後期 5 ヲ年平均値：14.7				
	10 ヲ年平均値：15.0									

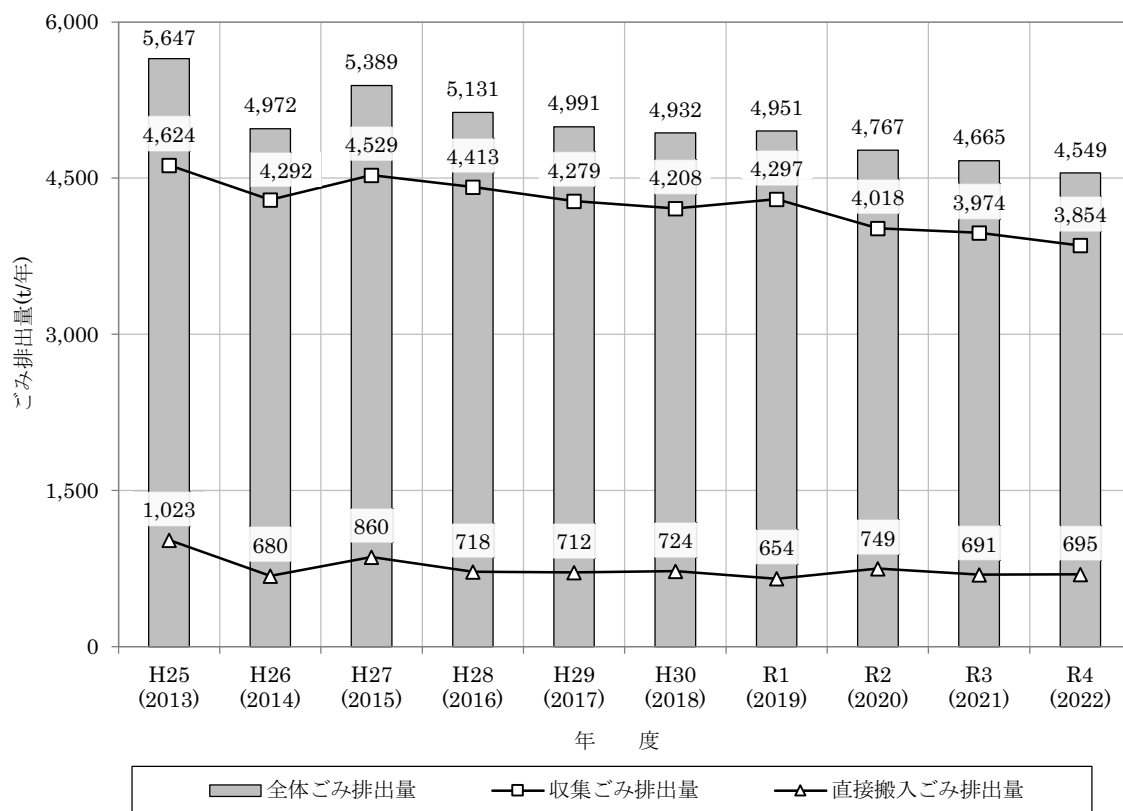


図 2.1.2.4 収集・直接搬入ごみ排出量の実績・推移

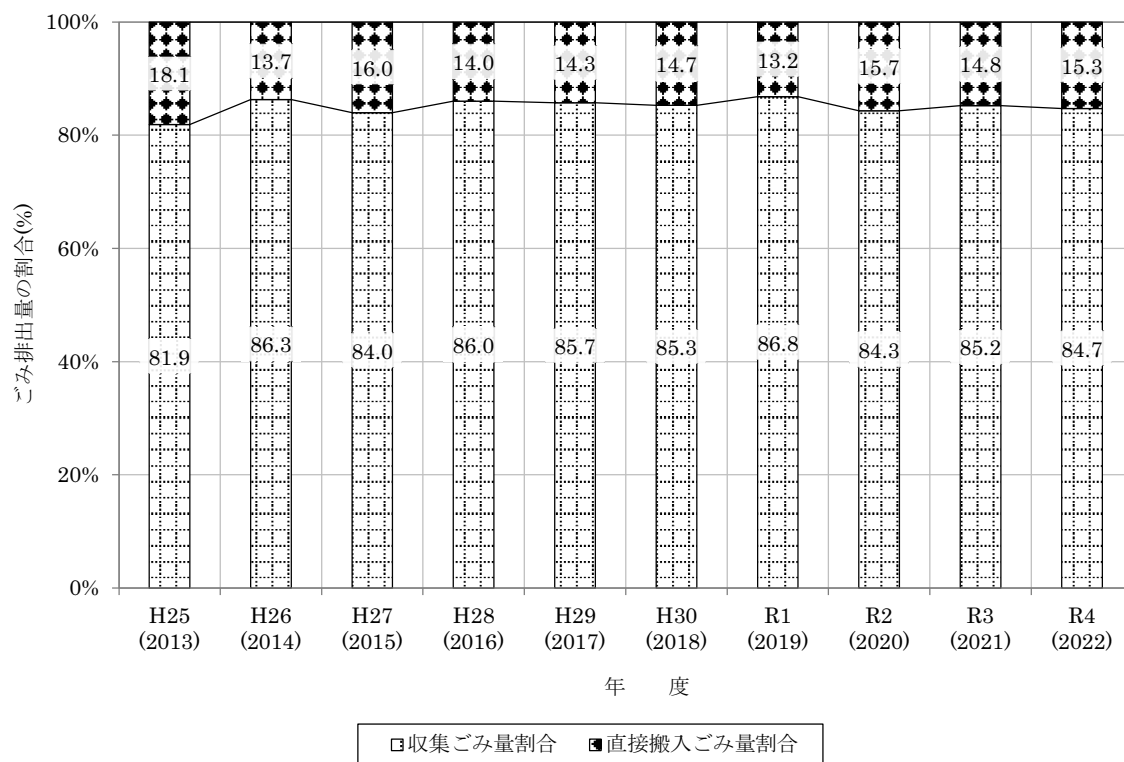


図 2.1.2.5 収集・直接搬入ごみ排出量の割合・推移

(4) ごみの区分別排出量の状況

本町のもえるごみ、もえないごみ、資源ごみの排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を下表に示します。

もえるごみは、令和 4 年度(2022 年度)が 2,646t と最も少なく、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 76%と減少しています。

もえないごみについても同比率で約 66%と大きく減少する一方、資源ごみは同比率で約 105%と微増です。

全体ごみ排出量の多くの割合を占めるもえるごみは、平成 29 年度(2017 年度)を境とした前期 5 カ年平均値が 62.1%に対し、後期 5 カ年平均値が 56.9%と約 5 ポイントの減少です。

もえないごみも同比較で安定した傾向である一方、資源ごみについては 22.7%から 28.1%と増加傾向を示しています。

表 2.1.2.4 ごみの区分別排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
全体ごみ排出量	5,647	4,972	5,389	5,131	4,991	4,932	4,951	4,767	4,665	4,549
もえるごみ	3,461	3,282	3,345	3,199	2,944	2,758	2,823	2,688	2,652	2,646
割合	61.3	66.0	62.1	62.3	59.0	55.9	57.0	56.4	56.8	58.2
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：62.1%					後期 5 ヶ年平均値：56.9%				
	10 ヶ年平均値：59.5%									
もえないごみ	982	606	918	787	693	807	704	735	708	644
割合	17.4	12.2	17.0	15.3	13.9	16.4	14.2	15.4	15.2	14.2
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：15.2%					後期 5 ヶ年平均値：15.1%				
	10 ヶ年平均値：15.1%									
資源ごみ	1,204	1,084	1,126	1,145	1,354	1,367	1,424	1,344	1,305	1,259
割合	21.3	21.8	20.9	22.3	27.1	27.7	28.8	28.2	28.0	27.7
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：22.7%					後期 5 ヶ年平均値：28.1%				
	10 ヶ年平均値：25.4%									

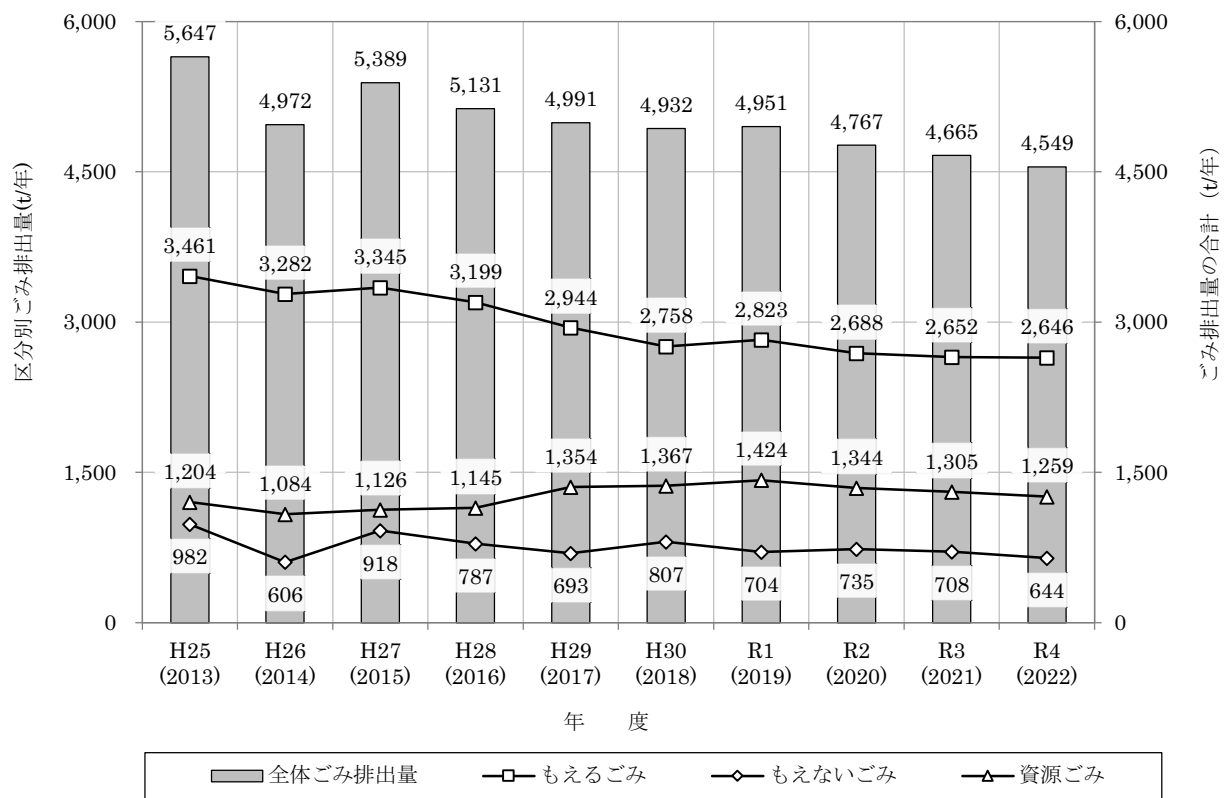


図 2.1.2.6 ごみの区分別排出量の実績・推移

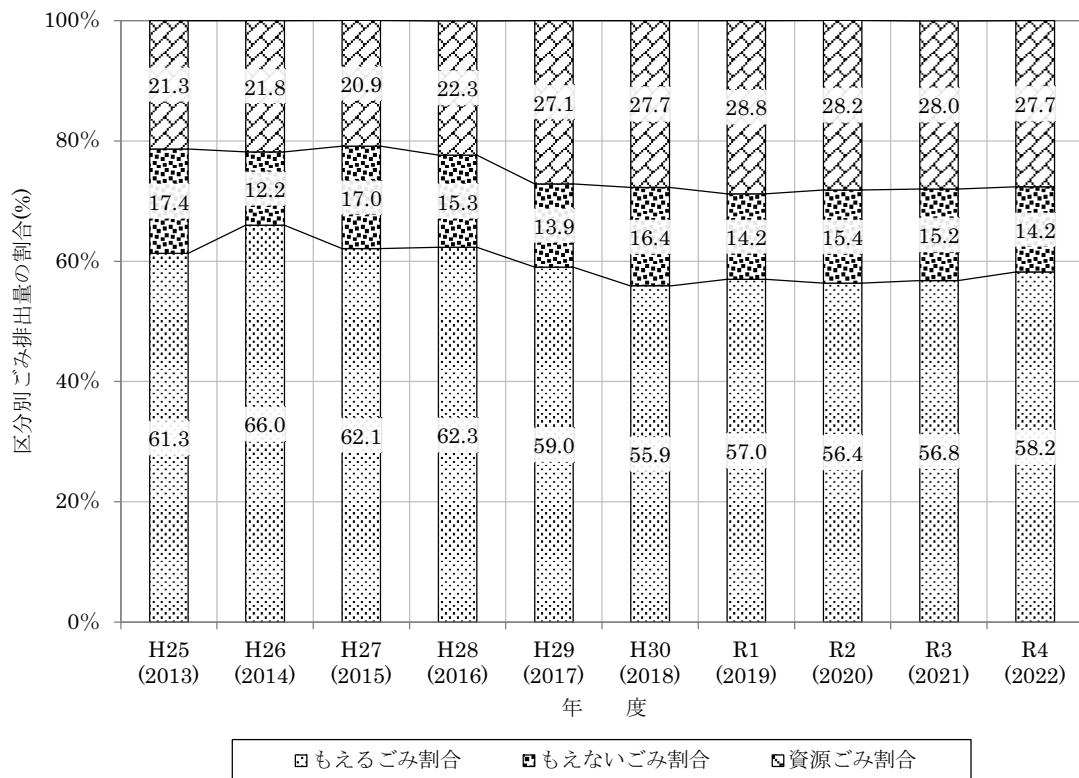


図 2.1.2.7 ごみの区分別排出量の割合・推移

(5) 全体ごみ排出量の原単位

本町の全体ごみ排出量に対する 1 人 1 日当りの排出量(g/人・日。以下「原単位」という。)について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します。

全体ごみ排出量の原単位は、令和 4 年度(2022 年度)が 867g と最も少なく、最大値である平成 27 年度(2015 年度)の 940g に対して約 92%と減少しています。

平成 29 年度(2017 年度)を境とした前期 5 ヶ年平均値が 912g に対し、後期 5 ヶ年平均値は 882g と着実に減少しており、北海道目標値である 900g 以下※を達成しています。

※：北海道廃棄物処理計画(第 5 次)(令和 2 年 3 月)による令和 6 年度目標値

表 2.1.2.5 全体ごみ排出量の原単位の実績・推移

(単位：人、t/年、g/人・日)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
全体ごみ排出量	5,647	4,972	5,389	5,131	4,991	4,932	4,951	4,767	4,665	4,549
〃 の原単位※	968	860	940	903	888	889	903	878	874	867
上記、原単位の平均値	前期 5 ヲ年平均値：912					後期 5 ヲ年平均値：882				
	10 ヲ年平均値：897									

※：原単位は年 365 日(平成 28 年度と令和 2 年度は 366 日)で算出したものです(以下、共通)。

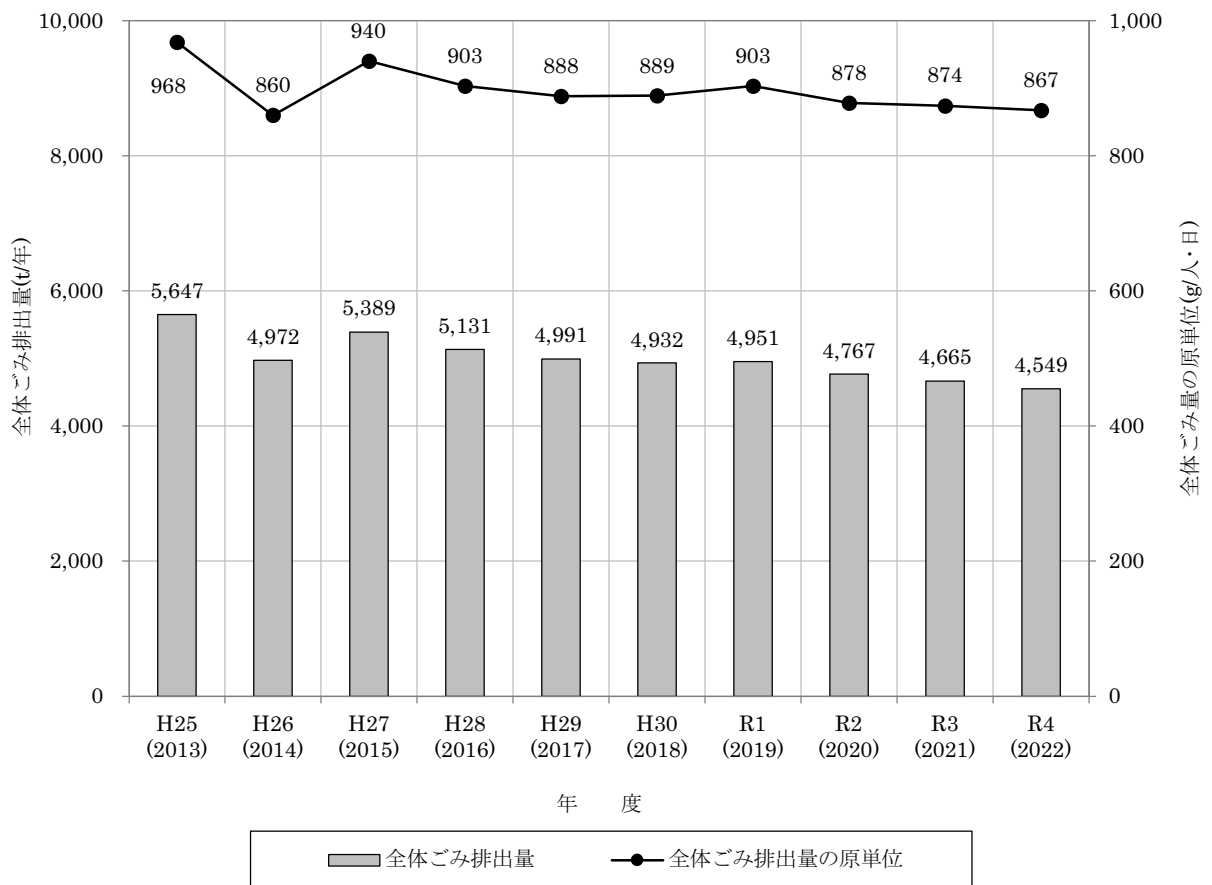


図 2.1.2.8 全体ごみ排出量の原単位の実績・推移

2-2. 家庭系ごみ排出量

(1) 家庭系ごみ排出量の実績・推移

本町の家庭系ごみ排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

資源ごみを含む家庭系ごみは、令和 4 年度(2022 年度)が 3,855t と最も少なく、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 79%と減少しています。

資源化量については、令和 4 年度(2022 年度)で 1,484t と、平成 25 年度(2013 年度)の約 1.1 倍の増加ですが、平成 30 年度(2018 年度)の 1,678t をピークに減少傾向を示しています。

表 2.1.2.6 家庭系ごみ排出量の実績・推移

(単位：人、t/年、%)

区分 \ 年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
家庭系ごみ排出量	4,879	4,154	4,332	4,199	4,231	4,331	4,212	4,142	4,015	3,855
もえるごみ	2,969	2,763	2,825	2,690	2,423	2,336	2,311	2,280	2,208	2,161
収集	2,809	2,626	2,701	2,593	2,373	2,309	2,294	2,237	2,175	2,118
直接搬入	160	137	124	97	50	27	17	43	33	43
もえないごみ	773	384	461	432	534	688	597	620	595	541
収集	215	191	201	197	265	279	294	316	296	280
直接搬入	558	193	260	235	269	409	303	304	299	261
資源ごみ	1,137	1,007	1,046	1,077	1,274	1,307	1,304	1,242	1,212	1,153
収集	1,111	978	1,019	1,047	1,202	1,225	1,230	1,139	1,110	1,066
直接搬入	26	29	27	30	72	82	74	103	102	87
資源化量	1,316	1,282	1,310	1,343	1,664	1,678	1,509	1,526	1,484	1,484
根室北部広域ごみ処理施設での資源化量	24	20	20	20	50	4	17	17	17	15
別海町ごみ処理場での資源化量	1,292	1,262	1,290	1,322	1,614	1,674	1,493	1,509	1,468	1,469

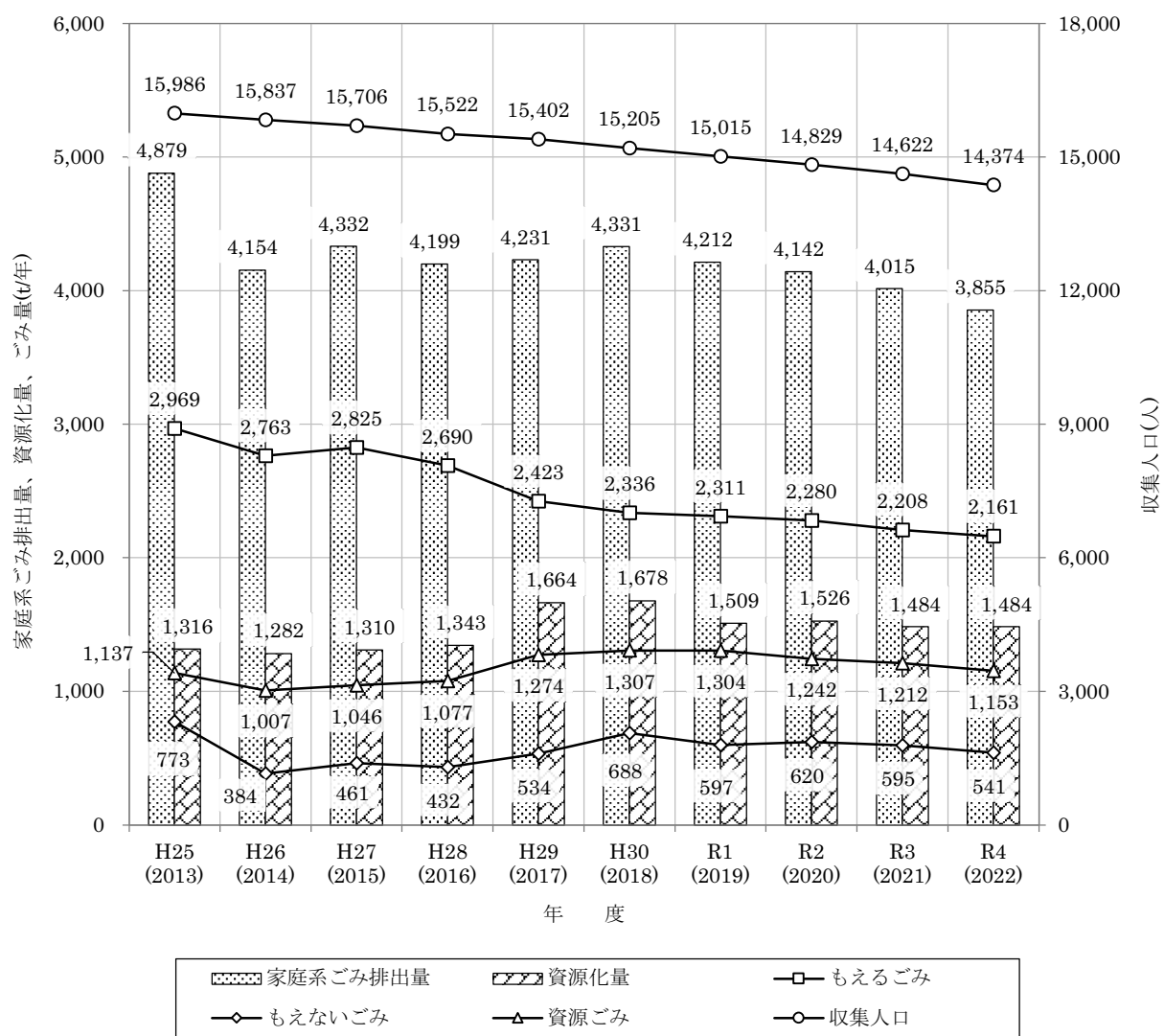


図 2.1.2.9 家庭系ごみ排出量の実績・推移

(2) 家庭系の収集・直接搬入ごみ排出量の状況

本町の家庭系の収集(委託・許可業者)・直接搬入ごみの排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を下表に示します。

家庭系収集ごみは、令和 4 年度(2022 年度)が 3,464t と最も少なく、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 84%と減少しています。

また家庭系直接搬入ごみについては、同比率で約 53%と大きく減少しています。

家庭系ごみ排出量の多くの割合を占める収集ごみは、平成 26 年度(2014 年度)と平成 28 年度(2016 年度)の 91.4%が最も高く、平成 29 年度(2017 年度)を境とした後期 5 ヶ年では 88.0%~90.6%と比較的安定した傾向であることが伺えます。

また直接搬入ごみの割合は、前期 5 ヶ年平均値が 10.2%に対し、後期 5 ヶ年平均が 10.6%と増加傾向を示しています。

表 2.1.2.7 家庭系の収集・直接搬入ごみ排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
家庭系ごみ排出量	4,879	4,154	4,332	4,199	4,231	4,331	4,212	4,142	4,015	3,855
収集ごみ排出量	4,135	3,795	3,921	3,837	3,840	3,813	3,818	3,692	3,581	3,464
割合	84.8	91.4	90.5	91.4	90.8	88.0	90.6	89.1	89.2	89.9
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：89.8					後期 5 ヶ年平均値：89.4				
	10 ヶ年平均値：89.6									
直接搬入ごみ排出量	744	359	411	362	391	518	394	450	434	391
割合	15.2	8.6	9.5	8.6	9.2	12.0	9.4	10.9	10.8	10.1
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：10.2					後期 5 ヶ年平均値：10.6				
	10 ヶ年平均値：10.4									

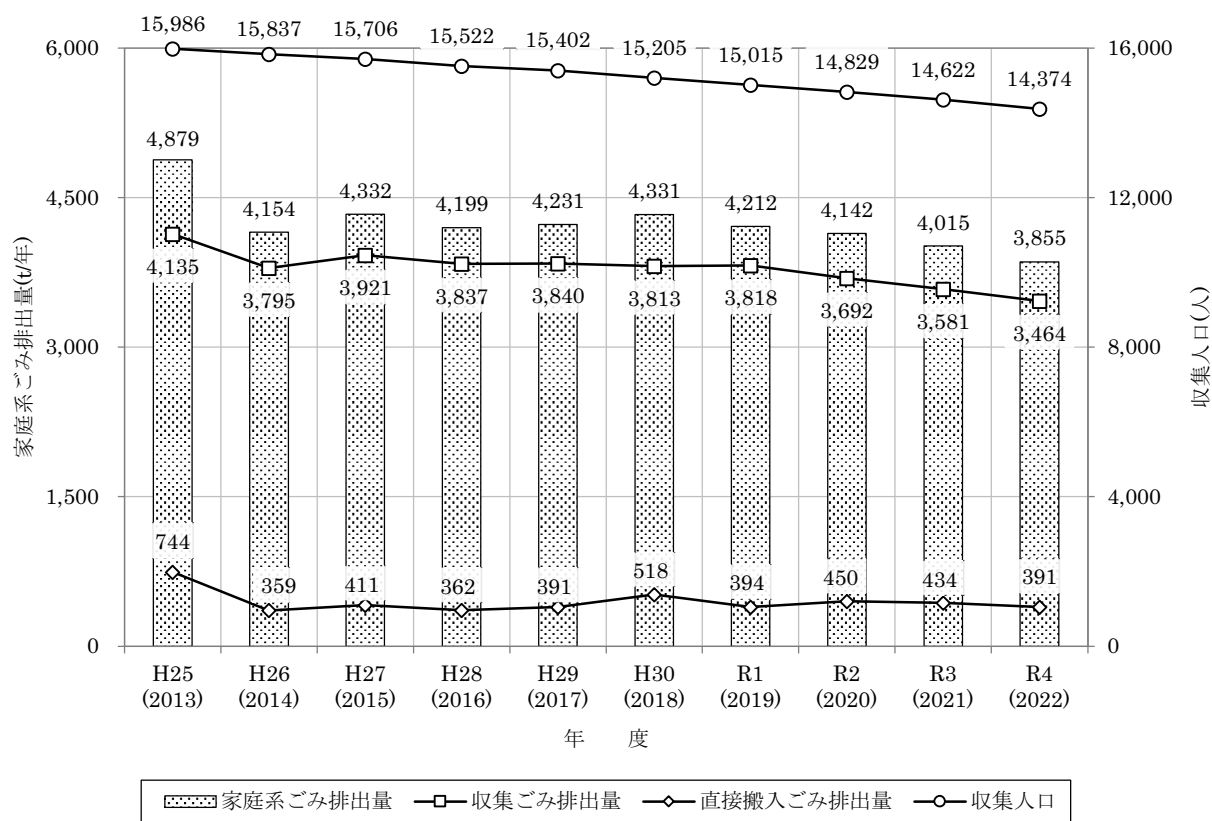


図 2.1.2.10 家庭系の収集・直接搬入ごみ排出量の実績・推移

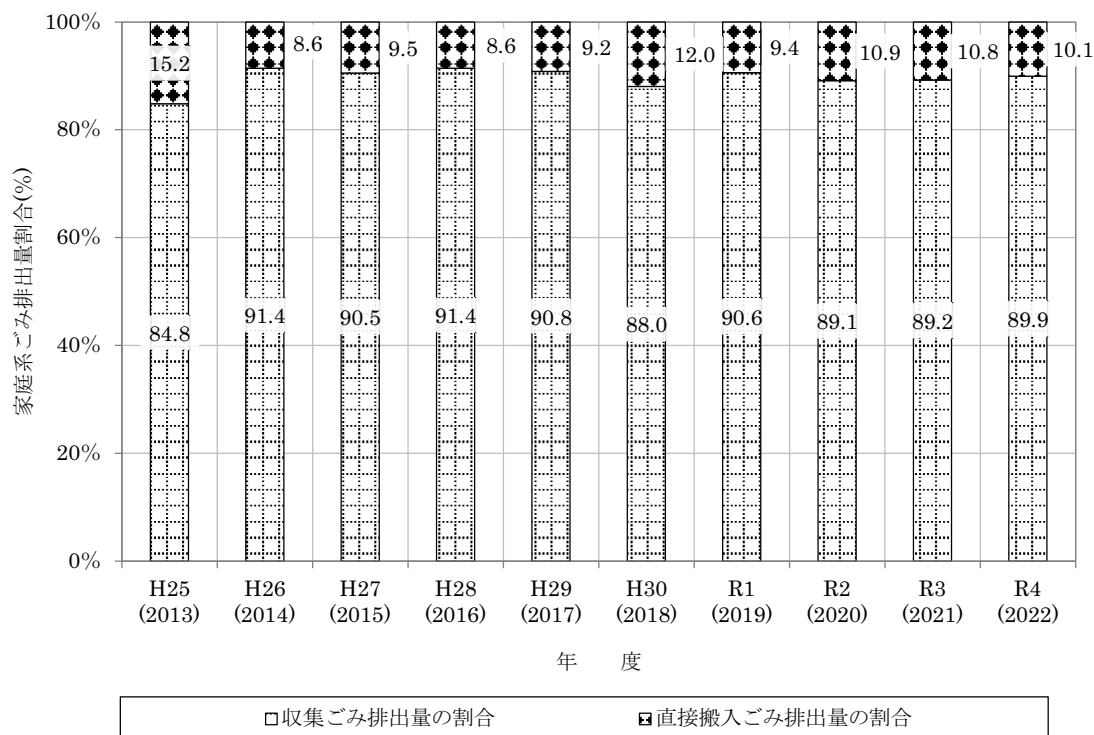


図 2.1.2.11 家庭系の収集・直接搬入・資源ごみ排出量の割合・推移

(3) 家庭系ごみの区分別排出量の状況

本町の家庭系のもえるごみ、もえないごみ、資源ごみの排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を下表に示します。

家庭系もえるごみは、令和 4 年度(2022 年度)が 2,161t と最も少なく、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 73%と減少しています。

また、家庭系もえないごみについても、同比率で約 70%と減少しています。

家庭系ごみにおけるもえるごみの割合は、平成 26 年度(2014 年度)の約 67%など、以前は 60%を超えていましたが、後期 5 カ年では約 54%～56%と減少し、比較的安定した傾向であることが伺えます。

一方、家庭系もえないごみの割合については、平成 26 年度(2014 年度)の約 9%など、以前は 10%程度の割合を示す年度がみられましたが、後期 5 カ年では約 14%～16%と増加し、比較的安定した傾向であることが伺えます。

家庭系資源ごみは、平成 30 年度(2018 年度)の 1,307t を最大に、その後、減少傾向を示していますが、割合については平成 25 年度(2013 年度)の約 23%に対し、平成 29 年度(2017 年度)以降 6 カ年では約 30%と増加しています。

表 2.1.2.8 家庭系ごみの区分別排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
家庭系ごみ排出量	4,879	4,154	4,332	4,199	4,231	4,331	4,212	4,142	4,015	3,855
もえるごみ	2,969	2,763	2,825	2,690	2,423	2,336	2,311	2,280	2,208	2,161
割合	60.9	66.5	65.2	64.1	57.3	53.9	54.9	55.0	55.0	56.1
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：62.8%					後期 5 ヶ年平均値：55.0%				
	10 ヶ年平均値：58.9%									
もえないごみ	773	384	461	432	534	688	597	620	595	541
割合	15.8	9.2	10.6	10.3	12.6	15.9	14.2	15.0	14.8	14.0
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：11.7%					後期 5 ヶ年平均値：14.8%				
	10 ヶ年平均値：13.3%									
資源ごみ	1,137	1,007	1,046	1,077	1,274	1,307	1,304	1,242	1,212	1,153
割合	23.3	24.2	24.1	25.6	30.1	30.2	31.0	30.0	30.2	29.9
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：25.5%					後期 5 ヶ年平均値：30.2%				
	10 ヶ年平均値：27.9%									

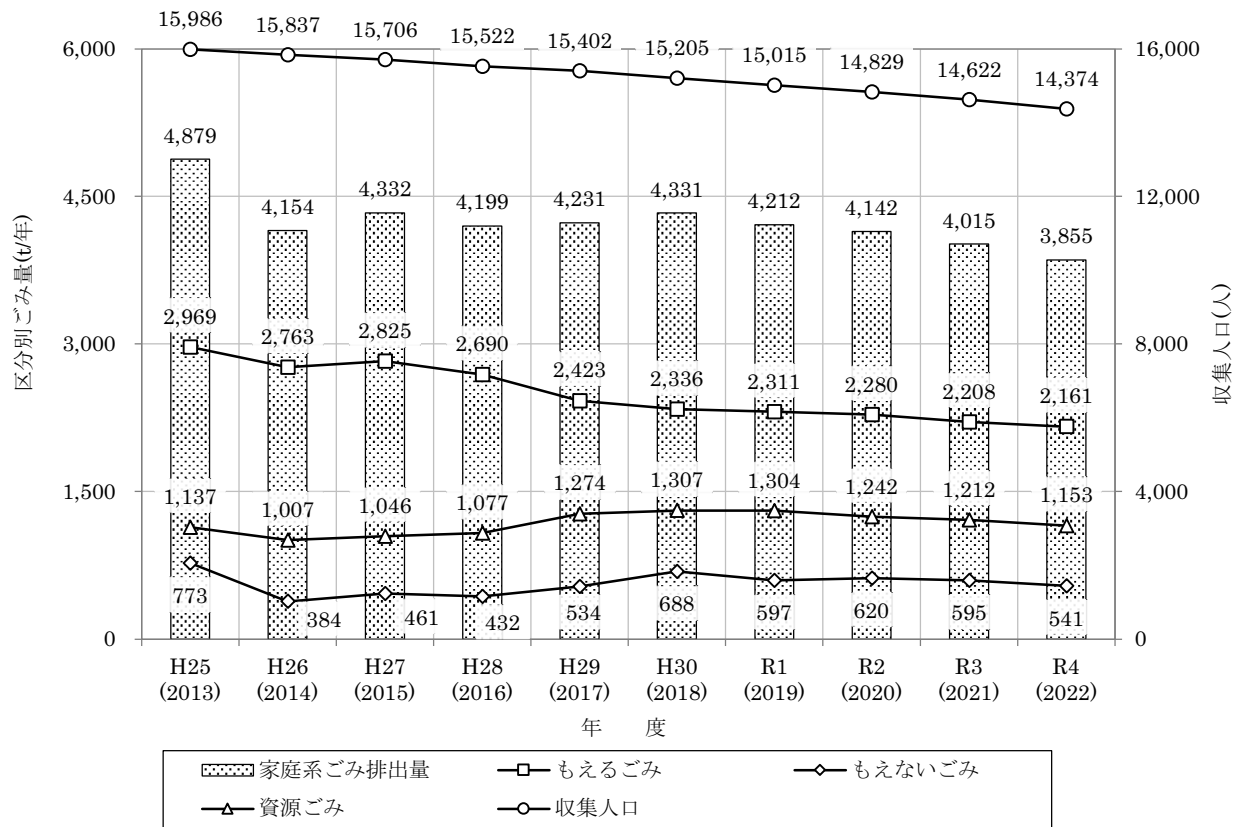


図 2.1.2.12 家庭系ごみの区分別排出量の実績・推移

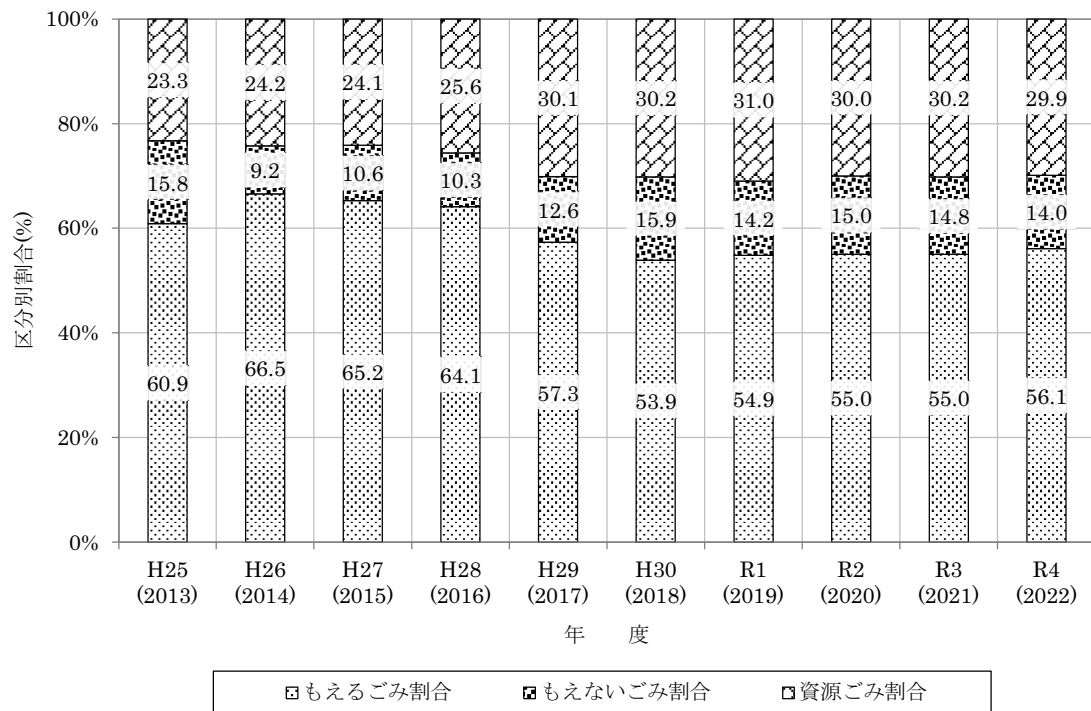


図 2.1.2.13 家庭系ごみの区分別排出量の割合・推移

(4) 家庭系の収集・直接搬入ごみの区分別排出量の状況

本町の家庭系の収集(委託・許可業者)・直接搬入ごみの区分別排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を次頁の表に示します。

①収集(委託・許可業者)ごみ

収集ごみ排出量の区分別では、もえるごみが最も多くなっていますが、令和 4 年度(2022 年度)は 2,118t と、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 75%と減少しています。

割合では、平成 26 年度(2014 年度)の約 69%など、以前は 70%近くを占めていましたが、後期 5 カ年では約 60%～61%と減少し、比較的安定した傾向であることが伺えます。

②直接搬入ごみ

直接搬入ごみ排出量の区分別では、もえないごみが最も多くなっていますが、令和 4 年度(2022 年度)は 261t と、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 47%と大きく減少しています。

割合では、最小が平成 26 年度(2014 年度)の約 54%、最大が平成 30 年度の約 79%となっており、その後は増減を繰り返す等、統一性に不足した傾向がみられます。

また直接搬入ごみにおけるもえるごみは、令和 4 年度(2022 年度)で 43t と、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 27%と減少する一方、資源ごみは同対比で約 3 倍と大きく増加しています。

直接搬入ごみにおける資源ごみについて、平成 29 年度(2017 年度)を境とした前期 5 カ年平均値の 9.0%に対し、後期 5 カ年平均値は 20.7%と約 12 ポイントの増加です。

表 2.1.2.9 家庭系の収集・直接搬入ごみの区分別排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
家庭系ごみ排出量	4,879	4,154	4,332	4,199	4,231	4,331	4,212	4,142	4,015	3,855
収集ごみ排出量	4,135	3,795	3,921	3,837	3,840	3,813	3,818	3,692	3,581	3,464
もえるごみ	2,809	2,626	2,701	2,593	2,373	2,309	2,294	2,237	2,175	2,118
割合	67.9	69.2	68.9	67.6	61.8	60.6	60.1	60.6	60.7	61.1
上記、割合の 平均値	前期 5 ヲ年平均値：67.1%					後期 5 ヲ年平均値：60.6%				
	10 ヲ年平均値：63.9%									
もえないごみ	215	191	201	197	265	279	294	316	296	280
割合	5.2	5.0	5.1	5.1	6.9	7.3	7.7	8.6	8.3	8.1
上記、割合の 平均値	前期 5 ヲ年平均値：5.5%					後期 5 ヲ年平均値：8.0%				
	10 ヲ年平均値：6.7%									
資源ごみ	1,111	978	1,019	1,047	1,202	1,225	1,230	1,139	1,110	1,066
割合	26.9	25.8	26.0	27.3	31.3	32.1	32.2	30.9	31.0	30.8
上記、割合の 平均値	前期 5 ヲ年平均値：27.4%					後期 5 ヲ年平均値：31.4%				
	10 ヲ年平均値：29.4%									
直接搬入ごみ排出量	744	359	411	362	391	518	394	450	434	391
もえるごみ	160	137	124	97	50	27	17	43	33	43
割合	21.5	38.2	30.2	26.8	12.8	5.2	4.3	9.6	7.6	11.0
上記、割合の 平均値	前期 5 ヲ年平均値：25.9%					後期 5 ヲ年平均値：7.5%				
	10 ヲ年平均値：16.7%									
もえないごみ	558	193	260	235	269	409	303	304	299	261
割合	75.0	53.8	63.3	64.9	68.8	79.0	76.9	67.6	68.9	66.8
上記、割合の 平均値	前期 5 ヲ年平均値：65.1%					後期 5 ヲ年平均値：71.8%				
	10 ヲ年平均値：68.5%									
資源ごみ	26	29	27	30	72	82	74	103	102	87
割合	3.5	8.1	8.3	8.3	18.4	15.8	18.8	22.9	23.5	22.3
上記、割合の 平均値	前期 5 ヲ年平均値：9.0%					後期 5 ヲ年平均値：20.7%				
	10 ヲ年平均値：14.8%									

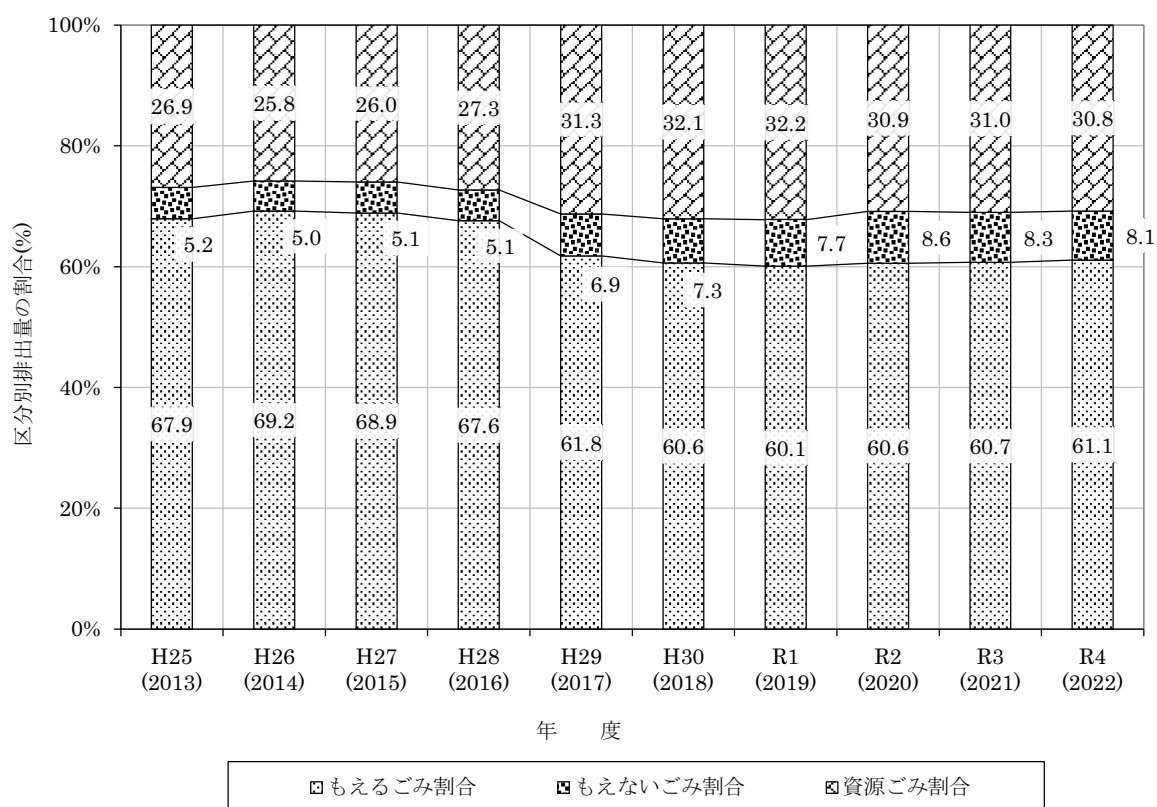


図 2.1.2.14 家庭系の収集ごみの区分別排出量の割合・推移

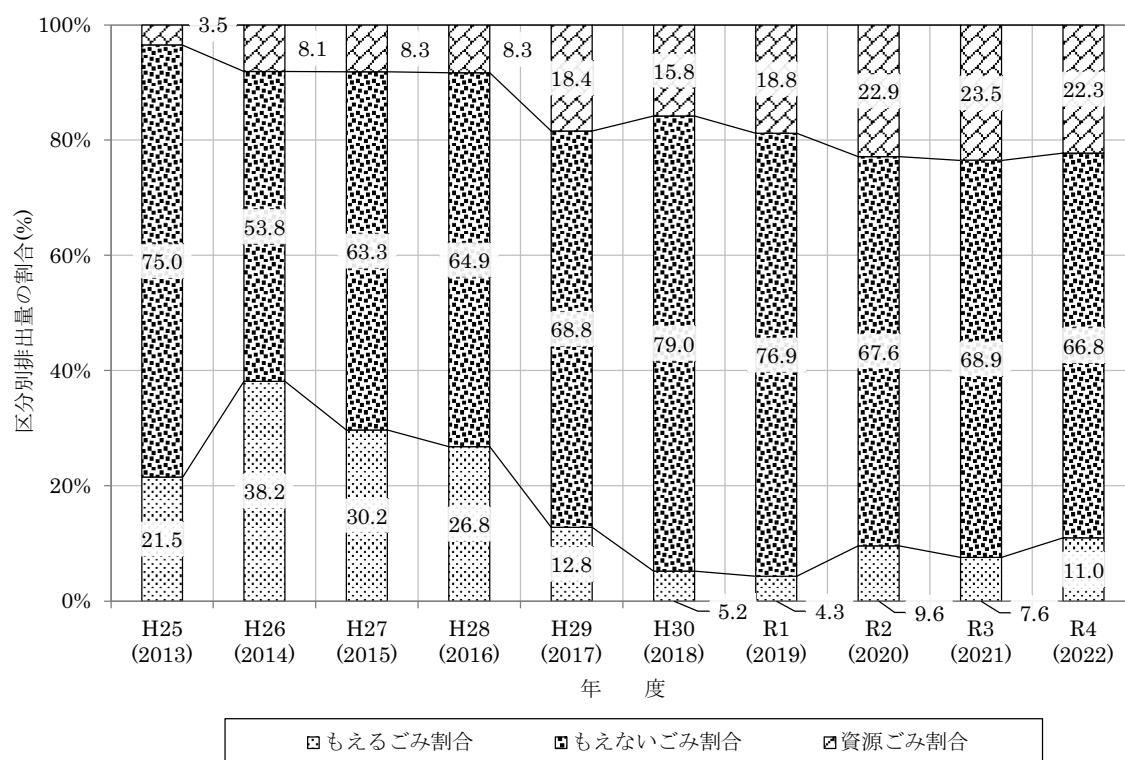


図 2.1.2.15 家庭系の直接搬入ごみの区分別排出量の割合・推移

(5) 家庭系ごみ排出量の原単位

本町の家庭系ごみ排出量に対する原単位について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します。

①家庭系ごみ排出量の原単位

家庭系ごみ排出量の原単位について、最大が平成 25 年度(2013 年度)の 836g であり、その後は 719g から 780g の間で増減する傾向です。

また、平成 29 年度(2017 年度)を境とした後期 5 カ年平均値が 760g であり、前期 5 カ年平均値の 761g に対して微減とほぼ変化がないことから、北海道目標値である 550g 以下※を達成するには時間を要するものと思われます。

内訳をみると、資源ごみが平成 25 年度(2013 年度)の 195g に対して平成 29 年度(2017 年度)以降 6 カ年は 220g を超えているなど、増加傾向がみられます。

※：北海道廃棄物処理計画(第 5 次)(令和 2 年 3 月)による令和 6 年度目標値

②家庭系ごみ排出量の原単位(資源ごみを除く)

資源ごみを除く家庭系ごみ排出量の原単位は、令和 4 年度(2022 年度)で 515g と最も少なく、最も多い平成 25 年度(2013 年度)に対して約 80%と減少しています。

平成 29 年度(2017 年度)を境とした前期 5 カ年平均値が 567g に対し、後期 5 カ年平均値は 530g と減少傾向を示しており、北海道目標値である 440g 以下※の達成に着実に近づいていることが伺えます。

※：北海道廃棄物処理計画(第 5 次)(令和 2 年 3 月)による令和 7 年度目標値

表 2.1.2.10 家庭系ごみ排出量の原単位の実績・推移

(単位：人、t/年、g/人・日)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
家庭系ごみ排出量の原単位	836	719	756	739	753	780	769	763	752	735
上記、原単位の平均値	前期 5 ヶ年平均値：761					後期 5 ヶ年平均値：760				
	10 ヶ年平均値：760									
収集ごみ	709	657	684	675	683	687	697	680	671	660
直接搬入ごみ	128	62	72	64	70	93	72	83	81	75
もえるごみ	509	478	493	474	431	421	422	420	414	412
もえないごみ	132	66	80	76	95	124	109	114	111	103
資源ごみ	195	174	182	190	227	236	238	229	227	220
家庭系_資源ごみを除くごみ 排出量の原単位	641	544	573	550	526	545	531	534	525	515
上記、原単位の平均値	前期 5 ヶ年平均値：567					後期 5 ヶ年平均値：530				
	10 ヶ年平均値：548									

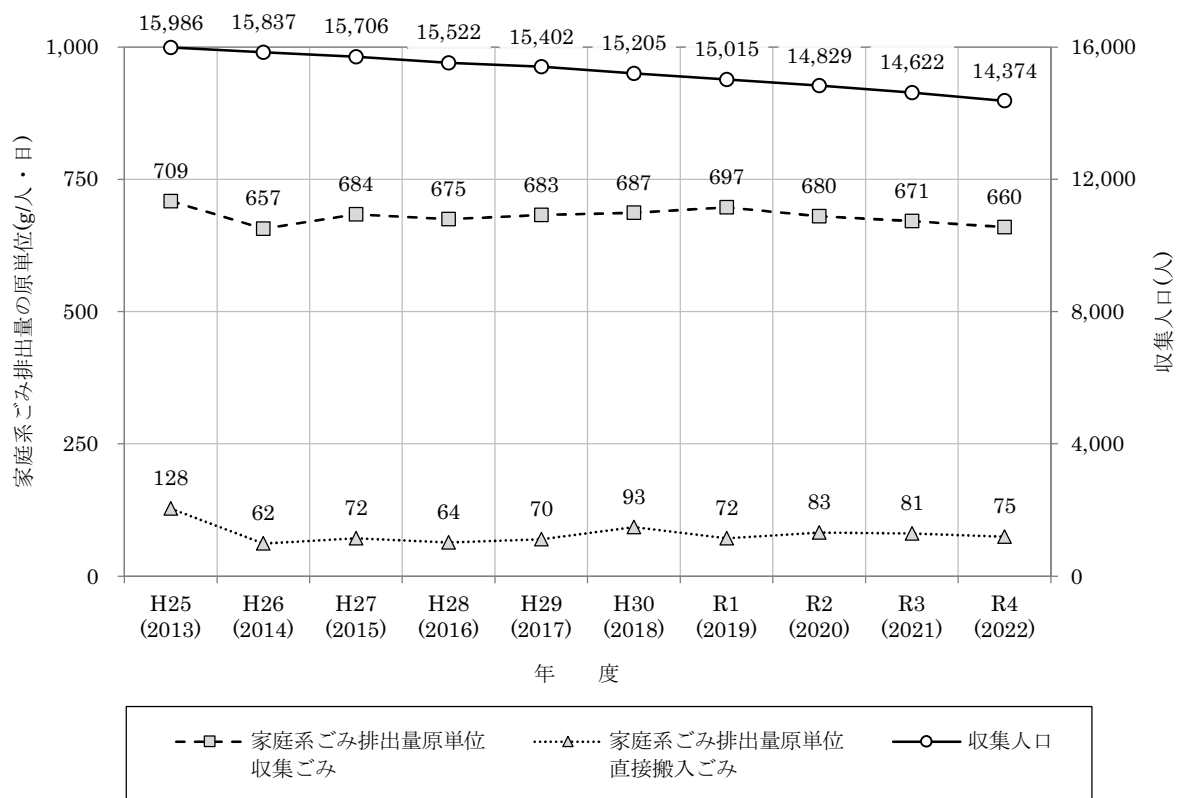


図 2.1.2.16 家庭系ごみ排出量の原単位(収集、直接搬入)の実績・推移

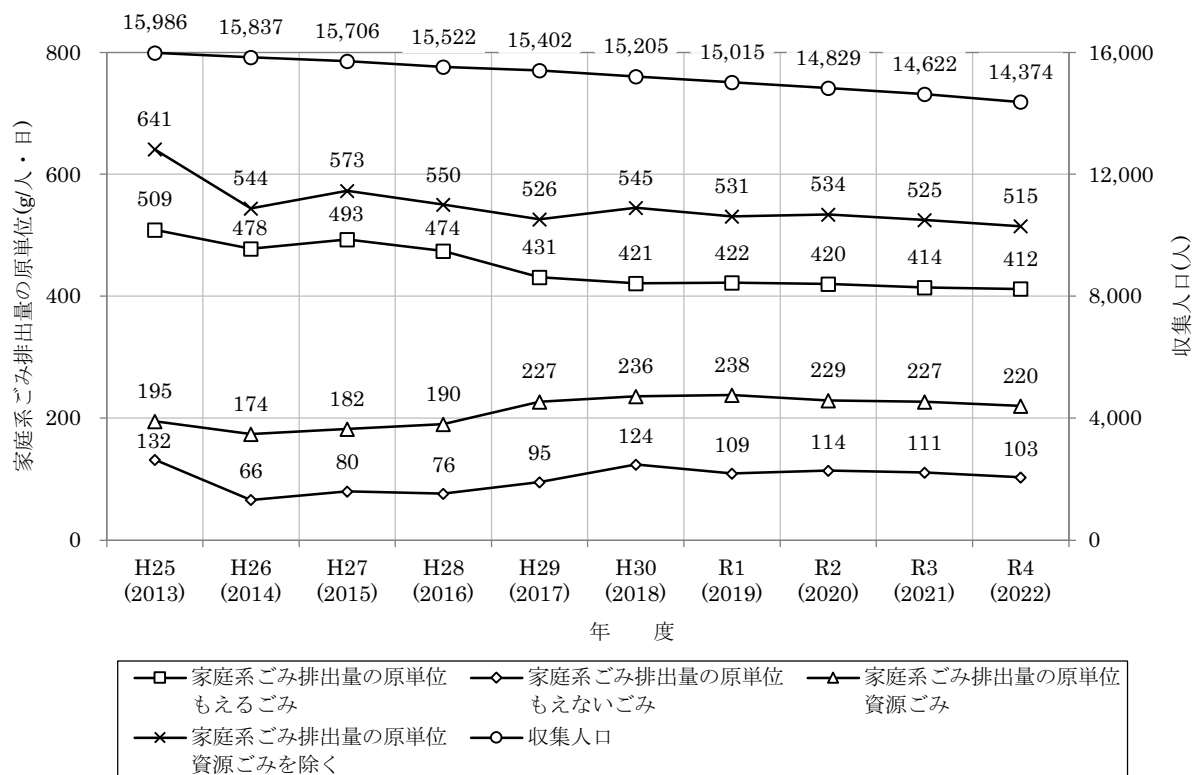


図 2.1.2.17 家庭系ごみ排出量の原単位(ごみ区分等)の実績・推移

2-3. 事業系ごみの排出量

(1) 事業系ごみ排出量の実績・推移

本町の事業系ごみ排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

資源ごみを含む事業系ごみは、令和 4 年度(2022 年度)が 694t と、最大値である平成 27 年度(2015 年度)に対して約 66%と減少しています。

表 2.1.2.11 事業系ごみ排出量の実績・推移

(単位：人、t/年)

区分 \ 年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
事業系ごみ排出量	768	818	1,057	932	760	601	739	625	650	694
もえるごみ	492	519	520	509	521	422	512	408	444	485
許可業者搬入	284	333	332	331	357	341	416	296	328	352
直接搬入	208	186	188	178	164	81	96	112	116	133
もえないごみ※	209	222	457	355	159	119	107	115	113	103
許可業者搬入	166	121	231	205	39	21	16	11	39	5
直接搬入	43	101	226	150	120	98	91	104	74	98
資源ごみ	67	77	80	68	80	60	120	102	93	106
許可業者搬入	39	43	45	40	43	33	47	19	26	33
直接搬入	28	34	35	28	37	27	73	83	67	73

※：平成 27 年度と平成 28 年度のもえないごみ(許可業者搬入及び直接搬入)は、浚渫工事及び海岸漂着物由来の廃棄物を含むことから、他年度と比較して排出量が多くなっています。

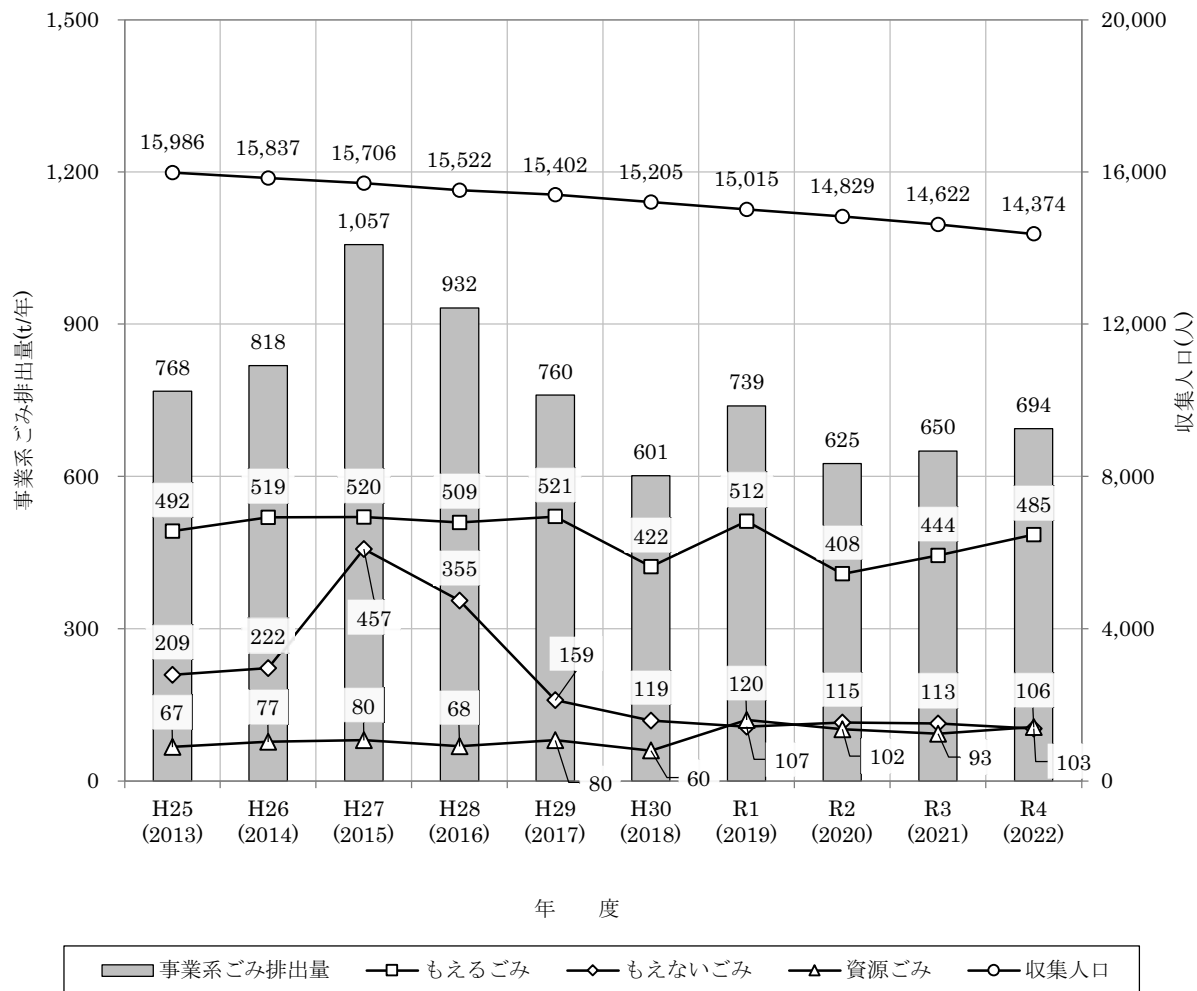


図 2.1.2.18 事業系ごみ排出量の実績推移

(2) 事業系の許可業者搬入・直接搬入ごみ排出量の状況

本町の事業系の許可業者搬入・直接搬入ごみの排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を下表に示します。

事業系許可業者搬入ごみは、令和 4 年度(2022 年度)が 390t と、最大値である平成 27 年度(2015 年度)と比較して約 64%と大きく減少しています。

また事業系直接搬入ごみについても、同比率で約 68%と大きく減少しています。

事業系ごみ排出量の多くの割合を占める許可業者搬入ごみは、平成 30 年度(2018 年度)の 65.7%が最も高く、平成 29 年度(2017 年度)を境とした前期 5 カ年平均値が 60.3%に対し、後期 5 カ年平均値が 59.9%と微減です。

また直接搬入ごみの割合は、前期 5 カ年平均が 39.7%に対し、後期 5 カ年平均が 40.1%と微増傾向を示しています。

表 2.1.2.12 事業系の許可業者搬入・直接搬入ごみ排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
事業系ごみ排出量	768	818	1,057	932	760	601	739	625	650	694
許可業者搬入ごみ排出量	489	497	608	576	439	395	479	326	393	390
割合	63.7	60.8	57.5	61.8	57.8	65.7	64.8	52.2	60.5	56.2
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：60.3					後期 5 ヶ年平均値：59.9				
	10 ヶ年平均値：60.1									
直接搬入ごみ排出量	279	321	449	356	321	206	260	299	257	304
割合	36.3	39.2	42.5	38.2	42.2	34.3	35.2	47.8	39.5	43.8
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：39.7					後期 5 ヶ年平均値：40.1				
	10 ヶ年平均値：39.9									

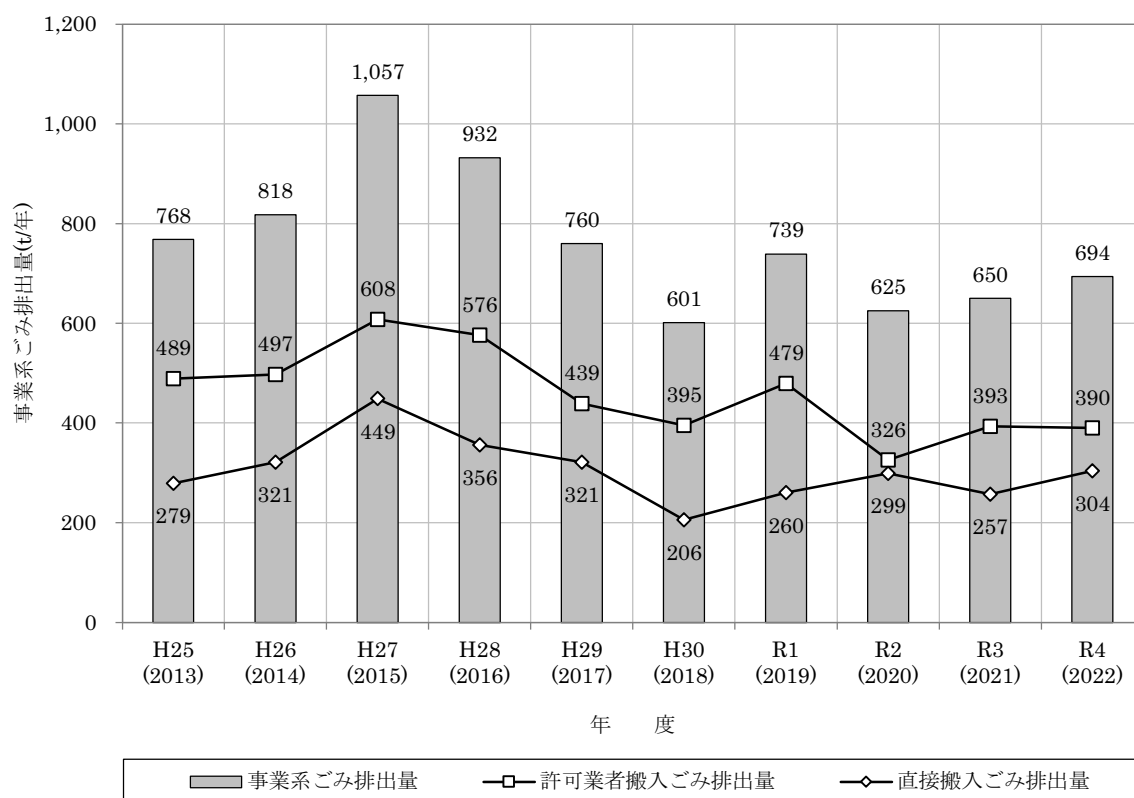


図 2.1.2.19 事業系の許可業者搬入・直接搬入ごみ排出量の実績・推移

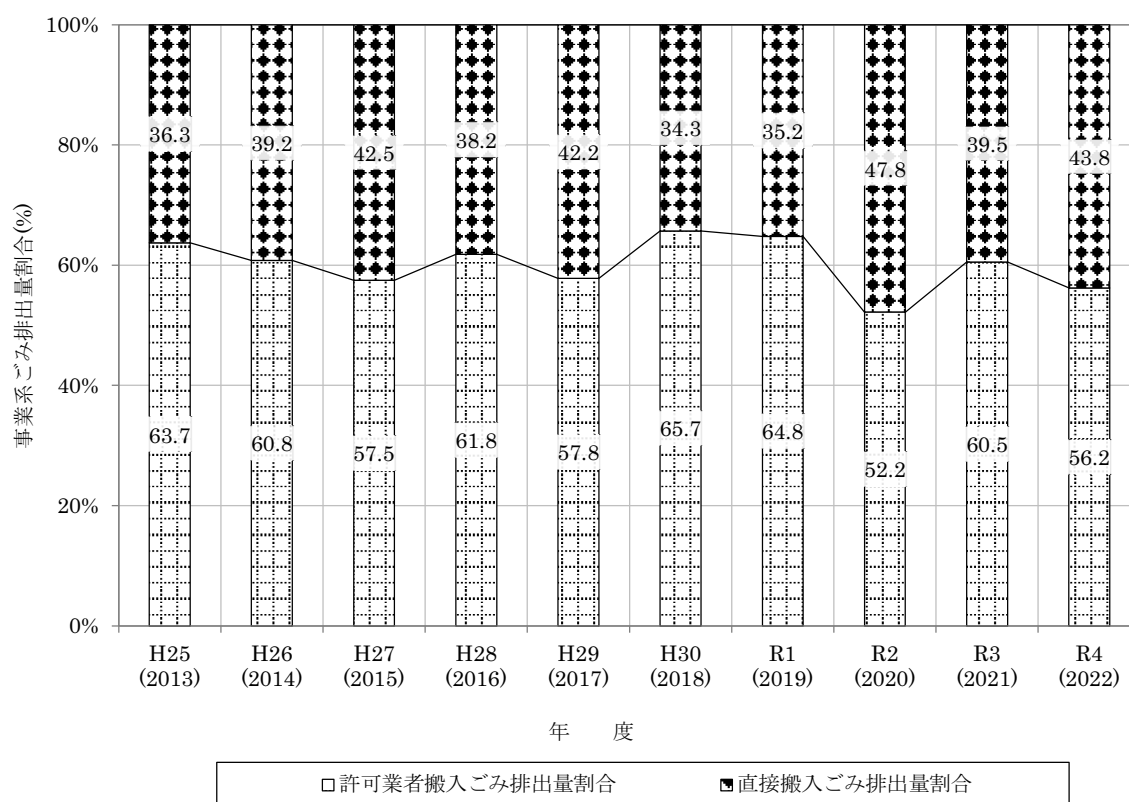


図 2.1.2.20 事業系の許可業者搬入・直接搬入ごみ排出量の割合・推移

(3) 事業系ごみの区分別排出量の状況

本町の事業系のもえるごみ、もえないごみ、資源ごみの排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を下表に示します。

事業系もえるごみは、令和 4 年度(2022 年度)が 485t と、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 99%となっており、最大である平成 29 年度(2017 年度)と比較しても約 93%と、微減です。

また、事業系もえないごみについては、最も少ないのが令和 4 年度(2022 年度)で 103t となっており、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 49%と、大きく減少しています。

事業系ごみにおけるもえないごみの割合は平成 27 年度(2015 年度)の約 43%が最大で、平成 29 年度(2017 年度)を境とした後期 5 ヶ年平均値では約 17%と減少しています。

もえるごみの割合は、平成 27 年度(2015 年度)が約 49%、平成 28 年度(2016 年度)が約 55%と少なく、それ以外の年度では約 63%～70%の範囲と比較的安定した傾向です。

また資源ごみの割合について、前期 5 ヶ年平均値が 8.7%に対し、後期 5 ヶ年平均値は 14.4%と約 6 ポイントの増加です。

表 2.1.2.13 事業系ごみの区分別排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
事業系ごみ排出量	768	818	1,057	932	760	601	739	625	650	694
もえるごみ	492	519	520	509	521	422	512	408	444	485
割合	64.1	63.4	49.2	54.6	68.6	70.2	69.3	65.3	68.3	69.9
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：60.0%					後期 5 ヶ年平均値：68.6%				
	10 ヶ年平均値：64.3%									
もえないごみ	209	222	457	355	159	119	107	115	113	103
割合	27.2	27.1	43.2	38.1	20.9	19.8	14.5	18.4	17.4	14.8
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：31.3%					後期 5 ヶ年平均値：17.0%				
	10 ヶ年平均値：24.2%									
資源ごみ	67	77	80	68	80	60	120	102	93	106
割合	8.7	9.4	7.6	7.3	10.5	10.0	16.2	16.3	14.3	15.3
上記、割合の平均値	前期 5 ヶ年平均値：8.7%					後期 5 ヶ年平均値：14.4%				
	10 ヶ年平均値：11.6%									

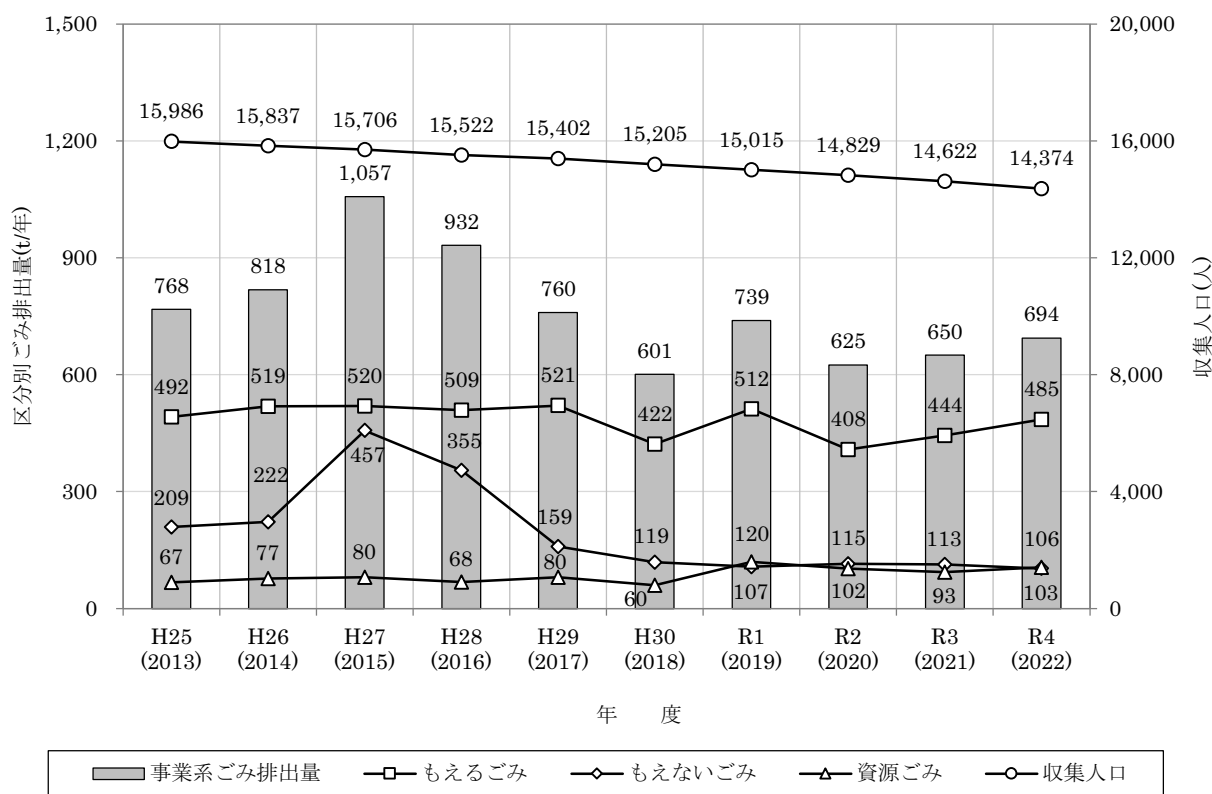


図 2.1.2.21 事業系ごみの区分別排出量の実績・推移

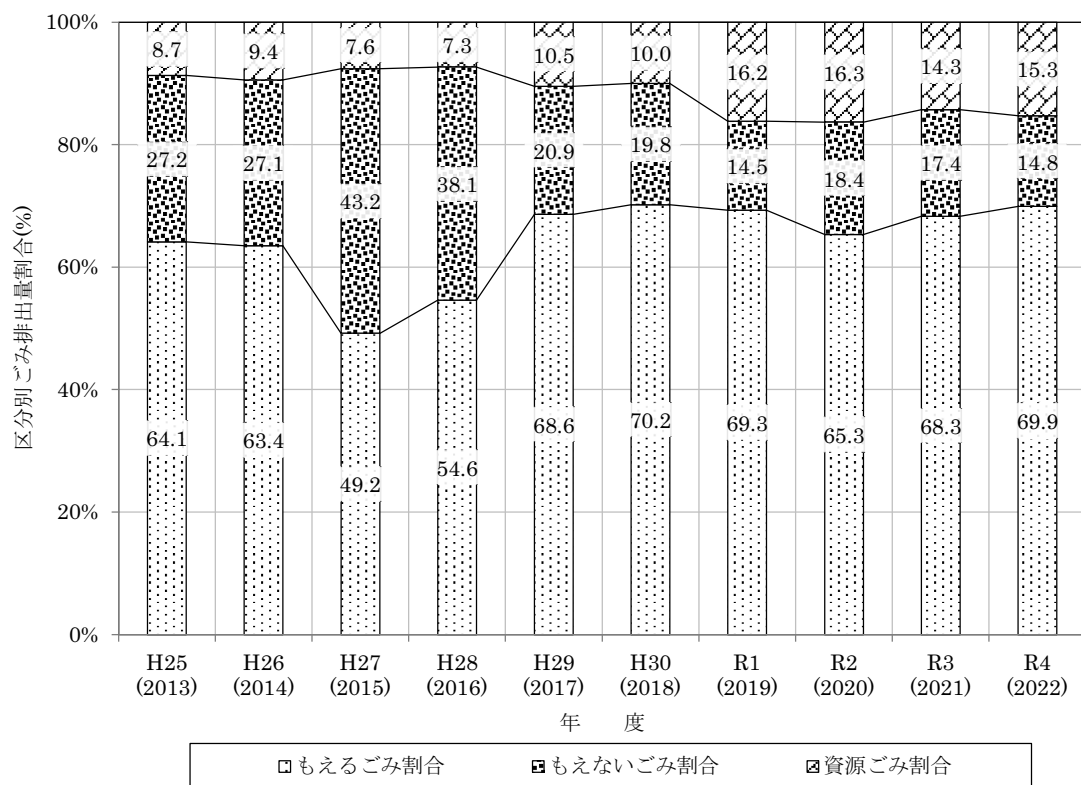


図 2.1.2.22 事業系ごみの区分別排出量の割合・推移

(4) 事業系の許可業者搬入・直接搬入ごみの区分別排出量の状況

本町の事業系の許可業者搬入・直接搬入ごみの区分別排出量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績と割合・推移を表に示します。

①許可業者搬入ごみ

許可業者搬入ごみ排出量の区分別では、もえるごみが最も多く、令和 4 年度(2022 年度)が 352t と、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 1.2 倍と増加しています。

割合では、平成 29 年度(2017 年度)で約 80%を超え、後期 5 ヶ年では約 84%～91%の間で推移しており、比較的安定した傾向であることが伺えます。

②直接搬入ごみ

直接搬入ごみ排出量の区分別においても、もえるごみが最も多いものの、令和 4 年度(2022 年度)は 133t と、平成 25 年度(2013 年度)に対して約 64%と、減少しています。

割合では、令和 4 年度(2022 年度)が約 44%と、平成 25 年度(2013 年度)の最大約 75%から 31 ポイントの減少です。

また、直接搬入ごみにおけるもえないごみは、平成 27 年度(2015 年度)の 226t を最大に、令和 4 年度(2022 年度)では 98t と減少しています。

一方、資源ごみは、令和元年度(2019 年度)以降 4 ヶ年では 67t～83t の間で推移し、平成 25 年度(2013 年度)の 28t より大きく増加しており、割合では、平成 29 年度(2017 年度)を境とした前期 5 ヶ年平均値が 9.6%であるのに対し、後期 5 ヶ年平均値は 23.8%と約 14 ポイントの増加です。

表 2.1.2.14 事業系の許可業者搬入・直接搬入ごみの区分別排出量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

区分 \ 年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
事業系ごみ排出量	768	818	1,057	932	760	601	739	625	650	694
許可ごみ排出量	489	497	608	576	439	395	479	326	393	390
もえるごみ	284	333	332	331	357	341	416	296	328	352
割合	58.1	67.0	54.6	57.5	81.3	86.3	86.8	90.8	83.5	90.3
上記、割合の平均値	前期 5 カ年平均値：63.7%					後期 5 カ年平均値：87.5%				
	10 カ年平均値：75.6%									
もえないごみ	166	121	231	205	39	21	16	11	39	5
割合	33.9	24.3	38.0	35.6	8.9	5.3	3.3	3.4	9.9	1.3
上記、割合の平均値	前期 5 カ年平均値：28.2%					後期 5 カ年平均値：4.6%				
	10 カ年平均値：16.4%									
資源ごみ	39	43	45	40	43	33	47	19	26	33
割合	8.0	8.7	7.4	6.9	9.8	8.4	9.8	5.8	6.6	8.5
上記、割合の平均値	前期 5 カ年平均値：8.2%					後期 5 カ年平均値：7.8%				
	10 カ年平均値：8.0%									
直接搬入ごみ排出量	279	321	449	356	321	206	260	299	257	304
もえるごみ	208	186	188	178	164	81	96	112	116	133
割合	74.6	57.9	41.9	50.0	51.1	39.3	36.9	37.5	45.1	43.8
上記、割合の平均値	前期 5 カ年平均値：55.1%					後期 5 カ年平均値：40.5%				
	10 カ年平均値：47.8%									
もえないごみ	43	101	226	150	120	98	91	104	74	98
割合	15.4	31.5	50.3	42.1	37.4	47.6	35.0	34.8	28.8	32.2
上記、割合の平均値	前期 5 カ年平均値：35.3%					後期 5 カ年平均値：35.7%				
	10 カ年平均値：35.5%									
資源ごみ	28	34	35	28	37	27	73	83	67	73
割合	10.0	10.6	7.8	7.9	11.5	13.1	28.1	27.8	26.1	24.0
上記、割合の平均値	前期 5 カ年平均値：9.6%					後期 5 カ年平均値：23.8%				
	10 カ年平均値：16.7%									

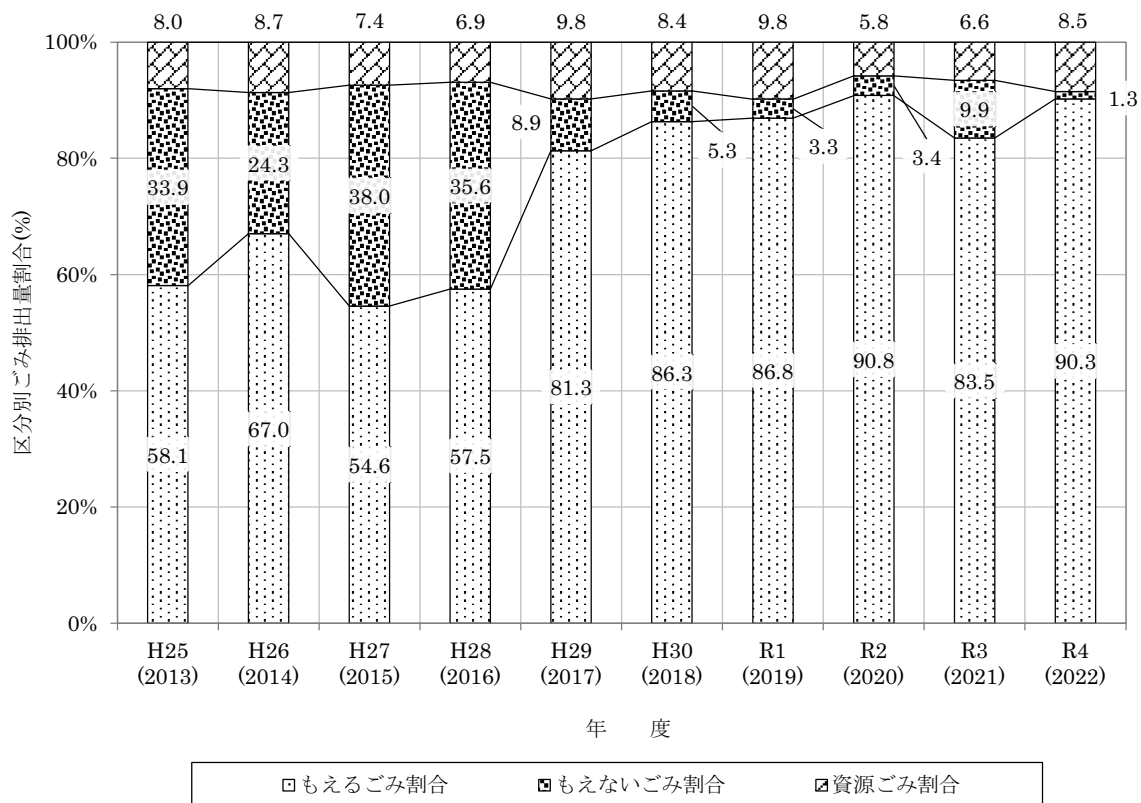


図 2.1.2.23 事業系の許可業者搬入ごみの区分別排出量の割合・推移

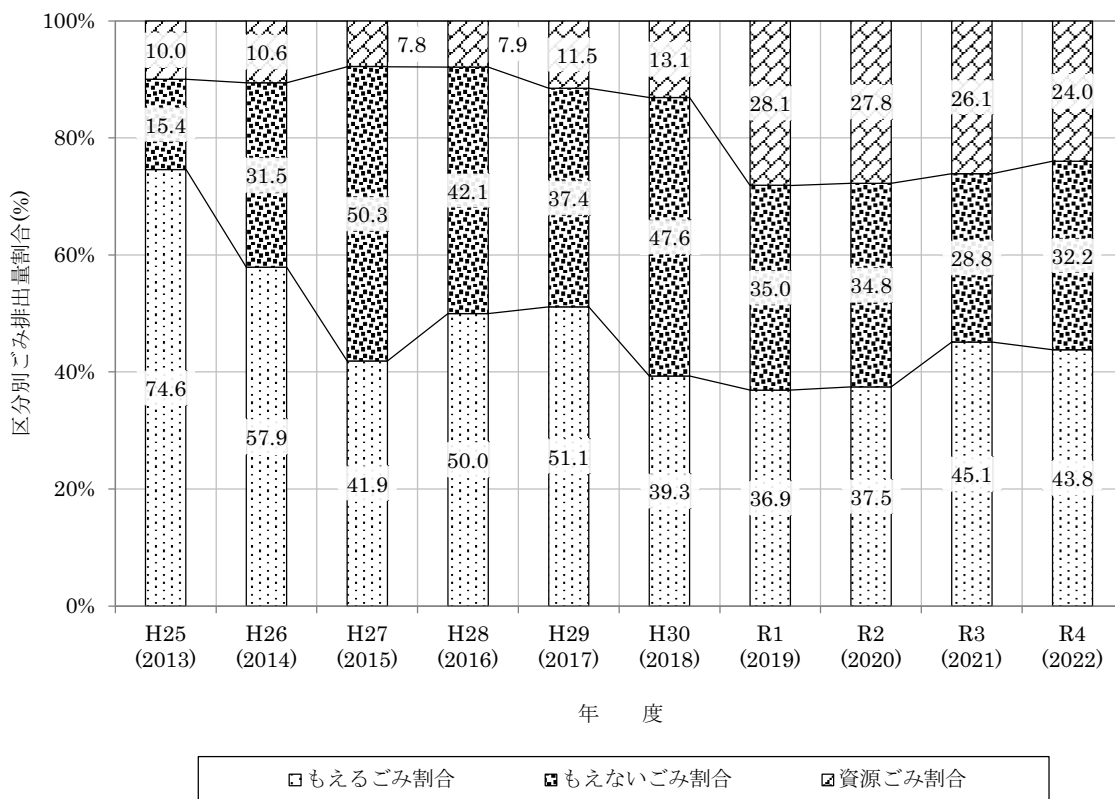


図 2.1.2.24 事業系の直接搬入ごみの区分別排出量の割合・推移

(5) 事業系ごみ排出量の原単位

本町の事業系ごみ排出量に対する原単位について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

事業系ごみ排出量の原単位について、令和 4 年度(2022 年度)が 132g と、最大値である平成 27 年度(2015 年度)に対して約 72%と減少しています。

平成 29 年度(2017 年度)を境とした後期 5 カ年平均値が 122g であり、前期 5 カ年平均値の 151g に対して大きく減少したことが伺えます。

表 2.1.2.15 事業系ごみ排出量の原単位の実績・推移

(単位：人、t/年、g/人・日)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
事業系ごみ排出量の原単位	132	142	184	164	135	108	134	115	122	132
上記、原単位の平均値	前期 5 ヶ年平均値：151					後期 5 ヶ年平均値：122				
	10 ヶ年平均値：137									
許可ごみ※	84	86	106	101	78	71	87	60	74	74
直接搬入ごみ※	48	56	78	63	57	37	47	55	48	58
もえるごみ	84	90	91	90	93	76	93	75	83	92
もえないごみ※	36	38	80	62	28	21	20	21	21	20
資源ごみ	11	13	14	12	14	11	22	19	17	20

※：平成 27 年度と平成 28 年度の許可業者搬入ごみ・直接搬入ごみ、もえないごみは、浚渫工事及び海岸漂着物由来の廃棄物を含むことから、他年度と比較して排出量の原単位が多くなっています。

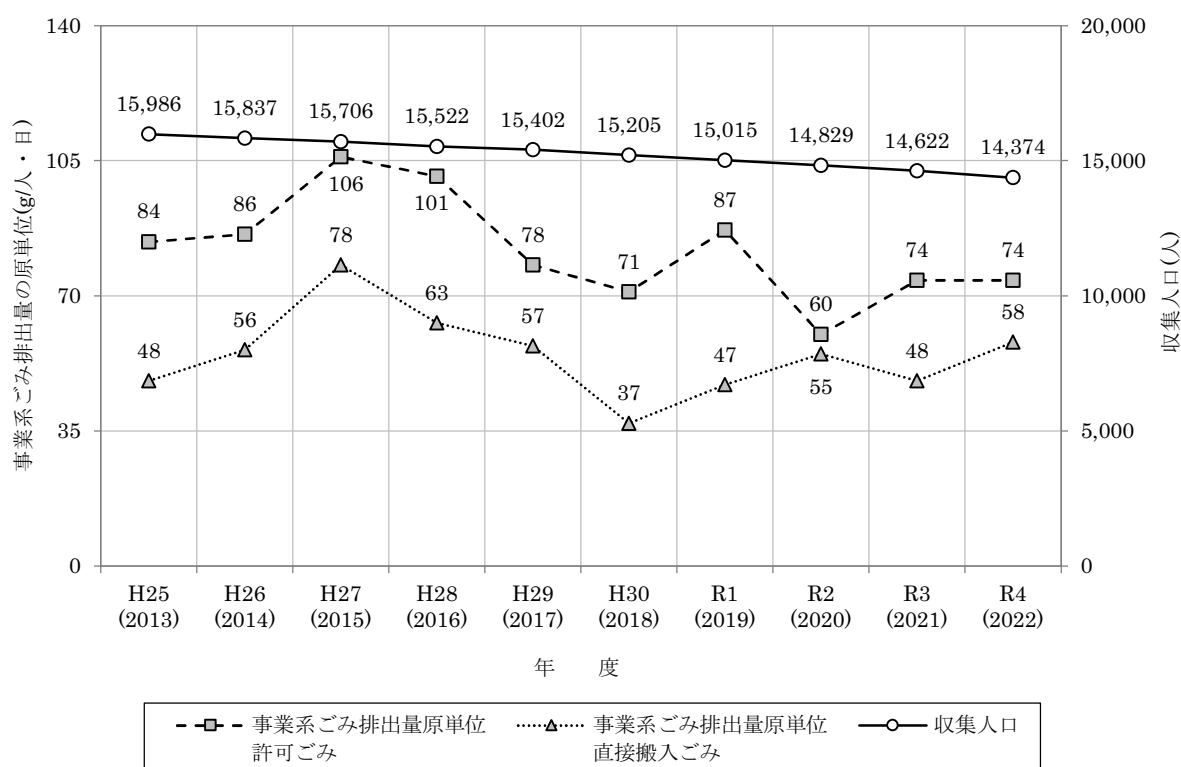


図 2.1.2.25 事業系ごみ排出量の原単位(許可、直接搬入)の実績・推移

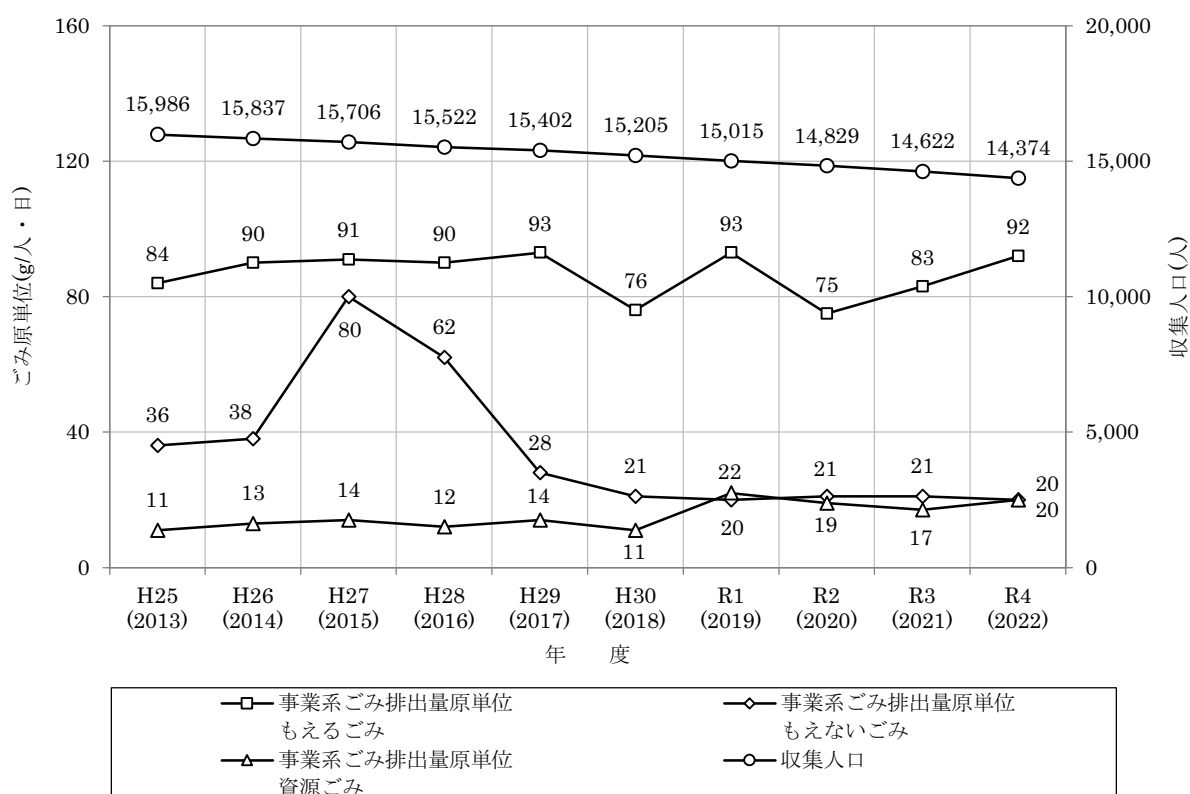


図 2.1.2.26 事業系ごみ排出量の原単位(もえるごみ等)の実績・推移

2-4. 資源ごみ量・資源化量、リサイクル率の実績・推移

(1) 資源ごみ量・資源化量の状況

本町の資源ごみ量・資源化量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します。

①資源ごみ

資源ごみは、令和元年度(2019 年度)の 1,424t を最大に令和 2 年度(2020 年度)以降 3 ヶ年は減少傾向にあり、特に家庭系資源ごみの減少がみられ、内訳では直接搬入が増加傾向を示す一方、収集が減少しています。

また事業系資源ごみは、令和 4 年度(2022 年度)が 106t と最大で、平成 25 年度(2013 年度)の約 1.6 倍と増加しています。

内訳では、以前は許可業者搬入が直接搬入よりも多い傾向でしたが、令和元年度(2019 年度)を境に、直接搬入が許可業者搬入を上回り、令和 2 年度(2020 年度)では約 4 倍もの差がありました。

②資源化量

資源化量は、平成 30 年度(2018 年度)の 1,678t を最大に、令和 2 年度(2020 年度)以降は減少傾向がみられます。

内訳では、別海町ごみ処理場での資源化量が根室北部広域ごみ処理施設での資源化量を大きく上回り、令和 4 年度(2022 年度)では、約 112 倍もの差があります。

別海町ごみ処理場での資源化量は、最大となる平成 30 年度(2018 年度)の 1,674t に対して、令和 4 年度(2022 年度)は 1,348t で、約 80%と減少しています。

また根室北部広域ごみ処理施設での資源化量については、最大となる平成 29 年度(2017 年度)に対して、令和 4 年度(2022 年度)は 12t で、約 24%と大きく減少しています。

表 2.1.2.16 資源ごみ量・資源化量の実績推移

(単位：人、t/年)

区分 \ 年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年9月30日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
家庭系資源ごみ量	1,137	1,007	1,046	1,077	1,274	1,307	1,304	1,242	1,212	1,153
収集	1,111	978	1,019	1,047	1,202	1,225	1,230	1,139	1,110	1,066
直接搬入	26	29	27	30	72	82	74	103	102	87
事業系資源ごみ量	67	77	80	68	80	60	120	102	93	106
許可業者搬入	39	43	45	40	43	33	47	19	26	33
直接搬入	28	34	35	28	37	27	73	83	67	73
資源ごみ量	1,204	1,084	1,126	1,145	1,354	1,367	1,424	1,344	1,305	1,259
収集・許可業者搬入	1,150	1,021	1,064	1,087	1,245	1,258	1,277	1,158	1,136	1,099
直接搬入	54	63	62	58	109	109	147	186	169	160
資源化量	1,316	1,282	1,310	1,343	1,664	1,678	1,509	1,526	1,484	1,360
根室北部広域ごみ処理施設での資源化量	24	20	20	20	50	4	17	17	17	12
別海町ごみ処理場での資源化量	1,292	1,262	1,290	1,322	1,614	1,674	1,493	1,509	1,468	1,348

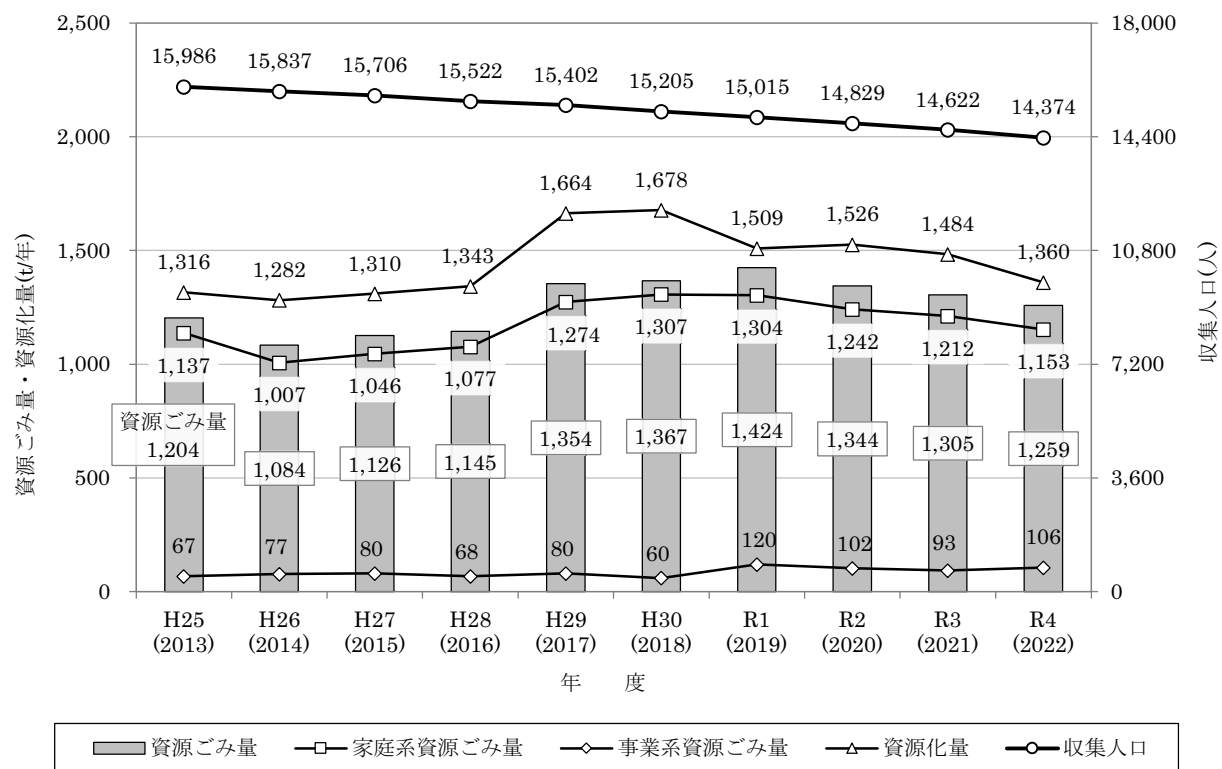


図 2.1.2.27 資源ごみ量・資源化量の実績・推移

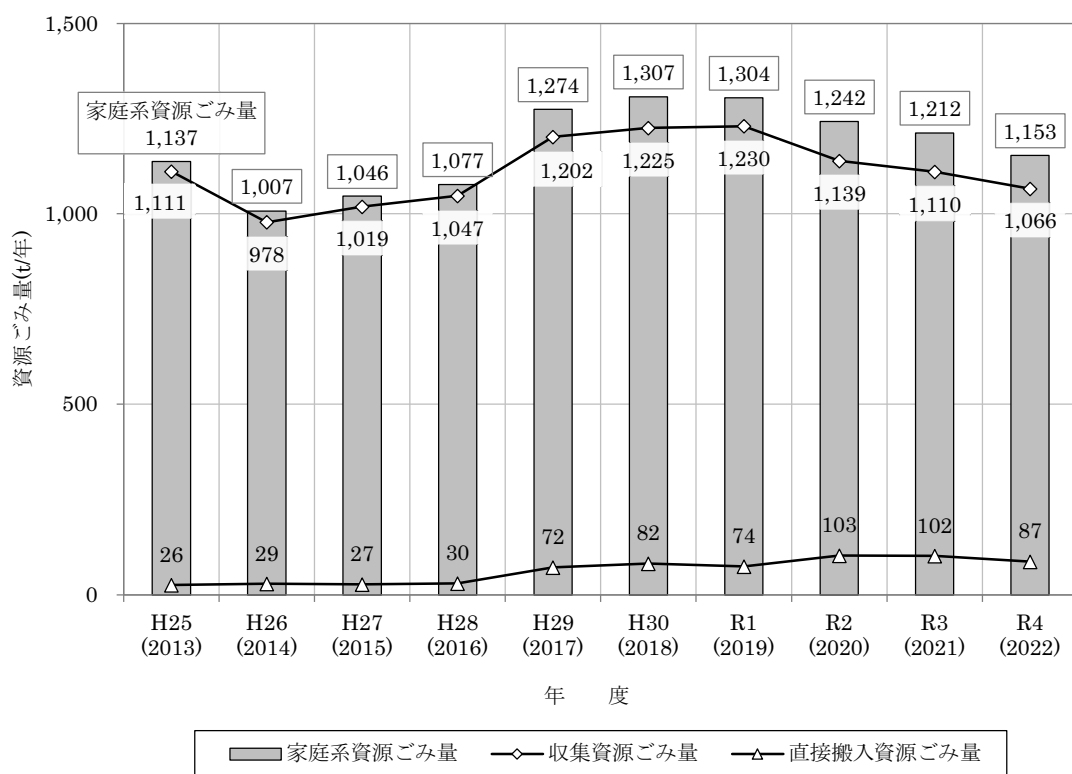


図 2.1.2.28 家庭系資源ごみにおける収集・直接搬入量の実績・推移

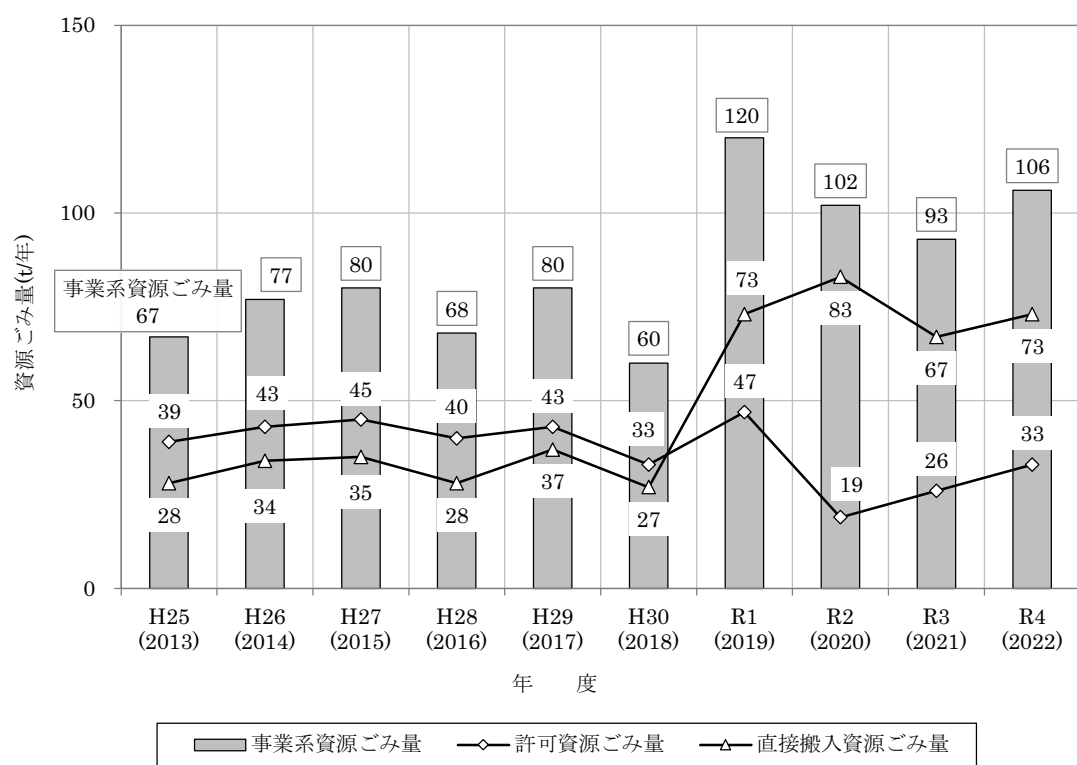


図 2.1.2.29 事業系資源ごみにおける許可・直接搬入量の実績・推移

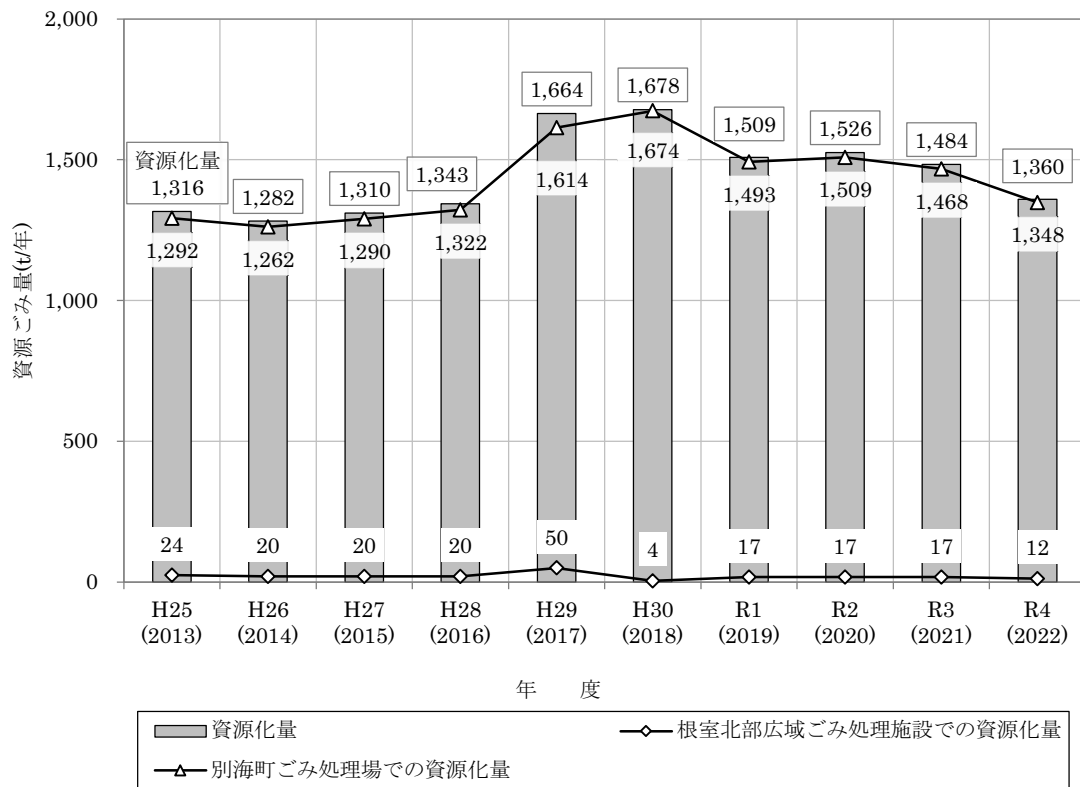


図 2.1.2.30 資源化量の搬入・内訳の実績・推移

(2) 根室北部広域ごみ処理施設での資源化量の状況

根室北部広域ごみ処理施設での資源化量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

根室北部広域ごみ処理施設での資源化量の多くは鉄であり、令和 4 年度(2022 年度)は 12t で、平成 25 年度(2013 年度)に対し約 52%と減少しています。

アルミ資源化量は、過去 10 年間では多くても年間約 1t 程度となっています。

また、溶融スラグ資源化量は平成 29 年度(2017 年度)に 30t の実績がありましたが、他の年度の実績はありません。

表 2.1.2.17 根室北部広域ごみ処理施設での資源化量内訳の実績・推移

(単位：t/年)

区分	年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)		15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
根室北部広域ごみ処理施設での資源化量		24	20	20	20	50	4	17	17	17	12
鉄資源化量		23	18	19	19	19	4	16	17	16	12
アルミ資源化量		1	1	1	1	1	0	1	1	1	0
溶融スラグ資源化量		0	0	0	0	30	0	0	0	0	0

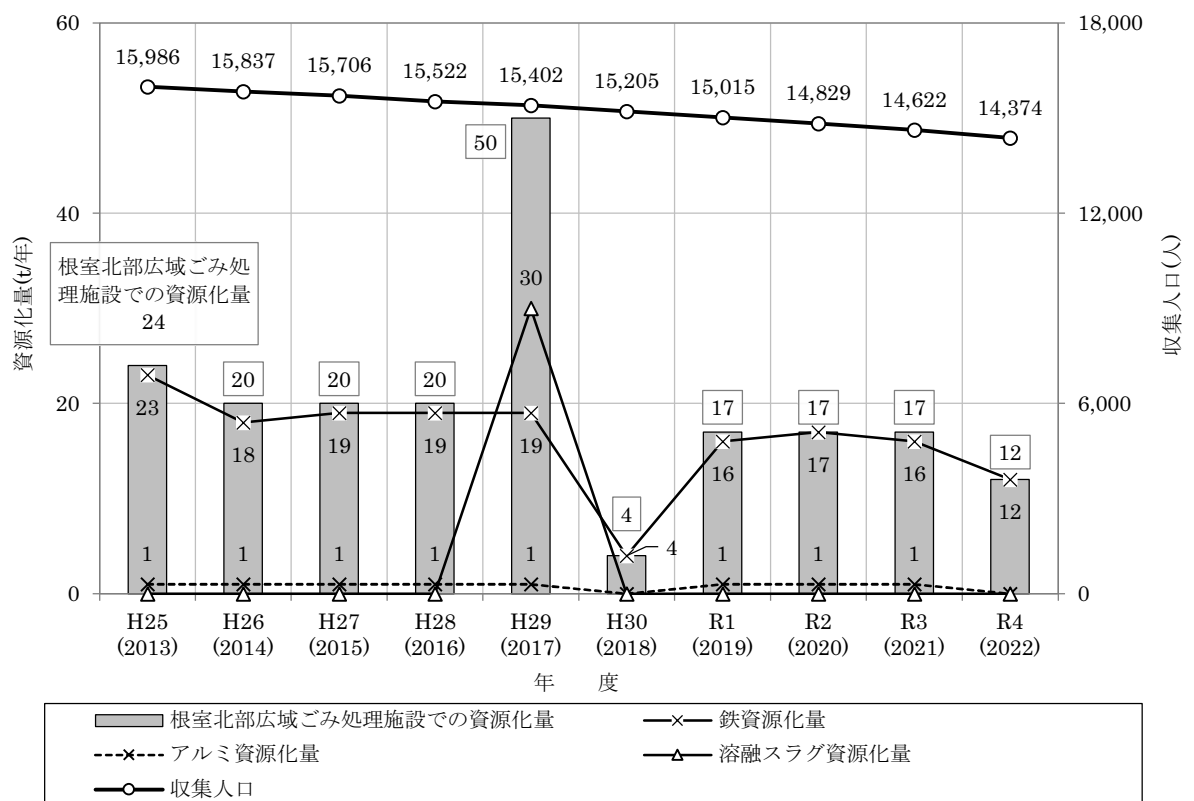


図 2.1.2.31 根室北部広域ごみ処理施設での資源化量内訳の実績・推移

(3) 別海町ごみ処理場での資源化量の状況

別海町ごみ処理場における①鉄くず等、②小型家電、③木くず・調理くず等、④プラスチック・ガラス類等、⑤電池・蛍光灯の資源化量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します。

①鉄くず等

鉄くず等は、令和 4 年度(2022 年度)が 73t と、平成 28 年度(2016 年度)と並んで最も少なく、平成 25 年度(2013 年度)に対し約 59%と減少傾向にあることが伺えます。

令和 4 年度(2022 年度)の内訳・割合は、鉄くずが約 71%と最も多くを占めます。以下、破砕鉄プレスが約 23%、2 級アルミが約 5%と続きます。

②小型家電

小型家電は、令和 2 年度(2020 年度)の 50t を最大に減少傾向がみられます。

令和 4 年度(2022 年度)が 34t と、分別・収集を開始した平成 26 年度(2014 年度)の 27t に次ぐ低い数値です。

③木くず・調理くず等

木くず・調理くず等は、最大となる平成 30 年度(2018 年度)の 178t に対し、令和 4 年度(2022 年度)では 84t で約 47%と、減少しています。

令和 4 年度(2022 年度)の内訳・割合は、木くずが約 48%と最も多くを占めます。以下、貝殻が 25%、調理くずが約 17%と続きます

④プラスチック・ガラス類等

プラスチック・ガラス類等は、最大となる平成 30 年度(2018 年度)の 202t に対し、令和 4 年度(2022 年度)では 135t で約 67%と、減少しています。

令和 4 年度(2022 年度)の内訳・割合は、商品プラスチック・ゴム類が約 66%と最も多くを占めます。

ガラス類については、令和元年度(2019 年度)以降の搬入・実績はありません。

⑤電池・蛍光灯

電池・蛍光灯は、5t から 9t の間で推移しており、平成 29 年度(2017 年度)を境とした前期 5 ヶ年平均値が 7t で、後期 5 ヶ年平均値が 6t と比較的安定していることが伺えます。

表 2.1.2.18 別海町ごみ処理場での資源化量内訳の実績・推移【1/2】

(単位：人、t/年)

区分 \ 年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
別海町ごみ処理場 での資源化量	1,292	1,262	1,290	1,322	1,614	1,674	1,493	1,509	1,468	1,348
鉄くず等	124	95	100	73	98	125	107	103	97	73
鉄くず	99	81	95	68	77	88	73	98	94	52
破碎鉄プレス	17	9	0	0	15	33	30	0	0	17
銅雑線	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0
2 級アルミ	5	4	5	4	6	4	4	5	3	4
平均値	前期 5 カ年平均値：98					後期 5 カ年平均値：101				
小型家電	—	27	36	36	46	40	44	50	41	34
平均値	前期 5 カ年平均値：29					後期 5 カ年平均値：42				
木くず・調理くず等	—	—	—	50	98	178	102	100	82	84
木くず	—	—	—	50	26	101	38	22	18	40
貝殻	—	—	—	—	37	42	21	43	34	21
油	—	—	—	—	2	3	3	3	3	2
調理くず	—	—	—	—	16	21	20	19	18	14
草花類・細かい枝	—	—	—	—	17	11	20	13	9	7
平均値	前期 5 カ年平均値：30					後期 5 カ年平均値：109				
プラスチック・ガラス 類等	—	—	—	—	145	202	141	169	153	135
商品プラスチック・ ゴム類	—	—	—	—	94	144	103	107	95	89
ガラス類	—	—	—	—	7	1	0	0	0	0
陶器類	—	—	—	—	44	57	38	62	58	46
平均値	前期 5 カ年平均値：29					後期 5 カ年平均値：160				
電池・蛍光灯	5	5	8	9	7	6	7	5	5	6
電池	3	3	5	6	5	4	5	4	4	5
蛍光灯	2	2	3	3	2	2	2	1	1	1
平均値	前期 5 カ年平均値：7					後期 5 カ年平均値：6				

※：小数点以下、四捨五入による整数。0.5 未満は、小数点第 2 位まで表記(本表では該当無し)。

別海町ごみ処理場における⑥缶、⑦びん、⑧ペットボトル、⑨プラスチック製容器包装、⑩古繊維・紙容器包装等、⑪新聞、⑫雑誌、⑬ダンボール等の資源化量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次々頁の表に示します。

⑥缶

缶は、最大となる平成 29 年度(2017 年度)の 126t に対し、令和 4 年度(2022 年度)は 10 年間で最も少ない 88t で約 70%と、減少しています。

⑦びん

びんは、最大となる平成 25 年度(2013 年度)の 180t に対し、令和 4 年度(2022 年度)は 141t で約 78%と、減少しています。

⑧ペットボトル

ペットボトルは、令和 4 年度(2022 年度)が 87t と、10 年間では令和 3 年度 (2021 年度)に次いで多く、平成 29 年度(2017 年度)を境とした前期 5 ヶ年平均値が 76t であるのに対し、後期 5 ヶ年平均値が 86t と、増加していることが伺えます。

⑨プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は、令和 3 年度(2021 年度)の 138t が最大で、最小は平成 27 年度(2015 年度)の 109t です。

平成 29 年度(2017 年度)を境とした前期 5 ヶ年平均値が 122t であるのに対し、後期 5 ヶ年平均値が 126t と、若干の増加傾向がみられます。

⑩古繊維・紙容器包装等

古繊維、紙容器包装・雑がみは、平成 29 年度(2017 年度)を境とした前期 5 ヶ年平均値が 39t であるのに対し、後期 5 ヶ年平均値が 91t と、増加傾向がみられます。

なおタオル、くつ、かばん、ぬいぐるみ・雑貨については、最も多い令和元年度(2019 年度)のかばんで 0.51t と、全体に対する量は少ないことが伺えます。

⑪新聞

新聞は、最大となる平成 27 年度(2015 年度)の 208t に対し、令和 4 年度(2022 年度)は 10 年間で最も少ない 131t で約 63%と、減少しています。

⑫雑誌

雑誌は、最大となる平成 27 年度(2015 年度)の 195t に対し、令和 4 年度(2022 年度)は 10 年間で最も少ない 112t で約 57%と、減少しています。

⑬ダンボール等

ダンボール等は、令和 3 年度(2021 年度)の 269t が最大で、最小は平成 28 年度(2016 年度)と令和 4 年度(2022 年度)の 242t となっています。

平成 29 年度(2017 年度)を境とした前期 5 ヶ年平均値が 255t に対し、後期 5 ヶ年平均値が 247t と、減少傾向がみられます。

表 2.1.2.19 別海町ごみ処理場での資源化量内訳の実績・推移【2/2】

(単位：人、t/年)

区分 \ 年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
別海町ごみ処理場 での資源化量	1,292	1,262	1,290	1,322	1,614	1,674	1,493	1,509	1,468	1,348
缶	121	116	122	122	126	99	92	89	100	88
スチール缶プレス	83	76	74	72	77	48	42	40	41	48
アルミ缶プレス	38	40	48	50	49	51	50	49	59	40
平均値	前期 5 カ年平均値：121					後期 5 カ年平均値：94				
びん	180	173	159	174	156	153	155	150	127	141
白色 ワンウェイびん	52	53	47	53	46	49	47	46	41	41
茶色 ワンウェイびん	80	74	68	78	66	64	68	68	62	63
他色 ワンウェイびん	28	27	25	25	25	23	22	32	21	34
リターナブルびん	20	19	19	18	19	17	18	4	3	3
平均値	前期 5 カ年平均値：168					後期 5 カ年平均値：145				
ペットボトル	74	74	73	77	80	82	84	86	90	87
平均値	前期 5 カ年平均値：76					後期 5 カ年平均値：86				
プラスチック製容器 包装	127	124	109	124	126	131	113	122	138	127
平均値	前期 5 カ年平均値：122					後期 5 カ年平均値：126				
古繊維・紙容器包装等	19	21	23	45	86	85	95	98	91	87
古繊維	2	3	3	8	9	12	10	8	9	8
タオル	—	—	—	—	—	—	—	0.04	0.07	0.07
くつ	—	—	—	0.16	0.21	0.19	0.09	0.03	0.00	0.00
かばん	—	—	—	0.42	0.16	0.45	0.51	0.01	0.00	0.00
ぬいぐるみ・雑貨	—	—	—	0.04	0.38	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00
紙容器包装・雑が み	17	18	20	37	77	73	84	90	82	79
平均値	前期 5 カ年平均値：39					後期 5 カ年平均値：91				
新聞	202	199	208	192	207	177	168	145	139	131
平均値	前期 5 カ年平均値：202					後期 5 カ年平均値：152				
雑誌	182	185	195	179	167	161	148	140	133	112
平均値	前期 5 カ年平均値：182					後期 5 カ年平均値：139				
ダンボール等	260	243	257	242	271	235	238	253	269	242
ダンボール	255	238	253	238	266	230	234	250	269	242
紙パック	5	5	4	4	5	5	4	3	0.33	0.00
平均値	前期 5 カ年平均値：255					後期 5 カ年平均値：247				

※：小数点以下、四捨五入による整数。0.5 未満は、小数点第 2 位まで表記。

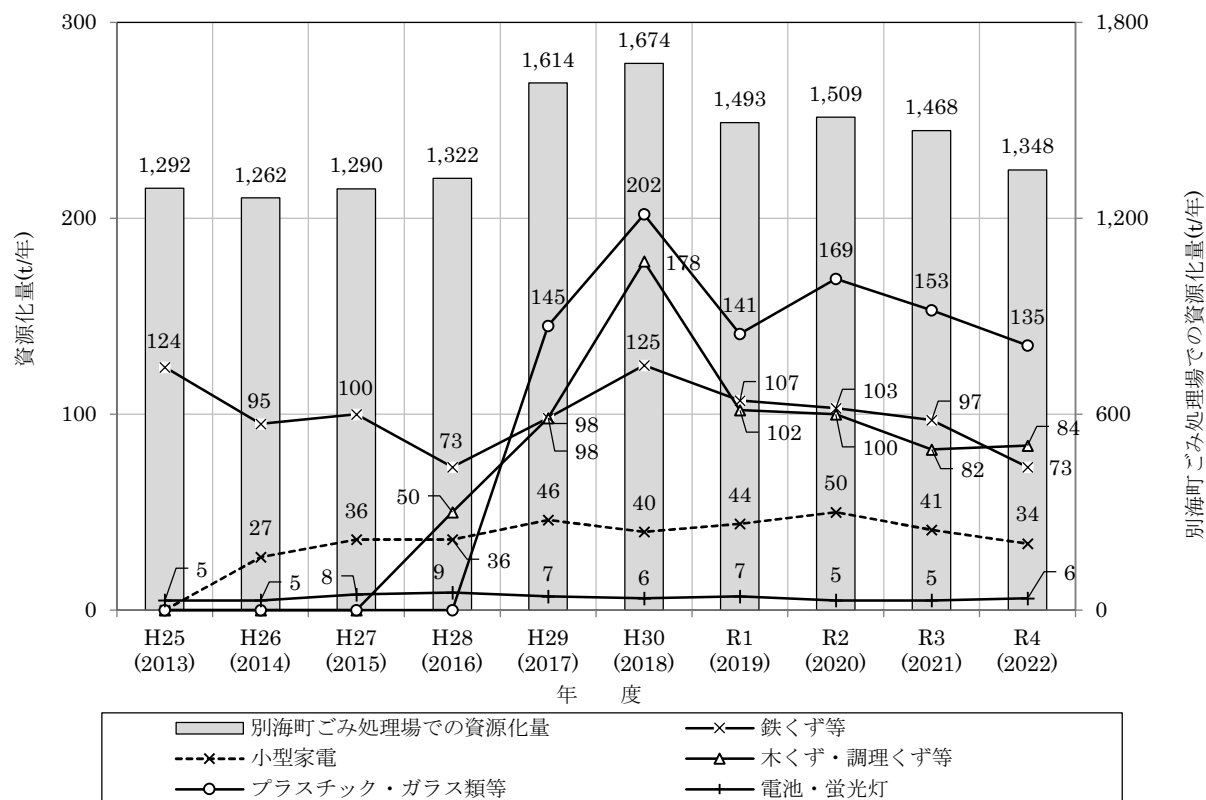


図 2.1.2.32 別海町ごみ処理場での資源化量内訳の実績・推移【1/2】

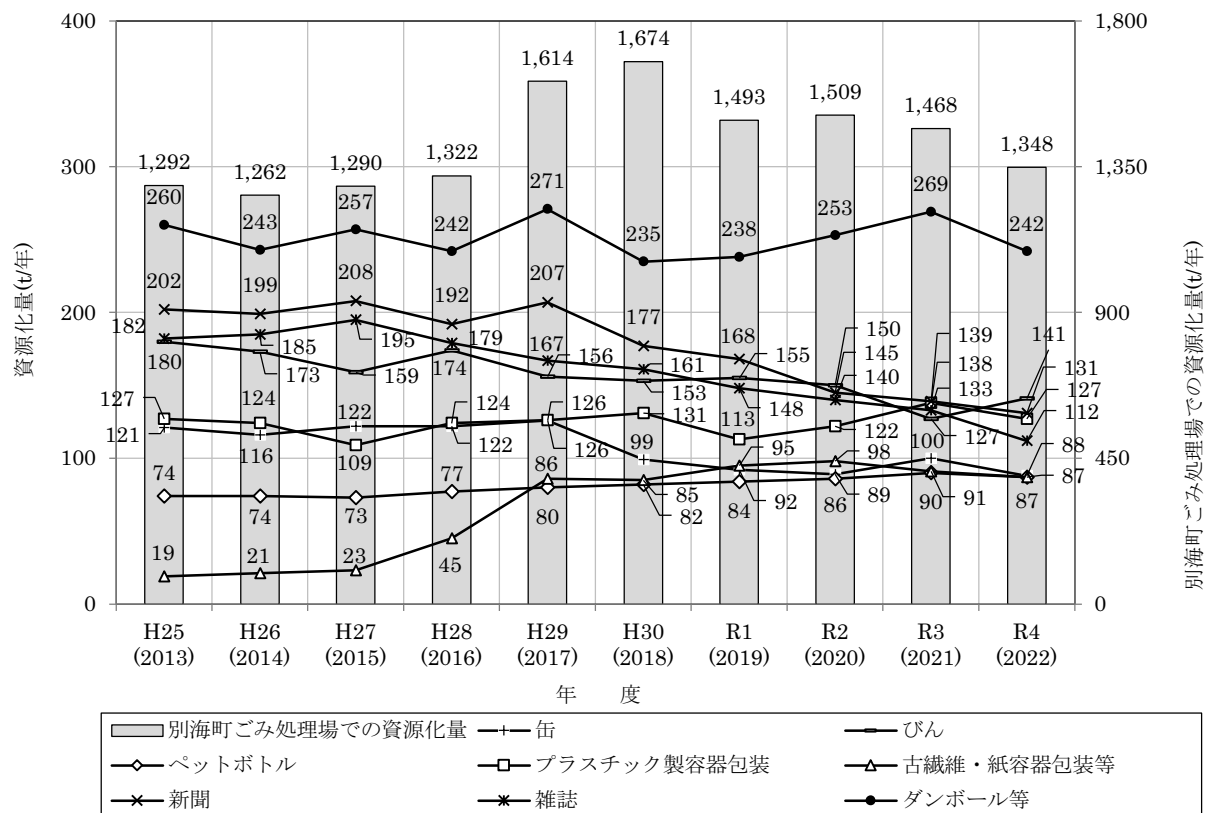


図 2.1.2.33 別海町ごみ処理場での資源化量内訳の実績・推移【2/2】

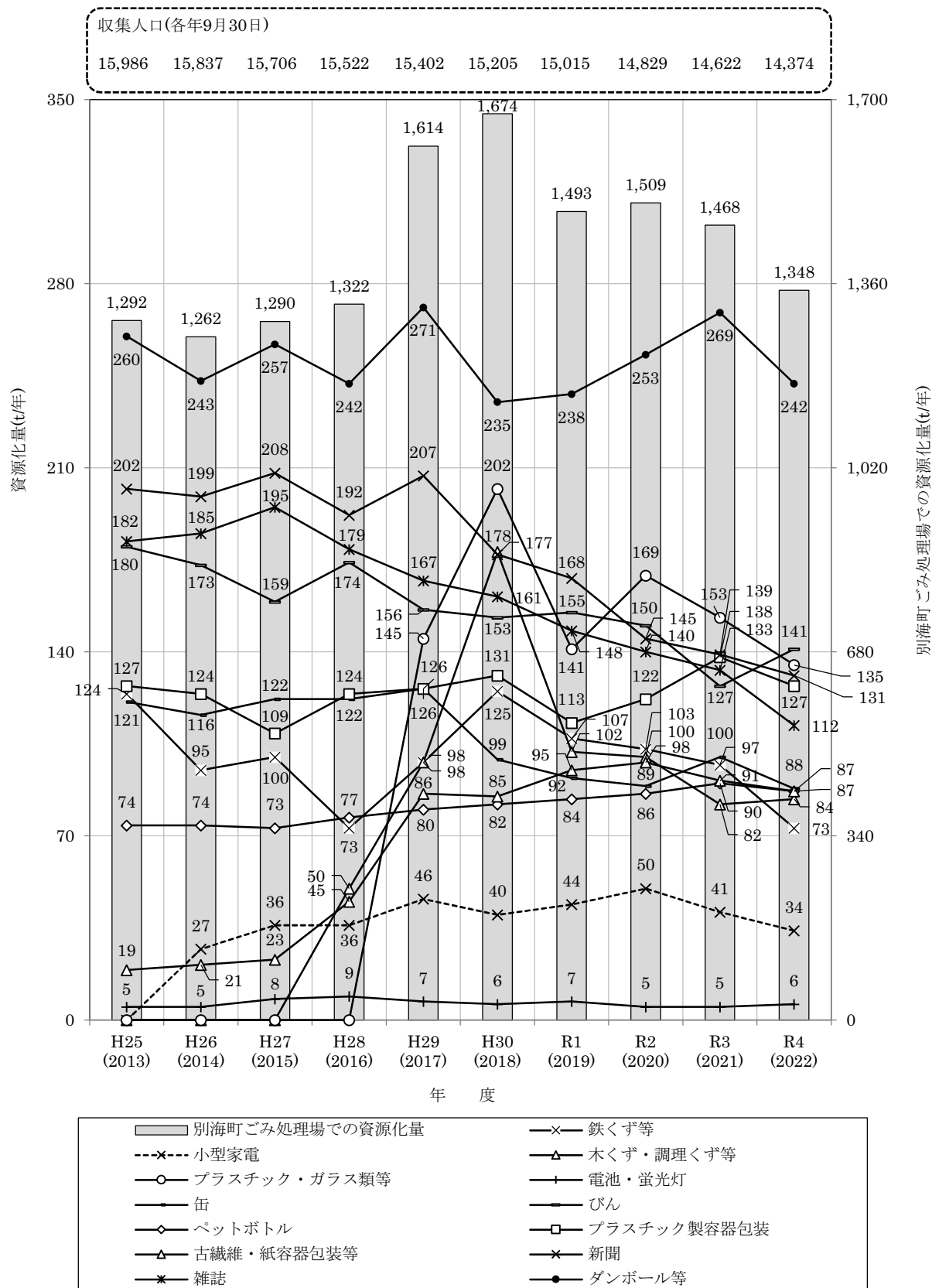


図 2.1.2.34 別海町ごみ処理場での資源化量内訳の実績・推移【全体】

(4) 資源ごみ量・資源化量の原単位

本町の①資源ごみ量、②資源化量に対する原単位について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

①資源ごみ量の原単位

資源ごみ量の原単位は、令和 4 年度(2022 年度)で 240g であり、平成 25 年度(2013 年度)から約 1.2 倍の微増です。

平成 29 年度(2017 年度)を境にした後期 5 カ年平均値は 248g であり、前期 5 カ年平均値に対して約 1.2 倍と増加傾向を示しています。

②資源化量の原単位

資源化量の原単位は、令和 4 年度(2022 年度)で 259g であり、平成 25 年度(2013 年度)から約 1.1 倍の微増ですが、最大である平成 30 年度(2018 年度)に対しては約 86%と減少しています。

また、後期 5 カ年平均値は 279g と、前期 5 カ年平均値に対して約 1.2 倍の微増です。

表 2.1.2.20 資源ごみ量・資源化量の原単位の実績・推移

(単位：人、t/年、g/人・日)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年 9 月 30 日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
資源ごみ量	1,204	1,084	1,126	1,145	1,354	1,367	1,424	1,344	1,305	1,259
原単位	206	188	196	202	241	246	260	248	245	240
上記、原単位の平均値	前期 5 カ年平均値：207					後期 5 カ年平均値：248				
	10 カ年平均値：227									
資源化量	1,316	1,282	1,310	1,343	1,664	1,678	1,509	1,526	1,484	1,360
原単位	226	222	229	236	296	302	275	281	278	259
上記、原単位の平均値	前期 5 カ年平均値：242					後期 5 カ年平均値：279				
	10 カ年平均値：260									

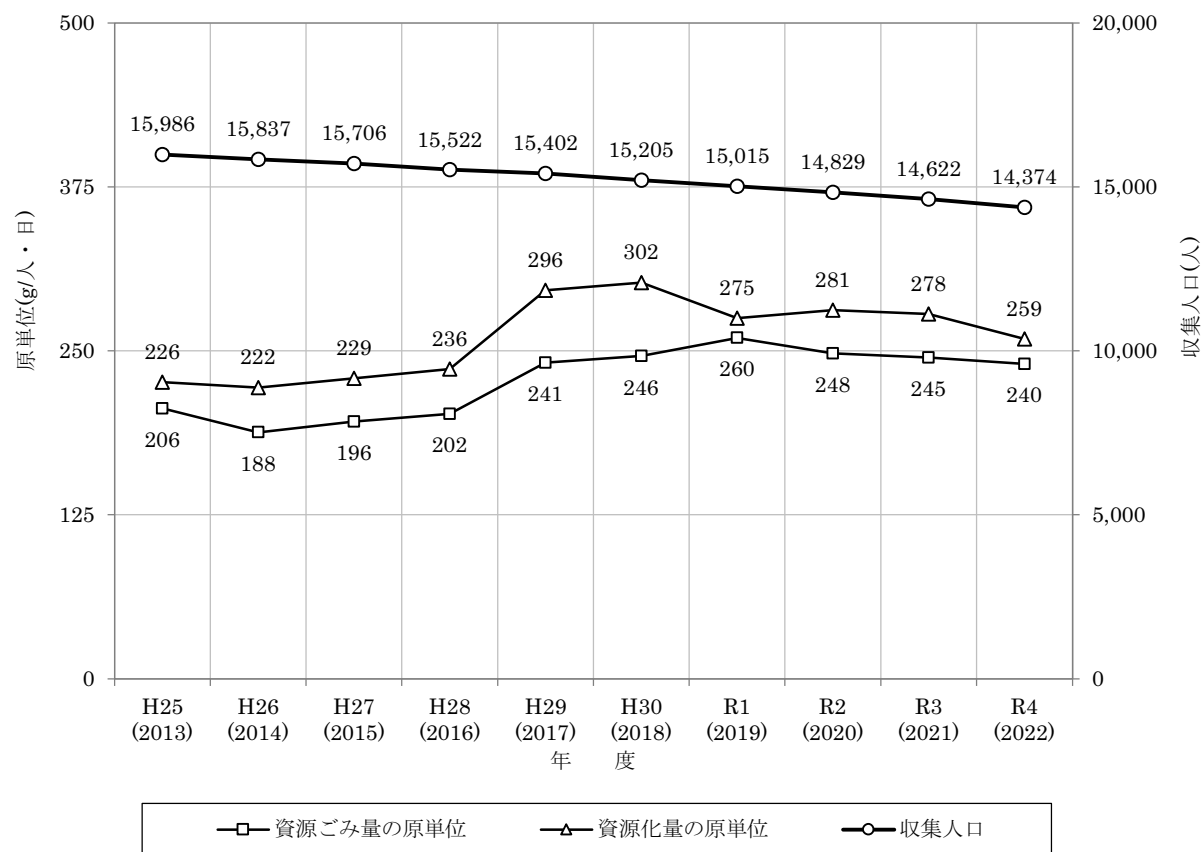


図 2.1.2.35 資源ごみ・資源化量の原単位の実績・推移

(5) リサイクル率の状況

本町の①リサイクル率、②家庭系リサイクル率について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を次頁の表に示します。

①リサイクル率

リサイクル率は、平成 29 年度(2017 年度)で 33.8%と、北海道目標値である 30.0%以上※を達成し、令和 4 年度(2022 年度)も 33.3%と目標値を維持しています。

平成 29 年度(2017 年度)を境とした後期 5 カ年平均値は 32.7%と、前期 5 カ年平均値より約 6 ポイント上回っています。

※：北海道廃棄物処理計画(第 5 次)(令和 2 年 3 月)による令和 6 年度目標値

②家庭系リサイクル率

家庭ごみ量に対する資源化量の割合は、平成 28 年度(2016 年度)で 31.0%と、30.0%以上を超え、令和 4 年度(2022 年度)も 36.7%と高い水準を維持しています。

後期 5 カ年平均値は 36.0%と、前期 5 カ年平均値より約 5 ポイント上回っています。

表 2.1.2.21 リサイクル率の実績・推移

(単位：t/年、%)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
リサイクル率の 算定基礎ごみ量(A) ^{※1}	5,648	4,915	5,338	5,045	4,930	4,849	4,889	4,710	4,600	4,461
資源化量(B)	1,316	1,282	1,310	1,343	1,664	1,678	1,509	1,526	1,484	1,484
リサイクル率 (B/A)×100	23.3	26.1	24.5	26.6	33.8	34.6	30.9	32.4	32.3	33.3
上記、リサイクル率の 平均値	前期 5 ヲ年平均値：26.9					後期 5 ヲ年平均値：32.7				
	10 ヲ年平均値：29.8									
搬入家庭系ごみ量(C) ^{※2}	4,573	4,129	4,310	4,194	4,230	4,251	4,212	4,140	4,012	3,843
家庭系資源化量(D) ^{※3}	1,278	1,232	1,264	1,302	1,608	1,634	1,435	1,457	1,426	1,411
家庭系リサイクル率 (D/C)×100	27.9	29.8	29.3	31.0	38.0	38.4	34.1	35.2	35.5	36.7
上記、リサイクル率の 平均値	前期 5 ヲ年平均値：31.2					後期 5 ヲ年平均値：36.0				
	10 ヲ年平均値：33.6									

※1：全体ごみ排出量(家庭系+事業系)から、生活排水系廃棄物を除いた量です。

※2：家庭系ごみ排出量から、排出原因者の特定ができない災害ごみ、不法投棄ごみを除いた量です。

※3：資源化量(B)から、事業系一般廃棄物の資源化量を除いた量です。

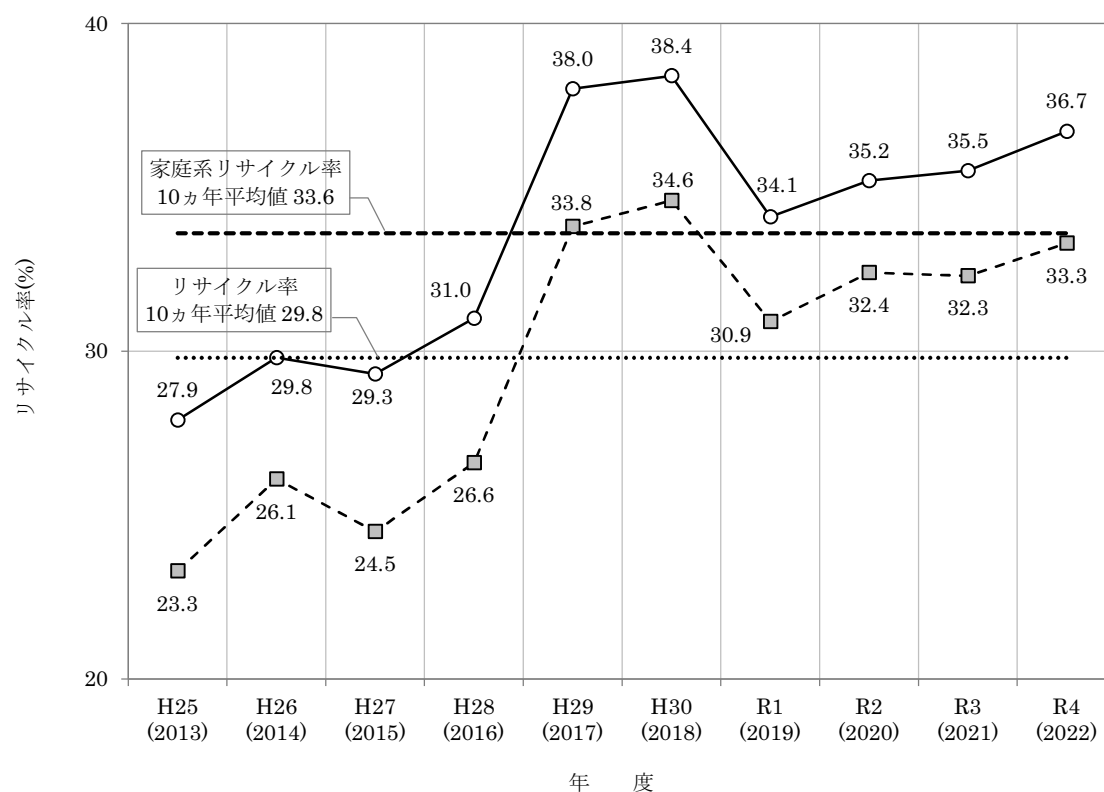


図 2.1.2.36 リサイクル率の実績・推移

2-5. 最終処分量の実績・推移

(1) 最終処分量

本町の最終処分量について、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)における過去 10 年間の実績・推移を下表に示します。

最終処分量の合計は、平成 25 年度(2013 年度)の 777t が最大です。平成 29 年度(2017 年度)以降は約 100t～280t の範囲であり、令和 4 年度(2022 年度)は 205t と平成 25 年度(2013 年度)に対し約 26%と大きく減少しています。

内訳では、飛灰や不燃物といった根室北部広域ごみ処理施設からの搬送分が令和 4 年度(2022 年度)で 184t と、別海町ごみ処理場への搬入分 21t の約 9 倍と多くなっています。

別海町ごみ処理場への搬入分から生じた最終処分量においては、平成 25 年度(2013 年度)では不燃破碎残渣や不燃選別残渣の最終処分がありましたが、平成 28 年度(2016 年度)以降は臨時埋立のみであり、平成 25 年度(2013 年度)との対比で約 55%と大きく減少しています。

表 2.1.2.22 最終処分量の実績・推移

(単位：t/年)

区分 \ 年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年9月30日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
最終処分量：別海町ごみ 処理場への搬入分	550	202	384	301	68	27	23	65	25	21
可燃直接	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時埋立	401	117	305	301	68	27	23	65	25	21
不燃破碎	144	85	79	0	0	0	0	0	0	0
不燃選別	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分量：根室北部広 域ごみ処理施設から別 海町ごみ処理場への搬 送分	228	339	205	262	180	156	91	216	142	184
飛灰	176	153	155	107	144	117	55	133	96	114
不燃物	52	186	49	155	36	38	36	84	46	70
最終処分量 合計	777	542	589	562	248	183	114	282	167	205

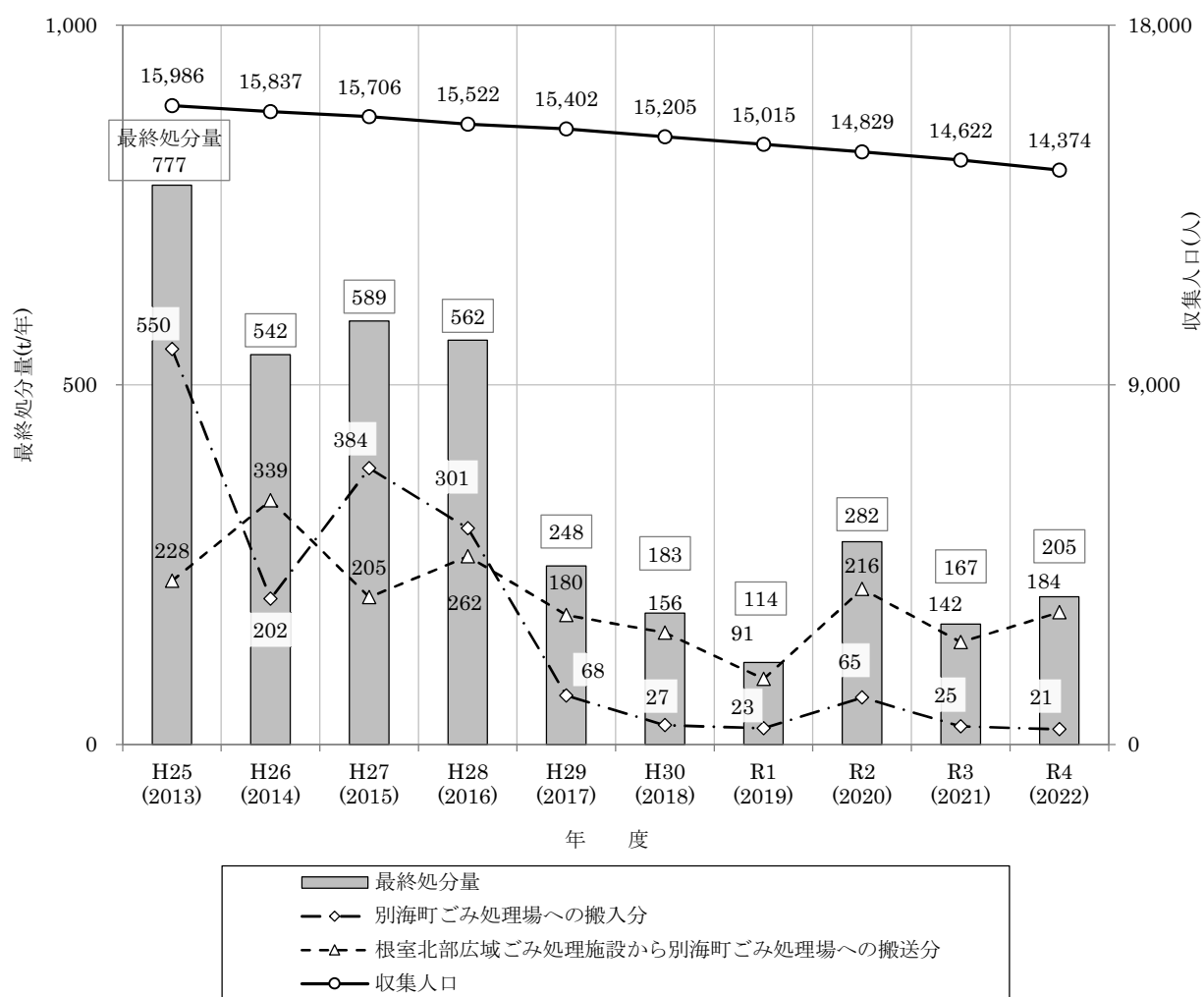


図 2.1.2.37 最終処分量の実績・推移

(2) 根室北部広域ごみ処理施設における町の搬入量・搬送量

前項では、根室北部広域ごみ処理施設からの飛灰と不燃物について、別海町一般廃棄物最終処分場への搬送分の実績・推移を整理しました。

本項では、もえるごみとして根室北部広域ごみ処理施設に搬入する量も含め、1市4町の全体量に対する本町の実績・割合の推移を下表に示します。

根室北部広域ごみ処理施設への全搬入量に対する本町の割合は、令和4年度(2022年度)で25.8%と、平成25年度(2013年度)から約4ポイントの減であり、平成29年度(2017年度)を境とした前期5ヵ年平均値が28.4%に対して後期5ヵ年平均値が25.8%と減少傾向を示しています。

根室北部広域ごみ処理施設から本町への搬送量を同比率でみると、不燃物は約2ポイントの減に対し、飛灰は約8ポイントの減と、比較的大きく減少したことが伺えます。

表 2.1.2.23 広域ごみ処理施設へ搬入量と搬送量の実績と割合・推移

(単位：t/年、%)

年度 区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
収集人口(各年9月30日)	15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
根室北部広域ごみ処理施設への全搬入量	13,079	12,500	11,841	12,405	12,214	11,817	11,830	11,887	11,786	11,406
別海町分の搬入量	3,833	3,606	3,475	3,537	3,192	3,080	3,143	3,010	2,969	2,942
別海町分の割合	29.3%	28.8%	29.3%	28.5%	26.1%	26.1%	26.6%	25.3%	25.2%	25.8%
上記割合の平均値	前期5ヵ年平均値：28.4%					後期5ヵ年平均値：25.8%				
	10ヵ年平均値：27.1%									
根室北部広域ごみ処理施設からの飛灰の全搬送量	508	426	444	470	484	445	444	457	438	415
別海町分の搬送量	176	153	155	107	144	117	55	133	96	114
別海町分の割合	34.6%	35.9%	35.0%	22.7%	29.9%	26.3%	12.3%	29.0%	21.9%	27.5%
上記割合の平均値	前期5ヵ年平均値：31.6%					後期5ヵ年平均値：23.4%				
	10ヵ年平均値：27.5%									
根室北部広域ごみ処理施設からの不燃物の全搬送量	346	367	336	371	336	196	198	216	218	281
別海町分の搬送量	52	186	49	155	36	38	36	84	46	70
別海町分の割合	15.0%	50.8%	14.7%	41.8%	10.6%	19.5%	18.4%	38.8%	21.2%	24.8%
上記割合の平均値	前期5ヵ年平均値：26.6%					後期5ヵ年平均値：24.5%				
	10ヵ年平均値：25.6%									

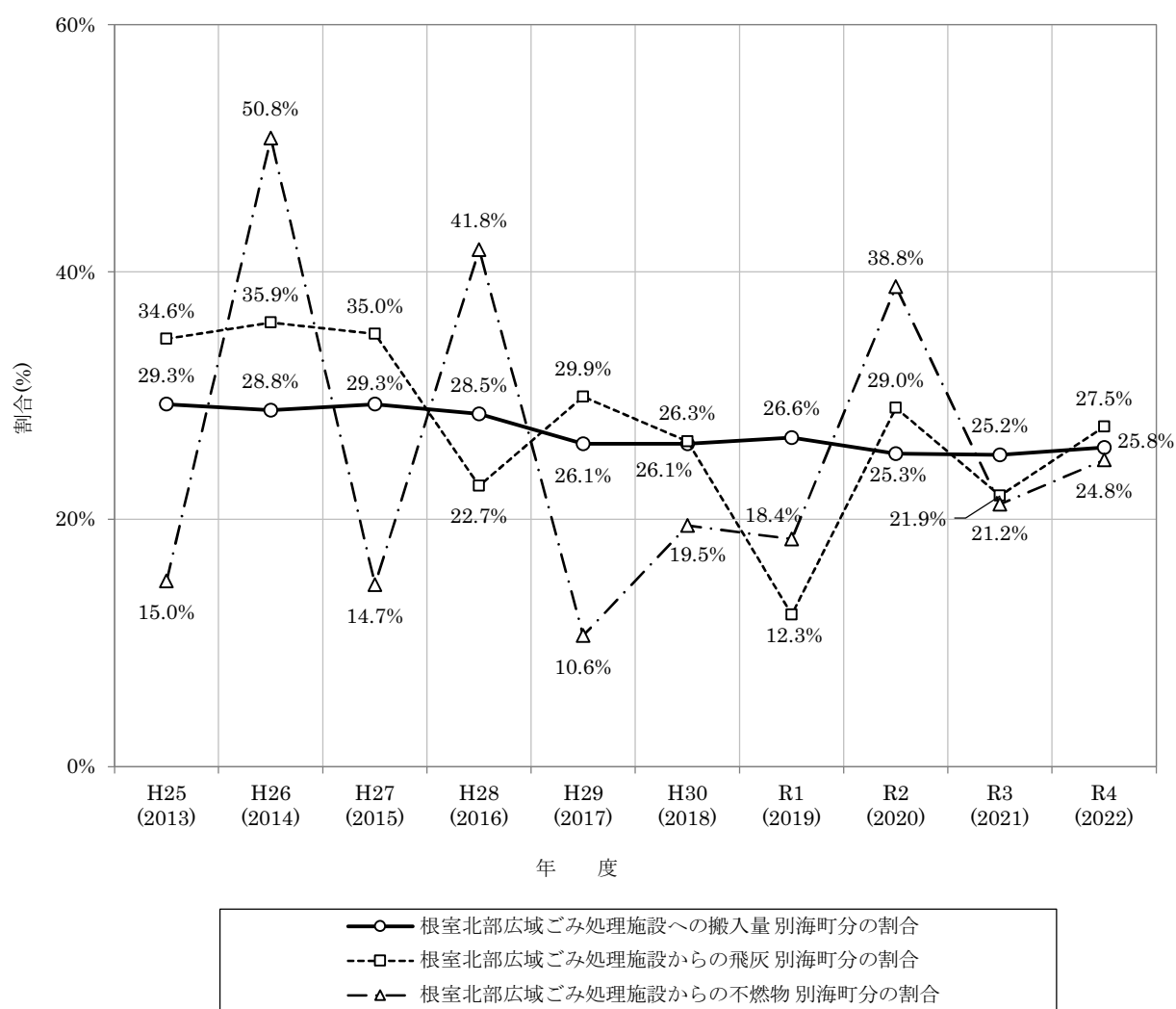


図 2.1.2.38 根室北部広域ごみ処理施設～搬入量と搬送量の実績と割合・推移

(3) もえるごみのごみ質

根室北部広域ごみ処理施設のもえるごみ(焼却処理の対象)のごみ質について、平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の実績・推移を下表に示します。

三成分について、水分は約 35%～39%の範囲と比較的安定している一方、可燃分と灰分は、約 52%～58%、約 5～9%の範囲に対し、令和元年度(2019 年度)では可燃分が約 10%、灰分が約 51%と割合が逆転するなど、不安定な傾向がみられます。

ごみ組成分析の結果では、「紙・布類」が全体の約 43%～58%の範囲と多くの割合を占め、次に多いのが「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の約 27%～41%です。

表 2.1.2.24 根室北部広域ごみ処理施設における三成分、ごみ組成分析等の実績・推移

(単位：%、kg/m³、kJ/kg)

区分 \ 年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	平均
三成分の合計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水分	34.8	39.5	39.2	39.3	39.3	38.4
可燃分	57.5	55.7	9.6	53.2	51.8	45.6
灰分	7.7	4.8	51.2	7.5	8.9	16.0
ごみ組成分析の結果(乾ベース)合計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
紙・布類	43.2	46.5	49.2	55.1	58.2	50.4
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	40.0	40.8	34.1	26.6	34.5	33.2
木、竹、わら類	4.8	3.6	6.2	5.3	6.8	5.3
厨芥類	4.6	5.7	3.0	4.7	3.7	4.3
不燃物類	2.1	0.2	1.2	0.9	0.6	1.0
その他	5.3	3.2	6.3	7.4	6.2	5.7
単位体積重量(kg/m ³)	130	100	110	120	150	122
低位発熱量(kJ/kg) 計画値	12,307	9,502	8,832	9,041	8,790	9,649
〃 実測値	12,318	20,560	19,370	18,068	17,590	17,581

出典：一般廃棄物処理実態調査(平成 29 年度～令和 3 年度 環境省)より

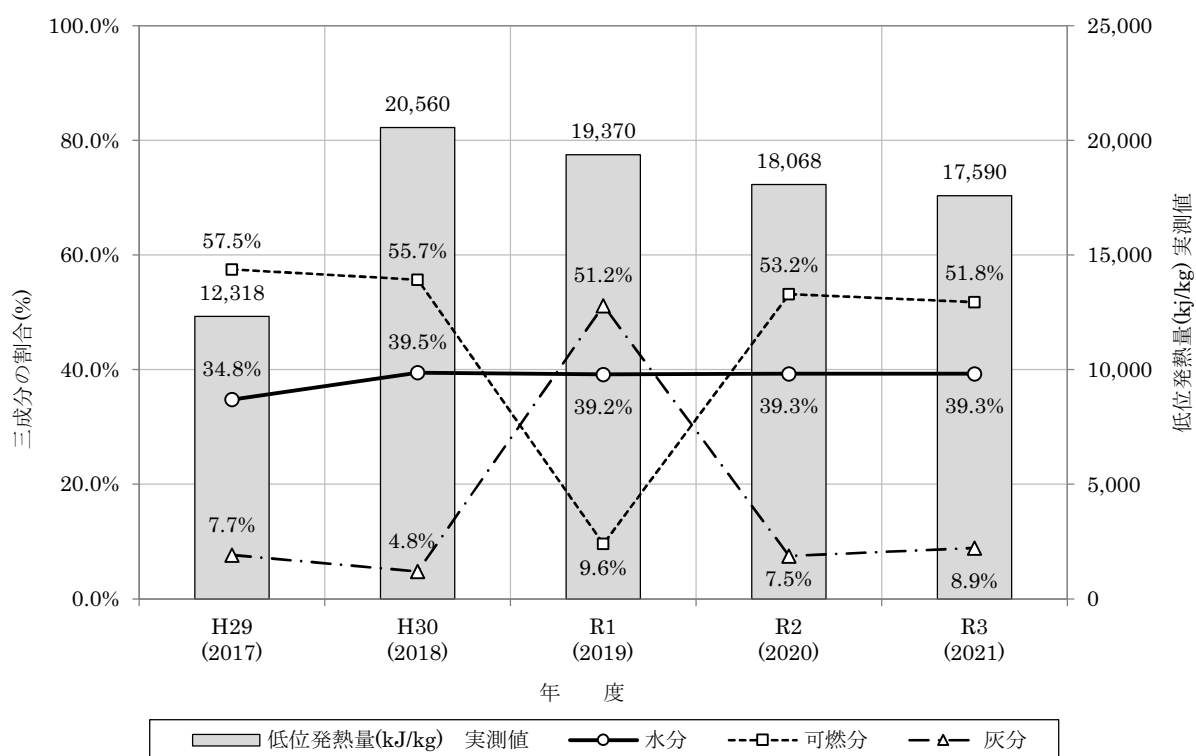


図 2.1.2.39 根室北部広域ごみ処理施設における三成分等の実績・推移

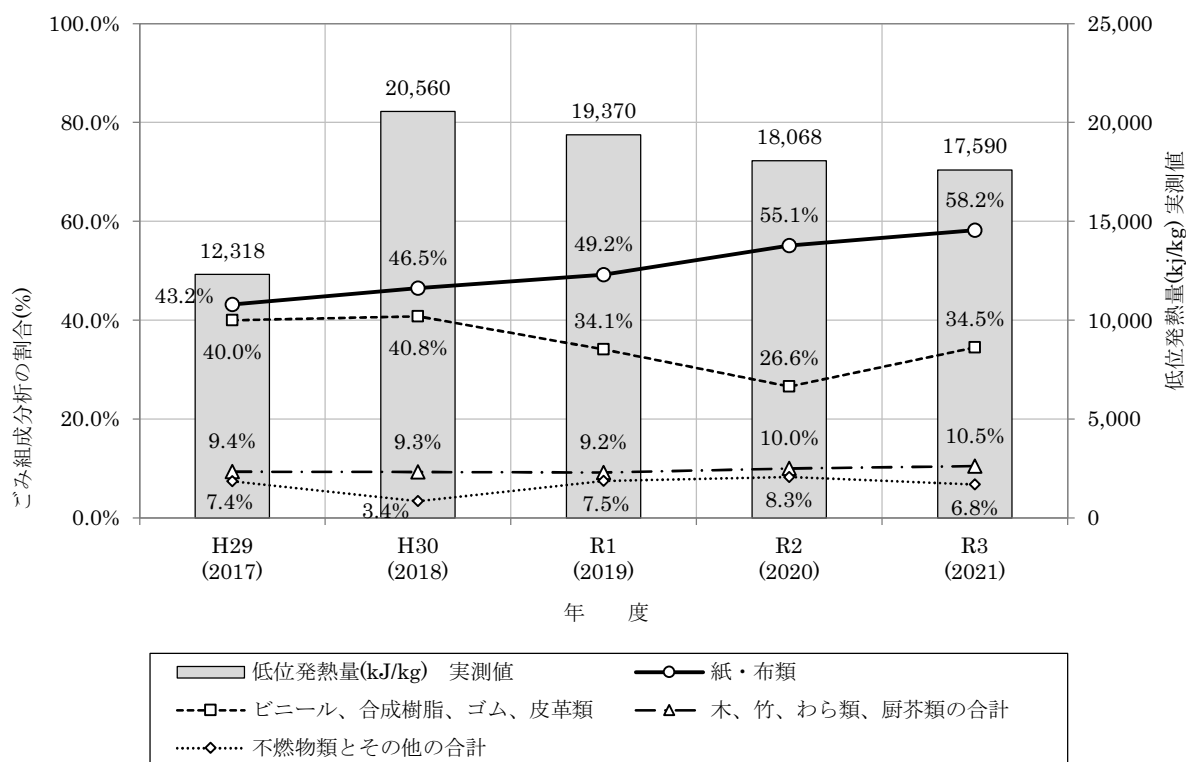


図 2.1.2.40 根室北部広域ごみ処理施設におけるごみ組成分析等の実績・推移

第3節 ごみ処理の評価

3-1. ごみ処理評価の基準について

本町の他、中標津町、標津町、羅臼町で構成される「根室北部廃棄物処理広域連合」の各町に加えて、「ねむろ自然の番人宣言」に調印した根室市におけるごみ処理の実態について、北海道の平均値を基準に評価します。

評価指標については、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成25年(2013年)4月に一部改訂)の3つのガイドラインより、各市町で評価可能なものとして下表に示す項目を抽出しました。

また評価基準となる年度は、国・北海道による最新の公表値(環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」)である令和3年度(2021年度)のデータを採用しています。

表 2.1.3.1 評価指標の項目と算出方法

評価指標の項目※ (単位を示す)	算出方法
①1人1日当り排出量 (g/人・日)	□ $\text{ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)} \div \text{計画収集人口} \div 365 \text{ 日}$
②廃棄物からの資源回収率 (%)	□ $(\text{資源化量}-\text{RDF 資源化量(及びその他エネルギー利用を主目的とした生成物量)}) \div \text{ごみ総排出量} \times 100$
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	□ $\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$
④1人当り年間処理経費 (円/人・年)	□ $\text{廃棄物処理に要する総費用} \times (\text{経常費用}-\text{経常収益}) \div \text{計画収集人口}$
⑤減量率 (%)	□ $(\text{直接資源化量}+\text{直接焼却量}+\text{焼却以外の中間処理量}) \div \text{ごみ処理量} \times 100$
⑥リサイクル率 (%)	□ $(\text{直接資源化量}+\text{中間処理後再生利用}+\text{集団回収量}) \div (\text{ごみ処理量}+\text{集団回収量}) \times 100$

※：評価指標の項目②・⑤・⑥は数値が大きいほど評価が高い。項目①・③・④は大きいほど評価が低い。

3-2. ごみ処理評価の結果

(1) 別海町ごみ処理評価の結果

別海町では、1人1日当りのごみ排出量が856gと北海道平均値の941gよりも少ない状況です。

廃棄物からの資源回収率は34.6%、リサイクル率は34.7%と北海道平均値よりも高く、廃棄物からの最終処分量の割合については4.9%と、北海道平均値の15.9%に対する評価指標が324.5と高いことが伺えます。

また1人当りの年間処理経費は29,412円と、北海道平均値の約1.5倍であり、評価指標は66.9と低いです。

表 2.1.3.2 別海町の評価指標の算出結果

(評価指標・道平均との比較：△評価高い、▼評価低い)

評価指標の項目	道平均(A) ^{※1}	別海町の評価(北海道との比較)	
		数値(B) ^{※1}	評価指標 ^{※2}
①1人1日当り排出量(g/人・日)	941	856	△ 109.9
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.5	34.6	△ 147.2
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	15.9	4.9	△ 324.5
④1人当り年間処理経費(円/人・年)	19,687	29,412	▼ 66.9
⑤減量率(%)	92.8	100.0	△ 107.8
⑥リサイクル率(%)	23.5	34.7	△ 147.7

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和3年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記しています。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100で算出。

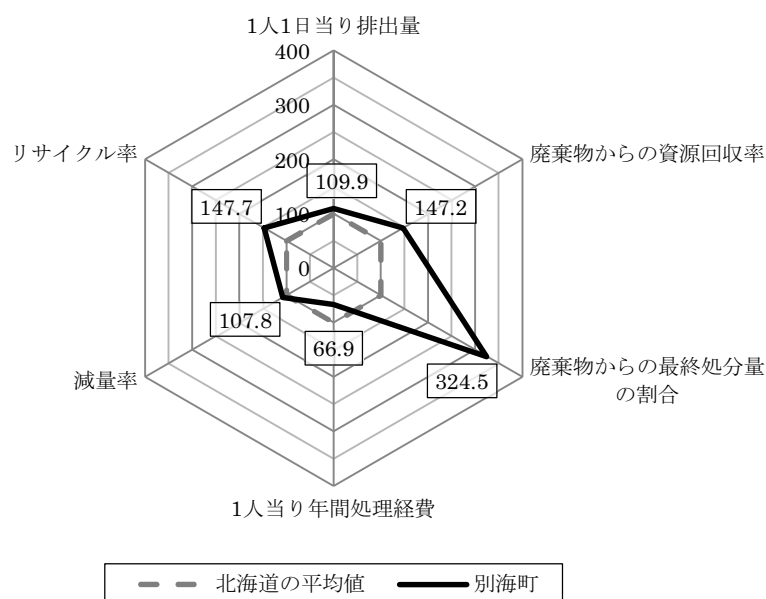


図 2.1.3.1 別海町のごみ処理評価の結果

(2) 中標津町ごみ処理評価の結果

中標津町では、1人1日当りのごみ排出量が1,014gと、北海道平均値の約1.1倍です。

廃棄物からの資源回収率は16.0%、リサイクル率は15.8%と北海道平均値よりも低い一方、廃棄物からの最終処分量の割合については10.0%と、北海道平均値の15.9%に対する評価指標が159.0と高いことが伺えます。

また1人当りの年間処理経費は29,031円と、北海道平均値の約1.5倍であり、評価指標は67.8と低いです。

中標津町のごみ処理行政では、1人1日当り排出量の抑制や資源回収率等の上昇、また1人当りの年間処理経費の抑制が課題です。

表 2.1.3.3 中標津町の評価指標の算出結果

(評価指標・道平均との比較：△評価高い、▼評価低い)

評価指標の項目	道平均(A) ^{※1}	中標津町の評価(北海道との比較)	
		数値(B) ^{※1}	評価指標 ^{※2}
①1人1日当り排出量(g/人・日)	941	1,014	▼ 92.8
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.5	16.0	▼ 68.1
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	15.9	10.0	△ 159.0
④1人当り年間処理経費(円/人・年)	19,687	29,031	▼ 67.8
⑤減量率(%)	92.8	99.3	△ 107.0
⑥リサイクル率(%)	23.5	15.8	▼ 67.2

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和3年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記しています。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100で算出。

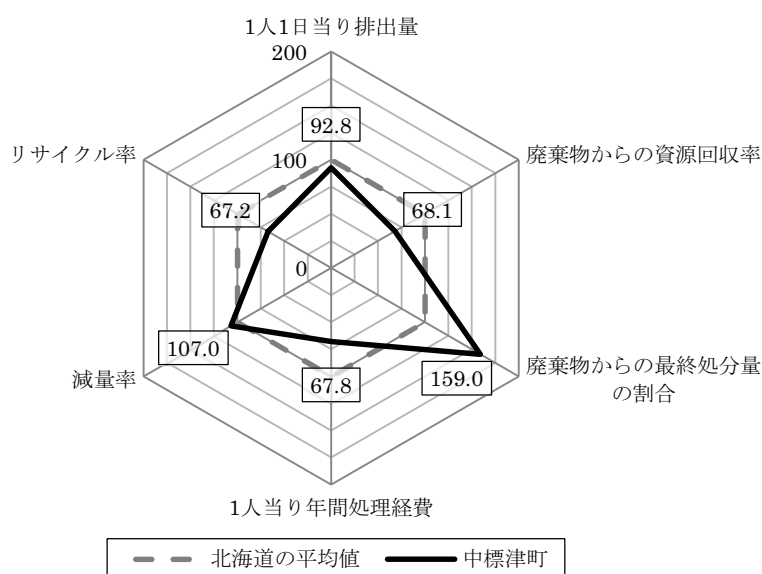


図 2.1.3.2 中標津町のごみ処理評価の結果

(3) 標津町ごみ処理評価の結果

標津町では、1人1日当りのごみ排出量が990gと北海道平均値の941gよりわずかに高い状況です。

廃棄物からの資源回収率、リサイクル率ともに15.0%と北海道平均値よりも低い一方、廃棄物からの最終処分量の割合については10.7%と、北海道平均値の15.9%に対する評価指標が148.6と高いことが伺えます。

また1人当りの年間処理経費は58,937円と、北海道平均値の約3.0倍であり、評価指標は33.4と低いです。

標津町のごみ処理行政では、資源回収率とリサイクル率の上昇と、1人当りの年間処理経費の抑制が大きな課題です。

表 2.1.3.4 標津町の評価指標の算出結果

(評価指標・道平均との比較：△評価高い、▼評価低い)

評価指標の項目	道平均(A) ^{※1}	標津町の評価(北海道との比較)	
		数値(B) ^{※1}	評価指標 ^{※2}
①1人1日当り排出量(g/人・日)	941	990	▼ 95.1
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.5	15.0	▼ 63.8
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	15.9	10.7	△ 148.6
④1人当り年間処理経費(円/人・年)	19,687	58,937	▼ 33.4
⑤減量率(%)	92.8	100.0	△ 107.8
⑥リサイクル率(%)	23.5	15.0	▼ 63.8

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和3年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記しています。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100で算出。

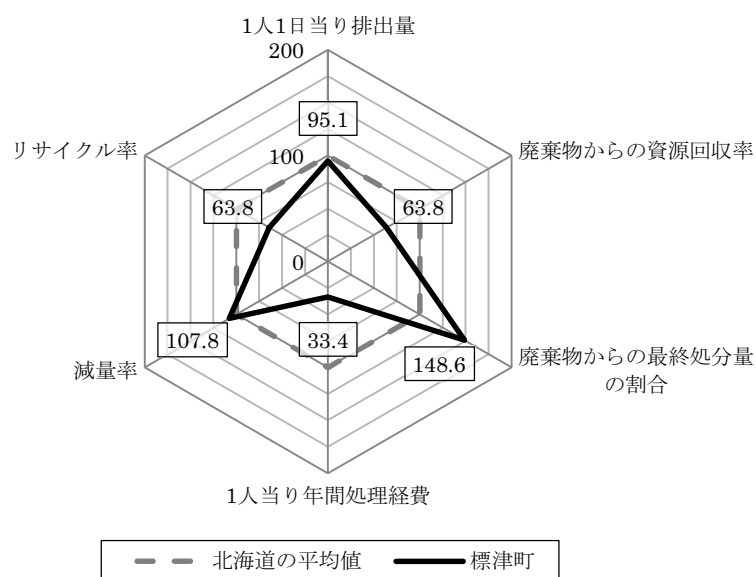


図 2.1.3.3 標津町のごみ処理評価の結果

(4) 羅臼町ごみ処理評価の結果

羅臼町では、1人1日当りのごみ排出量が1,272gと、北海道平均値の約1.3倍です。

廃棄物からの資源回収率は49.3%、リサイクル率は49.6%と北海道平均値よりも高く、廃棄物からの最終処分量の割合については7.3%と、北海道平均値の15.9%に対する評価指標が217.8と高いことが伺えます。

また1人当りの年間処理経費は65,425円と、北海道平均値の約3.3倍であり、評価指標は30.1と4町の中で最も低いです。

羅臼町のごみ処理行政では、資源回収率が高く、最終処分率が低いなど高水準の中間処理が実施されている一方、1人当りの年間処理経費を如何に抑制するかが課題です。

表 2.1.3.5 羅臼町の評価指標の算出結果

(評価指標・道平均との比較：△評価高い、▼評価低い)

評価指標の項目	道平均(A) ^{※1}	羅臼町の評価(北海道との比較)	
		数値(B) ^{※1}	評価指標 ^{※2}
①1人1日当り排出量(g/人・日)	941	1,272	▼ 74.0
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.5	49.3	△ 209.8
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	15.9	7.3	△ 217.8
④1人当り年間処理経費(円/人・年)	19,687	65,425	▼ 30.1
⑤減量率(%)	92.8	93.3	△ 100.5
⑥リサイクル率(%)	23.5	49.6	△ 211.1

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和3年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記しています。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100で算出。

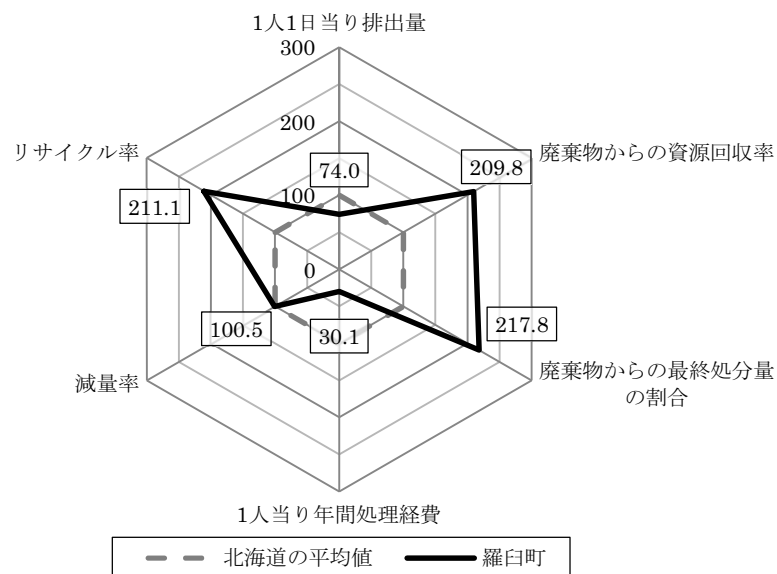


図 2.1.3.4 羅臼町のごみ処理評価の結果

(5) 根室市ごみ処理評価の結果

根室市では、1人1日当りのごみ排出量が1,543gと、北海道平均値の約1.6倍です。

廃棄物からの資源回収率は17.3%、リサイクル率は16.6%と北海道平均値よりも低く、廃棄物からの最終処分量の割合については37.3%と、北海道平均値の15.9%に対する評価指標が42.6と低いことが伺えます。

また1人当りの年間処理経費は37,482円と、北海道平均値の約1.9倍であり、評価指標は52.5と低い状況です。

根室市のごみ処理行政では、項目の全てが北海道平均値と比較して評価が低く、特にリサイクル率や資源回収率を如何に上昇させるかが課題です。

表 2.1.3.6 根室市の評価指標の算出結果

(評価指標・道平均との比較：△評価高い、▼評価低い)

評価指標の項目	道平均(A) ^{※1}	根室市の評価(北海道との比較)	
		数値(B) ^{※1}	評価指標 ^{※2}
①1人1日当り排出量(g/人・日)	941	1,543	▼ 61.0
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.5	17.3	▼ 73.6
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	15.9	37.3	▼ 42.6
④1人当り年間処理経費(円/人・年)	19,687	37,482	▼ 52.5
⑤減量率(%)	92.8	78.5	▼ 84.6
⑥リサイクル率(%)	23.5	16.6	▼ 70.6

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和3年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記しています。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100で算出。

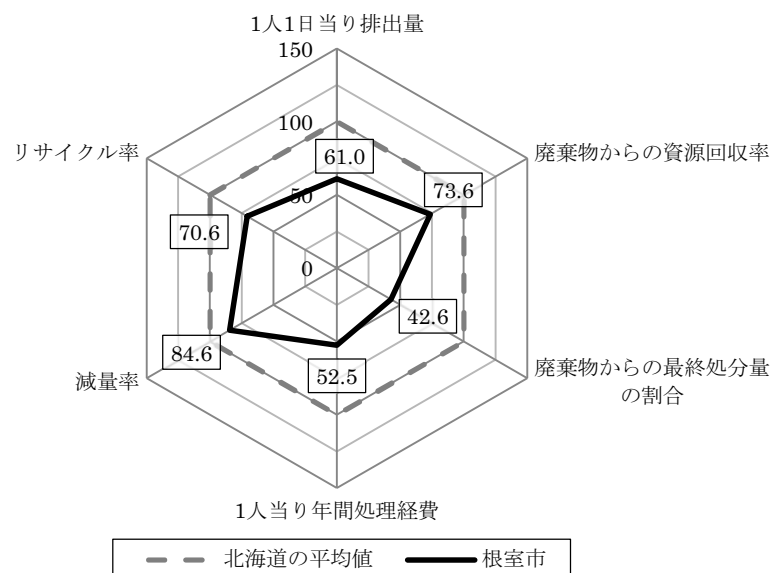


図 2.1.3.5 根室市のごみ処理評価の結果

(6) 総論～別海町のごみ処理評価

1 市 4 町の評価の結果を次頁の表に示します。

別海町のごみ処理行政に関する評価は以下のとおりです。

①1 人 1 日当りごみ排出量

856g と、1 市 4 町の中で唯一、北海道平均値である 941g を下回ります。

②廃棄物からの資源回収率

34.6%と北海道平均値の 23.5%を上回り、羅臼町の 49.3%に次ぐ高水準です。

③廃棄物からの最終処分量の割合

4.9%と、1 市 4 町の中で最も評価指標が高く、全道 179 市町村の中では、白糠町等の 4.4%に次ぐ 12 位と上位に位置します。

中標津町、標津町、羅臼町の 3 町ともに評価指標が約 150 を超えており、根室北部廃棄物処理広域連合構成 4 町は、最終処分への依存が比較的低いことが伺えます。

④1 人当り年間処理経費

29,412 円/人・年と、北海道平均値の約 1.5 倍です。中標津町で約 1.5 倍、標津町で約 3.0 倍、羅臼町で約 3.3 倍、また根室市で約 1.9 倍といずれも高く、処理経費に要するコスト圧縮は、1 市 4 町の共通課題です。

⑤減量率

ごみ処理量に対する直接資源化量、直接焼却量などの中間処理量の割合を示す減量率は 100.0%です。

中標津町、標津町、羅臼町の 3 町ともに北海道平均の 92.8%を上回っており、効率的な中間処理などが行われていることが伺えます。

⑥リサイクル率

34.7%と北海道平均値の 23.5%を上回り、羅臼町の 49.6%に次ぐ高水準です。

以上より、別海町では、1 人 1 日当りごみ排出量が少ないこと、また資源回収率が高く、最終処分率が低いなど高水準の中間処理を実施していることが特徴です。

一方、1 人当りの年間処理経費が北海道平均値よりも高く、当該コストを如何に抑制するかが課題です。

表 2.1.3.7 1 市 4 町の評価指標の算出結果

(評価指標・道平均との比較：△評価高い、▼評価低い)

評価指標の項目 (単位を示す)	道平均※1	北海道との比較評価 (上段は数値※1、下段は評価指標※2を示す。)				
		別海町	中標津町	標津町	羅臼町	根室市
①1 人 1 日 当 り 排 出 量 (g/人・日)	941	856	1,014	990	1,272	1,543
	100.0	△ 109.9	▼ 92.8	▼ 95.1	▼ 74.0	▼ 61.0
②廃棄物からの資源回収率 (%)	23.5	34.6	16.0	15.0	49.3	17.3
	100.0	△ 147.2	▼ 68.1	▼ 63.8	△ 209.8	▼ 73.6
③廃棄物からの最終処分量 の割合 (%)	15.9	4.9	10.0	10.7	7.3	37.3
	100.0	△ 324.5	△ 159.0	△ 148.6	△ 217.8	▼ 42.6
④1 人 当 り 年 間 処 理 経 費 (円/人・年)	19,687	29,412	29,031	58,937	65,425	37,482
	100.0	▼ 66.9	▼ 67.8	▼ 33.4	▼ 30.1	▼ 52.5
⑤減量率 (%)	92.8	100.0	99.3	100.0	93.3	78.5
	100.0	△ 107.8	△ 107.0	△ 107.8	△ 100.5	▼ 84.6
⑥リサイクル率 (%)	23.5	34.7	15.8	15.0	49.6	16.6
	100.0	△ 147.7	▼ 67.2	▼ 63.8	△ 211.1	▼ 70.6

※1：環境省 一般廃棄物処理実態調査(令和 3 年度)。なお、小数点以下第二位四捨五入により表記しています。

※2：評価指標の項目①・③・④は(A)/(B)×100 で算出。項目②・⑤・⑥は(B)/(A)×100 で算出

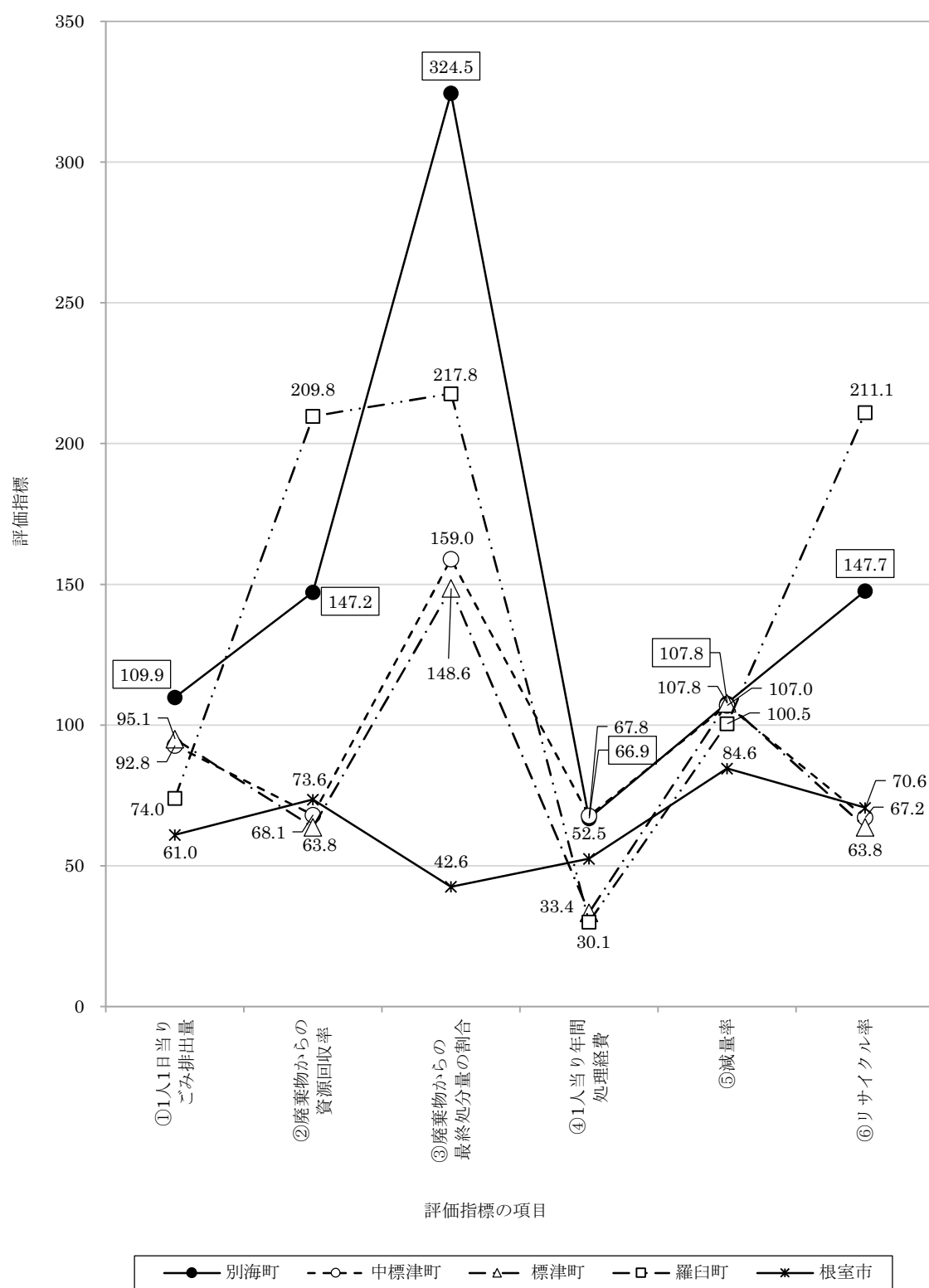


図 2.1.3.6 1市4町の評価指標の算出結果

【評価指標の算出】

〈北海道〉 令和 3 年度(2021 年度)

① 1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	= 1,781,315t/年 ÷ 5,185,414 人 ÷ 365 日 × 1,000,000 = 941g/人・日
② 廃棄物からの資源回収率 (%)	= (32,719+277,715+108,636)t/年 ÷ 1,781,315t/年 × 100 = 23.5%
③ 廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 283,015 t/年 ÷ 1,781,315t/年 × 100 = 15.9%
④ 1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	= (14,528,089+82,377,953+5,177,683)千円/年 ÷ 5,185,414 人 × 1000 = 19,687 円/人・年
⑤ 減量率 (%)	= (32,719+1,078,253+443,220)t/年 ÷ 1,674,500t/年 × 100 = 92.8%
⑥ リサイクル率 (%)	= (32,719+277,715+108,636)t/年 ÷ (1,674,500+108,636)t/年 × 100 = 23.5%

〈別海町〉 令和 3 年度(2021 年度)

① 1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	= 4,567t/年 ÷ 14,622 人 ÷ 365 日 × 1,000,000 = 856g/人・日
② 廃棄物からの資源回収率 (%)	= (751+828+0)t/年 ÷ 4,567t/年 × 100 = 34.6%
③ 廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 224t/年 ÷ 4,567t/年 × 100 = 4.9%
④ 1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	= (0+430,019+37) 円/年 ÷ 14,622 人 × 1000 = 29,412 円/人・年
⑤ 減量率 (%)	= (751+2,644+1,152)t/年 ÷ 4,547t/年 × 100 = 100%
⑥ リサイクル率 (%)	= (751+828+0)t/年 ÷ (4,547+0)t/年 × 100 = 34.7%

① 1 人 1 日当り排出量(g/人・日)

= ごみ総排出量 ÷ 計画収集人口 ÷ 365 日

② 廃棄物からの資源回収率(%)

= (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ ごみ総排出量

= 総資源化量 ÷ ごみ総排出量

③ 廃棄物からの最終処分量の割合(%) = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量

④ 1 人当り年間処理経費(円/人・年)

= (建設改良費 + 処理及び維持管理費 + その他) ÷ 計画収集人口

⑤ 減量率(%) = (直接資源化量 + 直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量) ÷ ごみ処理量

⑥ リサイクル率(%)

= (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量)

【評価指標の算出】

〈中標津町〉 令和 3 年度(2021 年度)

① 1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	= 8,389t/年 ÷ 22,666 人 ÷ 365 日 × 1,000,000 = 1,014g/人・日
② 廃棄物からの資源回収率 (%)	= (131+1,214+0)t/年 ÷ 8,389t/年 × 100 = 16.0%
③ 廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 840t/年 ÷ 8,389t/年 × 100 = 10.0%
④ 1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	= (0+655,975+2,047)千円/年 ÷ 22,666 人 × 1000 = 29,031 円/人・年
⑤ 減量率 (%)	= (131+5,945+2,380)t/年 ÷ 8,514t/年 × 100 = 99.3%
⑥ リサイクル率 (%)	= (131+1,214+0)t/年 ÷ (8,514+0)t/年 × 100 = 15.8%

〈標津町〉 令和 3 年度(2021 年度)

① 1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	= 1,797t/年 ÷ 4,972 人 ÷ 365 日 × 1,000,000 = 990g/人・日
② 廃棄物からの資源回収率 (%)	= (269+0+0)t/年 ÷ 1,797t/年 × 100 = 15.0%
③ 廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 193t/年 ÷ 1,797t/年 × 100 = 10.7%
④ 1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	= (92,203+200,832+0)千円/年 ÷ 4,972 人 × 1000 = 58,937 円/人・年
⑤ 減量率 (%)	= (269+1,265+263)t/年 ÷ 1,797t/年 × 100 = 100%
⑥ リサイクル率 (%)	= (269+0+0)t/年 ÷ (1,797+0)t/年 × 100 = 15.0%

① 1 人 1 日当り排出量(g/人・日)

= ゴミ総排出量 ÷ 計画収集人口 ÷ 365 日

② 廃棄物からの資源回収率(%)

= (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ ゴミ総排出量

= 総資源化量 ÷ ゴミ総排出量

③ 廃棄物からの最終処分量の割合(%) = 最終処分量 ÷ ゴミ総排出量

④ 1 人当り年間処理経費(円/人・年)

= (建設改良費 + 処理及び維持管理費 + その他) ÷ 計画収集人口

⑤ 減量率(%) = (直接資源化量 + 直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量) ÷ ゴミ処理量

⑥ リサイクル率(%)

= (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ (ゴミ処理量 + 集団回収量)

【評価指標の算出】

〈羅臼町〉 令和 3 年度(2021 年度)

① 1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	= 2,064t/年÷4,446 人÷365 日×1,000,000 = 1,272g/人・日
② 廃棄物からの資源回収率 (%)	= (0+1,017+0)t/年÷2,064t/年×100 = 49.3%
③ 廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 151t/年÷2,064t/年×100 = 7.3%
④ 1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	= (92,202+198,677+0)千円/年÷4,446 人×1000 = 65,425 円/人・年
⑤ 減量率 (%)	= (0+896+1,017)t/年÷2,050t/年×100 = 93.3%
⑥ リサイクル率 (%)	= (0+1,017+0)t/年÷(2,050+0)t/年×100 = 49.6%

〈根室市〉 令和 3 年度(2021 年度)

① 1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	= 13,709t/年÷24,347 人÷365 日×1,000,000 = 1,543g/人・日
② 廃棄物からの資源回収率 (%)	= (492+1,542+333)t/年÷13,709t/年×100 = 17.3%
③ 廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 5,110t/年÷13,709t/年×100 = 37.3%
④ 1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	= (385,000+527,579+0)千円/年÷24,347 人×1000 = 37,482 円/人・年
⑤ 減量率 (%)	= (492+8,335+2,096)t/年÷13,915t/年×100 = 78.5%
⑥ リサイクル率 (%)	= (492+1,542+333)t/年÷(13,915+333)t/年×100 = 16.6%

① 1 人 1 日当り排出量(g/人・日)

= 総排出量÷計画収集人口÷365 日

② 廃棄物からの資源回収率(%)

= (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷ごみ総排出量

= 総資源化量÷ごみ総排出量

③ 廃棄物からの最終処分量の割合(%)=最終処分量÷ごみ総排出量

④ 1 人当り年間処理経費(円/人・年)

= (建設改良費+処理及び維持管理費+その他)÷計画収集人口

⑤ 減量率(%)=(直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)÷ごみ処理量

⑥ リサイクル率(%)

= (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量)

第 4 節 廃棄物処理経費

4-1. 廃棄物の処理経費について

前節では、別海町の 1 人当り年間処理経費が北海道平均値よりも高額であること、また処理経費に要するコスト圧縮は、根室北部廃棄物処理広域連合構成 4 町における共通の課題であることを示しました。

本節では、平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)の過去 5 ヶ年における処理経費の内訳に関する推移を次頁の表に示し、本町の特性を整理します。

表 2.1.4.1 廃棄物処理経費の内訳・推移

		取扱量当り処理経費(建設費を除く)			過程別人口 1 人当り年間処理経費		
		1t 当り年間 収集 経費 (円/t)	1t 当り年間 中間処理 経費 (円/t)	1t 当り年間 最終処分 経費 (円/t)	1 人当り年間 収集 経費 (円/人・年)	1 人当り年間 中間処理 経費 (円/人・年)	1 人当り年間 最終処分 経費 (円/人・年)
別 海 町	H29	25,949	40,010	50,339	6,451	12,295	1,579
	H30	26,544	41,898	96,355	6,655	12,521	1,755
	R 1	27,267	39,765	33,991	6,933	13,080	1,293
	R 2	30,090	40,794	41,796	7,491	12,951	1,395
	R 3	31,640	42,514	164,010	7,740	13,221	2,513
中 標 津 町	H29	26,322	32,988	42,494	6,258	11,863	4,528
	H30	30,410	34,664	40,969	6,578	12,442	1,496
	R 1	28,153	37,159	70,323	6,893	13,069	1,903
	R 2	27,950	35,109	60,626	6,751	12,905	1,576
	R 3	27,239	35,376	44,065	6,602	13,198	1,633
標 津 町	H29	39,439	66,930	271,974	10,257	22,180	5,064
	H30	25,523	42,207	87,731	7,264	13,435	4,701
	R 1	35,097	49,552	138,538	10,350	17,402	6,032
	R 2	32,583	38,518	160,431	10,303	13,529	5,622
	R 3	32,414	40,141	130,712	10,640	14,508	5,074
羅 臼 町	H29	35,306	30,837	121,795	12,607	12,850	3,775
	H30	37,318	29,063	173,106	13,019	14,200	4,507
	R 1	35,480	33,843	128,337	13,377	14,488	5,510
	R 2	34,068	31,415	56,785	41,004	14,215	5,002
	R 3	40,385	35,906	159,336	14,988	15,449	5,412
根 室 市	H29	27,915	23,777	19,299	8,882	9,997	3,385
	H30	28,609	23,861	18,247	9,062	10,236	3,339
	R 1	29,618	25,380	13,746	6,403	10,738	2,917
	R 2	27,280	23,038	13,630	8,831	9,955	2,419
	R 3	27,663	22,380	12,769	8,949	10,040	2,680

出典：環境省 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(平成 29 年～令和 3 年)

4-2. 別海町の廃棄物処理経費の推移

(1) 取扱量当り処理経費

①1t 当り年間収集経費の推移

平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の 1t 当り年間収集経費の実績・推移を下图に示します。

別海町では、平成 30 年度(2018 年度)以降、一貫した増加傾向であり、令和 3 年度(2021 年度)は 31,640 円/t と、平成 29 年度(2017 年度)の 25,949 円/t に対して約 1.2 倍の増加です。

当該地域では、羅臼町が令和 3 年度(2021 年度)で 40,385 円/t と、比較的高いことが伺えます。

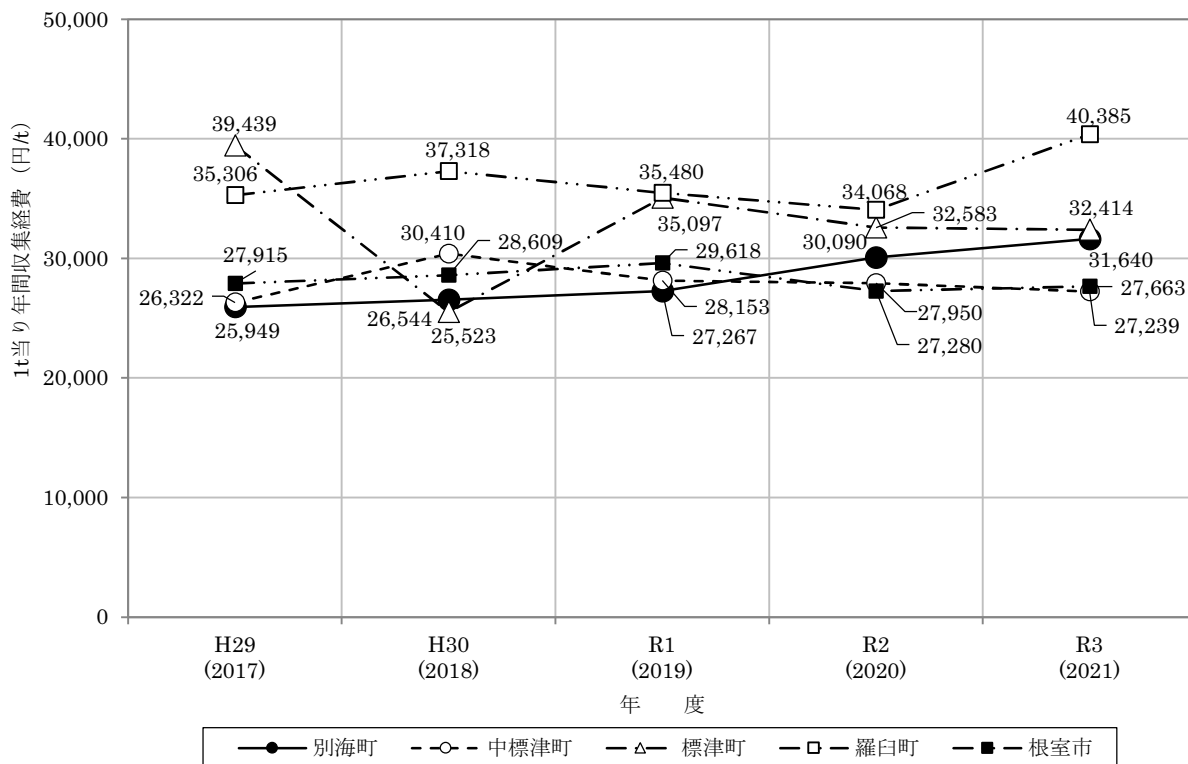


図 2.1.4.1 1t 当り年間収集経費の実績・推移

②1t 当り年間中間処理経費の推移

平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の 1t 当り年間中間処理経費の実績・推移を下图に示します。

別海町では、約 40,000 円/t から約 42,000 円/t 程度と比較的安定した推移を示し、令和 3 年度(2021 年度)では 42,514 円/t と、1 市 4 町の中で最も高く、根室市の約 2 倍相当の経費です。

当該地域では、標津町が平成 29 年度(2017 年度)で 66,930 円/t と突出して高い金額でしたが、令和 3 年度(2021 年度)は 40,141 円/t と別海町を下回ります。

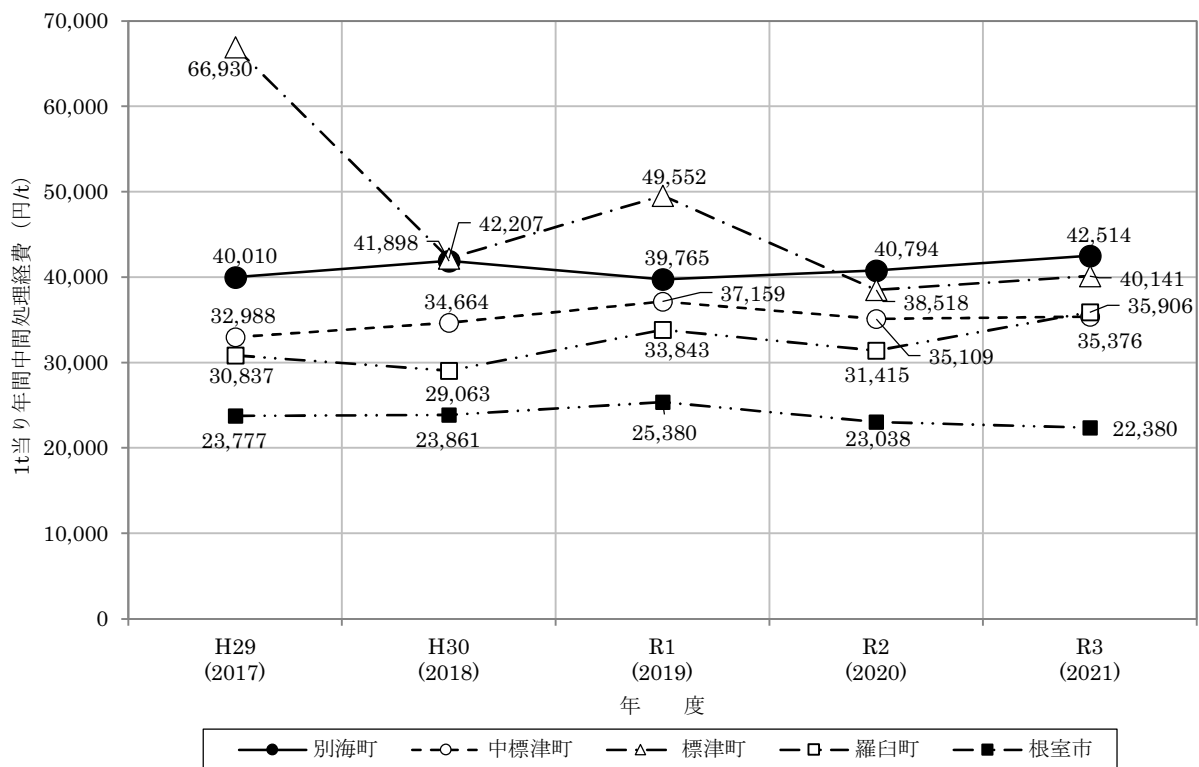


図 2.1.4.2 1t 当り年間中間処理経費の実績・推移

③1t 当り年間最終処分経費の推移

平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の 1t 当り年間最終処分経費の実績・推移を下図に示します。

別海町では、令和 3 年度(2021 年度)で 164,010 円/t と、令和 2 年度(2020 年度)の 41,796 円/t に対して約 4 倍の大幅な増加であり、1 市 4 町の中で最も高く、根室市の約 13 倍相当の経費です。

当該地域では、標津町が平成 29 年度(2017 年度)で 271,974 円/t と突出して高い金額でしたが、令和 3 年度は 130,712 円/t と別海町を下回ります。

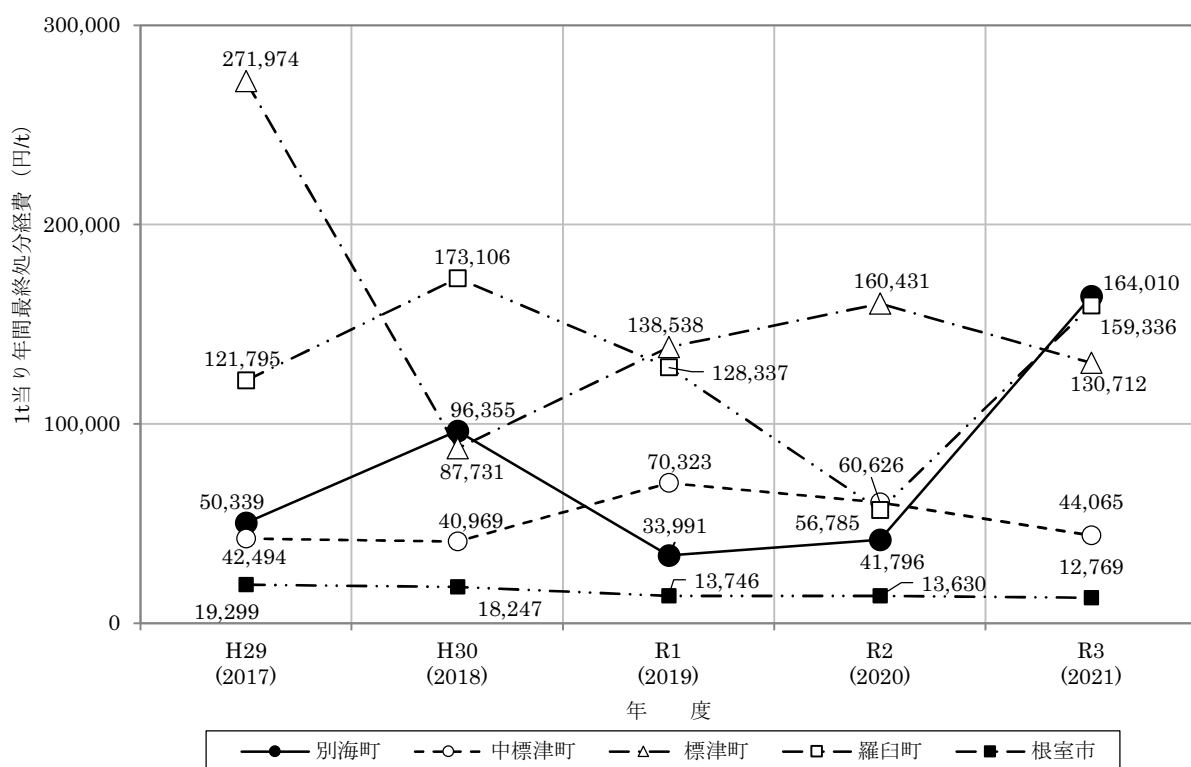


図 2.1.4.3 1t 当り年間最終処分経費の実績・推移

(2) 過程別人口 1 日当り年間処理経費

① 1 人当り年間収集経費の推移

平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の人口 1 人当り年間収集経費の実績・推移を下図に示します。

別海町では、平成 30 年度(2018 年度)以降、一貫した増加傾向であり、令和 3 年度(2021 年度)は 7,740 円/人と、平成 29 年度(2017 年度)の 6,451 円/t に対して約 1.2 倍の増加です。

当該地域では、羅臼町が令和 3 年度(2021 年度)で 14,988 円/t と比較的高いことが伺えます。

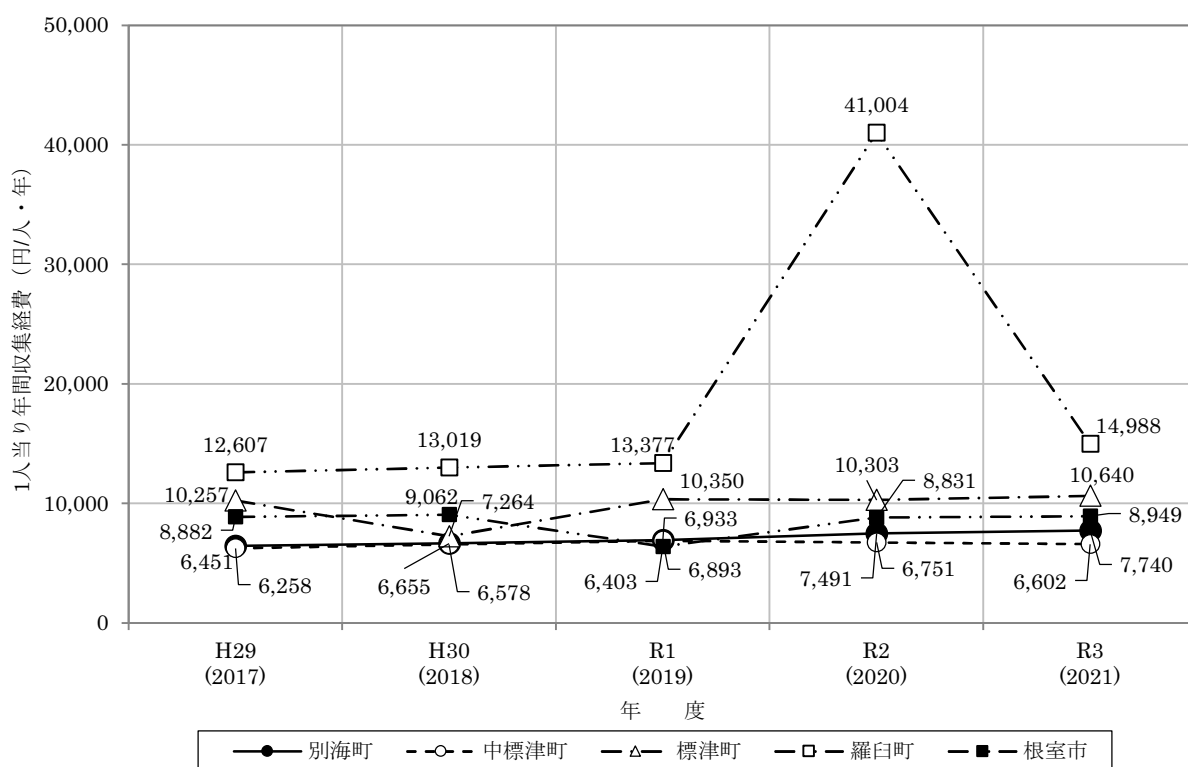


図 2.1.4.4 1 人当り年間収集経費の実績・推移

②1 人当り年間中間処理経費の推移

平成 29 年度(2017 年度)から令和 3 年度(2021 年度)における過去 5 年間の人口 1 人当り年間中間処理経費の実績・推移を下図に示します。

別海町では、約 12,000 円/人から約 13,000 円/人程度と比較的安定した推移を示し、令和 3 年度(2021 年度)では 13,221 円/人と、4 町の中では、中標津町の 13,198 円/人に次いで 2 番目に低く、根室市の約 1.3 倍相当の経費です。

当該地域では、標津町が平成 29 年度(2017 年度)で 22,180 円/人と突出して高い金額でしたが、令和 3 年度は 14,508 円/人と大幅に減少しています。

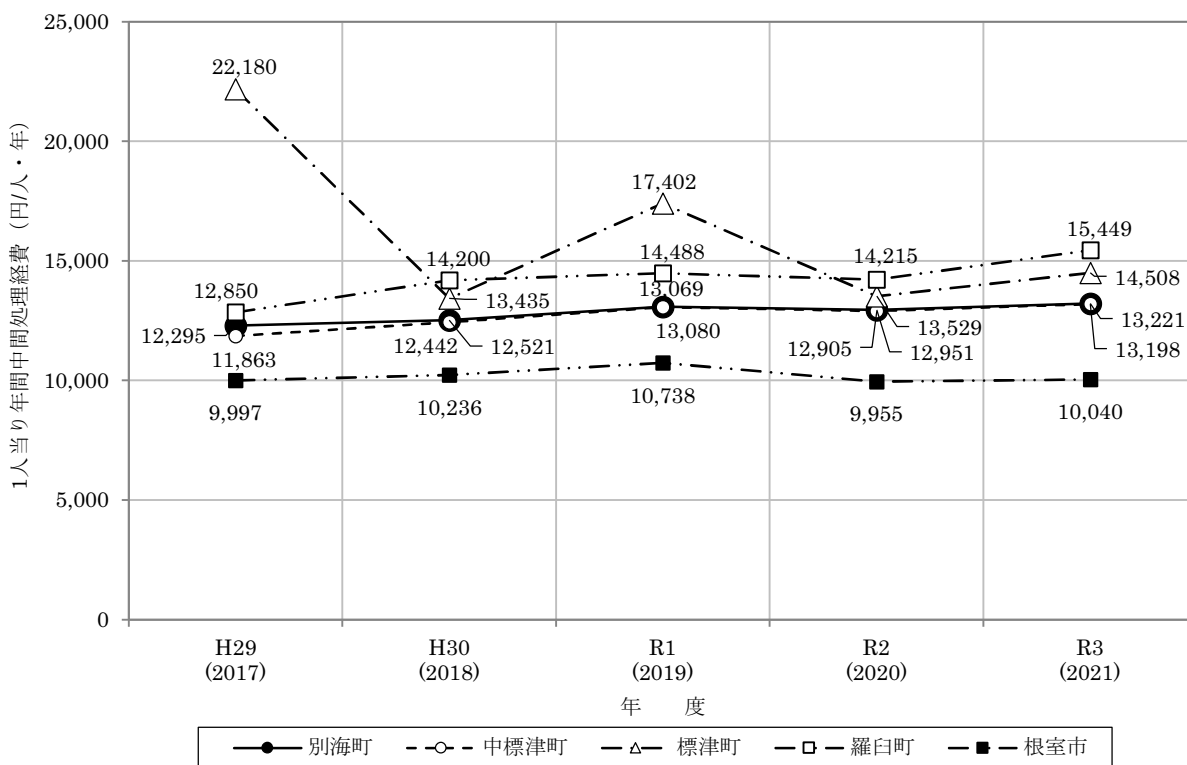


図 2.1.4.5 1 人当り年間中間処理経費の実績・推移

③1人当り年間最終処分経費の推移

平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)における過去5年間の人口1人当り年間最終処分経費の実績・推移を下図に示します。

別海町では、令和3年度(2021年度)で2,513円/人と、令和2年度(2020年度)の1,395円/人に対して約1.8倍の増加です。4町の中では、中標津町の1,633円/人に次いで2番目に低く、根室市を若干上回ります。

当該地域では、標津町と羅臼町が比較的高く、令和元年度(2019年度)で標津町が6,032円/人、羅臼町が5,510円/人であり、その後も毎年5,000円/人を超えています。

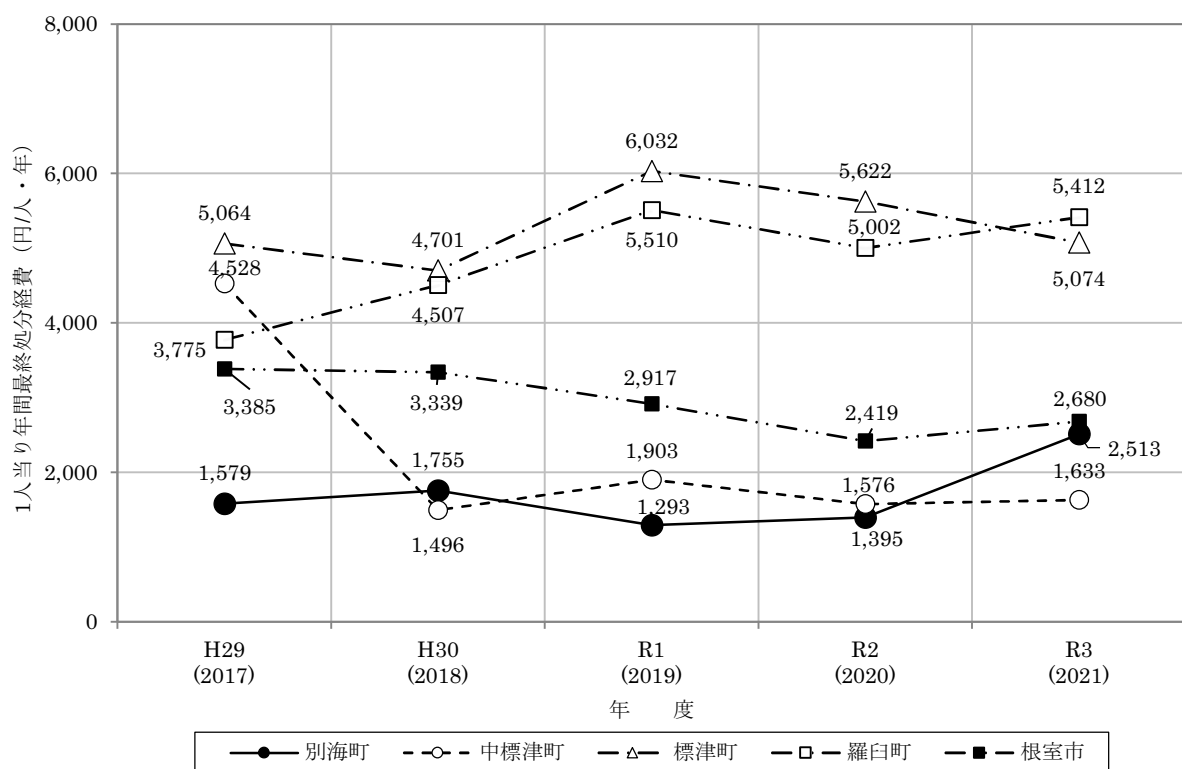


図 2.1.4.6 1人当り年最終処分経費の実績・推移

第 5 節 ごみ処理の課題

前述したごみ排出量の実績や、北海道の平均値を基準とした評価等に加えて、平成 31 年(2019 年)に策定した当初計画の目標値の達成状況を踏まえ、本町のごみ処理に関する問題・課題を整理します。

5-1. ごみ減量化に関する課題

(1) ごみ排出量の抑制

全体ごみ排出量は、令和 4 年度(2022 年度)で 4,549t と、当初計画の中間目標である令和 5 年度(2023 年度)の 4,603t 以下を既に達成しています。

ごみ排出量の内訳では、家庭系ごみと事業系ごみがともに減少する一方、資源ごみが増加しています。今後も引き続き、不要なものの受け取りを断る「リフューズ」や、形を変えずにもう一度利用する「リユース」といった 4R 運動を推進し、排出量そのものを抑制する必要があります。

(2) もえるごみ量の抑制

もえるごみ量は、令和 4 年度(2022 年度)で 2,646t と、当初計画の中間目標である令和 5 年度(2023 年度)の 2,900t 以下を既に達成しています。

もえるごみ量の更なる抑制に向けては、根室北部広域ごみ処理施設によるごみ組成分析で多くの割合を占める「紙・布類」や「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の発生を如何に抑制するかが課題です。

また水分が多く焼却処理に不利な生ごみについては、資源ごみとして回収する 3 品目(キッチンの油、貝殻、調理くず)の分別を徹底すること、また、将来的には生ごみ全般の分別を検討する必要があります。

(3) 原単位(町民 1 人 1 日当りのごみ量)の抑制

全体ごみ排出量やもえるごみ量が当初計画の中間目標を既に達成している一方、町民 1 人 1 日当りのごみ量である原単位については目標を達成していません。

全体ごみ排出量の原単位は、令和 4 年度(2022 年度)で 867g と、当初計画の中間目標である令和 5 年度(2023 年度)の 851g に対して約 1.02 倍であり、あと少しで目標を達成します。

一方、資源ごみを除く家庭系ごみ排出量の原単位は 515g であり、目標 477g に対して約 1.08 倍とやや高いことから、削減に向けた一人一人の努力がより一層求められます。

5-2. 分別・収集に関する課題

(1) リサイクル体制の維持・強化

リサイクル率について、令和 2 年(2020 年)3 月の「北海道廃棄物処理計画(第 5 次)」では、目標値を 30.0%以上としており、本町では、平成 29 年度(2017 年度)以降、当該目標値を一貫して達成しています。

また、当初計画の中間目標である令和 5 年度(2023 年度)の 34.0%以上に対し、平成 30 年度(2018 年度)は 34.6%でしたが、令和 4 年度(2022 年度)は 33.3%と減少し、目標数値の達成が継続できていない状況です。

リサイクル率の目標達成に向けて、資源ごみの分別収集の徹底と中間処理、リサイクル体制を維持・強化すること、また製品プラスチックや生ごみ全般の分別など新たなリサイクルの実施を検討する必要があります。

(2) 効率的な分別・収集等の実施

本町のごみ処理行政について、北海道の平均値を基準に評価したところ、廃棄物からの資源回収率が高く、また廃棄物からの最終処分量の割合が低いことが大きな特徴です。

高水準の中間処理を実現する一方、1 人当りの年間処理経費は北海道平均値を上回り、また 1t 当りの収集経費及び中間処理経費についても一貫した増加傾向を示しています。

特に令和 3 年度(2021 年度)の中間処理経費は 42,514 円/t と、根室北部廃棄物処理広域連合構成 4 町の中で最も高く、根室市の約 2 倍相当と高額です。

近年、もえるごみ及びもえないごみが減少する一方、資源ごみについては量・割合ともに増加しています。

また収集・許可業者搬入ごみに対し、直接搬入ごみが増えるといった「ごみの内訳・区分の特徴」と、将来における人口減少や高齢者人口の増加を見据えた中で、収集回数や収集ルートの見直しなど、効率的な分別・収集の実施を検討する必要があります。

5-3. 中間処理に関する課題

(1) 広域連合による中間処理施設の長期的な利用

根室北部廃棄物処理広域連合を構成する 4 町の自治体は、最終処分への依存が全道の中でも低い地域であり、根室北部広域ごみ処理施設によるもえるごみの処理は、地域における環境衛生の悪化防止、ごみの減容化及び最終処分場の残余容量の確保に重要な役割を担います。

今後も関連自治体との連携・協力による広域処理を継続すること、また熔融スラグの資源化の推進や、エネルギー消費が少なく廃棄物をエネルギーとして有効利用する等、環境保全に配慮した新たな処理方法を検討していく必要があります。

(2) 町の間処理施設の計画的な維持・補修など

別海町リサイクルセンターは、資源ごみを集約し、破碎・選別・圧縮・梱包、そして一時保管して民間再生業者に搬出するなど、本町の適正なりサイクル工程を実現する重要な施設です。

主に粗大ごみともえないごみを集約する別海町ごみ処理場とともに、施設の長寿命化に向けた設備・機器の維持補修や更新を計画的に実施する必要があります。

また処理施設の稼働に際し、維持管理費、修繕費、改修工事費等の運営資金が高騰しており、処理経費を如何に抑制するかが課題です。

更に製品プラスチックの分別など新たなリサイクルの実施の際は、圧縮梱包機の設置・導入などを検討する必要があります。

5-4. 最終処分に関する課題

(1) 最終処分場の利用・延命化

最終処分量について、当初計画の中間目標である令和 5 年度(2023 年度)の 441t に対し、浚渫工事による廃棄物を処理困難物として受け入れ制限をした平成 29 年度(2017 年度)以降は 114t～282t の範囲であり、当該目標値を一貫して達成しています。

別海町一般廃棄物最終処分場は、供用開始の平成 13 年度(2001 年度)から平成 22 年度(2010 年度)までの 10 年間の当初計画埋立期間を超えて埋立てを継続することができており、将来、令和 20 年度(2038 年度)の埋立終了を予定しています。

最終処分場の延命化と、衛生的で安定した最終処分の実施に向けて、4R 運動の推進による埋立量の削減と資源ごみの分別を徹底すること、また中間処理による減容化など、今後も引き続き最終処分量の削減に取り組む必要があります。

5-5. その他の課題

(1) 不法投棄など不適正な排出の根絶

不法投棄対策として、本町では根室市・中標津町・標津町・羅臼町の根室振興局管内 1 市 4 町による「ねむろ自然の番人宣言」を平成 20 年(2008 年)2 月に調印し、各事業所や自然の番人認定団体との連携を図りつつ、不法投棄の監視やポイ捨ての抑止に努めています。

今後も不法投棄を未然に防ぐよう、警察機関と行政、町民、事業者の連携・協働による監視、パトロール体制の強化などを検討する必要があります。

(2) 災害廃棄物への対応・検討

環境省では、廃棄物処理法、災害対策基本法に基づく防災基本計画及び環境省防災業務計画に基づき、災害廃棄物対策指針(改定版。平成 30 年(2018 年)3 月)を策定しています。

また北海道では、上記の対策指針や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」に基づき、平成 30 年(2018 年)3 月に「北海道災害廃棄物処理計画」を策定しています。

本町においても、被害想定から町における災害廃棄物発生量を見込むこと、そして災害廃棄物の収集・運搬と適正な処理・処分に向けて、今後、災害廃棄物処理計画の策定を検討する必要があります。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念と基本方針

1-1. 基本理念

近年、大量生産、大量消費、大量廃棄という使い捨ての社会を見直し、環境への負荷が少ない持続可能な「循環型社会」の構築が求められています。

本町においては、現在 18 分別によるごみ収集を行っており、農家地区の収集回数や、ごみ収集ルートの見直しにより、収集の効率化を図るとともに、ごみ処理場における処理体制・方法の見直しを行ってきました。

また、町広報紙において「ごみ減量化大作戦」コーナーを設けて継続して啓発を行ったほか、ホームページ等による啓発や「ふれあいトーク宅配講座」を実施した結果、『第7次別海町総合計画(令和2年(2020年)3月 改訂版)』の令和5年度(2023年度)の中間目標である「ごみの総量 4,603 t 以下」と「もえるごみの量 2,900 t 以下」を達成しています。

また、その他の中間目標である「町民一人一日当りのごみ量 851 g」と「リサイクル率 34.0%」については、達成まであと少しです。

今後も町民、事業者、行政が一体となって、不要なものの受け取りを断る“Refuse(リフューズ)”、ごみを減らす“Reduce(リデュース)”、形を変えずにもう一度利用する“Reuse(リユース)”、資源を再利用する“Recycle(リサイクル)”の頭文字からなる 4R への意識を高めて実行すること、そして、18 種類に及ぶごみの分別・収集と処理・リサイクル体制を充実することで、豊かな環境の保全と循環型社会の形成を目指します。

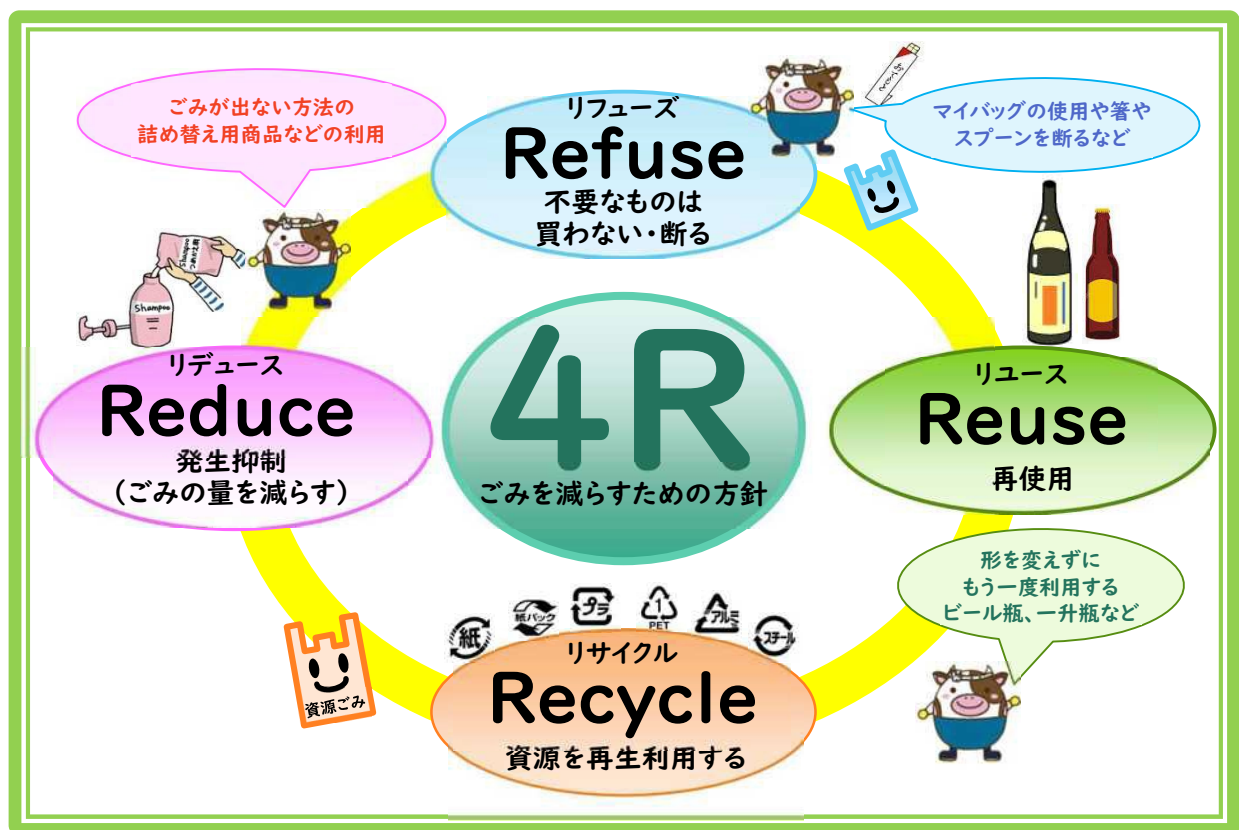


図 2.2.1.1 4R 運動の取組

1-2. 施策の方向性

総合計画の基本目標である「人と自然が調和するまち 緑と水がきらめく調和のとれた環境づくり」を実現するよう、ごみ処理行政に関する施策の大綱を「ごみ処理等循環型社会の形成」と設定しています。

また、施策の方向性を以下のとおりとします。

〈施策の方向性 1：ごみ収集・処理体制の充実〉

18 種類に及ぶごみの効率的な分別・収集と中間処理、リサイクル、最終処分を行うよう、収集回数や収集ルートなどの見直しを適宜行い、また必要に応じて受益者負担率や手数料の見直しを進めます。

合わせて、別海町ごみ処理場における処理体制や処理方法も必要に応じて見直し、もえるごみ量や埋立処分量などの抑制に取り組みます。

〈施策の方向性 2：ごみ減量化・4 R 運動の促進〉

更なるごみの減量化に向けた分別等の啓発について、町広報紙やホームページによる周知、「ふれあいトーク宅配講座」の開催等を継続的に実施し、環境保全と資源の有効活用を推進します。

〈施策の方向性 3：ごみの不法投棄の防止〉

本町を含む根室管内は、貴重かつ雄大な自然環境を背景に生活と生産が育まれる地域です。しかし、不法投棄やポイ捨てなどの行為が後を絶たない状況です。

豊かな自然環境を後世に引き継ぐよう、「ねむろ自然の番人宣言」関係機関との連携により、啓発活動や情報共有を図り、引き続き不法投棄の監視体制を強化します。

〈施策の方向性 4：処理・処分施設の安定的な稼働〉

別海町ごみ処理場や別海町一般廃棄物最終処分場などの施設については、安定的に処理・処分が行われるよう、今後も施設設備・機器の維持補修や更新を計画的に実施します。

また根室北部広域ごみ処理施設については、根室北部廃棄物処理広域連合構成自治体との連携・協力による広域処理を継続するとともに、資源循環や環境保全に配慮した新たな処理方法についても検討します。

1-3. 基本方針

「ごみ処理等循環型社会の形成」に向けて、4R 運動の推進、廃棄物の適正処理、ごみの減量化や資源化、温室効果ガスの削減等、町民、事業者、行政が一体となり、各々の役割と責任を果すことで環境負荷の軽減を目指します。以下に、排出や処理・処分等に関する基本方針を設定します。

〈基本方針 1：適正なごみ処理の推進〉

発生したごみについては、町民、事業者、そして行政が責任をもって「リフューズ」・「リデュース」に努めること、また資源化に向けて「リユース」・「リサイクル」に取り組むなど、町民、事業者、行政の連携・協働による適正なごみ処理の推進に努めます。

〈基本方針 2：ごみ排出の抑制と資源化の推進〉

ごみになるような不要なものは、買わない・売らない・作らない・断ることを基本にごみの発生を抑制し、生産段階からごみを出さないようにします。

また、可能な限りごみを分別し、効率的に回収するよう、行政によるステーション回収の他、学校による集団回収やスーパー店頭での回収など、町民や事業者との連携・協働による資源化を推進します。

併せて、製品プラスチックの分別と再商品化を検討します。

〈基本方針 3：広域的共同処理の推進〉

根室北部廃棄物処理広域連合を主体とした広域処理を効率的に行うため、根室北部広域ごみ処理施設や別海町ごみ処理場等に処理困難なごみが搬入されることのないよう、分別収集やごみ出しのルールに関する指導を徹底します。

〈基本方針 4：効率的なごみ処理の実現〉

快適で安全な生活環境を保全すると共に、質の高い行政サービスとコスト抑制に向けた効率的なごみの収集・運搬・処理を実現するよう、必要に応じて、ごみ出しのルールの他、収集回数や収集ルート等の見直しを検討します。

〈基本方針 5：最終処分量の削減と最終処分場の適正管理〉

別海町一般廃棄物最終処分場の延命化と、衛生的で安定した最終処分の実施に向けて、今後も資源ごみの分別徹底と、最終処分量の減容化に取り組みます。

また、最終処分場の影響が周辺地域に及んでいないことを確認するため、浸出水処理施設からの放流水や、地下水を継続的に調査する等、最終処分場を適正に管理します。

第 2 節 ごみの発生量及び処理量の見込み

2-1. ごみ処理基本計画の目標年度

目標年度は通常、概ね 10 年から 15 年先において設定することとされているため、本計画では、平成 31 年度(2019 年度)から令和 15 年度(2033 年度)までの 15 年間を計画期間とし、計画策定後 5 年ごとの 2023 年度と 2028 年度を中間目標年度に設定しています。

2-2. 将来人口(計画収集人口)の設定

(1) 将来人口の設定～人口ビジョンによる目標人口の推計結果

将来人口について、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年(2020年)3月策定)では、国勢調査人口で推計された国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)の準拠推計が「別海町人口ビジョン(平成28年(2016年)3月策定)」で目標としていた将来人口と大きく乖離したことから、新たに目標とする人口の推計を行っています(以下、「目標人口の推計結果」という。)

本計画においても平成31年(2019年)策定時の人口推計が同様に乖離したことから、今後町として目指す転入者の増加や転出者の減少といった社会減の抑制など施策・方向性と人口の将来展望である目標人口の推計結果を採用することとします。

表 2.2.2.1 本計画における将来人口(計画収集人口)の設定

(単位：人)

年 度	将来人口の設定	備 考
令和5年度 (2023)	13,909	見直し年度
令和6年度 (2024)	13,741	
令和7年度 (2025)	13,572	
令和8年度 (2026)	13,413	
令和9年度 (2027)	13,254	
令和10年度 (2028)	13,095	中間目標年度
令和11年度 (2029)	12,936	
令和12年度 (2030)	12,777	
令和13年度 (2031)	12,631	
令和14年度 (2032)	12,486	
令和15年度 (2033)	12,340	目標年度

※：各年度の人数は、基準となる5年毎の目標人口の推計結果(R2_14,415人、R7_13,572人、R12_12,777人、R17_12,049人)に対し、減少人数を等分して割りあてた数値です。

出典：第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年(2020年)3月)

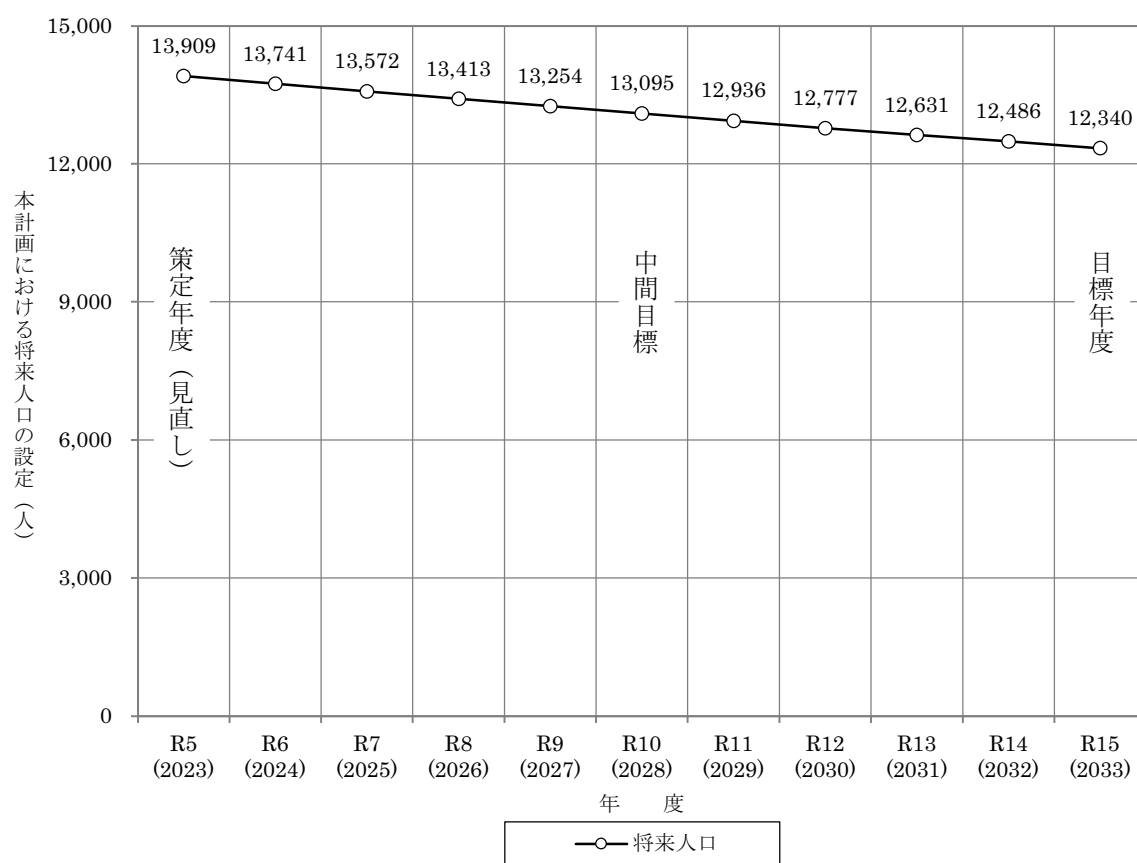


図 2.2.2.1 本計画における将来人口(計画収集人口)の設定

(2) 住民基本台帳に基づく将来人口の推計

住民基本台帳による平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)の行政人口を下表に整理します。

表 2.2.2.2 住民基本台帳による人口

年 度	行政人口(人)
平成 25 年度 (2013)	15,986
平成 26 年度 (2014)	15,837
平成 27 年度 (2015)	15,706
平成 28 年度 (2016)	15,522
平成 29 年度 (2017)	15,402
平成 30 年度 (2018)	15,205
令和元年度 (2019)	15,015
令和 2 年度 (2020)	14,829
令和 3 年度 (2021)	14,622
令和 4 年度 (2022)	14,374

出典：住民基本台帳

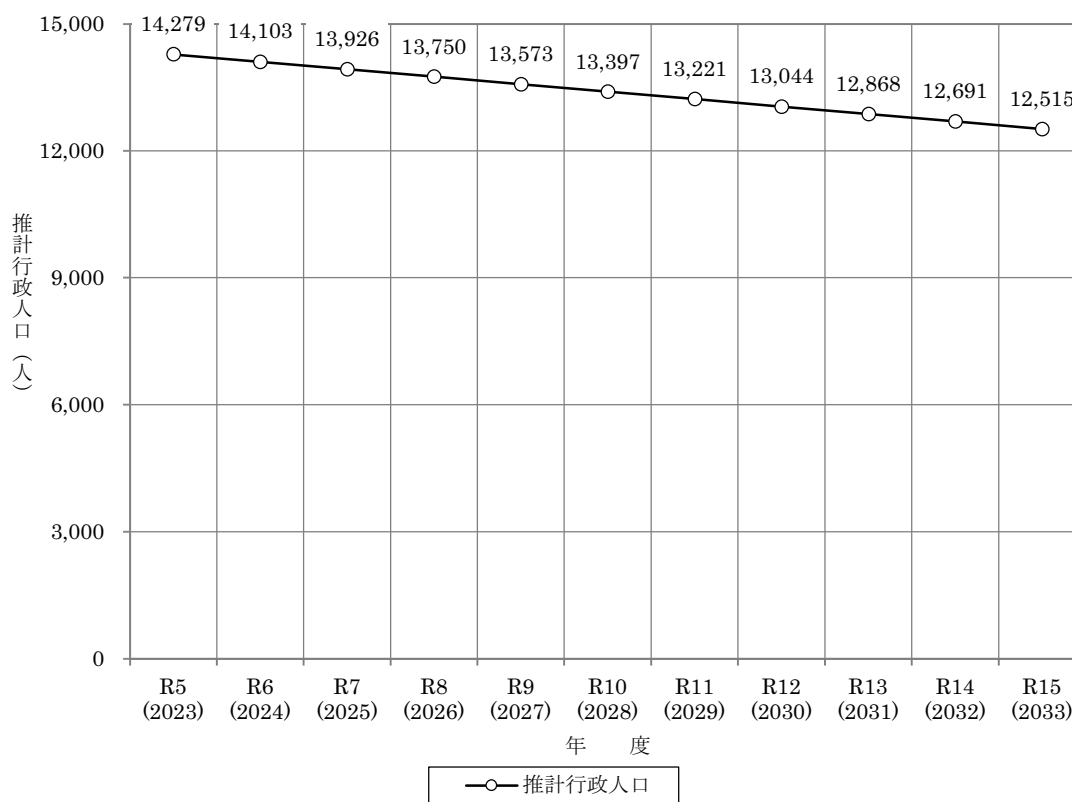


図 2.2.2.2 住民基本台帳による将来人口の推計

(3) 将来予測に用いる推計方法について

人口、ごみ排出量等の将来予測を行う場合、ごみ処理基本計画策定指針※に基づき、トレンド(推計)法を用いた算出が示されています。

本計画では、トレンド(推計)法(下図の 6 つの推計式)を用いてごみ排出量等の将来推計を行い、相関係数が最も高い式を採用しています。

※：環境省 ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）

トレンド(推計)法は、過去の実績である増加・減少傾向を科学的根拠に基づく数式(下図の 6 つの式)にあてはめて、将来どのように推移するかを予測する手法です。

6 つの式による予測結果について、過去の増減傾向とどの程度、合致しているかを相関係数で示し、当該係数が 1 に近い数式ほど、実績値と推計値の関連性が高いと目標達成可能と評価できます。下図にトレンド(推計)法の特長、本計画における相関係数の評価区分を示します。

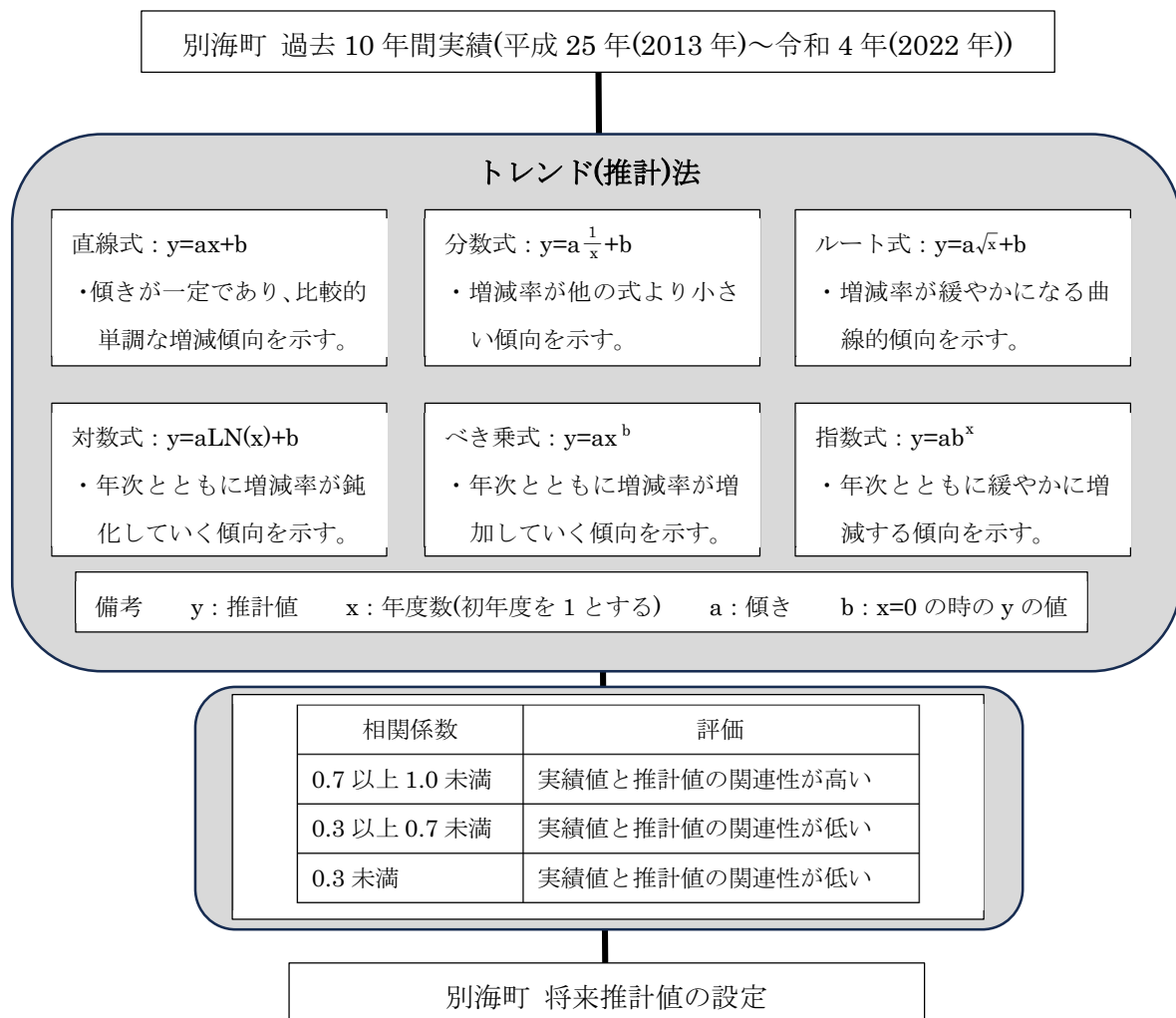


図 2.2.2.3 トrend(推計)法の特長、相関係数の評価区分

(4) 各種推計結果の整理

将来人口について、本計画の採用値である目標人口の推計結果の他、社人研準拠推計、別海町独自仮定推計、住民基本台帳による将来人口の推計の結果を下表に示します。

表 2.2.2.4 各推計による人口推移

(単位：人)

年 度	第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略※1			住民基本台帳 による将来人口の 推計	【参考】 当初計画における 将来人口の推計※2
	社人研 準拠推計	別海町独自 仮定推計	将来の目標人口 【本計画の採用値】		
令和2年度 (2020)	14,553	14,415	14,415	14,829	15,050
令和3年度 (2021)	14,391	14,237	14,246	14,622	14,973
令和4年度 (2022)	14,229	14,058	14,078	14,374	14,895
令和5年度 (2023)	14,068	13,880	13,909	14,279	14,818
令和6年度 (2024)	13,906	13,701	13,741	14,103	14,689
令和7年度 (2025)	13,744	13,523	13,572	13,926	14,559
令和8年度 (2026)	13,579	13,342	13,413	13,750	14,430
令和9年度 (2027)	13,414	13,161	13,254	13,573	14,300
令和10年度 (2028)	13,249	12,981	13,095	13,397	14,171
令和11年度 (2029)	13,084	12,800	12,936	13,221	14,068
令和12年度 (2030)	12,919	12,619	12,777	13,044	13,964
令和13年度 (2031)	12,747	12,442	12,631	12,868	13,654
令和14年度 (2032)	12,575	12,265	12,486	12,691	13,551
令和15年度 (2033)	12,404	12,089	12,340	12,515	13,448

※1：第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略における各年度の人数は、基準となる5年毎の目標人口の推計結果(R2、R7、R12、R17)に対し、減少人数を等分して割り当てた数値です。

※2：当初計画における将来人口推計は独自の将来人口を設定し評価指標(KPI)に基づき設定した数値です。

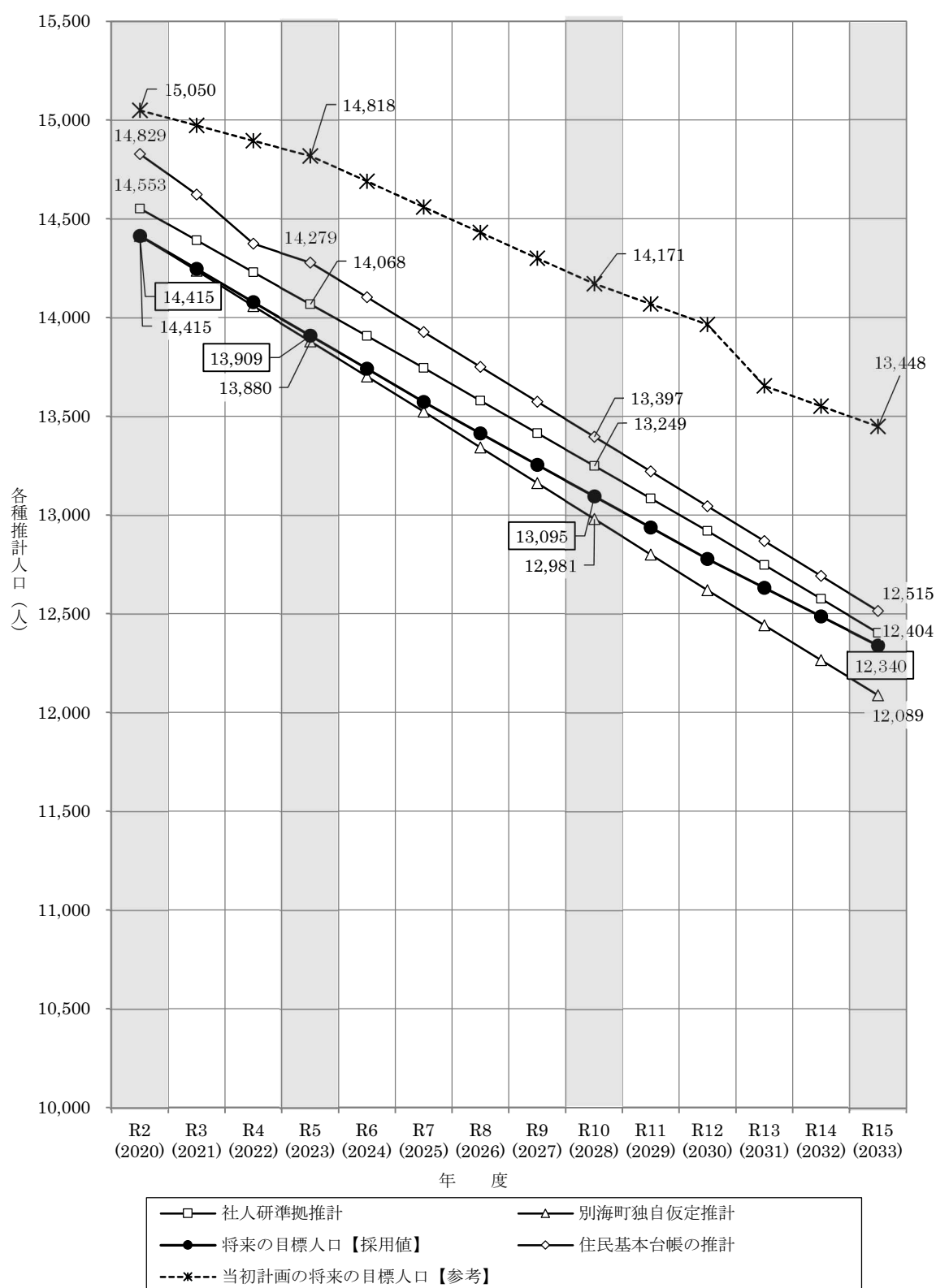


図 2.2.2.4 各推計による人口推移

2-3. ごみ排出量の将来予測

平成 31 年(2019 年)に策定した当初計画と、『第 7 次別海町総合計画(令和 2 年(2020 年)3 月 改訂版)』では、ごみ排出量の削減に関する目標値を定めています(以下、「当初計画目標値」という。)。

本項では、当初計画目標値として示される「全体ごみ排出量」、「全体ごみ排出量の原単位(町民一人一日当りのごみ量)」、「家庭系ごみ排出量の原単位(資源ごみ除く)」、「事業系ごみ排出量の原単位」、「もえるごみ量」、「リサイクル率」、「最終処分量」について、目標年度である令和 15 年度(2033 年度)の将来予測を行います。

平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)の過去 10 年間実績値からのトレンド(推計)法を用いて将来予測を行います。

※：2-110 頁 【参考】トレンド(推計)法について 参照(以下、共通)

(1) 全体ごみ排出量の将来予測

トレンド(推計)法を用いて将来予測を行った結果、令和 15 年度(2033 年度)における全体ごみ排出量は、3,521t~4,763tと予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 3,998t~4,778t となり、当初計画の同年度目標値である 4,216t の約 84%~約 113%と、予測されます。

(2) 全体ごみ排出量の原単位(町民 1 人 1 日当りのごみ量)の将来予測

トレンド(推計)法を用いて将来予測を行った結果、令和 15 年度(2033 年度)における全体ごみ排出量の原単位は、792g/人・日~876g/人・日と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 826g/人・日~878g/人・日 となり、当初計画の同年度目標値である 815 g/人・日の約 101%~約 108%と予測されます。

(3) 家庭系ごみ排出量の原単位(資源ごみ除く)の将来予測

トレンド(推計)法を用いて将来予測を行った結果、令和 15 年度(2033 年度)における家庭系ごみ排出量の原単位(資源ごみを除く)は、407g/人・日~519g/人・日と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 453g/人・日~521g/人・日 となり、当初計画の同年度目標値である 449g/人・日の約 101%~約 116%と予測されます。

(4) 事業系ごみ排出量の原単位の将来予測

トレンド(推計)法を用いて将来予測を行った結果、令和 15 年度(2033 年度)における事業系ごみ排出量の原単位は、80g/人・日～133g/人・日と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 98g/人・日～133g/人・日 となり、当初計画の同年度目標値である 124g/人・日の約 79%～約 107%と予測されます。

(5) もえるごみ量の将来予測

トレンド(推計)法を用いて将来予測を行った結果、令和 15 年度(2033 年度)におけるもえるごみ量は、1,444t～2,754t と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 1,940t～2,768t となり、当初計画目標値である 2,856t の約 68%～約 97%と予測されます。

(6) リサイクル率の将来予測

トレンド(推計)法を用いて将来予測を行った結果、令和 15 年度(2033 年度)におけるリサイクル率は、32.7%～47.2%と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 32.5%～44.7% となり、当初計画の同年度目標値である 35.0%の約 93%～約 128%と予測されます。

(7) 最終処分量の将来予測

トレンド(推計)法を用いて将来予測を行った結果、令和 15 年度(2033 年度)における最終処分量は、0t～196t と予測されます。

中間目標年度の令和 10 年度(2028 年度)では 0t～207t となり、当初計画の同年度目標値である 404t の約 0%～約 51%と予測されます。

2-4. ごみ排出量の将来目標

前項では、平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)の過去 10 年間実績値からのトレンド(推計)法を用いて将来予測を行いました。

本項では、トレンド(推計)法の結果及び本計画の令和 4 年度(2022 年度)実績値と当初計画の令和 4 年度(2022 年度)推計値の比較、廃棄物行政を取り巻く情勢等を評価要因とし、当初計画目標値の変更を適宜行い、計画目標値を設定しています。

(1) 全体ごみ排出量

①原単位の設定

令和 15 年度(2033 年度)における全体ごみ排出量の原単位について、過去 10 年間実績からのトレンド(推計)法の結果、**792g/人・日～876 g/人・日の範囲と予測**されます。

6 つの推計式の相関係数は約 0.6～0.7 の範囲であり、実績値と推計値の関連性は低いです。本計画の令和 4 年度(2022 年度)実績値 867g と当初計画の令和 4 年度(2022 年度)推計値 857g を比較すると、約 1%と差がほとんどありません。

以上を踏まえ、原単位に関する令和 15 年度(2033 年度)における本計画の目標値については、施策の推進度合によっては、当初計画目標値は達成可能と評価し、当該目標値の変更を行わず、**同様の 815 g/人・日と設定**します。(参考： $(833+792) \div 2 = 813$)

②全体ごみ排出量の推計

計画目標値である全体ごみ排出量の原単位と、将来人口を踏まえた全体ごみ排出量について、当初計画目標値と合わせて下表に示します。

表 2.2.2.12 全体ごみ排出量に関する計画目標値の設定

項 目		R5(2023) 見直し	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」		13,909 人	13,095 人	12,340 人
2.全体ごみ排出量の 原単位	■計画目標値	862 g/人・日	839 g/人・日	815 g/人・日
	(当初計画目標値)	(851 g/人・日)	(815 g/人・日)	(815 g/人・日)
3.全体ごみ排出量	■計画目標値	4,378t	4,019	3,670t
	(当初計画目標値)	(4,603t)	(4,216t)	(4,000t)

(2) 家庭系ごみ排出量

①原単位の設定

令和 15 年度(2033 年度)における資源ごみを除く家庭系ごみ排出量の原単位について、過去 10 年間実績からのトレンド(推計)法の結果、407g/人・日～519 g/人・日の範囲と予測されます。

6 つの推計式の相関係数は約 0.7～0.9 の範囲であり、実績値と推計式の関連性は高いです。令和 4 年度(2022 年度)実績値 515g と当初計画の令和 4 年度(2022 年度)推計値 475g を比較すると、差は約 8%と大きく開いています。

以上を踏まえ、原単位に関する令和 15 年度(2033 年度)における本計画の目標値については、当初計画目標値は達成困難であると評価し、当該目標値の変更を行い、トレンド(推計)法の結果、最も関連性の高い 519 g/人・日に対し、約 2%の削減を努力目標値とした 509g/人・日と設定します。

②家庭系ごみ排出量

計画目標値である資源ごみを除く家庭系ごみ排出量の原単位と、将来人口を踏まえた家庭系ごみ排出量の見込み値について、当初計画目標値と合わせて下表に示します。

表 2.2.2.13 家庭系ごみ排出量に関する計画目標値の設定

項 目		R5(2023) 見直し	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」		13,909 人	13,095 人	12,340 人
2.家庭系ごみ排出量の 原単位(資源ごみ除く)	■計画目標値	529g/人・日	519g/人・日	509g/人・日
	(当初計画目標値)	(477g/人・日)	(449g/人・日)	(449g/人・日)
3.家庭系ごみ排出量の 原単位	将来見込み値	732g/人・日	719g/人・日	705g/人・日
4.家庭系ごみ排出量	将来見込み値	3,718t	3,444t	3,175t

③家庭系ごみ排出量の内訳

前頁で設定した家庭系ごみ排出量(目標年度の令和 15 年度(2033 年度)で 3,175 t)に対する収集と直接搬入の内訳及びもえるごみ、もえないごみ、資源ごみの各内訳を、過去 10 年間実績の割合より設定した結果を下表に示します。

表 2.2.2.14 家庭系ごみ排出量に関する内訳の設定

項 目	10 ヶ年 実績割合※	R5(2023) 見直し	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」	—	13,909 人	13,095 人	12,340 人
2.家庭系ごみ排出量	100%	3,718t	3,444t	3,175t
収集ごみ排出量	89%	3,327t	3,082t	2,841t
もえるごみ	64%	2,128t	1,971t	1,817t
もえないごみ	7%	222t	206t	190t
資源ごみ	29%	977t	905t	834t
直接搬入ごみ排出量	11%	391t	362t	334t
もえるごみ	16%	64t	59t	55t
もえないごみ	69%	271t	251t	232t
資源ごみ	14%	55t	51t	47t

※：H25-R4 の 10 ヶ年の実績割合。収集ごみと直接搬入ごみは全体に対する割合を、もえるごみ・もえないごみ・資源ごみは収集ごみ(または直接搬入ごみ)に対する割合を示します。

表 2.2.2.15 【参考】家庭系ごみ排出量の内訳・実績割合

項 目	前期 5 ヶ年実績割合 H25-H29	後期 5 ヶ年実績割合 H30-R4	10 ヶ年実績割合 H25-R4
家庭系ごみ排出量	100%	100%	100%
収集ごみ排出量	89%	89%	89%
もえるごみ	66%	61%	64%
もえないごみ	6%	8%	7%
資源ごみ	28%	31%	29%
直接搬入ごみ排出量	11%	11%	11%
もえるごみ	21%	7%	16%
もえないごみ	69%	72%	69%
資源ごみ	10%	20%	14%

(3) 事業系ごみ排出量の将来目標

①原単位の設定

令和 15 年度(2033 年度)における事業系ごみ排出量の原単位について、過去 10 年間実績からのトレンド(推計)法の結果、80g/人・日～133 g/人・日の範囲と予測されます。

6 つの推計式の相関係数は約 0.2～0.5 の範囲であり、実績値と推計値の関連性は低いです。本計画の令和 4 年度(2022 年度)実績値 132g と当初計画の令和 4 年度(2022 年度)推計値 130g を比較すると約 2%と差は少ないです。

以上を踏まえ、原単位に関する令和 15 年度(2033 年度)における本計画の目標値については、当初計画目標値を更に下回る実績値が見込まれると評価し、当該目標値の変更を行い、前項で設定した全体ごみ排出量の原単位 815g から家庭系ごみ排出量の原単位 705g を差し引いた 110g/人・日と設定します。

②事業系ごみ排出量

計画目標値である事業系ごみ排出量の原単位と、将来人口を踏まえた事業系ごみ排出量の見込み値について、当初計画目標値と合わせて下表に示します。

表 2.2.2.16 事業系ごみ排出量に関する計画目標値の設定

項 目		R5(2023) 見直し	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」		13,909 人	13,095 人	12,340 人
2.事業系ごみ排出量の 原単位	■計画目標値	130g/人・日	120g/人・日	110g/人・日
	(当初計画目標値)	(129g/人・日)	(124g/人・日)	(124g/人・日)
3.事業系ごみ排出量	将来見込み値	660t	575t	495t

③事業系ごみ排出量の内訳

前頁で設定した事業系ごみ排出量(目標年度で 495 t)に対する収集と直接搬入の内訳及びもえるごみ、もえないごみ、資源ごみの各内訳を、過去 10 年間実績の割合より設定した結果を下表に示します。

表 2.2.2.17 事業系ごみ排出量に関する内訳の設定

項 目	10 ヶ年 実績割合※	R5(2023) 見直し	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」	—	13,909 人	13,095 人	12,340 人
2.事業系ごみ排出量	100%	660t	575t	495t
許可ごみ排出量	60%	396t	345t	297t
もえるごみ	73%	291t	253t	218t
もえないごみ	19%	74t	64t	55t
資源ごみ	8%	32t	28t	24t
直接搬入ごみ排出量	40%	264t	230t	198t
もえるごみ	48%	126t	110t	95t
もえないごみ	36%	96t	83t	72t
資源ごみ	16%	42t	37t	31t

※：H25・R4 の 10 ヶ年の実績割合。収集ごみと直接搬入ごみは全体に対する割合を、もえるごみ・もえないごみ・資源ごみは収集ごみ(または直接搬入ごみ)に対する割合を示します。

表 2.2.2.18 【参考】事業系ごみ排出量の内訳・実績割合

項 目	前期 5 ヶ年実績割合 H25-H29	後期 5 ヶ年実績割合 H30-R4	10 ヶ年実績割合 H25-R4
事業系ごみ排出量	100%	100%	100%
許可ごみ排出量	61%	60%	60%
もえるごみ	66%	87%	73%
もえないごみ	26%	5%	19%
資源ごみ	8%	8%	8%
直接搬入ごみ排出量	39%	40%	40%
もえるごみ	52%	41%	48%
もえないごみ	38%	35%	36%
資源ごみ	10%	24%	16%

(4) もえるごみ量の将来目標

令和 15 年度(2033 年度)におけるもえるごみ量について、過去 10 年間実績からのトレンド(推計)法の結果、**1,444t～2,754t の範囲と予測**されます。

6 つの推計式の相関係数は約 0.8 以上の範囲であり、実績値と推計値の関連性は高いです。本計画の令和 4 年度(2022 年度)実績値 2,646t と当初計画の令和 4 年度(2022 年度)推計値 3,032 を比較すると、実績値が推計値を約 13%下回っています。

以上を踏まえ、もえるごみ量に関する令和 15 年度(2033 年度)における本計画の目標値は、当初計画目標値を更に下回る実績値が見込まれると評価し、当該目標値の変更を行い、前頁で設定した家庭系ごみ排出量と事業系ごみ排出量の内訳より **2,185t***と**設定**します。

※：家庭系もえるごみ量 1,872+事業系もえるごみ量 313=2,185t

表 2.2.2.19 もえるごみ量に関する内訳の設定

項 目	R5(2023) 見直し	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」	13,909 人	13,095 人	12,340 人
2.全体ごみ排出量	4,378t	4,019	3,670t
家庭系ごみ排出量	3,718t	3,444t	3,175t
<u>もえるごみ</u>	<u>2,192t</u>	<u>2,030t</u>	<u>1,872t</u>
もえないごみ	493t	457t	422t
資源ごみ	1,032t	956t	881t
事業系ごみ排出量	660t	575t	495t
<u>もえるごみ</u>	<u>417t</u>	<u>363t</u>	<u>313t</u>
もえないごみ	170t	147t	127t
資源ごみ	74t	65t	55t

表 2.2.2.20 もえるごみ量に関する計画目標値の設定

項 目	R5(2023) 見直し	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」	13,909 人	13,095 人	12,340 人
2.もえるごみ量	■計画目標値 (当初計画目標値)	2,609t (2,900t)	2,393t (2,856t)
			2,185t (2,602t)

(5) リサイクル率の将来目標

令和 15 年度(2033 年度)におけるリサイクル率について、過去 10 年間実績からのトレンド(推計)法の結果、32.7%～54.6%の範囲と予測されます。

6 つの推計式の相関係数は約 0.7～0.9 の範囲であり、実績値と推計値の関連性が高いです。本計画の令和 4 年度(2022 年度)実績値 33.3%と当初計画の令和 4 年度(2022 年度)推計値 33.96%を比較すると、実績値と推計値の差は約 2%と差は少ないです。

4R 運動の観点から、「リフューズ」、「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」の順に優先順位があり、不要なものは受け取らず(リフューズ)、ごみを減らして(リデュース)、そして形を変えずにもう一度利用すること(リユース)で、全体ごみ排出量が抑制され、これに伴いリサイクル量も少なくなることが考えられますが、当初計画目標値を達成可能であると評価します。

以上を踏まえ、リサイクル率に関する令和 15 年度(2033 年度)における本計画の目標値については、リサイクル量は少なくなると推察しますが、リサイクル率としては当初計画目標値を達成可能であると評価し、また、4R 運動を推進していくうえで、将来、上限があるものとし、当該目標値の変更を行わず、同様の 35.0%以上と設定します。

表 2.2.2.21 リサイクル率に関する計画目標値の設定

項 目		R5(2023) 見直し	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」		13,909 人	13,095 人	12,340 人
2.リサイクル率	■計画目標値	33.6%	35.0%	35.0%
	(当初計画目標値)	(34.0%)	(35.0%)	(35.0%)

(6) 最終処分量の将来目標

令和 15 年度(2033 年度)における最終処分量について、過去 10 年間実績からのトレンド(推計)法の結果、**20t～196t の範囲と予測**されます。

6 つの推計式の相関係数は約 0.8～0.9 の範囲であり、実績値と推計値の関連性が高いです。本計画の令和 4 年度(2022 年度)実績値 205t と当初計画の令和 4 年度(2022 年度)推計値 446t を比較すると、実績値が推計値を約 118%下回っています。これは、平成 29 年度(2017 年度)に浚渫工事による廃棄物を処理困難物として受け入れ制限を行った影響と推察されます。

最終処分量について、北海道では、基準となる平成 29 年度(2017 年度)から 6 年後で約 20%の削減を目標値としており※、本町では、令和 4 年度(2022 年度)の最終処分量 205t と 6 年前の平成 28 年度(2016 年度)の最終処分量 562t との対比で約 64%減と、既に高水準の削減を達成しています。

以上を踏まえ、最終処分量に関する令和 15 年度(2033 年度)における計画目標値は、当初計画目標値を既に達成していることから、当該目標値の変更を行い、最終処分量が比較的安定した後期 5 ヶ年の実績平均値であり、トレンド(推計)法の結果の範囲にある **190 t と設定**します。

※：北海道廃棄物処理計画(第 5 次)(令和 2 年(2020 年)3 月)令和 6 年度目標値

表 2.2.2.22 最終処分量の実績

年 度	最終処分量			備考
	実績	5 ヲ年平均	10 ヲ年平均	
平成 25 年度 (2013)	777t	544t	367t	
平成 26 年度 (2014)	542t			
平成 27 年度 (2015)	589t			
平成 28 年度 (2016)	562t			
平成 29 年度 (2017)	248t			浚渫工事等の廃棄物の受入れを制限
平成 30 年度 (2018)	183t	190t		
令和元年度 (2019)	114t			
令和 2 年度 (2020)	282t			
令和 3 年度 (2021)	167t			
令和 4 年度 (2022)	205t			H28 との対比で 36%(64%の削減)

表 2.2.2.23 最終処分量に関する計画目標値の設定

項 目		R5(2023) 見直し	R10(2028) 中間目標	R15(2033) 計画目標
1.将来人口「目標人口の推計結果」		13,909 人	13,095 人	12,340 人
2.最終処分量	■計画目標値	190t	190t	190t
	(当初計画目標値)	(441t)	(404t)	(393t)

第3節 目標実現に向けた取組方向

3-1. 三者による連携・強化

前節で設定したごみ排出量の将来目標である計画目標値の達成に向けて、廃棄物行政における町民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割を下図に示します。

一人ひとりが4R運動を推進し、さらに各主体の連携を強化することで、目標とする「ごみ処理等循環型社会の形成」を目指します。

また町内における排出者責任を主とした取組だけでは、目標・実現が難しいことから、生産者による拡大生産者責任の遂行の強化に努めます。

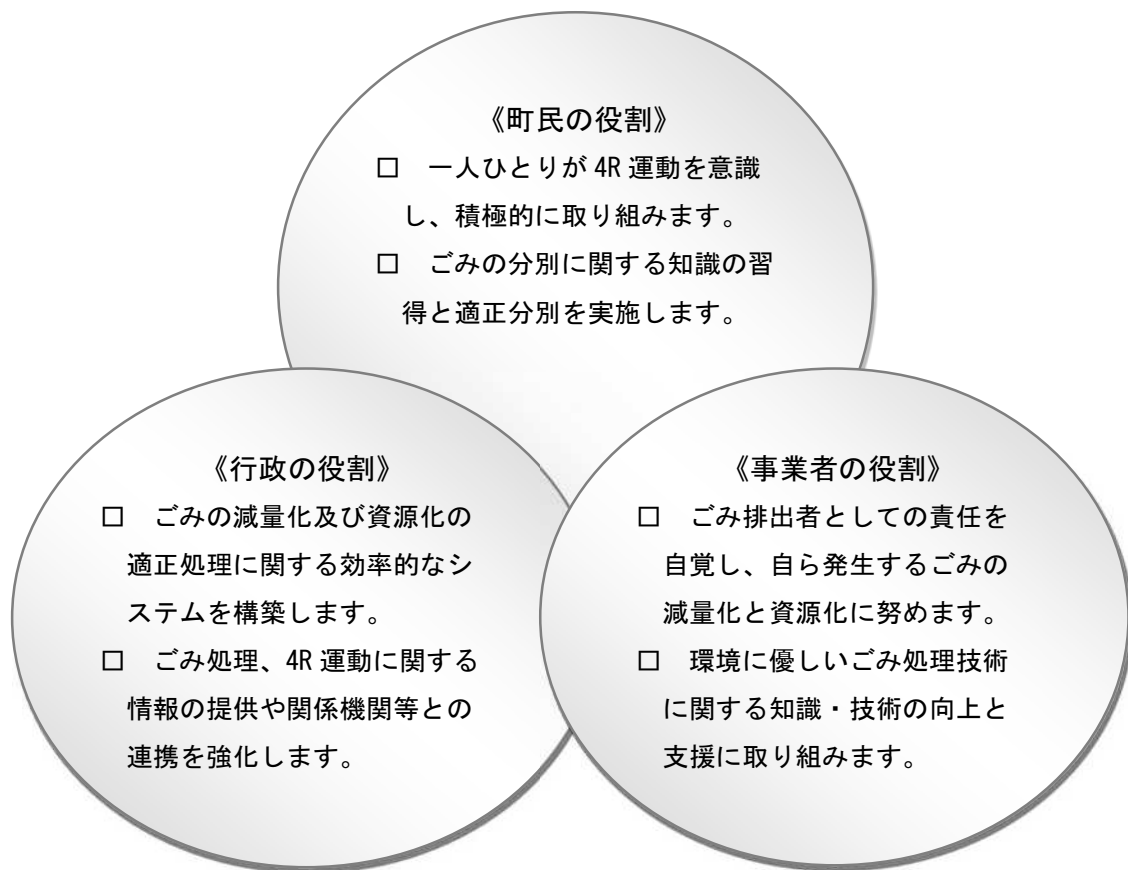


図 2.2.3.1 廃棄物行政における町民、事業者、行政の役割

3-2. 町民、事業者、行政の役割

(1) 町民の役割

「ごみ処理等循環型社会の形成」に向けた町民の役割を以下に示します。

- ① 家庭や地域において、4R 運動に対する理解を深めるとともに、自発的な研修会や学習会などの実施に努めます。
- ② 買い物袋の持参、不必要な梱包の自粛、リターナブル容器※の利用、使い捨て商品の使用削減に努めます。
- ③ 家庭から分別の徹底を図り、資源物を回収拠点などへ積極的に排出します。
- ④ 容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めます。
- ⑤ 町民や団体による古新聞などの集団回収や衣類、家庭用品などの不用品受渡しは、ごみの減量化に有効であるとともに、地域コミュニティの醸成にも役立つものであることから積極的な実施に努めます。
- ⑥ 町民全体で、必要のないものを断ることを示し、スーパーのレジ袋を断りエコバックを使用する他、レストランなどで割り箸を断り、マイ箸などを使用することを心掛けます。

※：リターナブル容器とは、中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器をいいます。

(2) 事業者の役割

「ごみ処理等循環型社会の形成」に向けた事業者の役割を以下に示します。

- ① 事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、事業所内で排出抑制に努める他、再生利用で循環させるよう努めます。
- ② 発生源における排出抑制については、原材料の選択や製造工程を工夫するなど、事業者自ら排出するごみの抑制に努めます。
- ③ 過剰包装の抑制については、製造・加工・販売などに際し、その他製品や容器などがごみとなった場合の排出抑制や、適正な循環的利用及び処分の円滑な実施ができるよう努めます。
また、容器包装の簡易化や繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造、販売に努めます。
- ④ 廃棄物となる食品を排出する小売業者においては、消費期限前に商品を撤去及び廃棄する等の商慣行を見直し、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。
- ⑤ 販売事業者は、拠点回収店としての役割を意識し、白色トレイなどの事業者が再資源化を図ることが効率的なものについては、自主回収ルートを確立するよう努めます。
- ⑥ ごみ処理方法の改善や循環型社会の形成に関わる情報を町民や行政に提供し、情報の共有化に努めます。

(3) 行政の役割

「ごみ処理等循環型社会の形成」に向けた行政の役割を以下に示します。

- ① 本町におけるごみの減量化及び再生利用を図るため、行政、町民、事業者の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策を推進します。
- ② 町民及び事業者に対して、ごみの減量化、再生利用、ごみの適正な分別に関する啓発や情報提供を引き続き行います。
また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会において、書籍の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に努めます。
- ③ 町民や事業者の環境問題に取り組む場所を提供し、人材派遣や情報及び資料の提供を行うなど、支援や教育の促進に努めます。
- ④ マイバッグ運動※などの 4R 運動の普及・啓発と、町民、事業者が 4R 運動を実践しやすい仕組みの構築に努めます。
また事業者に対して、店頭回収の協力を要請します。
- ⑤ 町民や事業者が、分別収集やごみ出しのルールその他、リサイクル関連法やプラスチック資源循環法など法規制を正しく理解し、運用できるよう普及・啓発に努めます。

※：マイバッグ運動とは、小売店が渡すレジ袋を使わず、消費者が持参した袋やバッグを利用しようという運動で、一人ひとりが実行できる、最も身近な環境保護運動の一つです。いわゆるレジ袋に対し、買い物客が持参するマイバッグは「エコバッグ」と呼ばれます。

第4節 4R運動の推進に向けた施策

前節では、本計画が目標とする「ごみ処理等循環型社会の形成」に向けて、町民、事業者、行政が果たすべき役割などを示しました。

本節では、ごみの排出抑制・減量化に関する具体的なソフト施策について、4R運動の推進に必要な教育・啓発活動や、排出抑制、再使用・再生利用の視点から整理します。

4-1. 教育・啓発活動

教育・啓発活動の施策について、町民、事業者、行政の役割に分け下表に示します。

表 2.2.4.1 教育・啓発活動に関する施策の一覧

教育・啓発活動に関する施策		
町民の役割	事業者の役割	行政の役割
○地域が一体となったごみ出しルール、百科事典の理解と適正な分別の取組 ○集団回収や拠点回収など地域単位や団体による活動への参加・協力 ○施設見学会(視察・見学・体験学習)や説明会等への参加・協力 ○資源の浪費型から、環境に配慮したライフスタイルへの見直し ○SNS等の利用による町民の他、北海道そして全国の人々を交えた情報交流	○ごみ処理や廃棄物の抑制、SDGsなどに関する従業員への環境教育の実施 ○ISO14001^{※1}やエコアクション21^{※2}を導入するなど、環境全般への配慮・取組 ○SNS等の利用による事業者間での情報交換 ○企業主体によるイベント、環境教育の実施(例：リユース食器の利用など)	○「別海町ごみ減量化大作戦」等の町広報紙やホームページによる情報の提供 ○4R運動など環境をテーマにした「ふれあいトーク 宅配講座(生涯学習出前講座)」の開催 ○ごみ出しルールポスター、百科事典の配布及びインターネットでの公開 ○施設見学会(視察・見学・体験学習)の受入れ対応と説明会等の開催 ○事業系一般廃棄物排出事業者への減量化、資源化の啓発・協力 ○ごみの減量化に取り組んでいる事業者を町広報紙などで紹介 ○多量排出事業者に対する事前協議の徹底と適正処理の指導 ○携帯端末、アプリなどを利用したごみ収集日などの情報の提供 ○環境施策に関する先進的な自治体との情報交換 ○「ねむろ自然の番人宣言」によるごみの不法投棄の防止

※1：ISO 14001 とは、国際標準化機構(ISO)によって定められた環境マネジメントシステムの規格です。

※2：エコアクション 21 とは、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムのことで、組織や事業者等が環境へ配慮した取組を主体的・積極的に行うための方法を定めたものです。

4-2. 排出抑制

排出抑制の施策について、町民、事業者、行政の役割に分け下表に示します。

表 2.2.4.2 排出抑制に関する施策の一覧

排出抑制に関する施策		
町民の役割	事業者の役割	行政の役割
○環境配慮型製品の利用(過剰包装や使い捨て容器の辞退、簡易包装商品の利用・購入) ○マイバッグ運動(エコバッグやマイ箸、マイカップなどの持参) ○レンタル・リース商品の活用 ○食品ロスの削減(計画的に食品を購入し使い切る) ○生ごみの堆肥化等自家処理の推進、水切りの徹底などによる減量化 ○物の長期間使用の推進(詰め替え商品の使用や修理による長期間使用など) ○携帯電話などの店頭回収の利用 ○不要な買いだめを行わない ○製品プラの過度な利用の抑制	○過剰包装の中止や使い捨て容器の自粛 ○詰め替え商品の販売や、ばら売り、量り売りの推進 ○レジ袋の削減 ○環境配慮型製品の製造・販売 ○製品の長寿命化やアフターサービス体制の充実 ○生ごみの自家処理やエネルギーとしての有効活用 ○廃棄物の減量化計画の策定や、目標の設定など ○飲食店においては、つくりすぎの抑制、持ち帰りへの協力 ○裏紙の使用など、紙ごみの削減 ○製品プラの使用に対し、再商品化など環境に配慮した取組の実践	○ごみ処理手数料の徴収を継続すると共に、料金や徴収方法、収集方法などの必要に応じた見直し ○環境配慮型製品の利用・推進 ○マイバッグ運動の啓発・推進 ○スーパー・小売店に対し、レジ袋の削減、過剰包装の自粛やトレイなどの回収促進の呼びかけ ○事業者として、物の長期間使用を推進するなど、自ら排出抑制策を実施 ○処理・処分施設の維持管理と長寿命化の推進

4-3. 再使用・再生利用

再使用・再生利用の施策について、町民、事業者、行政の役割に分け下表に示します。

表 2.2.4.3 再使用・再生利用に関する施策の一覧

再使用・再生利用に関する施策		
町民の役割	事業者の役割	行政の役割
○リターナブル容器を使用している商品の購入 ○リユース商品などの活用 ○フリーマーケット、リサイクルショップの活用 ○再生素材、リサイクル製品の購入 ○グリーン購入※の実践 ○ごみ・資源物の分別・排出の徹底 ○生ごみにおける 3 品目(油と貝殻・調理くず)の分別の徹底 ○学校による集団回収や、福祉施設による回収、スーパーでの店頭回収などの積極的な利用 ○家電リサイクル法、資源有効利用促進法の対象となる不要家電の小売店などへの引渡し ○下取りサービスの活用	○使用済み製品・部品の再使用 ○容器包装資材の再使用 ○再使用が容易な製品や部品の開発・製造 ○再生品の販売・利用 ○資源回収ボックスの設置 ○グリーン購入※の実践 ○分別排出の徹底 ○廃食用油の回収・有効利用 ○製造業者や流通業者による自主回収・資源化の促進 ○再資源化を実施する廃棄物処分業者への処分委託 ○資源化・リサイクル施設の整備 ○原材料の選定の際には廃棄物の排出が少ないものを選ぶ	○資源ごみに関する既存の分別・収集体制の維持 ○製品プラの分別・収集と再資源化の検討 ○ごみ・資源物の適正な分別・排出に関する指導(資源物の汚れの除去、ペットボトルにおけるキャップやラベルの取り外しなど) ○再資源化業者や回収業者との連携・協力による分別収集の徹底と資源化の推進 ○環境配慮型製品の購入 ○役場など公共施設内での資源物の回収 ○トナーカートリッジやビン類など引取りルートがあるものは回収協力店で引き取ってもらうよう徹底 ○集団回収の促進

※：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

第5節 収集及び処理・処分の施策

前節では、4R運動の推進に向けた施策について、教育・啓発活動や、排出抑制、再使用・再生利用の視点から整理しました。

本節では、ごみの排出から収集・運搬、中間処理・リサイクル、そして最終処分と一連の工程に必要なハード施策を整理します。

5-1. 収集・運搬計画

廃棄物の収集・運搬は、周辺環境に配慮し、衛生面と安全面に優れた収集・運搬体制を維持・確率します。

経費抑制と収集の効率化に向けて、ごみステーションの変更や、収集回数・ルートの見直しを適宜行うとともに、現在18分別によるごみ収集について、より一層の4R運動の推進に対応できるよう、新たな分別区分とそれに応じた収集・運搬計画など体制づくりを検討します。

また水分が多く、収集・運搬の手間となる生ごみについては、家庭での通年処理が可能なディスポーザーの設置やその他の有効な方法について検討を進めます。

以下、家庭系ごみと事業系ごみの収集・運搬に関する方針を整理します。

(1) 家庭系ごみの収集・運搬

今後も、市街地ではごみステーション収集方式を、また農家地区では拠点収集方式を採用します。

処理主体は本町とし、収集・運搬については、今後も委託及び許可業者により実施します。また別海町リサイクルセンター等からの搬出は、回収業者やリサイクル業者等への引渡しを継続します。

(2) 事業系ごみの収集・運搬

事業活動によって排出される事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理することを原則とします。

分別区分は家庭系一般廃棄物と同様とし、町民の日常生活から排出される家庭系一般廃棄物の処理に支障を来たすことのないよう、特に割合が高いもえるごみについては、より一層の減量化や資源化の推進を事業者に啓発し、協力を求めます。

また、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者については、収集・運搬計画に関する事前協議を行い、適正処理を指導します。

5-2. 中間処理・リサイクル計画

もえるごみの処理は、今後も根室北部広域ごみ処理施設の利用を継続します。

資源ごみの処理・リサイクルについては、今後も別海町リサイクルセンターや別海町ごみ処理場を利用するものとし、施設の長寿命化に向けて設備・機器の維持補修や更新を計画的に実施します。

また、本町で発生する一般廃棄物のうち、プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源物として分別・収集する一方、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品は、もえないごみとして収集しています。

将来、プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別・収集、再商品化を実施する際は、指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡しの検討及び必要に応じて引渡基準に合致する圧縮梱包機の導入を検討します。

5-3. 最終処分計画

最終処分場は、一般廃棄物の処理を行う上での最終工程となる埋立処分を担う施設であり、廃棄物処理行政を円滑かつ適正に進める上で重要な施設です。

本町の最終処分場である別海町一般廃棄物最終処分場を今後も利用するものとし、4R運動の推進による埋立量の抑制など、残余容量を確保するとともに、放流水や地下水を継続的に調査する等、最終処分場を適正に管理します。

また、令和 20 年度(2038 年度)の埋立終了の予定に対し、今後も、残余容量調査※を毎年度実施し、埋立可能年数が逼迫する場合も考慮し、最終処分場の整備方針等の検討を進めます。

※：環境省 最終処分場残余容量算定マニュアル(平成 17 年(2005 年))

第 6 節 その他のごみに関する施策

本節では、一般廃棄物である災害廃棄物の処理の他、処理困難物や不法投棄対策に関する施策の考えを整理します。

6-1. 災害廃棄物処理計画

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有します※。

本町では、地域防災計画(令和 4 年(2022 年)3 月)及びハザードマップ(令和 2 年(2020 年)3 月)において、地震災害と津波災害、そして洪水・土砂災害を対象に、例えば洪水災害では想定しうる最大規模の降雨量と浸水想定区域を設定しています。

今後、これらの対象災害による被害想定から、本町における災害廃棄物発生量を見込み、仮置場の必要規模や場所、運搬ルートや中間処理と再資源化・埋立処分の流れ、そして既存施設による災害廃棄物の受入れの可能性などを検討し、「災害廃棄物処理計画」を策定します。

災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令と、市町村の災害廃棄物処理計画の位置付けを次頁の図に示します。

※：『廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成 28 年(2016 年)変更)』による関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針より。市町村は災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う必要があります。

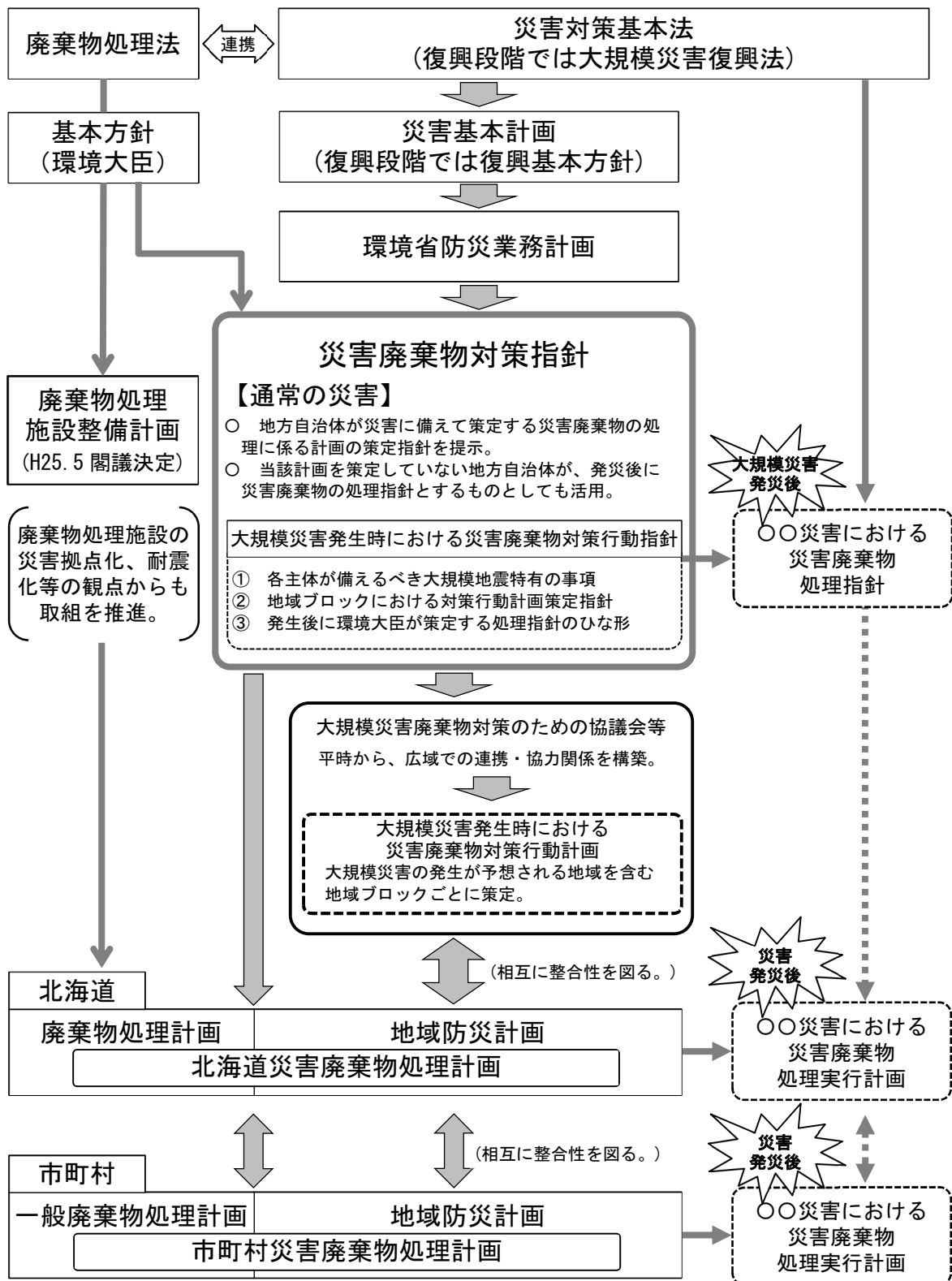


図 2.3.6.1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

参考：北海道災害廃棄物処理計画(平成 30 年 3 月)

表 2.3.6.1 対象とする災害廃棄物の一覧《災害によって発生する廃棄物》

種 類	内 容	チェック
1.木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など	☐
2.可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	☐
3.不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	☐
4.コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	☐
5.金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	☐
6.有害廃棄物	石綿含有廃棄物、P C B使用機器、感染性廃棄物、化学物質、C C A・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	☐
7.廃家電製品等	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	☐
8.自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	☐
9.船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶	☐
10.腐敗性廃棄物	量や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	☐
11.その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石膏ボードなど	—
12.津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	☐

出典：北海道災害廃棄物処理計画(平成 30 年(2018 年)3 月)

表 2.3.6.2 対象とする災害廃棄物《被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物》

種 類	内 容	チェック
1. 生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	☐
2. 避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	☐
3. し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からの汲取りし尿	☐

出典：北海道災害廃棄物処理計画(平成 30 年(2018 年)3 月)

6-2. 処理困難物への対応

テレビや冷蔵庫などの家電リサイクル法対象製品の外、ピアノやタイヤ、バッテリーなどの処理困難な廃棄物については、今後も町による収集、運搬及び処分をしないものとします。

また産業廃棄物について、町長が特に必要と認めたもの以外は、収集・処分を行いません。

6-3. 不適正処理及び不法投棄対策

(1) 不適正処理対策

廃棄物処理法第 18 条(報告の徴収)及び 19 条(立入検査)に基づき、廃棄物が適正に処理されていない疑いがある場合は、事実関係を確認するために報告聴取や立入検査を行います。

また、特定家庭用機器や発火の可能性がある密閉型蓄電池などについて、排出者・事業者が自ら適正処理するよう、啓発活動を引き続き行います。

(2) 不法投棄対策

平成 20 年(2008 年)2 月に調印した「ねむろ自然の番人宣言」に基づき、各事業所や自然の番人認定団体との連携を図りつつ、不法投棄の監視やポイ捨ての抑止に努めます。

同宣言に基づく行動計画である、不法投棄やポイ捨てを許さず、発見した場合は適正に対処すること、環境教育の充実に取り組むことなどを、今後も継続して普及・啓発していきます。

《ごみ排出量の実績（平成 25 年度(2013 年度)～令和 4 年度(2022 年度)）》

区 分				実績値								実績値	
				H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
(1)行政区域内人口(＝計画収集人口)				15,986	15,837	15,706	15,522	15,402	15,205	15,015	14,829	14,622	14,374
原単位 (g/人・日)	(2)全体ごみ排出量原単位			968	860	940	903	888	889	903	878	874	867
	(3)	家庭系収集ごみ排出量原単位		709	657	684	675	683	687	697	680	671	660
	(4)	家庭系直接搬入ごみ排出量原単位		128	62	72	64	70	93	72	83	81	75
	(5)家庭系ごみ排出量原単位			837	719	756	739	753	780	769	763	752	735
	(6)家庭系ごみ排出量原単位(資源ごみを除く)			641	544	573	550	526	545	531	534	525	515
	(7)	事業系許可ごみ排出量原単位		84	86	106	101	78	71	87	60	74	74
	(8)	事業系直接搬入ごみ排出量原単位		48	56	78	63	57	37	47	55	48	58
	(9)事業系ごみ排出量原単位			132	142	184	164	135	108	134	115	122	132
家庭系 ごみ 排出量 (t/年)	収 集	(10)	もえるごみ	2,809	2,626	2,701	2,593	2,373	2,309	2,294	2,237	2,175	2,118
		(11)	もえないごみ	215	191	201	197	265	279	294	316	296	280
		(12)	資源ごみ	1,111	978	1,019	1,047	1,202	1,225	1,230	1,139	1,110	1,066
		(13) 家庭系_収集ごみ 計			4,135	3,795	3,921	3,837	3,840	3,813	3,818	3,692	3,581
	直接搬入	(14)	もえるごみ	160	137	124	97	50	27	17	43	33	43
		(15)	もえないごみ	558	193	260	235	269	409	303	304	299	261
		(16)	資源ごみ	26	29	27	30	72	82	74	103	102	87
		(17) 家庭系_直接搬入ごみ 計			744	359	411	362	391	518	394	450	434
	家庭系 合計	(18)	もえるごみ	2,969	2,763	2,825	2,690	2,423	2,336	2,311	2,280	2,208	2,161
		(19)	もえないごみ	773	384	461	432	534	688	597	620	595	541
		(20)	資源ごみ	1,137	1,007	1,046	1,077	1,274	1,307	1,304	1,242	1,212	1,153
		(21) 家庭系ごみ 総量			4,879	4,154	4,332	4,199	4,231	4,331	4,212	4,142	4,015
事業系 ごみ 排出量 (t/年)	許 可	(22)	もえるごみ	284	333	332	331	357	341	416	296	328	352
		(23)	もえないごみ	166	121	231	205	39	21	16	11	39	5
		(24)	資源ごみ	39	43	45	40	43	33	47	19	26	33
		(25) 事業系_許可ごみ 計			489	497	608	576	439	395	479	326	393
	直接搬入	(26)	もえるごみ	208	186	188	178	164	81	96	112	116	133
		(27)	もえないごみ	43	101	226	150	120	98	91	104	74	98
		(28)	資源ごみ	28	34	35	28	37	27	73	83	67	73
		(29) 事業系_直接搬入ごみ 計			279	321	449	356	321	206	260	299	257
	事業系 合計	(30)	もえるごみ	492	519	520	509	521	422	512	408	444	485
		(31)	もえないごみ	209	222	457	355	159	119	107	115	113	103
		(32)	資源ごみ	67	77	80	68	80	60	120	102	93	106
		(33) 事業系ごみ 総量			768	818	1,057	932	760	601	739	625	650
全体ごみ 排出量 家庭系 ＋ 事業系 (t/年)	収 集 ・ 許 可	(34)	もえるごみ	3,093	2,959	3,033	2,924	2,730	2,650	2,710	2,533	2,503	2,470
		(35)	もえないごみ	381	312	432	402	304	300	310	327	335	285
		(36)	資源ごみ	1,150	1,021	1,064	1,087	1,245	1,258	1,277	1,158	1,136	1,099
		(37) 家庭系＋事業系_収集・許可ごみ 計			4,624	4,292	4,529	4,413	4,279	4,208	4,297	4,018	3,974
	直接搬入	(38)	もえるごみ	368	323	312	275	214	108	113	155	149	176
		(39)	もえないごみ	601	294	486	385	389	507	394	408	373	359
		(40)	資源ごみ	54	63	62	58	109	109	147	186	169	160
		(41) 家庭系＋事業系_直接搬入ごみ 計			1,023	680	860	718	712	724	654	749	691
	家庭系 事業系 合計	(42)	もえるごみ	3,461	3,282	3,345	3,199	2,944	2,758	2,823	2,688	2,652	2,646
		(43)	もえないごみ	982	606	918	787	693	807	704	735	708	644
		(44)	資源ごみ	1,204	1,084	1,126	1,145	1,354	1,367	1,424	1,344	1,305	1,259
		(45) 家庭系＋事業系ごみ 総量			5,647	4,972	5,389	5,131	4,991	4,932	4,951	4,767	4,665
リサイクル率	全体	(46)	リサイクル率の算定基礎ごみ量	5,648	4,915	5,338	5,045	4,930	4,849	4,889	4,710	4,600	4,461
		(47)	資源化量	1,316	1,282	1,310	1,343	1,664	1,678	1,509	1,526	1,484	1,484
		(48)	リサイクル率	23.3%	26.1%	24.5%	26.6%	33.8%	34.6%	30.9%	32.4%	32.3%	33.3%
	家庭系	(49)	搬入家庭系ごみ量	4,573	4,129	4,310	4,194	4,230	4,251	4,212	4,140	4,012	3,843
		(50)	家庭系資源化量	1,278	1,232	1,264	1,302	1,608	1,634	1,435	1,457	1,426	1,411
		(51)	家庭系リサイクル率	27.9%	29.8%	29.3%	31.0%	38.0%	38.4%	34.1%	35.2%	35.5%	36.7%

《ごみ排出量の推計（令和５年度(2023年度)～令和１５年度(2033年度)）》

区 分				実績値	将来推計値										
				R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
(1)行政区域内人口(＝計画収集人口)				14,374	13,909	13,741	13,572	13,413	13,254	13,095	12,936	12,777	12,631	12,486	12,340
原単位 (g/人・日)	(2)全体ごみ排出量原単位			867	862	858	853	848	843	839	834	829	824	820	815
	(3)	家庭系収集ごみ排出量原単位		660	655	653	650	648	646	643	641	638	636	633	631
	(4)	家庭系直接搬入ごみ排出量原単位		75	77	77	77	76	76	76	75	75	75	74	74
	(5)家庭系ごみ排出量原単位			735	732	730	727	724	721	719	716	713	710	708	705
	(6)家庭系ごみ排出量原単位(資源ごみを除く)			515	529	527	525	523	521	519	517	515	513	511	509
	(7)	事業系許可ごみ排出量原単位		74	78	77	76	75	73	72	71	70	69	67	66
	(8)	事業系直接搬入ごみ排出量原単位		58	52	51	50	49	49	48	47	46	46	45	44
	(9)事業系ごみ排出量原単位			132	130	128	126	124	122	120	118	116	114	112	110
家庭系 ごみ 排出量 (t/年)	収 集	(10)	もえるごみ	2,118	2,128	2,100	2,060	2,029	1,997	1,971	1,935	1,903	1,874	1,851	1,817
		(11)	もえないごみ	280	222	220	215	212	209	206	202	199	196	194	190
		(12)	資源ごみ	1,066	977	964	946	931	917	905	888	874	861	850	834
		(13) 家庭系_収集ごみ 計			3,464	3,327	3,283	3,221	3,172	3,123	3,082	3,025	2,976	2,931	2,894
	直接搬入	(14)	もえるごみ	43	64	63	62	61	60	59	58	57	56	56	55
		(15)	もえないごみ	261	271	268	263	259	255	251	246	243	239	236	232
		(16)	資源ごみ	87	55	55	54	53	52	51	50	50	49	48	47
		(17) 家庭系_直接搬入ごみ 計			391	391	386	379	373	367	362	355	350	344	340
	家庭系 合計	(18)	もえるごみ	2,161	2,192	2,163	2,122	2,090	2,057	2,030	1,993	1,960	1,930	1,907	1,872
		(19)	もえないごみ	541	493	488	478	471	464	457	448	442	435	430	422
		(20)	資源ごみ	1,153	1,032	1,019	1,000	984	969	956	938	924	910	898	881
		(21) 家庭系ごみ 総量			3,855	3,718	3,669	3,600	3,545	3,490	3,444	3,380	3,326	3,275	3,234
事業系 ごみ 排出量 (t/年)	許 可	(22)	もえるごみ	352	291	284	275	268	260	253	246	239	232	226	218
		(23)	もえないごみ	5	74	72	70	68	66	64	62	60	59	57	55
		(24)	資源ごみ	33	32	31	30	29	28	28	27	26	25	25	24
		(25) 事業系_許可ごみ 計			390	396	387	375	365	354	345	335	325	316	308
	直接搬入	(26)	もえるごみ	133	126	123	119	116	113	110	106	103	101	98	95
		(27)	もえないごみ	98	96	93	90	88	85	83	80	78	76	74	72
		(28)	資源ごみ	73	42	41	40	38	38	37	35	34	33	32	31
		(29) 事業系_直接搬入ごみ 計			304	264	257	249	242	236	230	222	216	210	204
	事業系 合計	(30)	もえるごみ	485	417	407	394	384	373	363	352	342	333	324	313
		(31)	もえないごみ	103	170	165	160	156	151	147	142	138	135	131	127
		(32)	資源ごみ	106	74	72	70	67	66	65	62	60	58	57	55
		(33) 事業系ごみ 総量			694	660	644	624	607	590	575	557	541	526	512
全体ごみ 排出量 家庭系 ＋ 事業系 (t/年)	収 集 ・ 許 可	(34)	もえるごみ	2,470	2,419	2,384	2,335	2,297	2,257	2,224	2,181	2,142	2,106	2,077	2,035
		(35)	もえないごみ	285	296	292	285	280	275	270	264	259	255	251	245
		(36)	資源ごみ	1,099	1,009	995	976	960	945	933	915	900	886	875	858
		(37) 家庭系＋事業系_収集・許可ごみ 計			3,854	3,724	3,671	3,596	3,537	3,477	3,427	3,360	3,301	3,247	3,203
	直接搬入	(38)	もえるごみ	176	190	186	181	177	173	169	164	160	157	154	150
		(39)	もえないごみ	359	367	361	353	347	340	334	326	321	315	310	304
		(40)	資源ごみ	160	97	96	94	91	90	88	85	84	82	80	78
		(41) 家庭系＋事業系_直接搬入ごみ 計			695	654	643	628	615	603	591	575	565	554	544
	家庭系 事業系 合計	(42)	もえるごみ	2,646	2,609	2,570	2,516	2,474	2,430	2,393	2,345	2,302	2,263	2,231	2,185
		(43)	もえないごみ	644	663	653	638	627	615	604	590	580	570	561	549
		(44)	資源ごみ	1,259	1,106	1,091	1,070	1,051	1,035	1,021	1,000	984	968	955	936
		(45) 家庭系＋事業系ごみ 総量			4,549	4,378	4,313	4,224	4,152	4,080	4,019	3,937	3,867	3,801	3,746
リサイクル率	全体	(46)	リサイクル率の算定基礎ごみ量	4,461	4,324	4,259	4,171	4,100	4,029	3,969	3,888	3,819	3,754	3,699	3,624
		(47)	資源化量	1,484	1,451	1,441	1,424	1,411	1,399	1,389	1,361	1,337	1,314	1,295	1,268
		(48)	リサイクル率	33.3%	33.6%	33.8%	34.1%	34.4%	34.7%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%
	家庭系	(49)	搬入家庭系ごみ量	3,843	3,682	3,633	3,565	3,510	3,456	3,410	3,347	3,293	3,243	3,202	3,144
		(50)	家庭系資源化量	1,411	1,360	1,349	1,332	1,319	1,306	1,296	1,272	1,251	1,232	1,217	1,195
		(51)	家庭系リサイクル率	36.7%	36.9%	37.1%	37.4%	37.6%	37.8%	38.0%	38.0%	38.0%	38.0%	38.0%	38.0%

第 3 編 生活排水処理基本計画

第1章 基本方針

第1節 生活排水に係る理念・目標

1-1. 生活排水処理基本計画

本町の生活排水処理に係る施設整備は、家庭からの生活排水や事業所からの排水等による河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境を確保することを目的として進めています。

市街地は集合処理として特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業により整備を行い、集合処理に適さない区域については合併処理浄化槽設置整備事業による合併浄化槽設置費用の助成を行い、個別処理での整備を進めています。

これらの事業により汚水処理人口普及率は向上していますが、近年は住環境区域の郊外化や海岸地域における高台への移転などがあり、社会情勢の変化に対応しながらの普及に努める必要があります。

このことから、総合的視点に立った計画的な生活排水処理対策を行うことを目的に、「生活排水処理基本計画」の基本方針を定めるものとします。

1-2. 生活排水処理の経緯

本町では生活に係る水環境の保全を図ることを目的に、し尿及び生活雑排水の集合処理を行うための整備として、昭和 51 年度(1976 年度)に特定環境保全公共下水道事業に着手しました。その後、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、更には合併処理浄化槽設置整備事業が平成 11 年度(1999 年度)から進められ、生活排水処理の推進を図っているところです。

現在の整備状況としては、特定環境保全公共下水道では別海・西春別駅前・走古丹の 3 処理区が、農業集落排水事業では西春別・上春別・中春別の 3 地区が、漁業集落排水事業では尾岱沼・本別海の 2 地区が整備されています。

また、別海町し尿処理場は昭和 55 年(1980 年)に整備され、現在は処理能力 20kℓ/日で運転を行い、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。

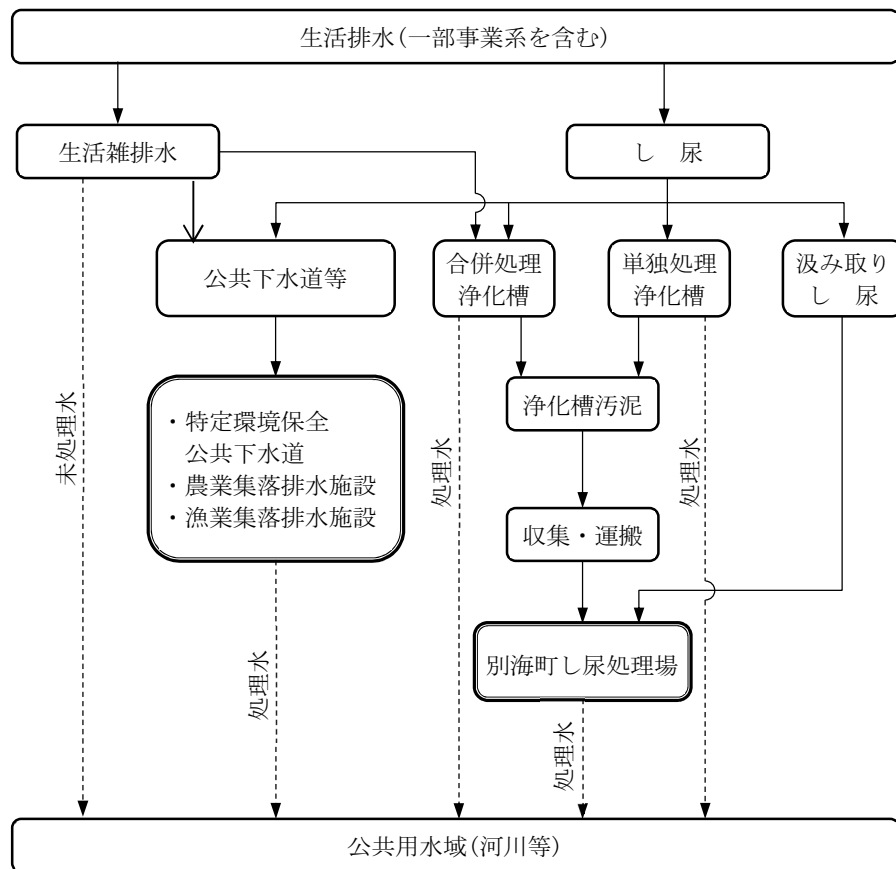


図 3.1.1.1 生活排水処理計画フロー

第2節 生活排水処理施設整備の基本方針

2-1. 基本方針

生活排水対策の基本として、排水の適正処理に関する啓発を行うとともに、生活排水処理施設の整備・促進を図ります。また、生活排水の処理方法は、処理人口の推移並びに人口密集度・地理的条件・維持管理の容易性などを考慮して、地域の特性にあった選定を行います。

本町における、生活排水の処理施設整備の基本方針は、次のとおりです。

- ① 特定環境保全公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水などの集合処理区域については、集合処理施設整備に係る「事業計画」に基づき施設整備を継続しながら、処理区域内の未接続者(単独処理浄化槽の利用者を含む)に対しては、集合処理施設への接続を指導する。
- ② 将来的に集合処理が適さない地域については、地域の実情を勘案して合併処理浄化槽の普及促進を図る。
- ③ 現在、単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活排水処理を進めるため、個々の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換を指導していく。
- ④ 家庭で出来る台所での排水対策、洗濯時の排水対策など、住民への周知を図る。

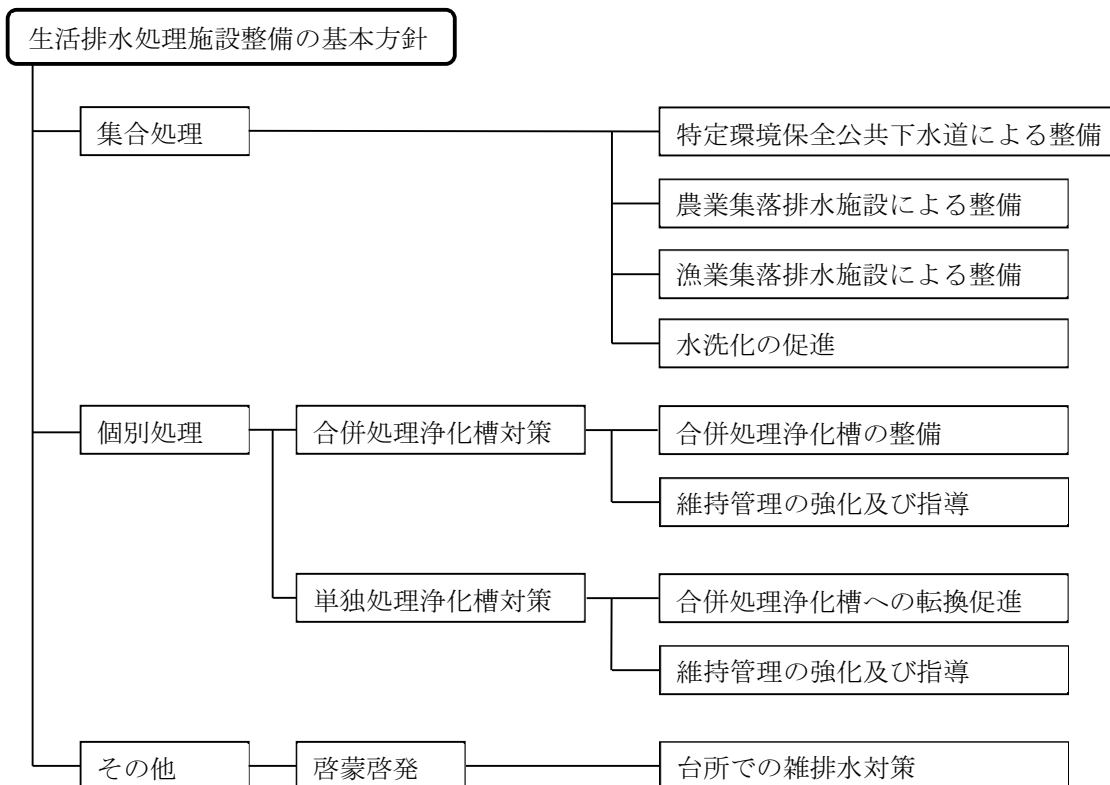


図 3.1.2.1 生活排水処理施設整備の基本方針

第2章 計画目標年度の設定

第1節 目標年度の設定

1-1. 計画期間

本計画の策定は、平成30年度(2018年度)に策定した当初計画から5年が経過した令和5年度(2023年度)を見直し年度とし、10年後の令和15年度(2033年度)を計画目標年度とします。

また中間目標年度を令和10年度(2028年度)とし、社会環境等の変化や計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、計画の見直しを柔軟に行うものとします。

また、現在別海町し尿処理場の老朽化が進んでおり、施設の整備及び修繕費が高むことから財政的な負担増が懸念され、今後の処理における検討が必要となっています。

基本的な処理施設の検討として、『し尿処理場の延命化対策』、『新規施設整備による更新』、『下水道広域化推進総合事業』等が考えられます。

(※：1)一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について

環整第95号 昭和52年11月4日

(一部改正 衛環第22号 平成2年2月1日 各都道府県一般廃棄物処理担当部(局)長あて環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)

「本計画の目標年次は原則として計画策定年次から10年から15年後程度とし、必要に応じて中間年次を設けること。」

必要に応じて中間目標年次を設けることとするのは、将来予測の確度、施設の耐用年数、施設の整備状況などを勘案して、概ね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合などにおいては、基本計画を見直す必要があることから、これに対応して定められているものである。

第 3 章 生活排水の排出状況

第 1 節 生活排水処理体系の現状

1-1. 生活排水の処理区域

本町における『別海町汚水処理各事業計画区域図』は行政区域全域を対象としており、次頁の図に示すとおりです。

本計画で定める生活排水は、一般家庭から排出される汚水を示しており、工場排水・雨水・その他の特殊な排水は除外されます。



生活排水処理率とは・・・地域の人口に対して、合併処理浄化槽や下水道によって生活雑排水を処理している人口の割合

別海町 污水处理各事業計画区域図

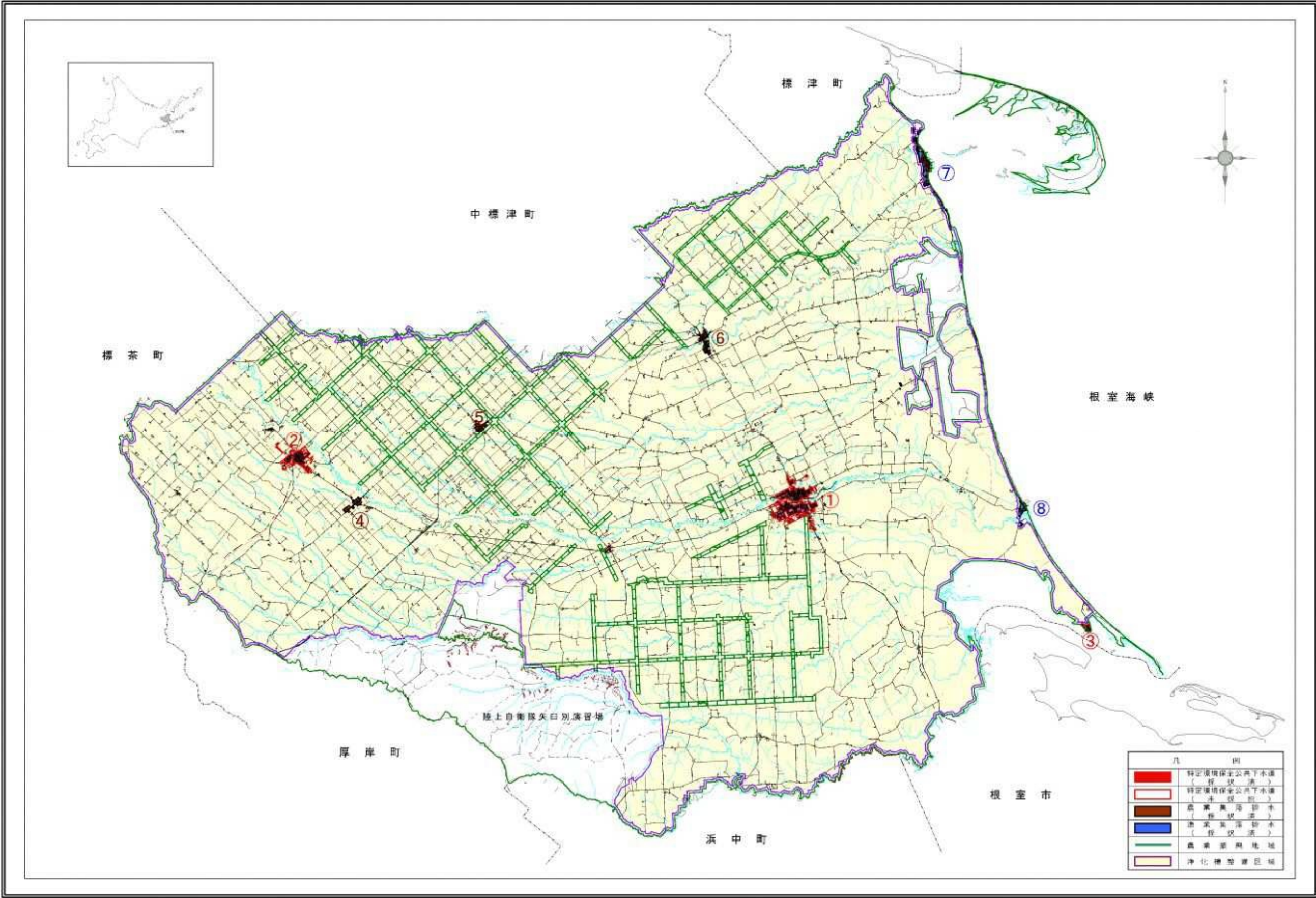


図 3.3.1.1 污水处理各事業計画区域図

1-2. 生活排水の処理体系

本町の生活排水処理体系の現状としては、現在までに集合処理区域を特定環境保全公共下水道(別海処理区、西春別処理区、走古丹処理区)、農業集落排水施設(西春別地区、中春別地区、上春別地区)及び漁業集落排水施設(尾岱沼地区、本別海地区)にて、汚水の処理をそれぞれの施設で行っています。

現状の行政区域内における水洗化処理体系は次に示すとおりです。

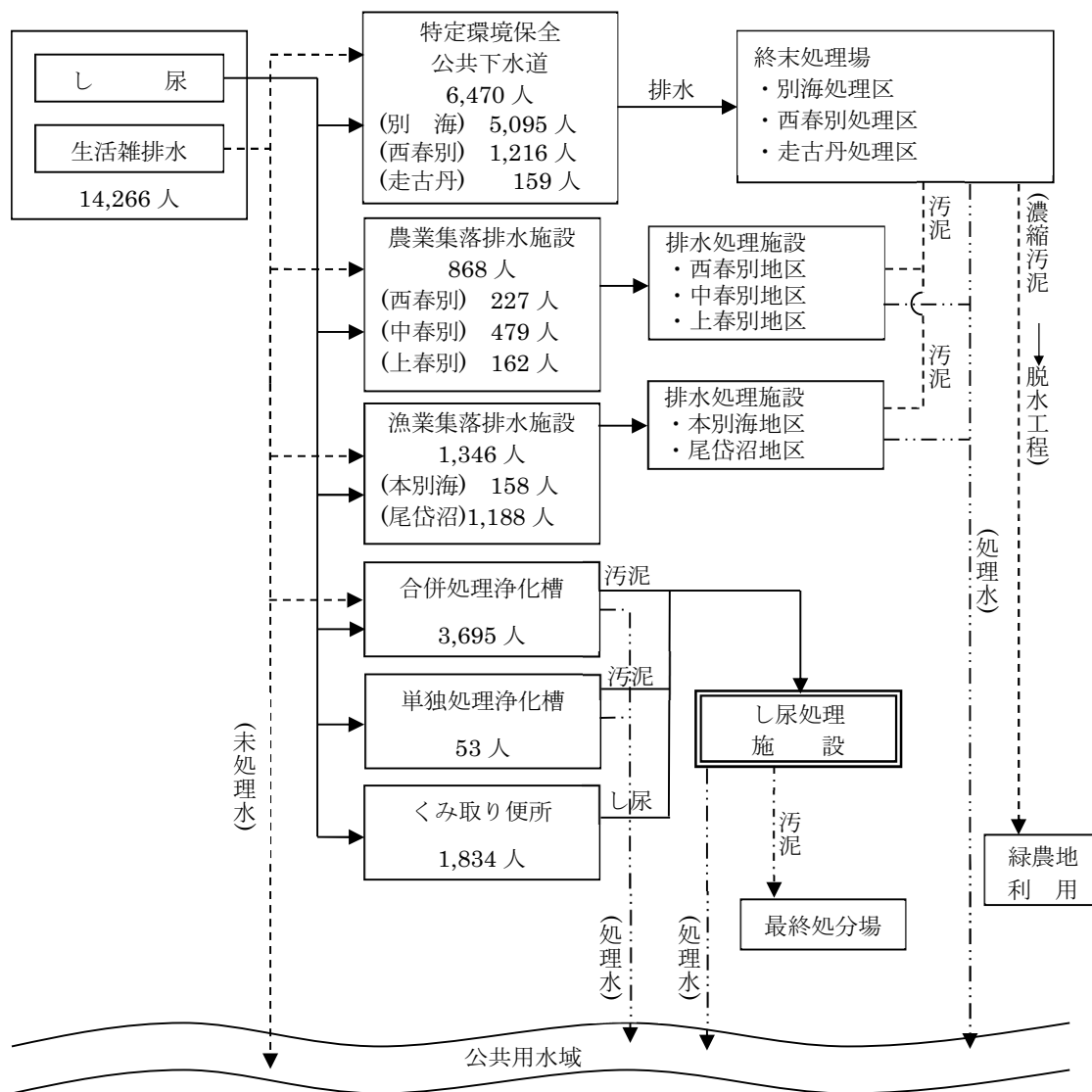


図 3.3.1.2 生活排水処理体系(令和 4 年度(2022 年度)現在)

第2節 生活排水の処理体系別人口の推移

本町における生活排水の現状は、令和4年度(2022年度)現在で生活排水までを処理する公共下水道、農業・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の人口が行政人口の約86.8%(12,379/14,266)に達しています。

表 3.3.2.1 生活排水の処理形態別人口の推移(水洗化人口)

(単位：人)

区分 \ 年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
1 計画処理区域内人口	15,823	15,790	15,606	15,433	15,217	15,013	14,914	14,738	14,391	14,266
2 水洗化生活排水処理人口	12,787 (705)	12,823 (9,564)	12,813 (9,494)	12,749 (9,344)	12,644 (9,252)	12,642 (9,197)	12,518 (9,114)	12,623 (9,118)	12,469 (8,916)	12,379 (8,877)
(1)コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(2)合併処理浄化槽	3,377 (195)	3,463 (204)	3,531 (212)	3,604 (199)	3,587 (195)	3,637 (192)	3,651 (154)	3,688 (183)	3,739 (186)	3,695 (193)
(3.1) 公共下水道 別海処理区	5,257	5,287	5,252	5,189	5,184	5,174	5,143	5,159	5,117	5,095
(3.2) 公共下水道 西春別処理区	1,505	1,479	1,456	1,448	1,401	1,355	1,326	1,324	1,250	1,216
(3.3) 公共下水道 走古丹処理区	167	161	158	157	155	150	148	148	153	159
(4)農業集落排水施設	944	944	949	939	934	908	921	893	881	868
(5)漁業集落排水施設	1,537	1,489	1,467	1,412	1,383	1,418	1,422	1,411	1,329	1,346
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	64 (0)	65 (0)	62 (0)	66 (0)	63 (0)	63 (0)	64 (0)	52 (0)	55 (0)	53 (0)
4 非水洗化人口 (汲み取り)	2,972 (479)	2,902 (447)	2,731 (453)	2,618 (431)	2,510 (389)	2,308 (376)	2,239 (440)	2,063 (329)	1,867 (298)	1,834 (272)
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 生活排水処理率	80.8%	81.2%	82.1%	82.6%	83.1%	84.2%	84.6%	85.6%	86.6%	86.8%

※：()内は、公共下水道区域内人口を示す。

※：各年度計画区域内人口は住民基本台帳人口による。

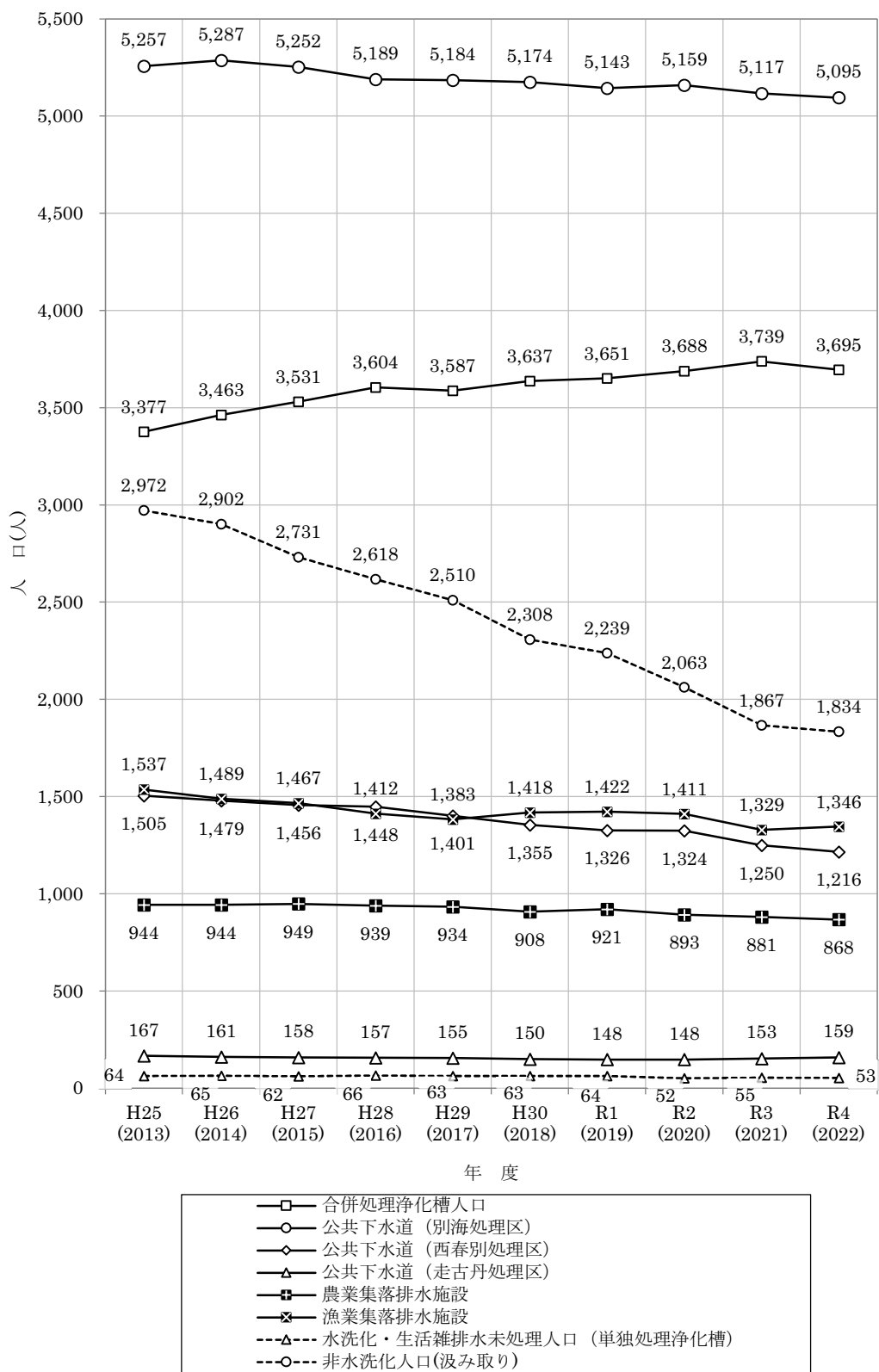


図 3.3.2.1 生活排水の処理形態人口の推移

2-1. H30 年(2018 年)計画との実績の比較

改定前の生活排水処理基本計画(平成 30 年(2018 年))による令和 4 年度(2022 年度)までの推計と、実績値の比較について記します。

比較の結果、生活排水処理率はほぼ推計どおりであったことが伺えます。

令和 4 年度(2022 年度)における行政人口に対する生活排水処理人口の推計割合は約 86.8%となり、実績値と同じ値を示しました。

内訳としては、改定前の推計よりも行政人口の減少が顕著であった為、行政人口・水洗化・生活排水処理人口では実績値の方が少ない値となりました。

また、単独浄化槽人口及び汲み取り人口では実績値の方が大きい値となりました。

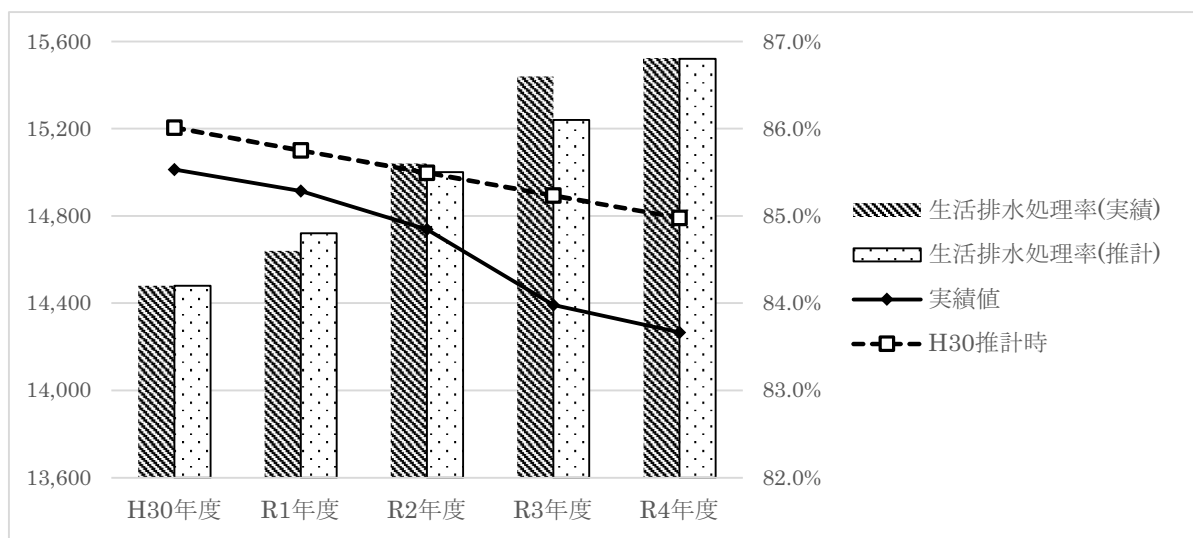


図 3.3.2.2 行政人口の推移

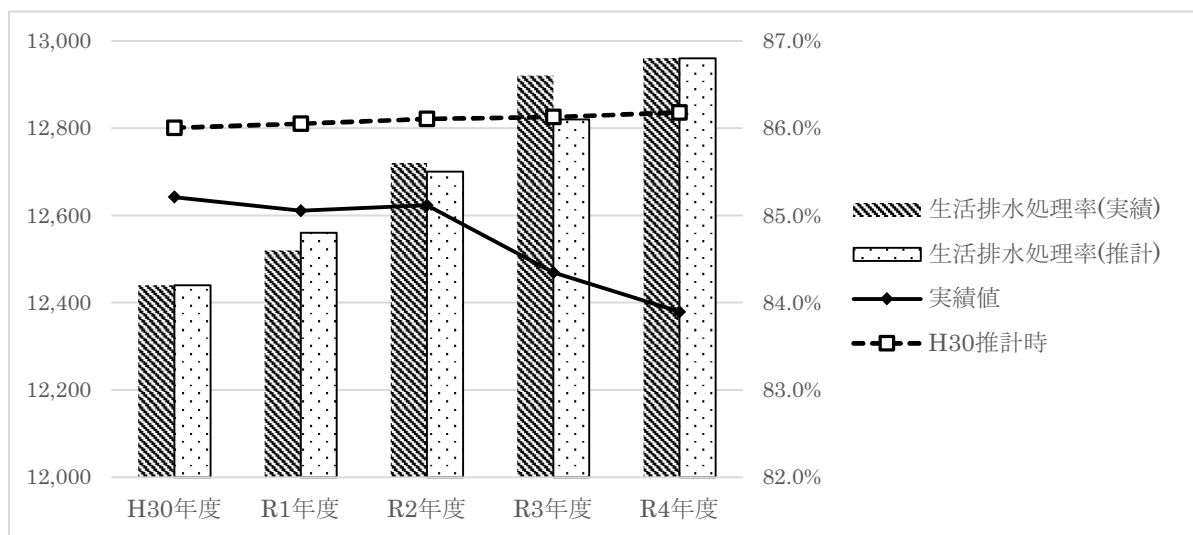


図 3.3.2.3 水洗化・生活排水処理人口の推移

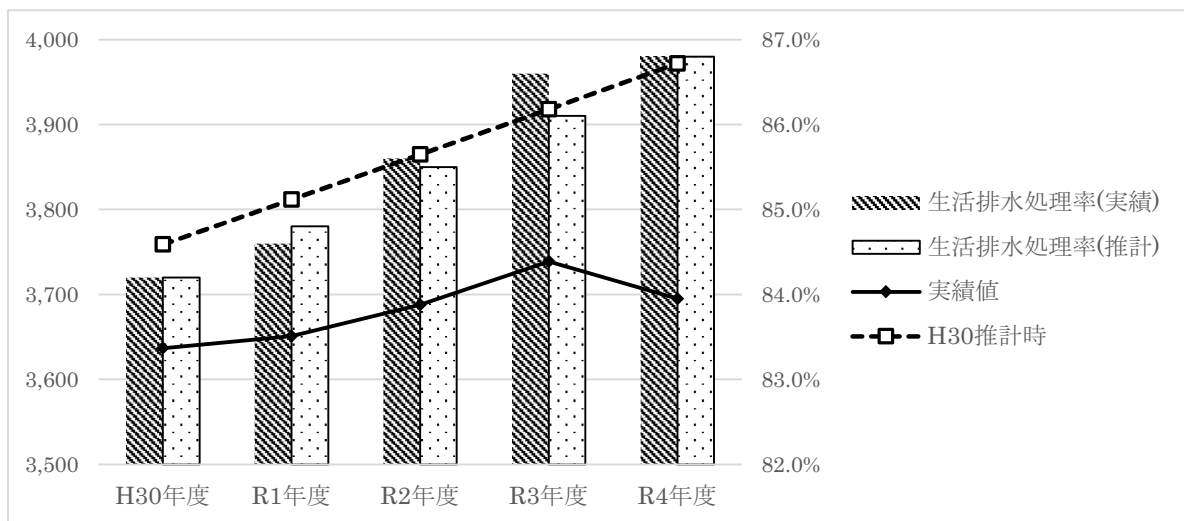


図 3.3.2.4 合併処理浄化槽人口の推移

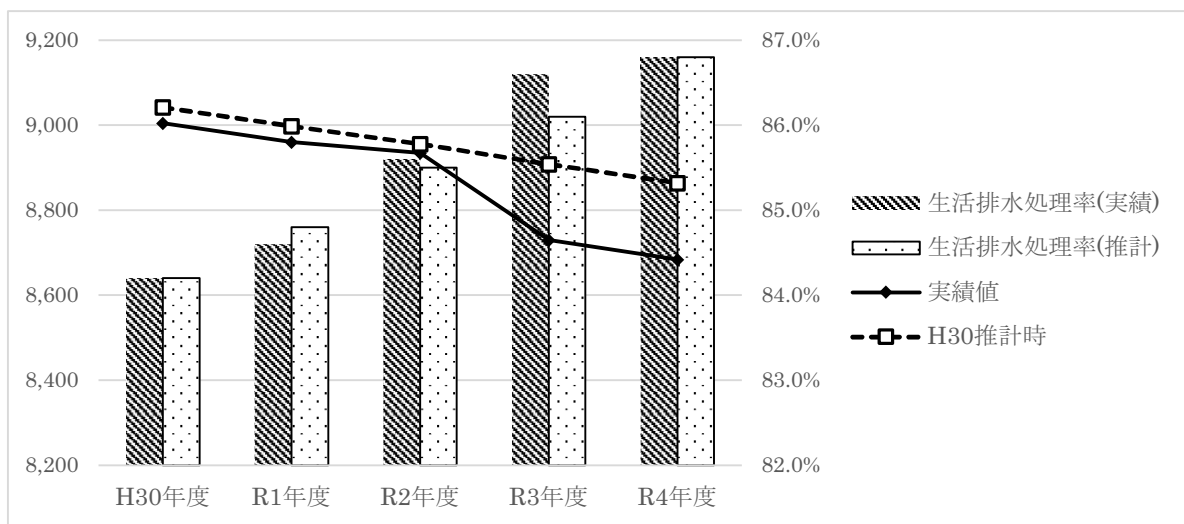


図 3.3.2.5 下水道処理区接続人口の推移

表 3.3.2.2 生活排水の処理形態別人口の推移(H30 年(2018 年)計画との比較)

(単位：人)

		H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)
行政人口	(実績値)	15,013	14,914	14,738	14,391	14,266
	(H30 推計時)	15,205	15,101	14,998	14,894	14,791
水洗化・生活排水処理 人口	(実績値)	12,642	12,611	12,623	12,469	12,379
	(H30 推計時)	12,801	12,810	12,821	12,826	12,836
合併処理浄化槽人口	(実績値)	3,637	3,651	3,688	3,739	3,695
	(H30 推計時)	3,759	3,812	3,865	3,918	3,972
下水道処理区接続人口	(実績値)	9,005	8,960	8,935	8,730	8,684
	(H30 推計時)	9,042	8,998	8,956	8,908	8,864
単独浄化槽人口	(実績値)	63	64	52	55	53
	(H30 推計時)	59	56	52	49	45
汲み取り人口	(実績値)	2,308	2,239	2,063	1,867	1,834
	(H30 推計時)	2,190	2,060	1,929	1,798	1,668
生活排水処理率	(実績値)	84.2%	84.6%	85.6%	86.6%	86.8%
	(H30 推計時)	84.2%	84.8%	85.5%	86.1%	86.8%

※：各年度行政人口は住民基本台帳人口による。

2-2. 集合処理区域人口

(1) 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、昭和 51 年度(1976 年度)に別海処理区、昭和 63 年度(1988 年度)に西春別処理区、平成 6 年度(1994 年度)に走古丹処理区の施設整備を行い供用開始しています。

表 3.3.2.3 特定環境保全公共下水道の処理状況

処理地区	計画面積	計画人口(人)	令和 4 年度		
			全体区域内人口 (人)	供用区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)
別海処理区	408ha	5,440	5,334	5,136	5,095
西春別処理区	155ha	1,490	1,365	1,241	1,216
走古丹処理区	17ha	160	163	163	159
計	580ha	7,090	6,862	6,540	6,470

※：計画人口は、令和元年度(2019 年度)に見直しによる変更を行っている。

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、平成 4 年度(1992 年度)に西春別地区及び上春別地区並びに平成 6 年度(1994 年度)に中春別地区の施設整備を行い供用開始しています。

表 3.3.2.4 農業集落排水施設の処理状況

処理地区	計画面積	計画人口(人)	令和 4 年度		
			全体区域内人口 (人)	供用区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)
西春別地区	27ha	260	238	232	227
上春別地区	25ha	193	167	166	162
中春別地区	36ha	506	493	492	479
計	88ha	959	898	890	868

※：計画人口は、西春別地区、上春別地区で平成 28 年度(2016 年度)に見直しによる変更、中春別地区で令和元年度(2019 年度)に見直しによる変更をそれぞれ行っている。

(3) 漁業集落排水施設

漁業集落排水施設は、昭和 63 年度(1988 年度)に尾岱沼地区及び平成 3 年度(1991 年度)に本別海地区の施設整備を行い供用開始しています。

表 3.3.2.5 漁業集落排水施設の処理状況

処理地区	計画面積	計画人口 (人)	令和 4 年度		
			全体区域内人口 (人)	供用区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)
本 別 海 地 区	27ha	410	158	158	158
尾 岱 沼 地 区	104ha	1,600	1,231	1,213	1,118
計	131ha	2,010	1,389	1,371	1,346

※：計画人口は、本別海地区で平成 5 年度(1993 年度)に見直しによる変更、尾岱沼地区で平成 7 年度(1995 年度)に見直しによる変更をそれぞれ行っている。

2-3. 個別処理区域人口

(1) 合併処理浄化槽施設

本町では、平成 11 年度(1999 年度)から合併処理浄化槽設置整備事業を開始しており、令和 4 年度(2022 年度)現在の処理人口は 3,695 人になっています。

(目的)

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止し、快適な生活環境の確保と公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽(BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD20mg/l 以下の機能を有するもの)の設置に対して補助金の交付を行う。

(補助対象の条件)

- 1.別海町民で下水道処理区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する世帯（以前、補助を受けたことのある世帯及び、アパート・貸家・社宅等は除外）
- 2.処理対象人槽が 10 人槽以下の合併処理浄化槽を設置する世帯
- 3.町税等を滞納していない世帯

(補助金の額)

人 槽	補助限度額(円)
5 人槽	1,110,000
7 人槽	1,400,000
10 人槽	1,730,000

※：令和 5 年度(2023 年度)限度額

表 3.3.2.6 合併処理浄化槽の設置状況

(単位：基)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
設置基数計	744	25	29	27	30	32	24	19	12	13
5 人槽	214	8	11	11	13	15	11	4	6	5
6 人槽	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 人槽	376	15	15	15	16	15	11	4	6	5
8 人槽	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 人槽	125	2	1	1	1	2	2	3	1	2

(2) 汲み取りし尿(非水洗化人口)

汲み取りし尿人口は、公共下水道等処理人口及び合併処理浄化槽人口の増加に伴い減少しており、平成 25 年度(2013 年度)2,972 人に対して令和 4 年度(2022 年度)で 1,839 人と減少傾向を示しています。

この値は、令和 4 年度(2022 年度)現在の計画処理区域内人口の約 12.9% (1,839/14,226)となっています。

表 3.3.2.7 生活排水の処理形態人口の推移(水洗化・生活雑排水未処理人口)

(単位：人)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
計画処理区域内人口	15,823	15,790	15,606	15,433	15,217	15,013	14,914	14,738	14,391	14,266
水洗化 合併処理浄化槽	3,377	3,463	3,531	3,604	3,587	3,637	3,558	3,688	3,689	3,695
水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	64	65	62	66	63	63	64	52	55	53
非水洗化人口 (汲み取り)	2,972	2,902	2,731	2,618	2,510	2,308	2,332	2,063	1,917	1,834

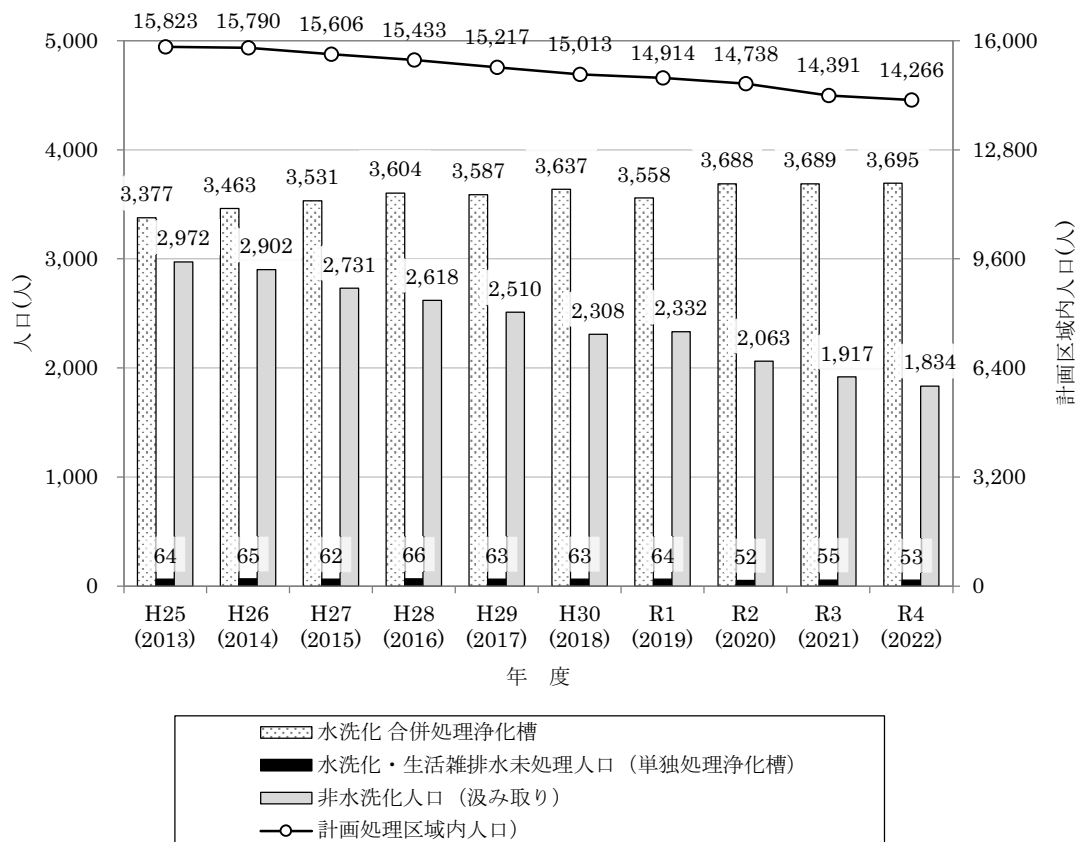


図 3.3.2.6 処理形態人口の推移

第3節 生活排水の処理施設の整備状況

3-1. 公共下水道の整備状況

(1) 別海終末処理場

別海終末処理場は、昭和 61 年度(1986 年度)に供用開始しており、その後の流入量の増加に伴い増設を行っています。現在の処理能力は、1,950 m³/日です。

汚泥処理は、特定環境保全公共下水道の 3 処理場から発生する汚泥に加えて、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設から発生する汚泥を合わせて処理する下水道広域化推進総合事業(旧 MICS 事業)を実施しています。

表 3.3.3.1 別海終末処理場の概要

項 目	施 設 内 容
施 設 名 称	別海終末処理場
水 処 理 能 力	1,950 m ³ /日
水 処 理 方 式	オキシデーション・ディッチ方式
汚 泥 処 理 方 式	濃縮 ⇄ 機械脱水 ⇄ 農地還元

別海終末処理場全体計画汚泥処理量と平成 29 年度(2017 年度)の処理実績の比較を以下に示します。

表 3.3.3.2 終末処理場全体計画汚泥処理量及び平成 29 年度(2017 年度)実績

(単位：m³/日)

事 業 名	処 理 施 設	濃縮汚泥量	
		全体計画	平成 29 年度実績
特定環境保全公共下水道	別 海 終 末 処 理 場	27.8	14.0
	西 春 別 終 末 処 理 場	4.5	3.0
	走 古 丹 終 末 処 理 場	0.6	0.44
農業集落排水施設	西 春 別 処 理 施 設	0.4	0.65
	中 春 別 処 理 施 設	0.7	1.2
	上 春 別 処 理 施 設	0.3	0.58
漁業集落排水施設	本 別 海 処 理 施 設	1.1	0.52
	尾 岱 沼 処 理 施 設	8.1	3.2
合 計		43.5	23.6

表 3.3.3.3 終末処理場の整備状況

(単位：人)

区 分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
計画処理区域内人口		15,823	15,790	15,606	15,433	15,217	15,013	14,914	14,738	14,391	14,266
下水道	全体区域人口	7,452	7,436	7,394	7,285	7,191	7,126	7,102	7,052	6,923	6,802
	別海処理区	5,608	5,608	5,583	5,496	5,457	5,441	5,458	5,410	5,359	5,334
	西春別処理区	1,663	1,654	1,640	1,617	1,564	1,520	1,478	1,475	1,399	1,365
	走古丹処理区	181	174	171	172	170	165	166	167	165	163
	供用開始済み人口	7,052	7,044	6,969	6,923	6,854	6,787	6,722	6,730	6,520	6,540
	別海処理区	5,324	5,345	5,305	5,274	5,254	5,236	5,200	5,210	5,117	5,136
	西春別処理区	1,547	1,525	1,493	1,477	1,430	1,386	1,326	1,353	1,250	1,241
	走古丹処理区	181	174	171	172	170	165	166	167	153	163
	水洗化人口	6,292	6,927	6,866	6,794	6,740	6,679	6,617	6,631	6,520	6,470
	別海処理区	5,257	5,287	5,252	5,189	5,184	5,134	5,143	5,159	5,117	5,095
	西春別処理区	1,505	1,479	1,456	1,448	1,401	1,355	1,326	1,324	1,250	1,216
	走古丹処理区	167	161	158	157	155	150	148	148	153	159
	整備済み区域面積(ha)	374	377	377	379	380	380	380	383	384	384
	別海処理区	268	271	271	273	274	274	274	277	277	277
	西春別処理区	89	89	89	89	89	89	90	90	90	90
	走古丹処理区	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17

※：行政人口...ごみ処理計画と整合を図り、各年の9月末日の住民基本台帳人口とする。

※：その他人口...各年度末人口とする。

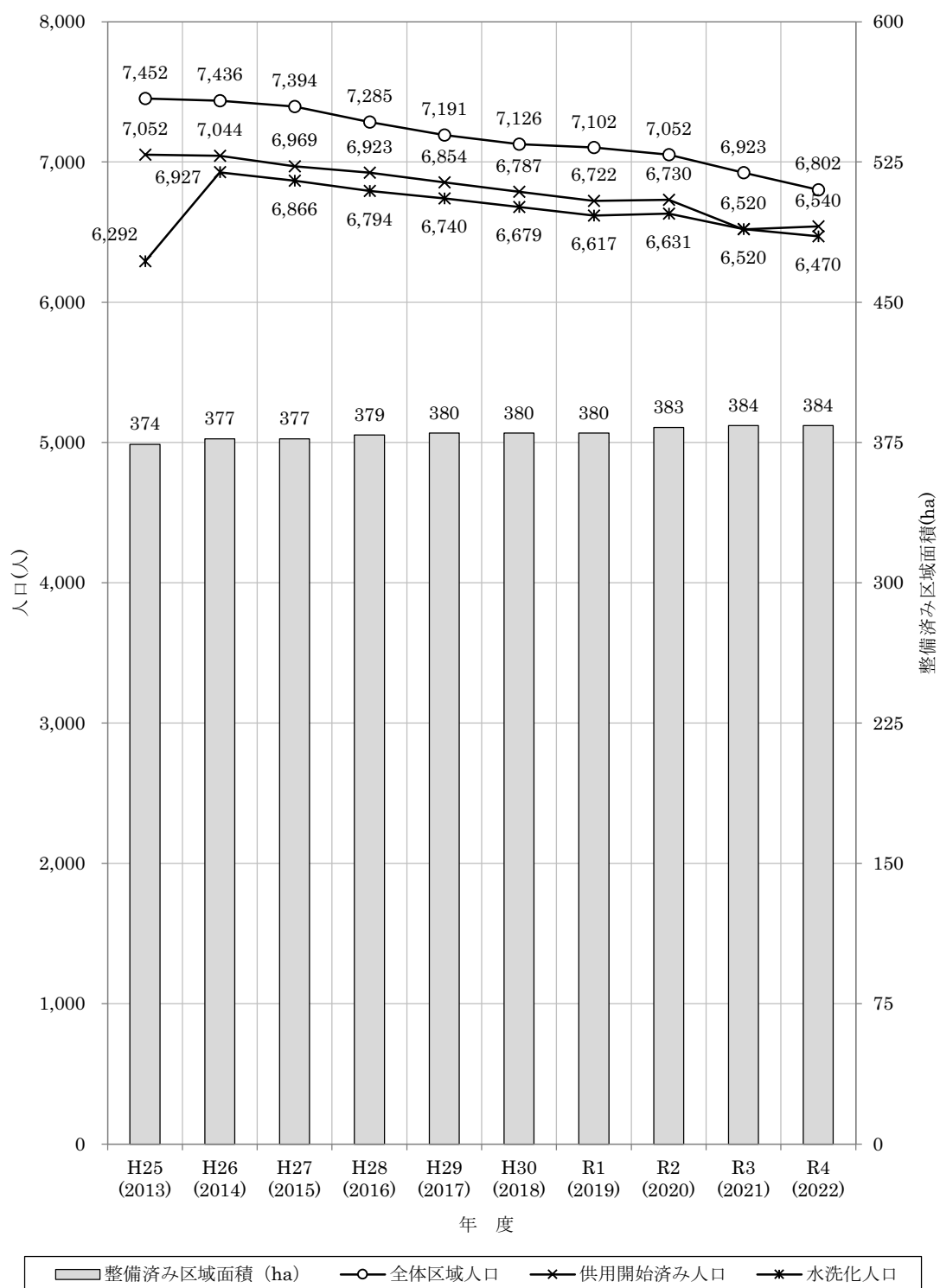


図 3.3.3.1 終末処理場の整備状況(下水道)

表 3.3.3.4 排水処理施設の整備状況 NO.1

(単位：人)

区 分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
計画区域内人口		15,823	15,790	15,606	15,433	15,217	15,013	14,914	14,738	14,391	14,266
農業 集落排水	全体区域人口	1,022	1,014	1,015	1,002	988	961	965	959	915	898
	西春別地区	288	279	276	270	262	257	255	238	231	238
	上春別地区	191	196	203	206	205	197	197	185	187	167
	中春別地区	543	539	536	526	521	507	513	506	506	493
	共用開始済み人口	995	988	988	975	975	948	959	923	906	890
	西春別地区	272	264	260	253	259	254	252	235	225	232
	上春別地区	181	186	193	197	196	188	195	183	176	166
	中春別地区	542	538	535	525	520	506	512	505	505	492
	水洗化人口	944	944	949	939	934	908	921	893	881	868
	西春別地区	260	253	250	243	241	245	242	226	219	227
	上春別地区	174	180	185	192	190	180	189	177	171	162
	中春別地区	510	511	514	504	503	483	490	490	491	479
整備済み区域面積(ha)		81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
西春別地区		25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
上春別地区		22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
中春別地区		34	34	34	34	34	34	34	34	34	34

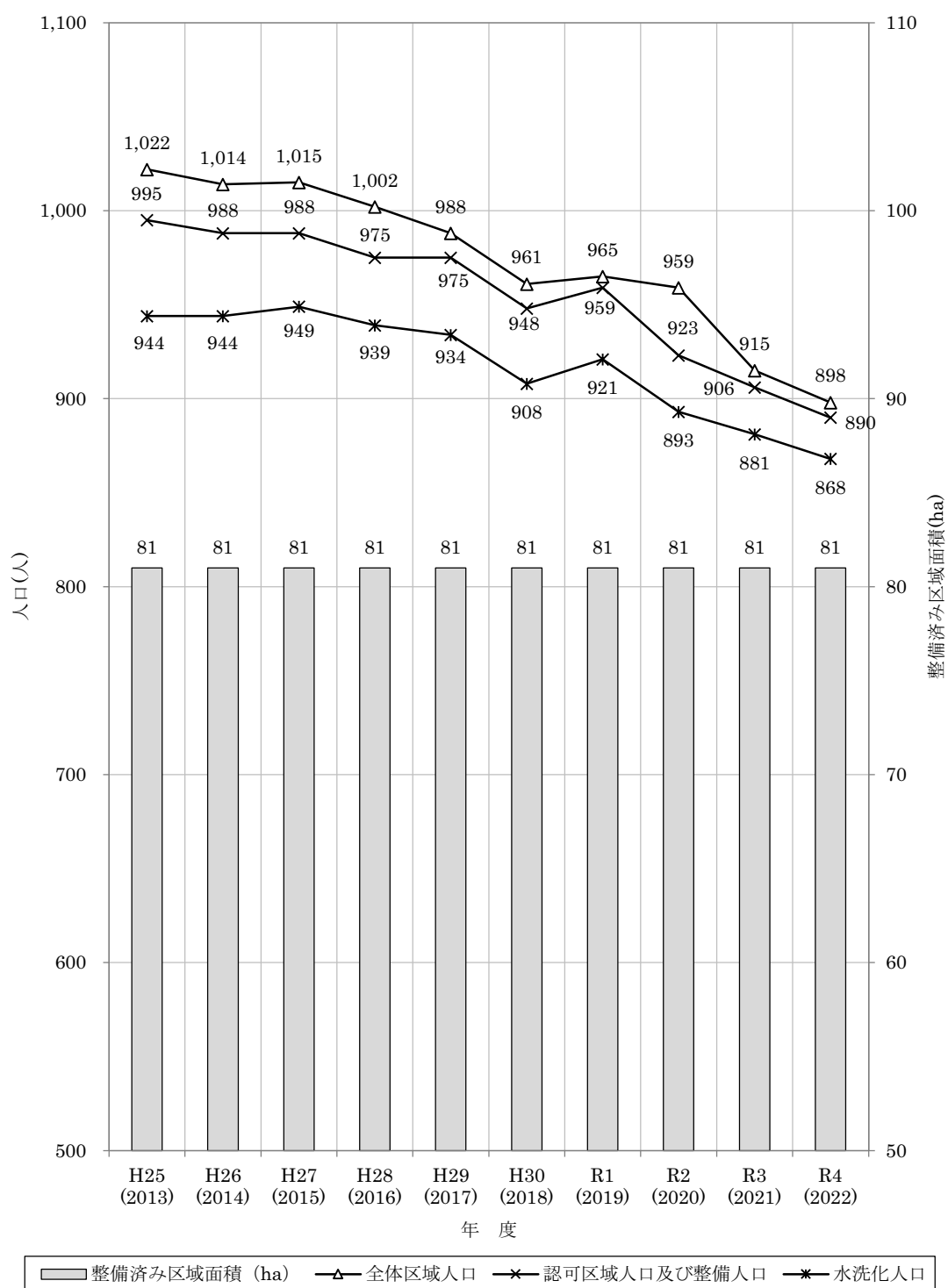


図 3.3.3.2 排水処理施設の整備状況(農業集落)

表 3.3.3.5 排水処理施設の整備状況 NO.2

(単位：人)

区 分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
計画処理区域内人口		15,823	15,790	15,606	15,433	15,217	15,013	14,914	14,738	14,391	14,266
漁業集落排水	全体区域人口	1,609	1,561	1,538	1,488	1,462	1,486	1,487	1,466	1,376	1,389
	本別海地区	217	206	204	181	174	168	165	161	160	158
	尾岱沼地区	1,392	1,355	1,334	1,307	1,288	1,318	1,322	1,305	1,216	1,231
	整備人口	1,596	1,546	1,524	1,471	1,440	1,467	1,468	1,445	1,359	1,371
	本別海地区	217	206	204	181	174	168	165	161	160	158
	尾岱沼地区	1,379	1,340	1,320	1,290	1,266	1,299	1,303	1,284	1,199	1,188
	水洗化人口	1,537	1,489	1,467	1,412	1,383	1,418	1,422	1,411	1,329	1,346
	本別海地区	215	204	201	179	172	166	163	159	158	158
	尾岱沼地区	1,322	1,285	1,266	1,233	1,211	1,252	1,259	1,252	1,171	1,188
	整備済み区域面積(ha)	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
	本別海地区	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	尾岱沼地区	90	90	90	90	90	90	91	91	91	91

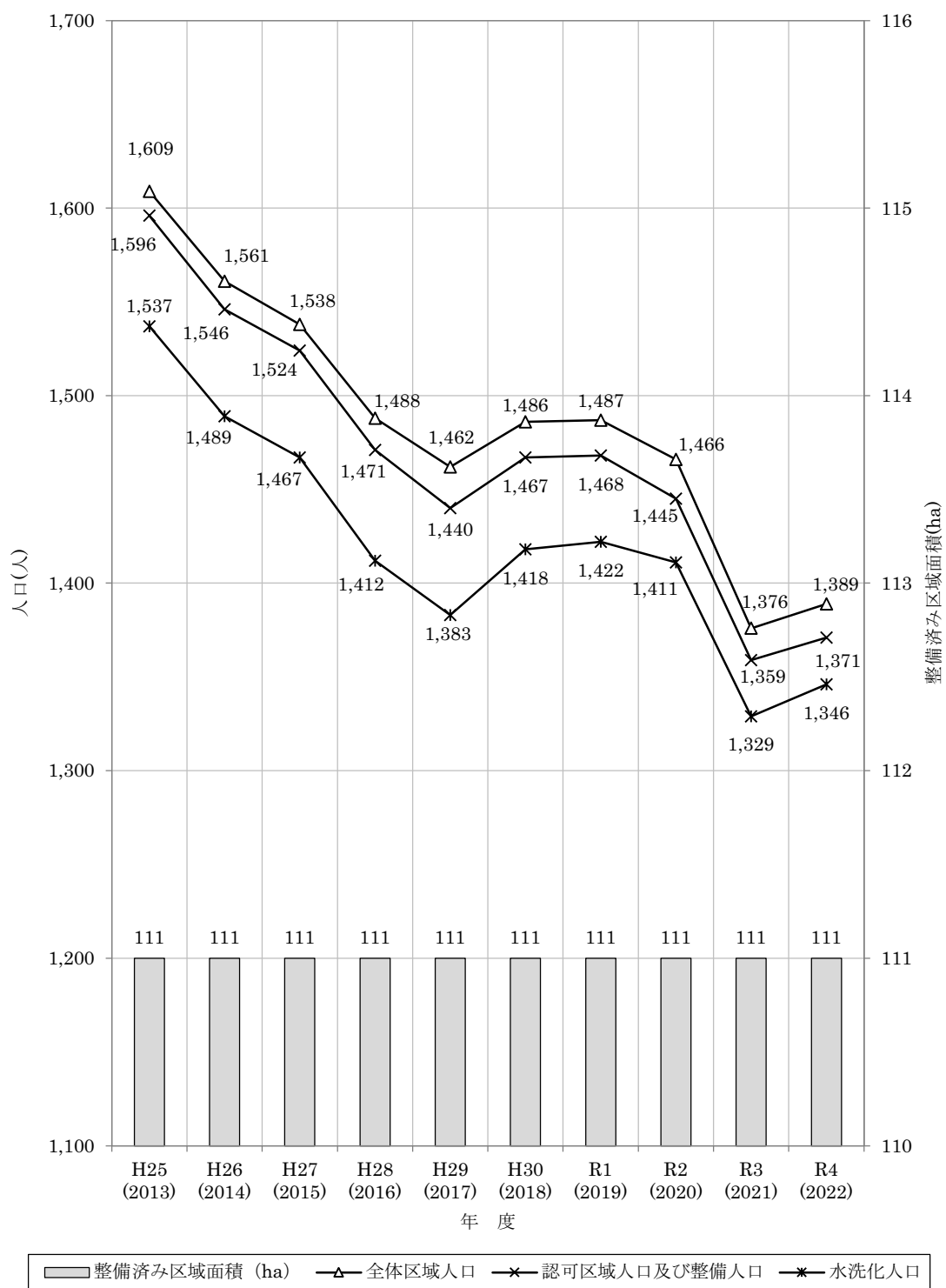


図 3.3.3.3 終末処理場の整備状況(漁業集落)

3-2. し尿処理場の整備状況

(1) 別海町し尿処理場

本町のし尿処理施設は、昭和 55 年(1980 年)4 月に供用開始しており、現在稼働から 43 年が経過しています。また、平成 7 年(1995 年)には基幹的施設整備により、浄化槽汚泥貯留槽の増設工事を実施し現在に至っています。しかし、現在までの稼働状況から施設全般に渡り老朽化が進んでいることから、維持管理費が年々上昇している状況です。

表 3.3.3.6 別海町し尿処理場の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	別海町し尿処理場
所 在 地	別海町上春別 162 番地の 1
敷 地 面 積	9,929m ²
施 設 規 模	20kl/日
処 理 方 式	1 次処理：嫌気消化処理方式
	2 次処理：標準活性汚泥方式
	3 次処理：凝集沈殿・砂ろ過・活性炭吸着
処 理 水 質	BOD：20mg/l 以下、SS：20mg/l 以下
竣 工	昭和 55 年(1980 年)3 月

3-3. し尿及び浄化槽汚泥処理の整備状況

(1) 収集区域

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、別海町全域を対象としています。

(2) 収集・運搬

本町の生活排水処理区域から発生するし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、町の委託業者が行っています。

また、収集方法については、申し込み制による戸別有料収集としています。

料金は令和 4 年(2022 年)5 月までは別海町収入証紙による納入としていましたが、同年 6 月からは納入通知書による納入へと変更しています。

表 3.3.3.7 収集・運搬・処理手数料

対 象 物	収集・運搬主体	処理主体及び方法	
		処理主体	処理方法
し尿・家庭排水	町(委託)	町(委託)	生物処理
浄化槽汚泥	町(委託)	町(委託)	生物処理
し尿処理手数料		1 ヶ月につき 4 円 51 銭	

(3) 処理量の実績

表 3.3.3.8 及び図 3.3.3.5 に、し尿及び浄化槽汚泥の処理実績を以下に示します。

表 3.3.3.8 し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

(t/日(年))

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年間し尿量	2,732,900	2,636,200	2,685,500	2,577,900	2,794,800	2,627,500	2,775,500	2,689,900	2,744,900	2,752,600
日平均し尿量	7,487	7,222	7,337	7,063	7,657	7,199	7,604	7,349	7,520	7,542
家庭系	5,498	5,162	5,016	5,006	5,316	5,083	5,031	5,220	5,319	4,218
事業系	1,989	2,060	2,321	2,057	2,341	2,116	2,573	2,129	2,201	3,324
年間浄化槽汚泥量	2,194,900	2,068,400	2,031,900	2,155,600	2,066,900	2,192,300	2,357,500	2,428,800	2,385,000	2,522,400
日平均浄化槽汚泥量	6,013	5,666	5,552	5,906	5,663	6,006	6,458	6,636	6,535	6,910
家庭系	4,771	4,696	4,553	4,910	4,645	4,933	5,270	5,399	5,240	5,297
事業系	1,242	970	999	996	1,018	1,073	1,188	1,237	1,295	1,613
年間収集家庭雑排水量	148,100	138,400	140,500	145,500	138,000	142,900	118,100	124,000	142,000	136,900
日平均雑排水量	406	379	384	398	378	392	324	339	389	375
年間処理量計	5,075,900	4,843,000	4,857,900	4,879,000	4,999,700	4,962,700	5,251,100	5,242,700	5,271,900	5,411,900
日平均処理量計	13,906	13,267	13,273	13,367	13,698	13,596	14,387	14,324	14,444	14,827

※：別海町福祉部町民課整理資料より

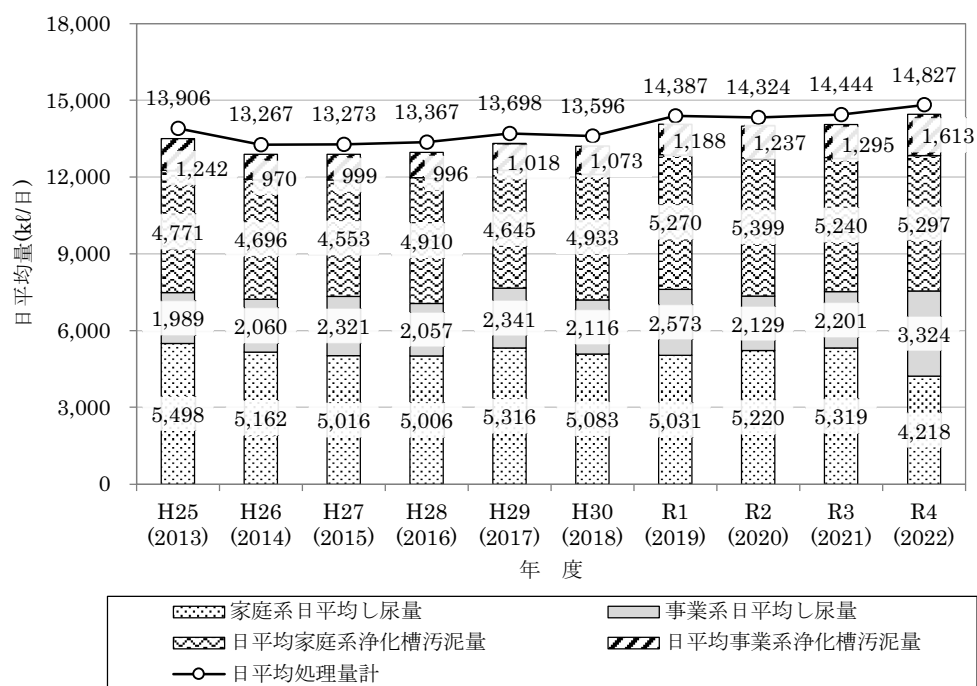


図 3.3.3.5 し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

(4) し尿処理・収集の維持管理費

し尿処理・収集の維持管理費を表 3.3.3.9 及び図 3.3.3.6 に示します。

表 3.3.3.9 し尿処理・収集の維持管理費

区 分	単 位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
処理量	千 k ℓ/年	5,076	4,843	4,858	4,879	5,000	4,963	5,251	5,243	5,272	5,412
処理費(収集を除く)	千円	89,879	77,405	85,117	72,941	82,556	65,564	84,746	53,389	61,180	86,571
k ℓ 当たり処理費	円/k ℓ	17.7	16.0	17.5	15.0	16.5	13.2	16.1	10.2	11.6	16.0
処理費(収集を含む)	千円	130,900	118,649	127,000	123,612	125,682	106,738	129,962	97,932	106,863	136,979
k ℓ 当たり処理費	円/k ℓ	25.8	24.5	26.1	25.3	25.1	21.5	26.2	19.7	21.5	27.6

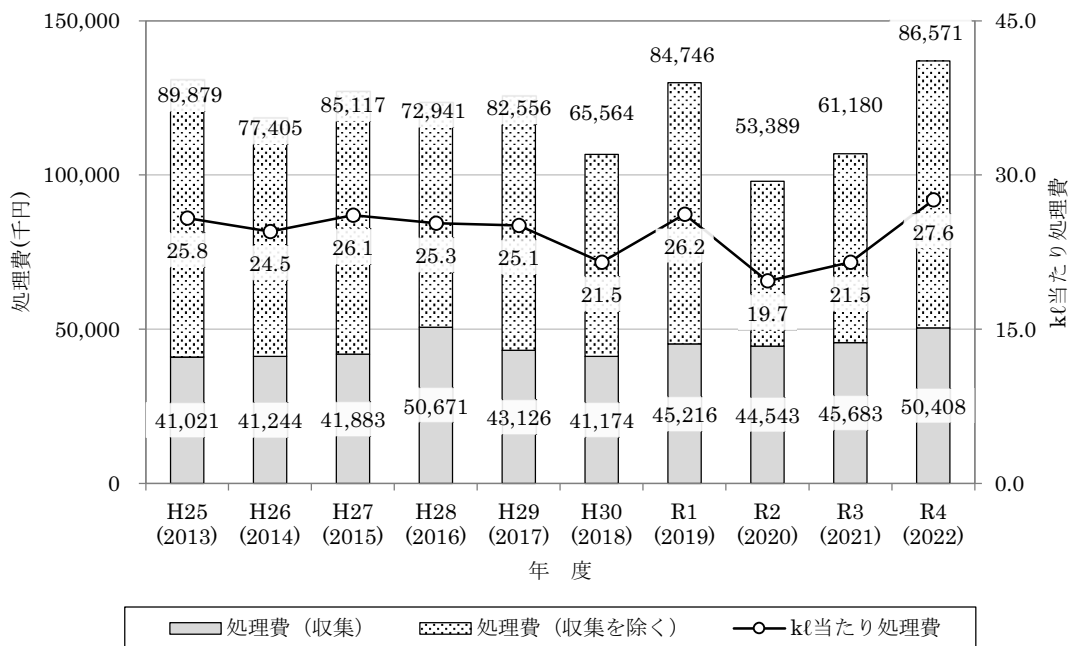


図 3.3.3.6 し尿処理・収集の維持管理費

第4章 生活排水の処理主体

第1節 生活排水処理主体

本町のし尿処理場は、供用開始から40年以上が経過しており、施設全体に渡り老朽化が進んでいることから、公共下水道終末処理場に投入処理する方式も視野に入れ、効率的で経済的な処理体制の推進を行うものとします。

本町の目標年度における一般廃棄物の種類別、処理の区分別の処理主体を下表に示します。

表 3.4.1.1 生活排水処理主体

区 分	対象となる生活排水	処 理 主 体	
		生活排水	汚泥処理
特定環境保全公共下水道	し尿、生活雑排水、事業所排水	別海町	別海町
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	別海町	別海町
漁業集落排水施設	し尿、生活雑排水	別海町	別海町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	各所有者	別海町
単独処理浄化槽	し尿	各所有者	別海町
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	別海町	別海町

1-1. 処理達成目標

本町の生活排水の目標率は、別海町第7次総合計画（令和元年度(2019年度)）に基づき令和5年度(2023年度)で88%、令和10年度(2028年度)で92%としています。集合処理区域外において合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、公共下水道等の供用開始区域においては未接続人口を無くし、生活排水処理率100%達成を目指しています。

表 3.4.1.2 生活排水処理の目標率

区 分	現在 (令和4年度)	総合計画目標年度 (令和10年度)	目標年度 (令和15年度)
生活排水処理率	86.8%	91.8%	96.7%

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理基本計画

1-1. 生活排水処理に係る理念・目標

本町には牧草地や森林、河川をはじめとした多くの自然環境があり、その自然環境の重要な構成要素である水環境は、快適な生活環境を生み出すもので、かけがえのないものです。

本町では合併処理浄化槽による個別排水処理や、特定環境保全公共下水道などの集合排水処理の整備が進められており、生活排水処理率が令和4年度(2022年度)時点で86.8%を示すことから水環境は着実に改善されていると考えられます。

今後も快適な生活を送ることができるよう、住民と行政が一体となって生活排水処理を計画的に進め、豊かな自然環境の保全と、環境にやさしく安心して暮らせるまちづくりを目標とします。

(1) 処理計画の目標

基本方針に基づき、本町における生活排水処理の目標とその内訳、更に処理形態別人口を以下に示します。

表 3.5.1.1 生活排水処理の目標

(単位：人)

区 分	令和4年度 (現状)	令和5年度 (中間目標)	令和10年度 (中間目標)	令和15年度 (計画目標)
	2022年度	2023年度	2028年度	2033年度
① 行政人口	14,266	14,247	13,633	12,894
② 計画処理 区域内人口	9,149	9,151	8,885	8,492
③ 水洗化・生活排水 処理人口	12,379	12,468	12,504	12,462
④ 生活排水処理率	86.8%	87.5%	91.8%	96.7%

表 3.5.1.2 生活排水の内訳

(単位：人)

区 分	令和 4 年度 (現状)	令和 5 年度 (中間目標)	令和 10 年度 (中間目標)	令和 15 年度 (計画目標)
	2022 年度	2023 年度	2028 年度	2033 年度
1 計画処理区域内人口	14,266	14,247	13,633	12,894
2 水洗化 ・生活排水処理人口	12,379 (8,877)	12,468 (8,911)	12,504 (8,672)	12,462 (8,355)
(1)コミュニティ・プラント	—	—	—	—
(2)合併処理浄化槽	3,695 (193)	3,750 (193)	4,015 (183)	4,283 (176)
(3.1)特定環境保全 公共下水道 別海処理区	5,095	5,129	5,118	5,046
(3.2)特定環境保全 公共下水道 西春別処理区	1,216	1,225	1,105	982
(3.3)特定環境保全 公共下水道 走古丹処理区	159	159	154	148
(4.1)農業集落排水施設 西春別地区	227	219	200	179
(4.2)農業集落排水施設 上春別地区	162	177	171	163
(4.3)農業集落排水施設 中春別地区	479	479	463	446
(5.1)漁業集落排水施設 本別海地区	158	151	138	126
(5.2)漁業集落排水施設 尾岱沼地区	1,188	1,188	1,140	1,089
3 水洗化・生活雑排水未処 理人口(単独処理浄化槽)	53 (0)	50 (0)	35 (0)	20 (0)
4 非水洗化人口(汲み取り)	1,834 (272)	1,729 (240)	1,094 (213)	412 (137)
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0
6 生活排水処理率	86.8%	87.5%	91.8%	96.7%

(2) 生活排水の処理フロー

前項で設定した目標計画値の内訳及び割合について、令和 4 年度(2022 年度)の現状と令和 15 年度(2033 年度)の計画目標を次頁のフロー図から整理します。

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽からの汚泥発生量は、現状の 5,379ℓ/日に対し計画目標では 6,478ℓ/日(現状の約 1.2 倍)、また汲み取りし尿の発生量は現状の 3,324ℓ/日から計画目標は 2,311ℓ/日(現状の 70%)を計画値とします。

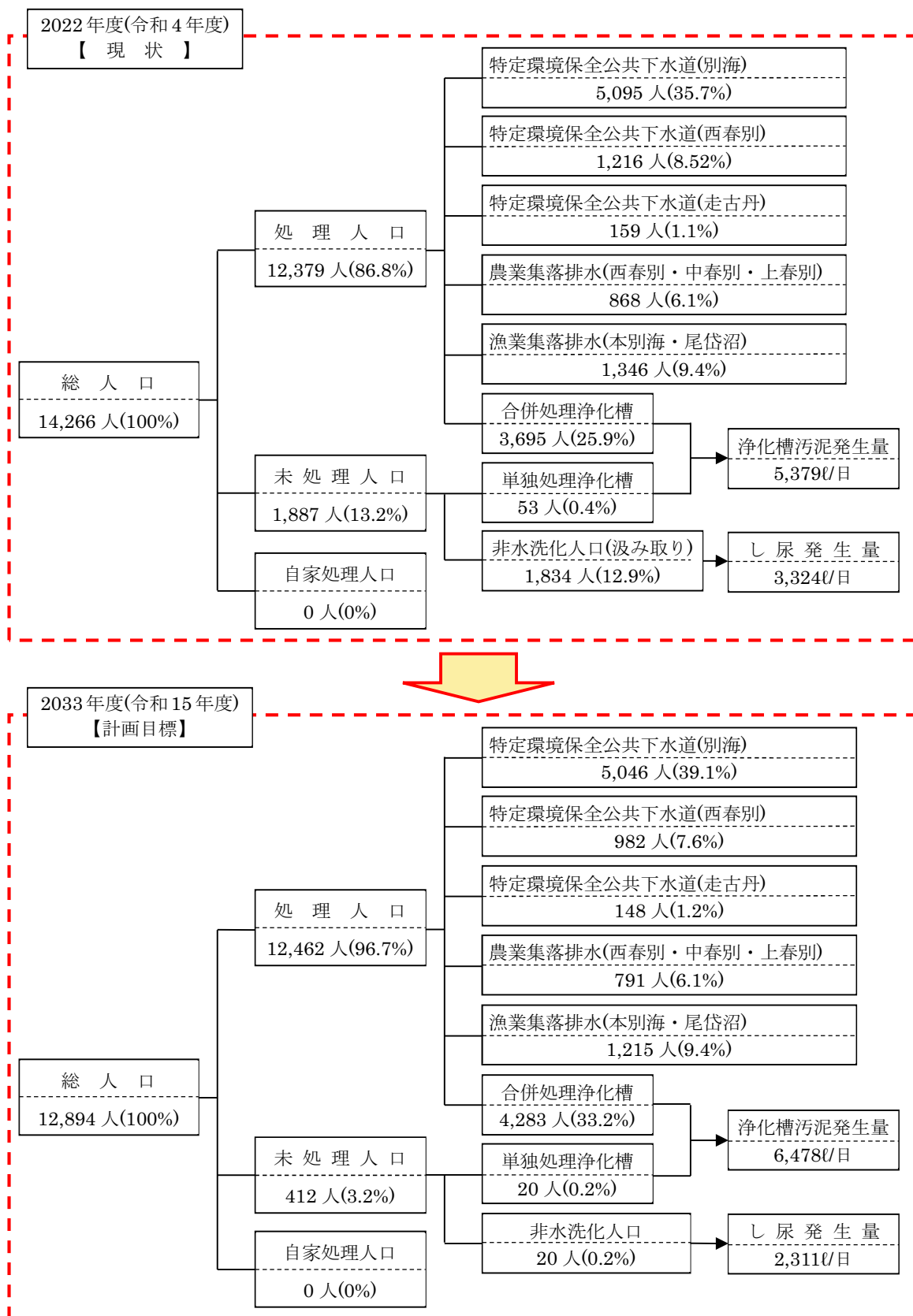


図 3.5.1.1 生活排水の処理フロー(令和4年度(2022年度)→令和15年度(2033年度))

1-2. 生活排水を処理する区域及び人口

(1) 処理区域の設定

生活排水処理の対象区域は行政区域全域とします。

また事業種別として、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の整備と維持管理を推進する集合処理区域と、合併処理浄化槽の整備を促進する個別処理区域の設定に関する考えを以下に整理します。

①集合処理区域

集合処理する区域は、投資効果等の経済性を考慮して、比較的人口が密集する地域である別海処理区と西春別処理区及び走古丹処理区の 3 地区を対象とし、公共下水道の整備によって区域内の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図っています。

また、その他農業集落排水は、西春別地区と上春別地区及び中春別地区の 3 地区を対象とした集落排水の整備によって、区域内の生活改善を行い水質保全を図っています。

漁業集落排水では、本別海地区と尾岱沼地区の 2 地区を対象とした集落排水の整備によって区域内の生活改善を行い、水質保全を図っています。

事業種別については、今後も引き続き上記の処理区を対象とした特定環境保全公共下水道事業(国土交通省)及び集落排水事業(農林水産省)とします。

②個別処理区域

集合処理区域外については、人口の推移及び集中状況、地理的条件、経済性等の総合的評価により集合処理することが不利と判断し、合併処理浄化槽によって生活排水を処理するものとしています。

事業種別は、今後も引き続き、合併処理浄化槽の整備を対象とした合併処理浄化槽設置整備事業(個人設置型)とし、補助金交付要綱に基づき、個人住宅等に合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金の交付を継続します。

(2) 推計行政人口の設定

①目標年度における推計行政人口(計画処理人口)

本計画における計画処理人口は、目標年次である令和15年度(2033年度)の行政(計画処理区域内)人口を『**12,894人**』として設定します。

表 3.5.1.3 一般廃棄物処理基本計画における人口

(単位：人)

年 度 (西 暦)	推計行政人口	備 考
令和4年度 (2022)	14,266	現状
令和5年度 (2023)	14,247	中間目標
令和10年度 (2028)	13,633	中間目標
令和15年度 (2033)	12,894	計画目標

※：令和4年度(2022年度)現状人口は、令和5年(2023年)3月31日時点での人口を示す。

※：本計画における計画処理人口は、第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口の将来展望_目標人口の推計と、前計画の人口推計との按分値とする。

表 3.5.1.4 計画における人口推計の結果

(単位：人)

年 度 (西 暦)	推計行政人口	備 考
令和4年度(2022)	14,266	
令和5年度(2023)	14,247	中間目標
令和6年度(2024)	14,163	
令和7年度(2025)	14,027	
令和8年度(2026)	13,896	
令和9年度(2027)	13,764	
令和10年度(2028)	13,633	中間目標
令和11年度(2029)	13,502	
令和12年度(2030)	13,371	
令和13年度(2031)	13,143	
令和14年度(2032)	13,019	
令和15年度(2033)	12,894	計画目標

※：令和4年度(2022年度)及び令和5年度(2023年度)現状人口は、令和5年(2023年)3月31日時点での人口を示す。

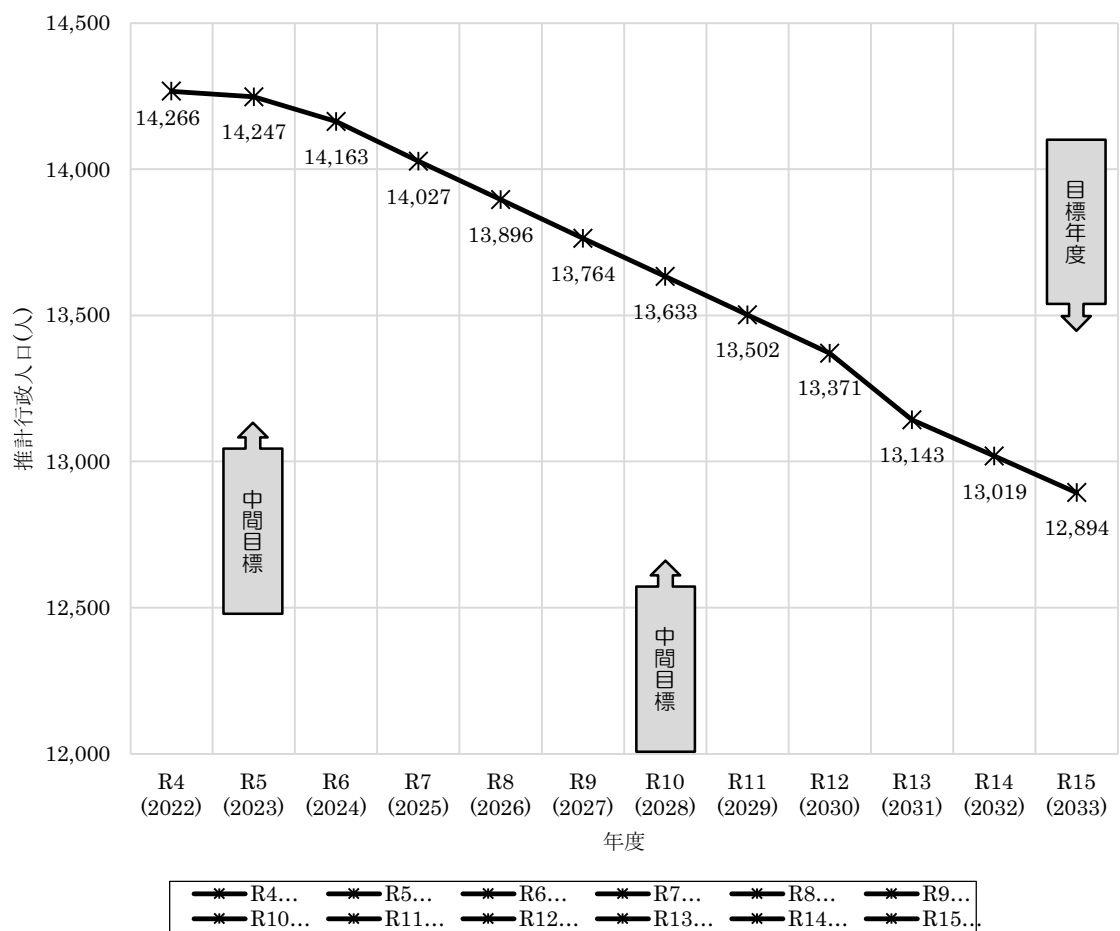


図 3.5.1.2 計画における人口推計の結果

1-3. 処理区域別の将来人口の設定

(1) 集合処理区域と個別処理区域における将来人口の設定について

生活排水処理基本計画では、集合処理区域(公共下水道)と個別処理区域(合併処理浄化槽)の目標人口の設定が必要となります。

本項では当該将来人口の設定に関する考え方と結果を整理します。

なお、個別処理区域の人口については、推計行政人口と推計集合処理区域人口の差としています。

①集合処理区域(公共下水道)の実績割合

集合処理区域における公共下水道区域と農業集落排水地区、漁業集落排水地区の将来計画人口を推計します。

それぞれの区域内人口は、過去 10 ヶ年の行政人口に対する割合をトレンド(推計)法※で推計し、推計行政人口に乗ずることで算出しています。

※：ごみ処理基本計画 2-109 頁

(2) 集合処理区域(公共下水道)の将来人口の設定

①計画処理区域別の将来人口の割合・設定

平成 25 年(2013 年度)から令和 4 年(2022 年度)までの 10 年間実績による行政人口に対する公共下水道計画の実績割合を下記に示します。

表 3.5.1.5 行政人口に対する区域内人口の割合

年度	行政人口 (人)	集合処理 区域内人口 (人)	下水道計画人口(人)						
				別海		西春別		走古丹	
					割合		割合		割合
H25	15,823	10,083	7,452	5,608	35.4%	1,663	10.5%	181	1.1%
H26	15,790	10,011	7,436	5,608	35.5%	1,654	10.5%	174	1.1%
H27	15,606	9,947	7,394	5,583	35.8%	1,640	10.5%	171	1.1%
H28	15,433	9,775	7,285	5,496	35.6%	1,617	10.5%	172	1.1%
H29	15,217	9,649	7,191	5,457	35.9%	1,564	10.3%	170	1.1%
H30	15,013	9,573	7,126	5,441	36.2%	1,520	10.1%	165	1.1%
R1	14,914	9,554	7,102	5,458	36.6%	1,478	9.9%	166	1.1%
R2	14,738	9,447	7,052	5,410	36.7%	1,475	10.0%	167	1.1%
R3	14,391	9,214	6,923	5,359	37.2%	1,399	9.7%	165	1.1%
R4	14,266	9,149	6,862	5,334	37.4%	1,365	9.6%	163	1.1%

※：平成 25 年度(2013 年度)～令和 4 年度(2022 年度)の過去 10 年間の実績数値の割合を示す。

②集合処理区域(公共下水道)の将来人口の設定

前項による、過去 10 年間における公共下水道計画人口の実績割合の結果、計画目標年度である令和 15 年度(2033 年度)の将来割合を下表に示します。

表 3.5.1.6 公共下水道の将来人口

年 度	推計行政 人口(人)	公共下水道区域内人口(人)				備 考
		全 体	別海処理区	西春別処理区	走古丹処理区	
令和 4 年度 (2022)	14,266	6,862	5,334	1,365	163	実 績
令和 5 年度 (2023)	14,247	6,866	5,343	1,361	162	中間目標
令和 10 年度 (2028)	13,633	6,661	5,276	1,228	157	中間目標
令和 15 年度 (2033)	12,894	6,391	5,149	1,091	151	計画目標

※：令和 4 年度(2022 年度)の数値は現況実績で、その他の計画目標年度は実績割合の数値を示す。

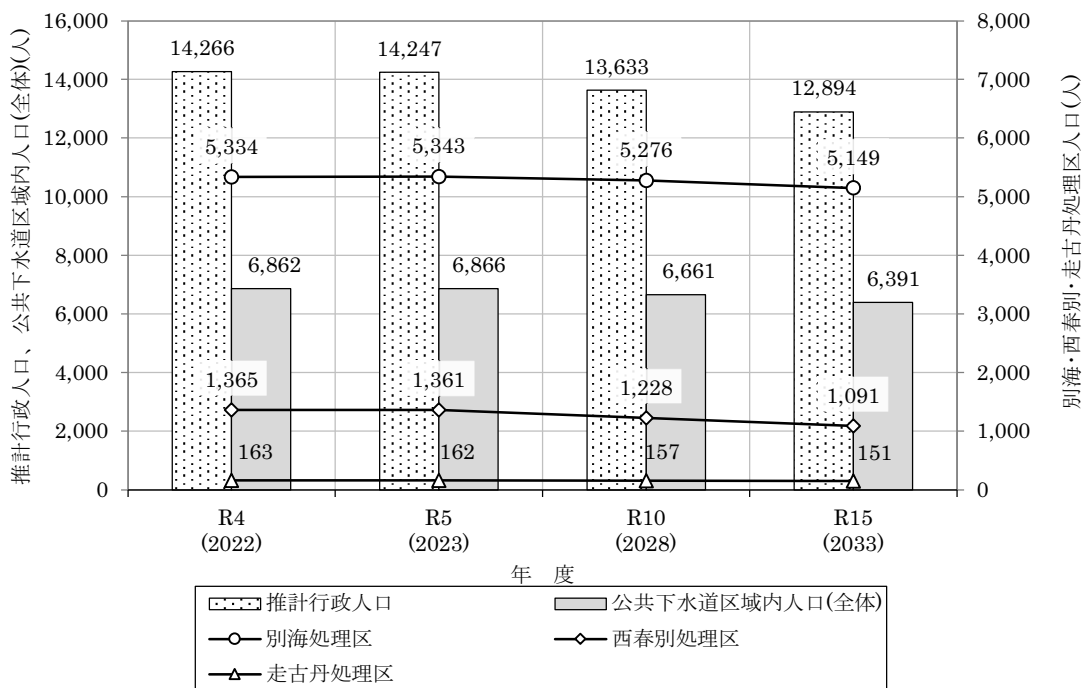


図 3.5.1.3 下水道計画の将来人口

(3) 集合処理区域(農業集落排水)の将来人口の設定

①農業集落排水計画人口の割合・設定

平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)と過去 10 年間における集合処理区域内人口に対する農業集落排水計画人口の実績割合を下表に示します。

表 3.5.1.7 行政人口に対する農業集落排水計画区域内人口の割合

年度	行政人口 (人)	集合処理 区域内人口 (人)	下水道計画人口(人)						
				西春別		上春別		中春別	
				割合		割合		割合	
H25	15,823	10,083	1,022	288	1.8%	191	1.2%	543	3.4%
H26	15,790	10,011	1,014	279	1.8%	196	1.2%	539	3.4%
H27	15,606	9,947	1,015	276	1.8%	203	1.3%	536	3.4%
H28	15,433	9,775	1,002	270	1.7%	206	1.3%	526	3.4%
H29	15,217	9,649	988	262	1.7%	205	1.3%	521	3.4%
H30	15,013	9,573	961	257	1.7%	197	1.3%	507	3.4%
R1	14,914	9,554	965	255	1.7%	197	1.3%	513	3.4%
R2	14,738	9,447	929	238	1.6%	185	1.3%	506	3.4%
R3	14,391	9,214	915	231	1.6%	178	1.2%	506	3.5%
R4	14,266	9,149	898	238	1.7%	167	1.2%	493	3.5%

※：平成 25 年度(2013 年度)～令和 4 年度(2022 年度)の過去 10 年間の実績数値の割合を示す。

②集合処理区域(農業集落排水)の将来人口の設定

前項による、過去 10 年間における公共下水道計画人口の実績割合の結果、計画目標年度である令和 15 年度(2033 年度)の将来割合を下表に示します。

表 3.5.1.8 農業集落排水計画の将来人口

年 度 (西 暦)	推計行政 人口(人)	農業集落区域内人口(人)				備 考
	計 画 値	全 体	西春別地区	上春別地区	中春別地区	
令和 4 年度 (2022)	14,266	898	238	167	493	実 績
令和 5 年度 (2023)	13,909	906	228	184	494	中間目標
令和 10 年度 (2028)	13,095	857	204	176	477	中間目標
令和 15 年度 (2033)	12,340	800	179	166	455	計画目標

※：令和 4 年度(2022 年度)の数値は現況実績で、その他の計画目標年度は実績割合の数値を示す。

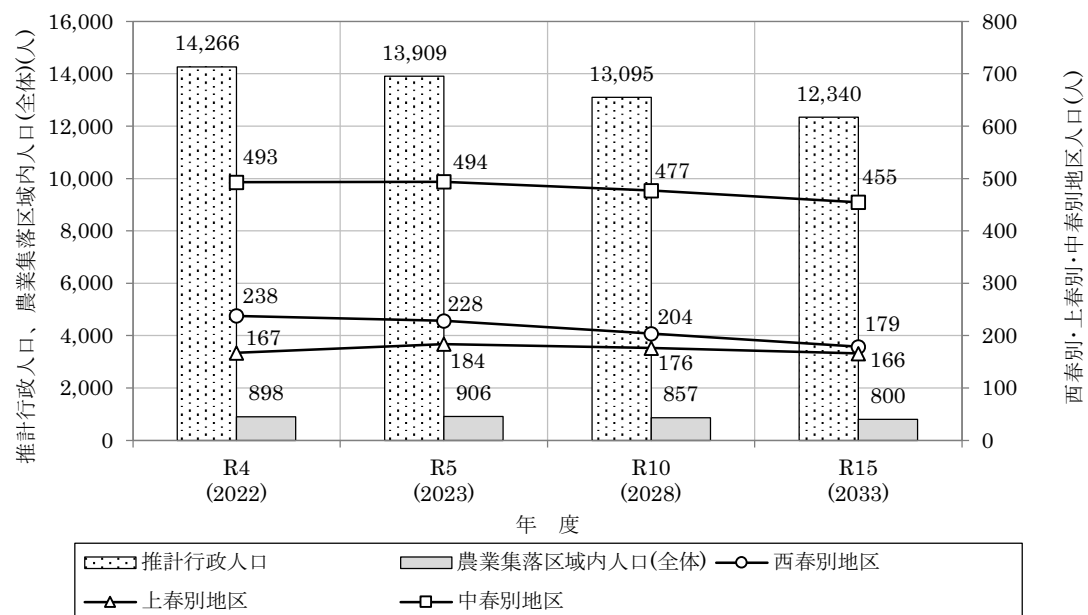


図 3.5.1.4 農業集落排水計画の将来人口

(4) 集合処理区域(漁業集落排水)の将来人口の設定

①漁業集落排水計画人口の割合・設定

平成 25 年度(2013 年度)から令和 4 年度(2022 年度)と過去 10 年間における集合処理区域内人口に対する漁業集落排水計画人口の実績割合を下表に示します。

表 3.5.1.9 行政区域人口に対する漁業集落排水計画区域内人口の割合

年度	行政人口 (人)	集合処理 区域内人口 (人)	下水道計画人口(人)				
				本別海		尾岱沼	
					割合		割合
H25	15,823	10,083	1,609	217	1.4%	1,392	8.8%
H26	15,790	10,011	1,561	206	1.3%	1,355	8.6%
H27	15,606	9,947	1,538	204	1.3%	1,334	8.5%
H28	15,433	9,775	1,488	181	1.2%	1,307	8.5%
H29	15,217	9,649	1,462	174	1.1%	1,288	8.5%
H30	15,013	9,573	1,486	168	1.1%	1,318	8.8%
R1	14,914	9,554	1,487	165	1.1%	1,322	8.9%
R2	14,738	9,447	1,466	161	1.1%	1,305	8.9%
R3	14,391	9,214	1,376	160	1.1%	1,216	8.4%
R4	14,266	9,149	1,389	158	1.1%	1,231	8.6%

※：平成 25 年度(2013 年度)～令和 4 年度(2022 年度)の過去 10 年間の実績数値の割合を示す。

②集合処理区域(漁業集落排水)の将来人口の設定

前項による、過去 10 年間における公共下水道計画人口の実績割合の結果、計画目標年度である令和 15 年度(2033 年度)の将来割合を下表に示します。

表 3.5.1.10 漁業集落排水計画の将来人口

年 度 (西暦)	推計行政 人口(人)	漁業集落区域内人口(人)			備 考
	計 画 値	全 体	本別海地区	尾岱沼地区	
令和 4 年度 (2022)	14,266	1,389	158	1,231	実 績
令和 5 年度 (2023)	14,247	1,379	151	1,228	中間目標
令和 10 年度 (2028)	13,633	1,313	138	1,175	中間目標
令和 15 年度 (2033)	12,894	1,237	126	1,111	計画目標

※：令和 4 年度(2022 年度)の数値は現況実績で、その他の計画目標年度は実績割合の数値を示す。

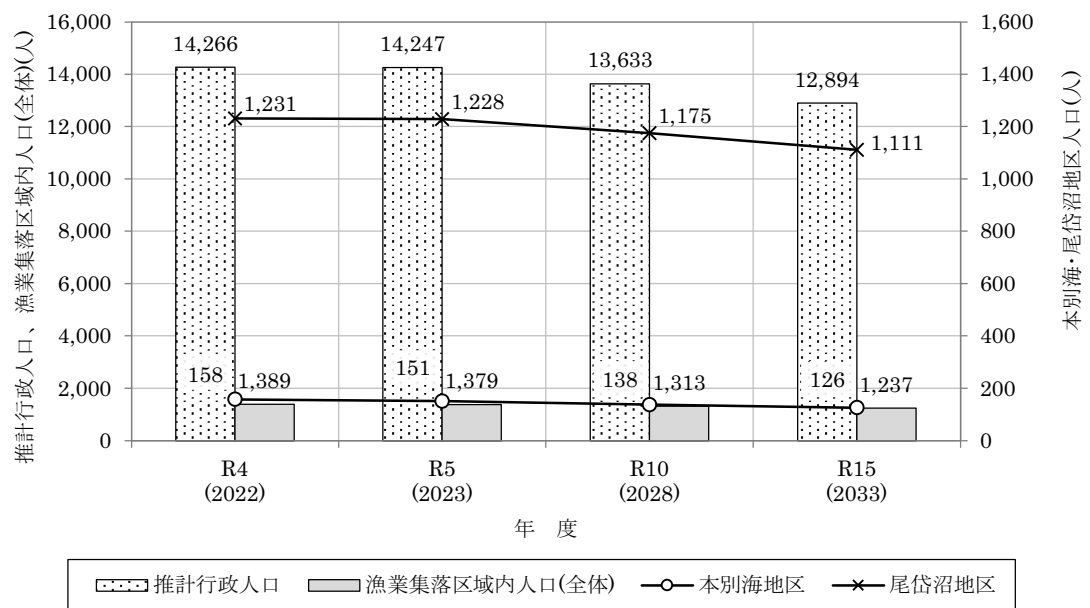


図 3.5.1.5 漁業集落排水計画の将来人口

③処理区域別の将来人口の設定

以上の結果を踏まえて、集合処理区域における公共下水道処理区域の人口と個別処理区域人口の推計結果を下表に整理します。

表 3.5.1.11 計画処理人口の推計結果

年 度(西暦)	推計行政人口 (人)	集合処理区域 人口(人)	個別処理区域 人口(人)	備 考
令和 4 年度(2022)	14,266	9,149	5,117	実 績
令和 5 年度(2023)	14,247	9,151	5,096	中間目標
令和 6 年度(2024)	14,163	9,150	5,013	
令和 7 年度(2025)	14,027	9,082	4,945	
令和 8 年度(2026)	13,896	9,016	4,880	
令和 9 年度(2027)	13,764	8,948	4,816	
令和 10 年度(2028)	13,633	8,885	4,748	中間目標
令和 11 年度(2029)	13,502	8,819	4,683	
令和 12 年度(2030)	13,371	8,753	4,618	
令和 13 年度(2031)	13,143	8,615	4,528	
令和 14 年度(2032)	13,019	8,554	4,465	
令和 15 年度(2033)	12,894	8,492	4,402	計画目標

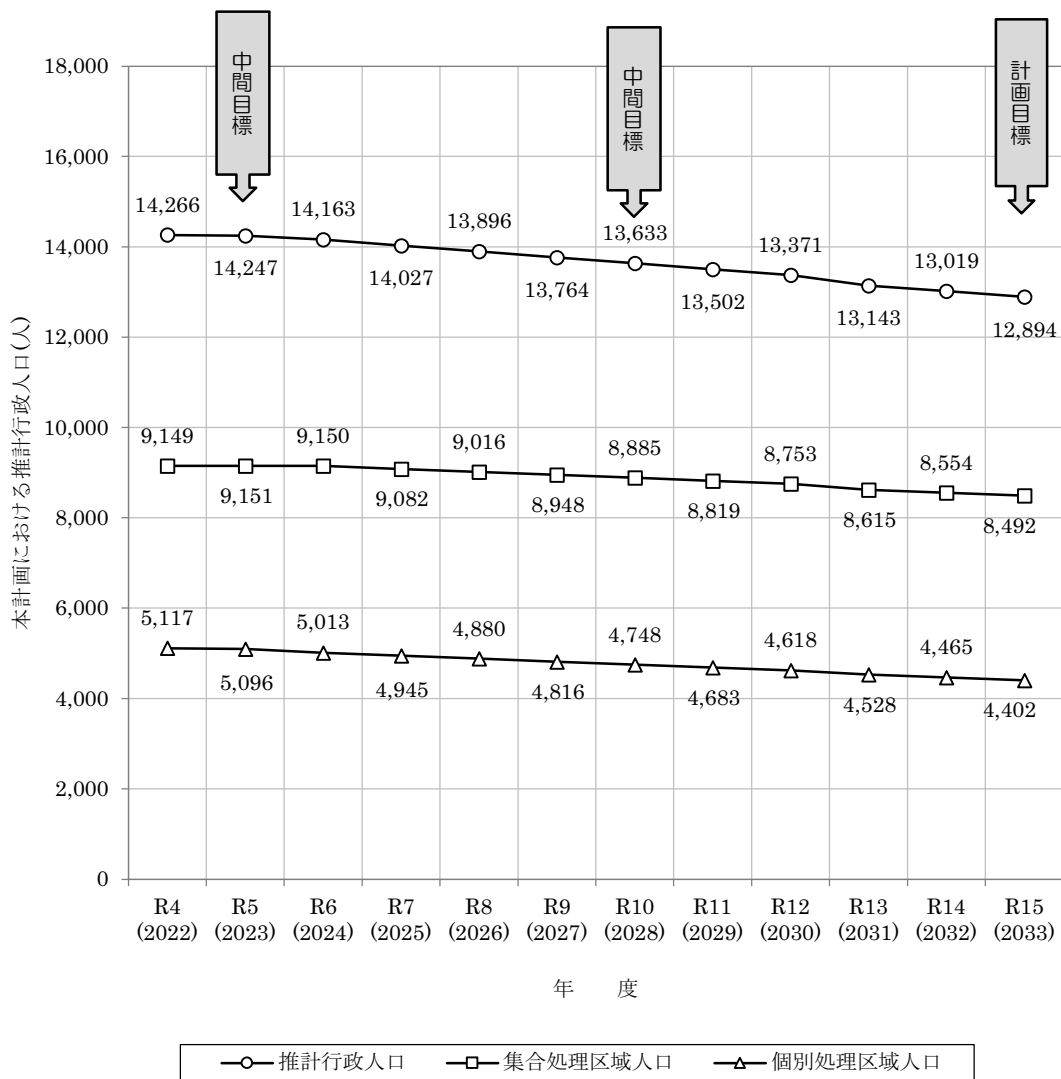


図 3.5.1.6 行政人口と集合処理区域・個別処理区域の計画人口

1-4. 水洗化・生活雑排水処理の目標人口の設定

(1) 水洗化・生活雑排水処理の目標人口の設定について

生活排水処理基本計画では、前項で設定した処理区域別の将来人口に対し、公共下水道、及び合併処理浄化槽による施設整備計画に向けて、当該区域における水洗化・生活排水処理の目標人口の設定が必要となります。

本項では、当該目標人口の設定に関する考え方と結果を整理します。

(2) 集合処理区域(公共下水道)の水洗化人口の設定

①集合処理区域(公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水)

公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水における処理区域内人口に対する水洗化人口の実績割合は表 3.5.5.1 集合処理区域内と個別処理区域内人口の割合実績のとおりです。

水洗化人口を設定するにあたっては各区域の将来人口に対し、過去 10 ヶ年実績のトレンド(推計)法の結果による水洗化割合、または最新(令和 4 年度(2022 年度))の水洗化割合を乗ずる選択方法で行うこととします。

トレンド(推計)法を採用している処理区は、公共下水道(別海処理区)と農業集落排水(西春別地区・上春別地区・中春別地区)、漁業集落排水(尾岱沼地区)とします。

現在人口に対する割合を採用している処理区は、公共下水道(西春別処理区・走古丹処理区)と漁業集落排水(本別海地区)とします。

②集合処理区域(公共下水道)

公共下水道は、過去 10 ヶ年の実績が増加傾向を示していることから、別海処理区については、トレンド(推計)法により割合を設定します。

推計の結果、目標年度における別海処理区の水洗化人口は、『5,046 人』(98%)となります。

また、それ以外の現在人口に対する割合を採用している西春別処理区・走古丹処理区の水洗化人口の結果は、下表に示します。

表 3.5.1.12 公共下水道処理区の水洗化人口の推計とりまとめ

(単位：人)

処理区域	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 10 年度 (2028)	令和 15 年度 (2033)
水洗化人口(別海処理区)	5,095	5,129	5,118	5,046
区域内人口 ①	5,334	5,343	5,276	5,149
水洗化人口 ②	5,095	5,129	5,118	5,046
人口割合 ②÷①	96%	96%	97%	98%
水洗化人口(西春別処理区)	1,216	1,381	1,105	982
区域内人口 ①	1,365	1,381	1,228	1,091
水洗化人口 ②	1,216	1,225	1,105	982
人口割合 ②÷①	90%	90%	90%	90%
水洗化人口(走古丹処理区)	159	159	154	148
区域内人口 ①	163	162	157	151
水洗化人口 ②	159	159	154	148
人口割合 ②÷①	98%	98%	98%	98%

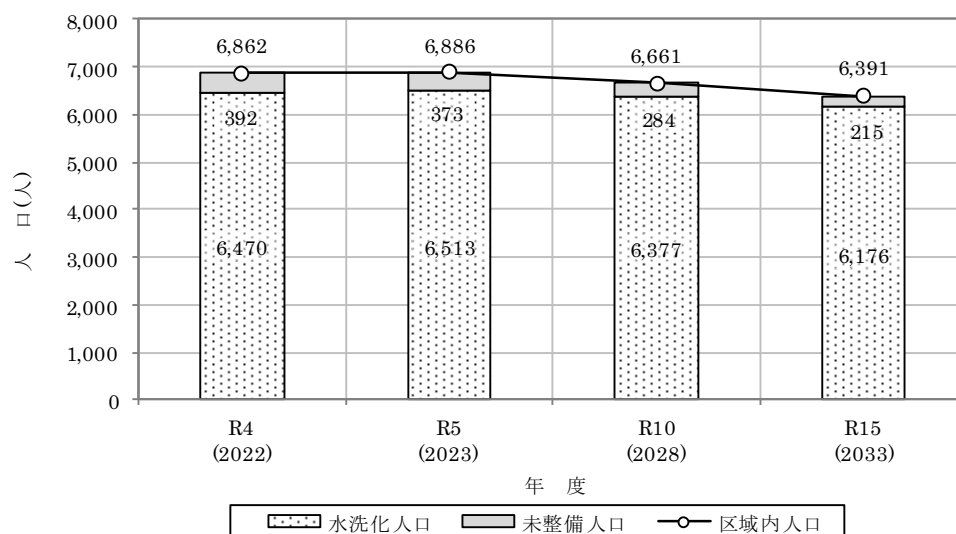


図 3.5.1.7 公共下水道処理区の水洗化人口

③集合処理区域（農業集落排水）

農業集落排水は、過去 10 年間の実績が微増ながら増加傾向を示していることから、処理区(西春別地区・上春別地区・中春別地区)全て、トレンド(推計)法により割合を設定します。

推計の結果、目標年度における西春別地区の水洗化人口は『179 人』(100%)、上春別地区の水洗化人口は『166 人』(100%)、中春別地区の水洗化人口は『446 人』(98%)、となります。

表 3.5.1.13 農業集落排水地区の水洗化人口の推計とりまとめ

(単位：人)

地区	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 10 年度 (2028)	令和 15 年度 (2033)
水洗化人口(西春別地区)	227	221	204	179
区域内人口 ①	238	228	204	179
水洗化人口 ②	227	221	204	179
人口割合 ②÷①	95%	97%	100%	100%
水洗化人口(上春別地区)	162	178	176	166
区域内人口 ①	167	184	176	166
水洗化人口 ②	162	178	176	166
人口割合 ②÷①	97%	97%	100%	100%
水洗化人口(中春別地区)	479	479	463	446
区域内人口 ①	493	494	477	455
水洗化人口 ②	479	479	463	446
人口割合 ②÷①	97%	97%	97%	98%

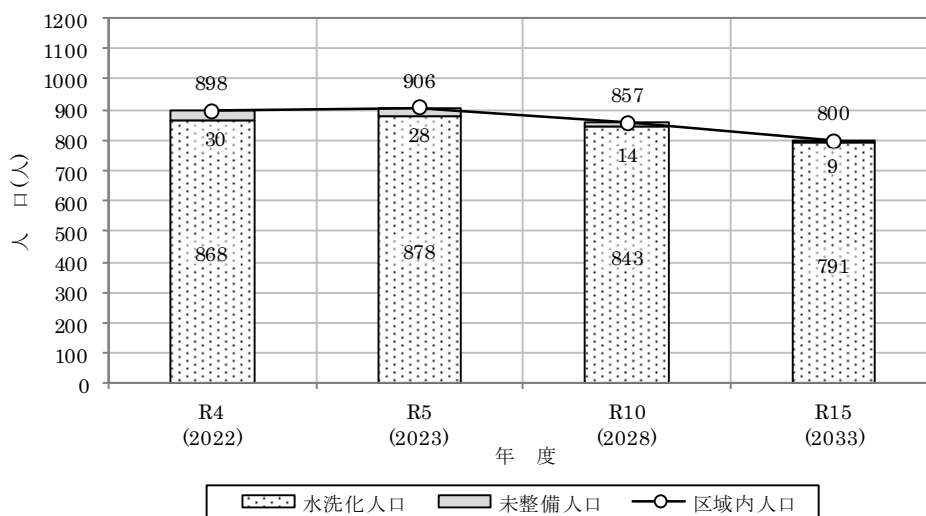


図 3.5.1.8 農業集落地区の水洗化人口

④集合処理区域(漁業集落排水)

漁業集落排水は、過去 10 年間の実績が微増傾向を示していることから、尾岱沼地区ではトレンド(推計)法による割合を設定します。

推計の結果、目標年度における尾岱沼地区の水洗化人口は、『1,089 人』(98%)となります。

また、それ以外の現在人口に対する割合を採用している本別海地区の水洗化人口は、『126 人』(100%)となります。

表 3.5.1.14 漁業集落排水地区の水洗化人口割合の推計とりまとめ

(単位：人)

地区	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 10 年度 (2028)	令和 15 年度 (2033)
水洗化人口(本別海地区)	158	151	138	126
区域内人口 ①	158	151	138	126
水洗化人口 ②	158	151	138	126
人口割合 ②÷①	100%	100%	100%	100%
水洗化人口(尾岱沼地区)	1,118	1,179	1,140	1,089
区域内人口 ①	1,231	1,228	1,175	1,111
水洗化人口 ②	1,118	1,179	1,140	1,089
人口割合 ②÷①	97%	96%	97%	98%

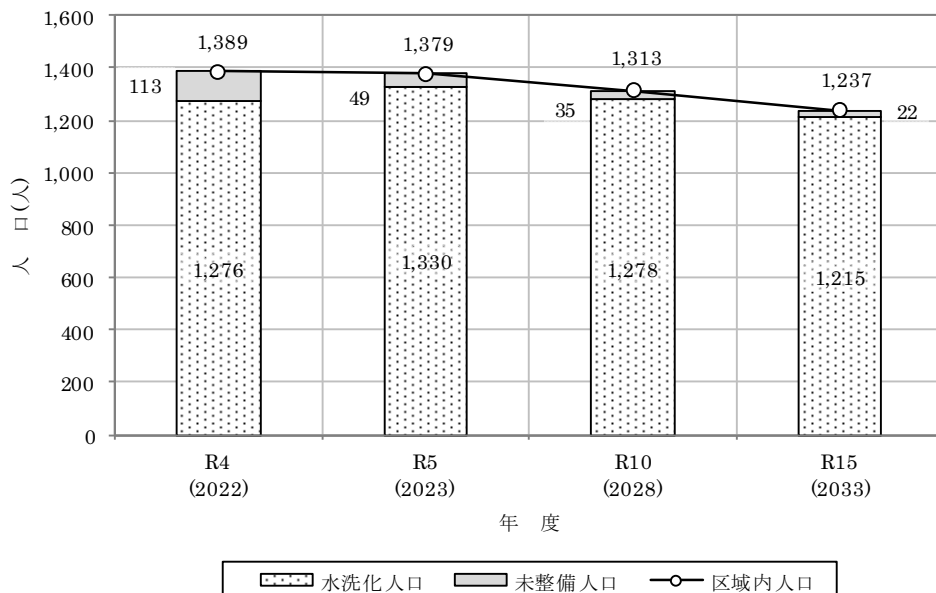


図 3.5.1.9 漁業集落地区の水洗化人口

1-5. 個別処理区域の合併処理浄化槽設置基数の設定

個別処理区域について、はじめに合併処理浄化槽の設置基数を設定します。

個別処理区域合併処理浄化槽の設置基数は、令和元年度(2019 年度)に『第 7 次別海町総合計画「5. 下水道の整備」』を策定しており、令和 5 年度(2023 年度)及び令和 10 年度(2028 年度)における重要業績評価指標(KPI)を設定しています。

今回の中間目標での見直しは、当初策定の合併処理浄化槽設置基数について、過去 5 年間の実績を参考に見直しを行い、令和 5 年度(2023 年度)～令和 15 年度(2033 年度)10 年間の設置基数を新たに設定します。

(1) 【浄化槽設置計画】 30 基/年 ➡ 15 基/年

令和元年度(2019 年度)～令和 5 年度(2023 年度)までの直近 5 年間の平均設置数が 15 基/年であることから、今回の中間目標の見直しで令和 6 年度(2024 年度)からの目標を 15 基/年に修正することとします。

(2) 【合併処理浄化槽全体計画基数について】 1200 基 ➡ 変更なし

『合併処理浄化槽全体計画基数 1200 基』について、平成 17 年度(2005 年度)に定めており、令和 4 年度(2022 年度)までの累計設置基数は 955 基となっています。

集合処理区域内については、将来的に公共下水道に接続されるものとし、合併処理浄化槽基数は 2 年毎に 1 基が減少(下水道に移行)すると仮定します。

上記(1)による計画と合わせた結果、計画目標の令和 15 年度(2033 年度)での合併処理浄化槽全体計画基数は 1,172 基(≤1,200 基)となり、計画基数に達しないことから『合併処理浄化槽全体計画基数 1,200 基』は今回の見直しでは変更しないものとします。

表 3.5.1.15 重要業績評価指標(KPI)に対する目標値の設定

	単位	2017 年度	2023 年度 (中間目標)	2028 年度 (中間目標)
KPI 汚水処理人口普及率	%	84.3	88	92
推計汚水処理人口普及率	%		87.5	91.8

出典：第 7 次別海町総合計画(平成 31 年(2019 年)3 月)「5. 下水道の整備」より

※：第 7 次別海町総合計画期間は、令和元年度(2019 年度)～令和 10 年度(2028 年度)の 10 カ年計画

1-6. 個別処理区域の合併処理浄化槽人口の設定

個別処理区域における生活排水処理は、今後も合併処理浄化槽により整備を進めるものとし、人口の目標値を設定します。

合併処理浄化槽使用人数の増加人数は、令和4年度(2022年度)での個別処理区域内における合併浄化槽処理世帯人数に、前頁で設定した年間増加基数 15 基を乗じて算出します。

区域内合併処理浄化槽世帯人数は、令和4年度(2022年度)実績より 3.67 人/世帯となります。

結果、個別処理区域における合併処理浄化槽人数は 55 人/年の増加となり、目標年度における区域内排水処理人口は 4,107 人となります。

表 3.5.1.16 最新実績値による一人当たり合併処理浄化槽使用人数の設定

年度(西暦)	個別処理区域合併処理浄化槽人数(人)	合併浄化槽基数(基)	個別処理区域内世帯人数(人/世帯)
令和4年度(2022)	3,502	955	3.67

表 3.5.1.17 個別処理区域の合併処理浄化槽人口の推計

年度(西暦)	①区域内基数の推計(基) ※：前年度人数に対して年間 15 基増加	②区域内人口の推計(人) ※：①×3.67 人/世帯
令和4年度(2022)	955	3,502
令和5年度(2023)	970	3,557
令和6年度(2024)	985	3,612
令和7年度(2025)	1,000	3,667
令和8年度(2026)	1,015	3,722
令和9年度(2027)	1,030	3,777
令和10年(2028)	1,045	3,832
令和11年(2029)	1,060	3,887
令和12年(2030)	1,075	3,942
令和13年(2031)	1,090	3,997
令和14年(2032)	1,105	4,052
令和15年(2033)	1,120	4,107

※：令和4年度(2022年度)は実績を示す。

1-7. 個別処理区域の単独処理浄化槽人口・基数の設定

単独処理浄化槽は、令和 4 年度(2022 年度)時点で 17 基が整備されていますが、今後は単独処理浄化槽の廃止を行政として指導していくものとし、合併処理浄化槽への転換を図ります。

単独処理浄化槽の基数について、過去 10 年間の実績では横ばいで推移しているものの、今後は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への整備転換を積極的に推進するよう努力目標を設定することが必要であると考えます。

この整備目標により、単独処理浄化槽基数は、個別処理区域合併浄化槽へ 1 基/年ずつの移行を見込むものとして推計します。

人口に関しては、前頁までによる個別処理区域内合併処理浄化槽人口の推計方法に則り、個別処理区域内単独処理浄化槽世帯人数 3.12 人/世帯に単独処理浄化槽 1 基/年の減少を乗じて算出します。

よって、個別処理区域内の単独処理浄化槽は合併処理浄化槽へ 1 基/年移行し、3 人/年減少する考えとなります。

表 3.5.1.18 単独処理処理浄化槽による水洗化人口の推計

年 度(西暦)	個別処理区域における全体人口(人)	単独処理浄化槽による水洗化人口(人)
令和 4 年度(2022)	5,117	53
令和 5 年度(2023)	5,096	50
令和 10 年度(2028)	4,748	35
令和 15 年度(2033)	4,402	20

表 3.5.1.19 水洗化・生活雑排水処理人口の推計結果

年 度(西暦)	推計行政 人口(人)	水洗化人口(人)			生活雑排水 未処理人口(人)		
		全体	公共 下水道	合併処理 浄化槽	全体	単独処理 浄化槽	汲み取り し 尿
令和 4 年度(2022)	14,266	12,379	8,877	3,502	1,887	53	1,834
令和 5 年度(2023)	14,247	12,471	8,914	3,557	1,776	50	1,726
令和 6 年度(2024)	14,163	12,499	8,887	3,612	1,664	47	1,617
令和 7 年度(2025)	14,027	12,492	8,825	3,667	1,535	44	1,491
令和 8 年度(2026)	13,896	12,479	8,757	3,722	1,417	41	1,376
令和 9 年度(2027)	13,764	12,469	8,692	3,777	1,295	38	1,257
令和 10 年度(2028)	13,633	12,513	8,681	3,832	1,120	35	1,085
令和 11 年度(2029)	13,502	12,519	8,632	3,887	983	32	951
令和 12 年度(2030)	13,371	12,505	8,563	3,942	866	29	837
令和 13 年度(2031)	13,143	12,431	8,434	3,997	712	26	686
令和 14 年度(2032)	13,019	12,421	8,369	4,052	598	23	575
令和 15 年度(2033)	12,894	12,465	8,358	4,107	429	20	409

※：令和 4 年度(2022 年度)の数値は現況実績で、その他の年度は推計値を示す。

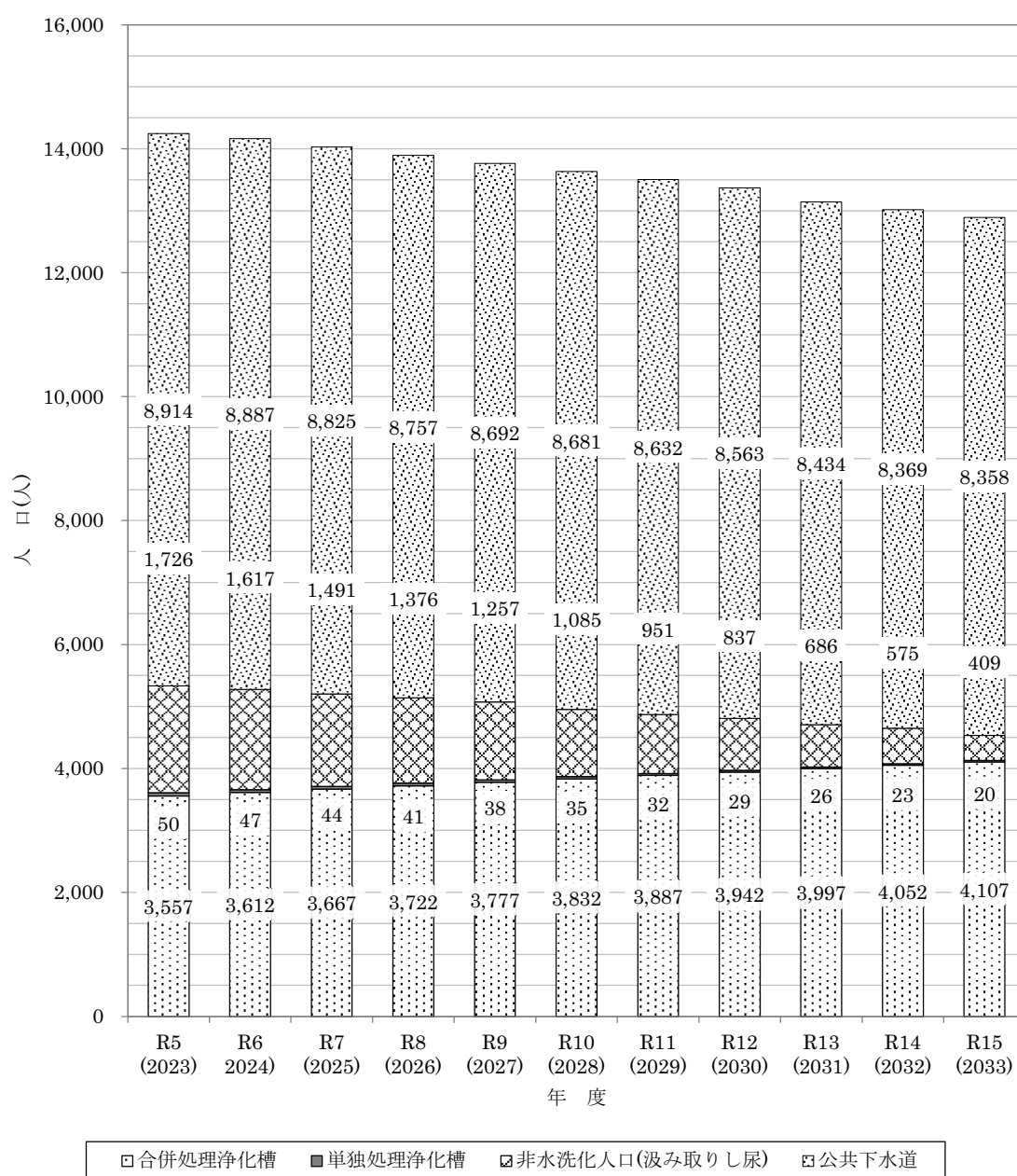


図 3.5.1.10 水洗化・生活雑排水処理人口の推計結果

1-8. H30 年(2018 年)計画との推計の比較

改定前の生活排水処理基本計画(平成 30 年(2018 年)) による令和 15 年度(2033 年度)までの推計と、本計画による新たな推計(令和 4 年度(2022 年度)においては実績)の推計値の比較について記します。

比較の結果、令和 15 年度(2033 年度)における行政人口に対する生活排水処理人口の推計割合は約 96.7%となり、生活排水処理率は改定前の推計よりも上昇する見込みとなりました。

内訳としては、改定前の推計よりもより現実的な人口減少を見込んだ推計となった為、行政人口・水洗化・生活排水処理人口は今回推計値の方が少ない値となりました。

単独浄化槽人口及び汲み取り人口では今回推計値の方が大きい値となります。

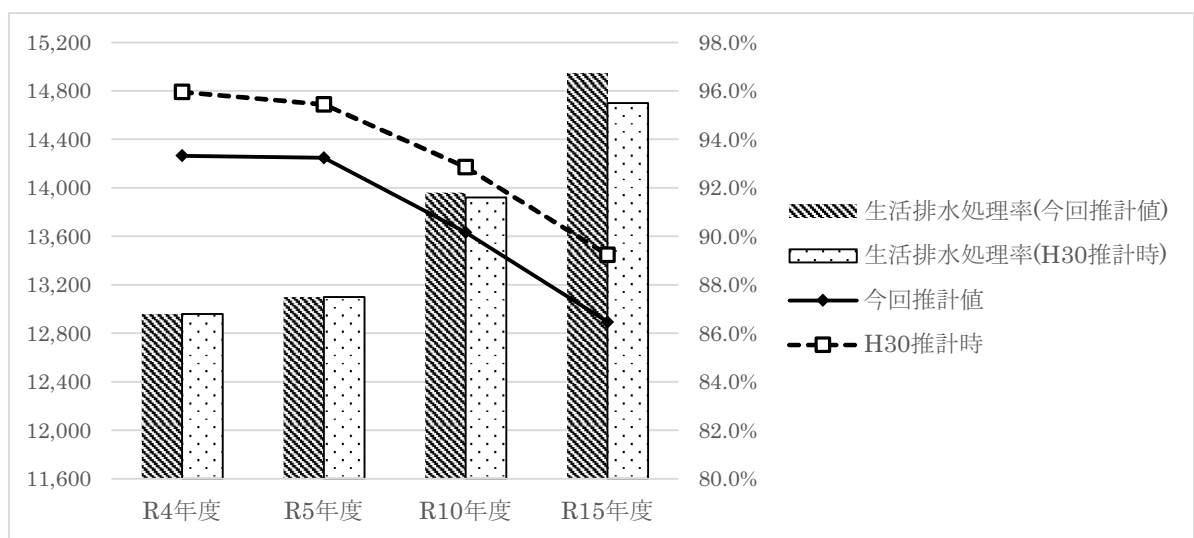


図 3.5.1.11 行政人口の推計

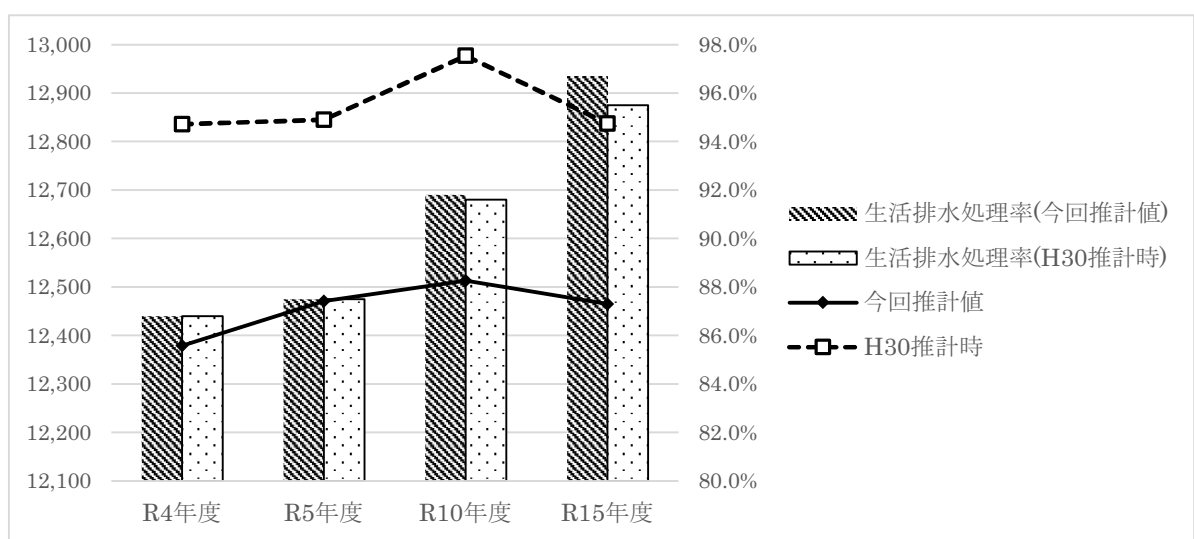


図 3.5.1.12 水洗化・生活排水処理人口の推計

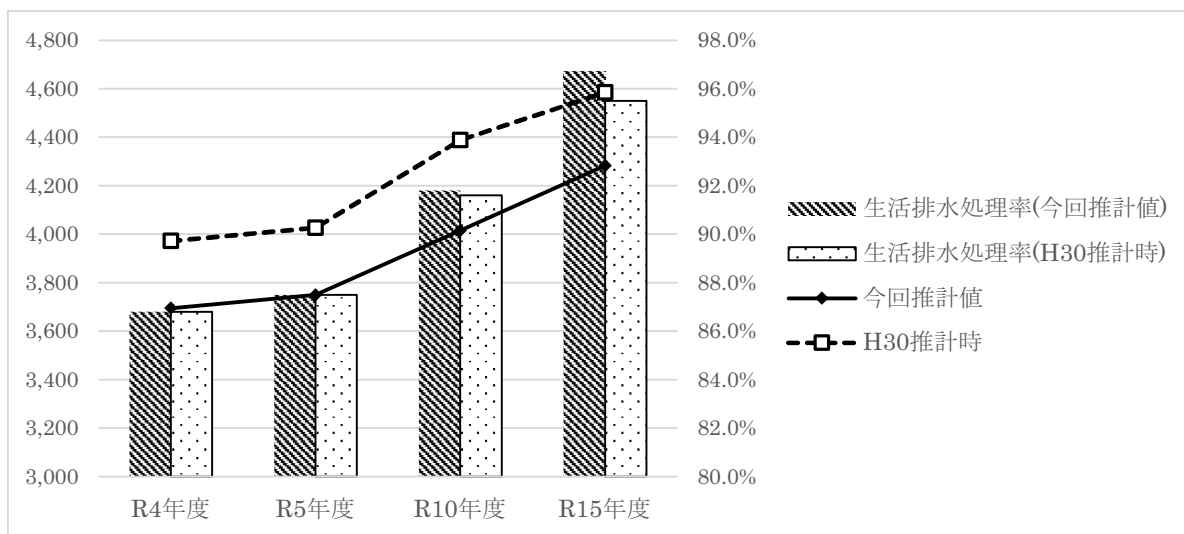


図 3.5.1.13 合併処理浄化槽人口の推計

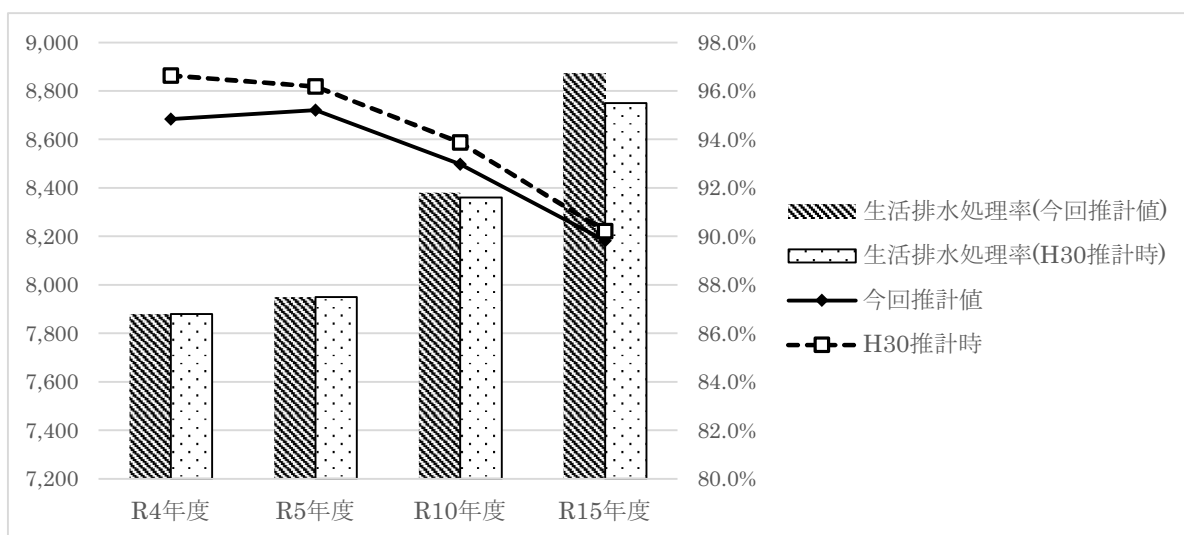


図 3.5.1.14 下水道処理区接続人口の推計

表 3.5.1.20 生活排水の処理形態別人口の推計(H30 年(2018 年)計画との比較)

(単位：人)

		R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R10 年度 (2028)	R15 年度 (2033)
行政人口	(今回推計値)	14,266	14,247	13,633	12,894
	(H30 推計時)	14,791	14,688	14,171	13,448
水洗化・生活排水処理人口	(今回推計値)	12,379	12,471	12,513	12,465
	(H30 推計時)	12,836	12,845	12,977	12,837
合併処理浄化槽人口	(今回推計値)	3,695	3,750	4,015	4,283
	(H30 推計時)	3,972	4,027	4,389	4,585
下水道処理区接続人口	(今回推計値)	8,684	8,721	8,498	8,182
	(H30 推計時)	8,864	8,818	8,588	8,222
単独浄化槽人口	(今回推計値)	53	50	35	20
	(H30 推計時)	45	42	27	14
汲み取り人口	(今回推計値)	1,834	1,726	1,085	409
	(H30 推計時)	1,668	1,538	996	510
生活排水処理率	(今回推計値)	86.8%	87.5%	91.8%	96.7%
	(H30 推計時)	86.8%	87.5%	91.6%	95.5%

※1：令和 4 年度(2022 年度)の値は実績値。

※2：令和 5 年度(2023 年度)は人口のみ 12 月時点の実績値。

第2節 し尿・浄化槽汚泥の計画排出量の設定

2-1. 計画排出量の設定について

(1) 計画排出量の算出

生活排水処理基本計画では、前項で設定した浄化槽人口とし尿汲み取り人口に対し、将来発生するし尿・浄化槽汚泥の計画排出量を設定する必要があります。

目標における、し尿・汚泥の排出量は以下により算出します。

- ・家庭系し尿量(ℓ/日) = 10ヵ年平均原単位(ℓ/人・日)× 非水洗化(汲み取り)人口
- ・事業系し尿量(ℓ/日) = 10ヵ年実績平均排出量を目標年度とした按分
- ・単独浄化槽汚泥(ℓ/日) = 10ヵ年平均原単位(ℓ/人・日)× 単独浄化槽人口
- ・合併浄化槽汚泥(ℓ/日) = 10ヵ年平均原単位(ℓ/人・日)× 合併浄化槽人口

下記に、汚泥排出量の実績値を記します。

表 3.5.2.1 汚泥排出量の実績値

(単位：ℓ/日)

年 度(西暦)	し尿汚泥量 (家庭系)	し尿汚泥量 (事業系)	単独浄化槽汚泥量	合併浄化槽汚泥量
平成 25 年度(2013)	5,498	1,989	112	4,771
平成 26 年度(2014)	5,162	2,060	105	4,697
平成 27 年度(2015)	5,016	2,342	96	4,553
平成 28 年度(2016)	5,006	2,037	106	4,910
平成 29 年度(2017)	5,316	2,341	99	4,645
平成 30 年度(2018)	5,083	2,116	78	4,933
令和元年度(2019)	5,031	2,573	96	5,270
令和 2 年度(2020)	5,220	2,129	102	5,399
令和 3 年度(2021)	5,319	2,201	80	5,240
令和 4 年度(2022)	4,217	3,324	82	5,297

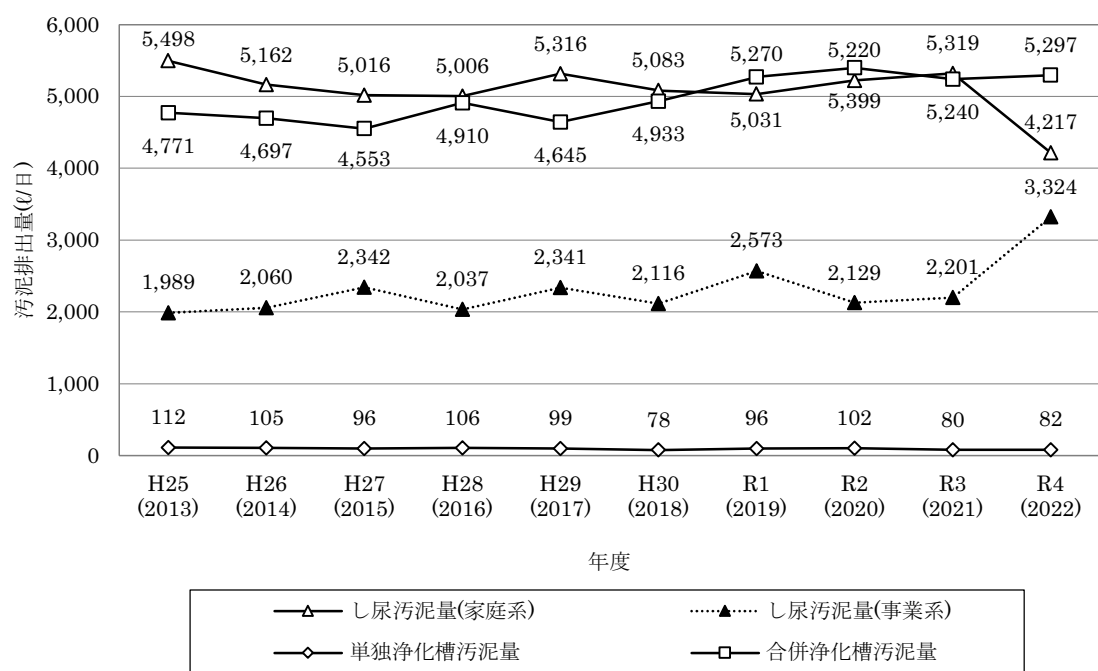


図 3.5.2.1 汚泥排出量の実績値

(2) 原単位の推計

原単位での推計を行うにあたり、下記の4種類を比較し、設定しました。

- ① 直近5ヵ年平均原単位での推計
- ② 直近10ヵ年平均原単位での推計
- ③ ①の合併浄化槽原単位を1.92とした推計
- ④ ①の合併浄化槽原単位を2.04とした推計

③の推計に用いた1.92は、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領(2021改訂版：公益社団法人 全国都市清掃会議)」で示される指針値の内、最小値の値となります。

④の推計に用いた2.04は、10ヵ年の原単位実績でトレンド(推計)法による推計を行い、最も相関係数が高くなった推計値となります。

表 3.5.2.2 構造指針解説値による排出原単位

(単位：ℓ/人・日)

	最小値	平均値	最大値
合併処理浄化槽	1.92	2.61	3.09
単独処理浄化槽	0.61	1.11	1.59

出典：し尿処理施設からの汚泥再生処理センターへのリニューアル手引書

(社)全国都市清掃会議他、2004.10

表 3.5.2.3 構造指針解説値による排出原単位

原単位	新指針値※：1			別海町実績の平均		トレンド(推計)法 0は相関係数	全国 平均値※：2
	最小値	平均値	最大値	5 ヶ年平均	10 ヶ年平均		
し尿				2.47	2.19	2.39(0.63)～ 4.79(0.95)	2.81
単独浄化槽	0.61	1.11	1.59	1.54	1.58	1.55(0.1)～ 1.66(0.10)	1.68
合併浄化槽	1.92	2.61	3.09	1.75	1.68	1.69(0.09)～ 2.04(0.60)	

※1：し尿の原単位は指針に記載が無い

※2：環境省『日本の廃棄物処理』R3 年度(2021 年度)版による

(3) 原単位の設定

①～④原単位推計による事業系し尿汚泥量を除く汚泥総排出量の推計の結果を次頁に記します。

比較では、③④が令和 5 年度(2023 年度)において大きく実績を上回る値を示し、②では若干上回る値となりました。

結果、②が最も現実的な推計を示すこと、汲み取りし尿量が減少する傾向にあることから、②直近 10 ヶ年平均原単位での推計を採用することに至りました。

また、②による合併処理浄化槽原単位 1.68 が、「日本の廃棄物処理(環境省 令和 3 年度(2021 年度)版)」による全国平均値 1.68 と合致することから、概ね現実的な値であることが示されています。

表 3.5.2.4 各推計による汚泥総排出量の比較

(単位：t/日)

年 度(西暦)	①直近5ヵ年 平均原単位	②直近10ヵ年 平均原単位	③①の合併浄化 槽原単位を1.92	④①の合併浄化 槽原単位を2.04
令和4年度(2022)	9,596	9,596	9,596	9,596
令和5年度(2023)	10,925	10,164	11,545	11,995
令和6年度(2024)	10,742	10,008	11,371	11,827
令和7年度(2025)	10,522	9,821	11,160	11,623
令和8年度(2026)	10,322	9,650	10,969	11,438
令和9年度(2027)	10,120	9,478	10,776	11,251
令和10年度(2028)	9,782	9,185	10,446	10,928
令和11年度(2029)	9,542	8,980	10,215	10,704
令和12年度(2030)	9,347	8,814	10,029	10,524
令和13年度(2031)	9,066	8,571	9,756	10,258
令和14年度(2032)	8,875	8,410	9,575	10,082
令和15年度(2033)	8,557	8,135	9,265	9,779

※：事業系し尿汚泥量を除く

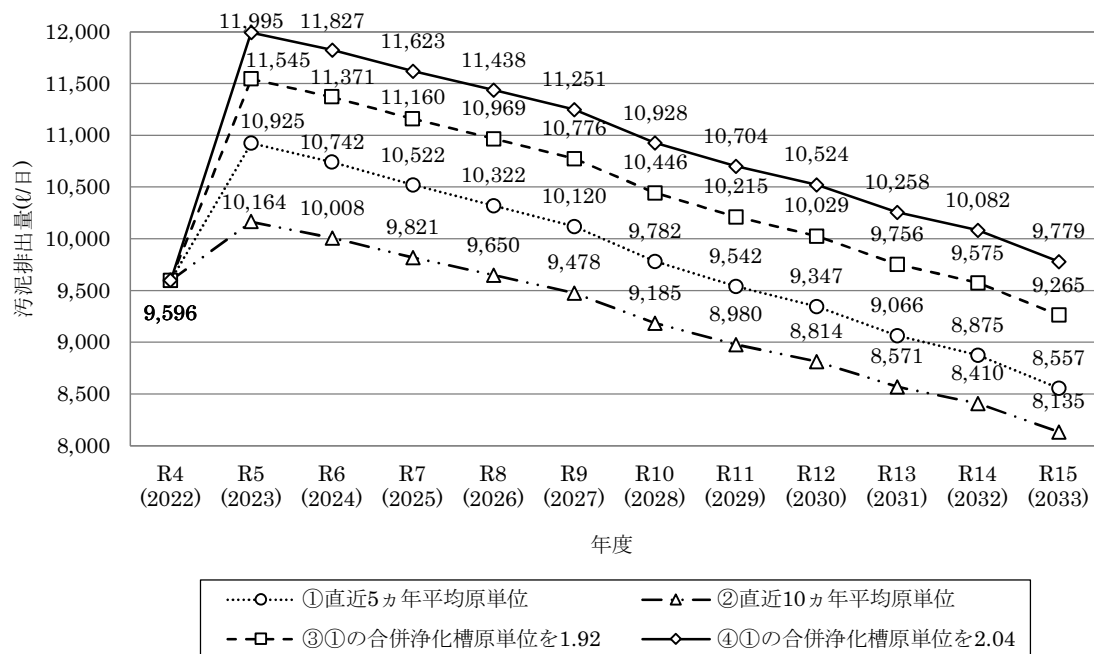


図 3.5.2.2 各推計による汚泥総排出量の比較

2-2. し尿排出量の設定について

(1) 家庭系し尿汚泥量

下表に直近 10 ヶ年平均原単位の採用による、家庭系し尿汚泥量の推計を記します。

し尿排出量・原単位の 10 年間の平均値は 2.19 であり、全国平均値 2.81 に対し 78% 程度の値となります。

今後、本計画・事業の進捗に伴う合併処理浄化槽への転換及び行政人口の減少が予測されることから、家庭系し尿汚泥量の減少が見込まれます。

一方、観光施設等にみられる野外トイレや、簡易水洗トイレといった小量水での利用も引き続き残ると考えられます。

表 3.5.2.5 家庭系し尿汚泥排出量の推計

年度(西暦)	し尿汚泥量(ℓ/日)
令和 4 年度(2022)	4,217
令和 5 年度(2023)	3,780
令和 10 年度(2028)	2,376
令和 15 年度(2033)	896

※：令和 4 年度(2022 年度)は実績を示す。

(2) 事業系し尿汚泥量

事業系汚泥排出量の推計は、トレンド(推計)法での推計が考えられますが、総じて相関係数が低く、値として信頼性の低いものとなります。

また、町では家庭系同様、し尿汚泥量を削減することを目指しています。

このことから、10 ヶ年での排出量実績の平均値 2,311ℓ/日を目標年度である令和 15 年度(2033 年度)の値として設定し、令和 4 年度(2022 年度)との按分で設定します。

下表に按分式による目標設定を記します。

表 3.5.2.6 事業系し尿汚泥排出量の推計

年度(西暦)	し尿汚泥量(ℓ/日)
令和 4 年度(2022)	3,324
令和 5 年度(2023)	3,232
令和 10 年度(2028)	2,772
令和 15 年度(2033)	2,311

※：令和 4 年度(2022 年度)は実績を示す。

2-3. 単独・合併処理浄化槽汚泥排出量の推計について

下表に直近 10 ヶ年平均原単位の採用による、単独・合併処理浄化槽の汚泥量の推計を整理します。

単独浄化槽汚泥排出量・原単位の 10 年間の平均値は 1.58 であり、全国平均値 1.68 に対し 94%程度の値となります。

単独処理浄化槽は前項に示すように年 1 基ずつの減少を見込んでおり、汚泥量の減少が予測されます。

合併処理浄化槽汚泥排出量・原単位の 10 年間の平均値は 1.68 であり、全国平均値 1.68 と合致します。

よって、一人当たりの合併処理浄化槽汚泥排出量が全国的な平均に近い傾向にあると考えられます。

表 3.5.2.7 単独・合併処理浄化槽汚泥排出量の推計

年度(西暦)	単独処理浄化槽汚泥量 (ℓ/日)	合併処理浄化槽汚泥量 (ℓ/日)
令和 4 年度(2022)	82	5,297
令和 5 年度(2023)	79	6,300
令和 10 年度(2028)	55	6,745
令和 15 年度(2033)	32	7,195

※：令和 4 年度(2022 年度)は実績値を示す。

2-4. し尿・浄化槽汚泥の計画排出量

以上までの設定値に基づき、計画目標とする令和 15 年度(2033 年度)におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出量を整理します。

表 3.5.2.8 計画目標令和 15 年度(2033 年度)におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量

区 分	し尿 (汲み取り)		生活系浄化槽汚泥	
	家庭系	事業系	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
人口 (人)	409	—	20	4,283
原単位 (ℓ/人・日)	2.19	—	1.58	1.68
排出量 (ℓ/日)	896	2,311	32	7,195
	3,207		7,227	
	10,434			

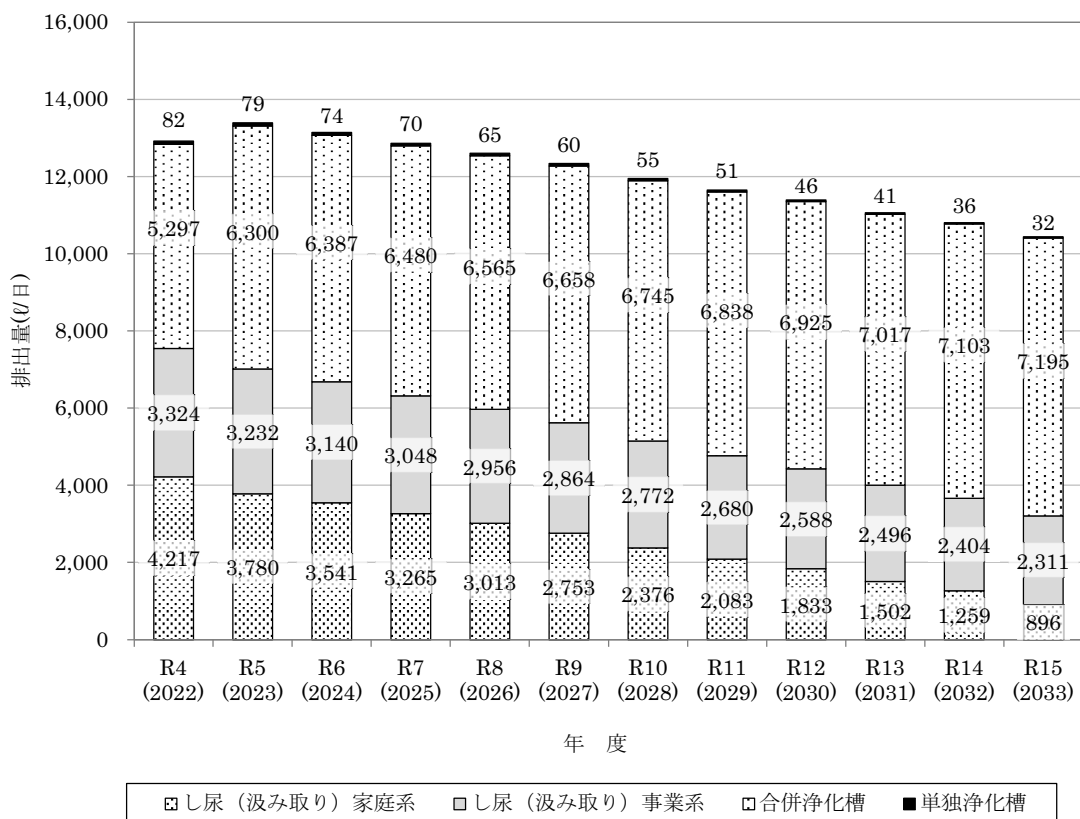


図 3.5.2.3 将来におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

第3節 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画

前節では、本町の生活排水の処理に係る目標計画値を設定しました。

本節ではその実現に向けた収集・運搬計画等に関する目標を示します。

3-1. 収集・運搬計画

生活圏から発生するし尿、浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するために収集体制の効率化、円滑化を図ることを目標とします。

計画収集区域は現状どおり行政区域全域とし、収集対象はし尿及び浄化槽汚泥とします。

し尿くみ取り時における水の使用や、浄化槽清掃時における汚泥の引き抜きを効率的に行えるよう、業者との連携・協力による現在の収集・運搬体制を継続します。

(1) 収集区域の範囲

し尿及び浄化槽汚泥については、収集区域を行政区域全域とします。

(2) 運搬の方法及び収集量

①収集対象物

収集対象物は、し尿及び浄化槽汚泥とします。

②収集運搬計画

全量を現行どおりバキューム車による収集とします。

3-2. 中間処理計画

本町で排出するし尿・浄化槽汚泥は、町内の上春別 162 番地にある「別海町し尿処理場」で、また特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等については各施設で中間処理されており、現状の中間処理システムの継続、並びに今後も安定した処理を行うことを目標とします。

また、し尿汚泥の減少に対し浄化槽汚泥の増加が顕著であるといった情報を基に適正な維持管理に努めます。

3-3. 資源化計画

別海町し尿処理場では、し尿・浄化槽汚泥を適正に処理をしています。

今後は、別海町し尿処理場施設本体及び機器の老朽化に伴う維持管理費の高騰に注視しつつ、将来的に下水道終末処理場との一元化処理等も視野にいれながら、現段階での施設運転を維持していくものとします。

3-4. 最終処分計画

し尿・浄化槽汚泥の処理工程で発生する沈砂は、本町が所有している一般廃棄物最終処分施設で埋立処分し、し渣については、根室北部広域ごみ処理施設で処分しています。

今後も引き続き、適正に処分するものとし、また、不適物については混入することのないよう住民への周知・啓発に努めます。

3-5. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

現在、別海町し尿処理場の老朽化が進んでおり、施設の整備及び修繕費の高騰から財政的な負担増が懸念され、今後の処理方式の検討が必要となっています。

このことから、令和 4 年度(2022 年度)に「別海町し尿処理施設基本構想」を策定し、令和 20 年度(2038 年度)頃までし尿処理場の延命化を図ることができれば、下水道との共同化が可能となる見込みとなっています。

今後、早い段階でし尿処理場の機能診断や延命化に係る費用等の調査を実施して「し尿処理場の延命化に係る費用＋水処理施設の増設を除いた共同化に係る費用」と「し尿処理施設新設費用」の比較検討を行い、より有効な方法を選定することとしています。

第4節 そ の 他

4-1. 住民に対する広報・啓発活動

(1) 公共下水道への接続の推進

下水道施設の整備が完了し公共下水道が供用開始となった地域では、下水道法第10条※に基づき下水道への接続が義務付けられます。

※公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。(下水道法昭和三十三年法律第七十九号) 一部抜粋

本町の集合処理区域(公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽)の水洗化人口の割合は令和4年度(2022年度)で約86.8%と、比較的高水準ではあるものの100%までには満たない状況です。

これにより、公共桝までの接続といった住民負担となる污水管・接続桝の敷設工事等の整備を促進するため、環境衛生の向上など公共下水道を利用するメリットを幅広く周知します。

(2) 単独処理浄化槽の廃止

単独処理浄化槽は、汚濁負荷の大きい雑排水を未処理で公共用水域に放流することから、平成12年(2000年)6月2日に単独処理浄化槽の新設を禁止する浄化槽法の一部改正が公布され、平成13年(2001年)4月1日から施行されています。

本町では、それ以前に設置された単独処理浄化槽が未だに利用されていることから、当該世帯に対し、生活雑排水を適正に処理するよう合併処理浄化槽への転換を促進します。

(3) 浄化槽設置整備事業の推進

本町では公共下水道区域などの集合処理区域以外の地域を対象に、別海町個別排水処理施設事業に関する補助金条例に基づき、合併処理浄化槽の設置、または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への変更及び廃止する住民に対し補助金を交付しています。

快適な暮らしと自然環境を守るため、今後も補助金の交付を継続すると共に、定期的な保守点検・清掃、並びに検査の実施などを指導・徹底します。

(4) 広報・啓発活動の推進

広報紙や町のホームページなどによって、生活排水処理の必要性や利用促進、及び浄化槽の維持管理への理解について、今後も継続的かつ効果的に情報を発信します。

（５）家庭や事業所での生活雑排水対策の周知

家庭及び事業所でできる主な生活雑排水対策について、広報紙や町のホームページなどで主に下記以降の内容を周知・徹底します。

【浄化槽の適正な維持管理】

- ・浄化槽が適正に機能するため、定期的に専門業者による保守点検を受ける。
- ・浄化槽の機能に支障をきたし、悪臭の原因となるスカム(厚い油膜・油脂成分)や汚泥を槽外に排出するため、定期的に専門業者による清掃を行う。
- ・浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、正常に機能するかを確認するため、指定検査機関による法定検査(第 7 条検査^{※1}、第 11 条検査^{※2})を受ける。

※第 7 条検査：浄化槽法により使用開始から「使用開始後三月を経過した日から五月間(環境省関係浄化槽法施行規則第四条より)」義務付けられている法定検査。

※第 11 条検査：浄化槽法により年に 1 回義務付けられている法定検査。

【台所での対策～排水口の段階で、固形物等の除去】

- ・流し台に網かごなどを備え、調理くずや食べ残しなどを流さず回収する。
- ・調理は適正量を用いるように心がけ、調理残渣は生ごみとして出すか、あるいは堆肥化する。
- ・食後の食器や鍋などは、ゴムべらや紙で拭き取ってから洗うようにする。
- ・食用油の残油などは回収し、排水しない。

【洗濯時の対策】

- ・石けんや無リン洗剤は、適正量を使用する。

【トイレの対策】

- ・トイレの洗浄回数を、出来るだけ少なくする。
- ・水に溶けないティッシュ、新聞紙、たばこの吸い殻、紙おむつ、生理用品などは水洗トイレに流さない。

【そ の 他】

- ・節水あるいは、風呂水・台所用水などの再利用を図る。
- ・風呂場・洗面台や台所における水の出しっぱなしを無くし、節水に心がける。

4-2. 地域に関する諸計画関係

地域に関する他の諸計画としては、「第7次別海町総合計画(平成31年度(2019年度)3月改訂)が、本計画の上位計画として存在しており、生活排水処理に対する基本姿勢との整合が図られています。

今後、上位計画の見直し等による本計画との大きな不整合が生じる可能性がある場合には、柔軟に対応していくものとします。

第 5 節 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

5-1. 集合処理区域内と個別処理区域内人口の割合設定

次頁に示します。

5-2. 水洗化・生活雑排水処理人口の推計

次頁に示します。

5-3. 汚水処理各事業計画区域図

次頁に示します。

表 3.5.5.1 集合処理区域内と個別処理区域内人口の割合実績

項目					実績										
					H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	
行政区域人口					(人)	15, 823	15, 790	15, 606	15, 433	15, 217	15, 013	14, 914	14, 738	14, 391	14, 266
1. 集合処理区域内人口	-1. 公共下水道 (特定環境保全 公共下水道)	1-1. 別海処理区	区域内人口	(人)	5, 608	5, 608	5, 583	5, 496	5, 457	5, 441	5, 458	5, 410	5, 359	5, 334	
			水洗化人口	(人)	5, 257	5, 287	5, 252	5, 189	5, 184	5, 174	5, 143	5, 159	5, 117	5, 095	
		割合	水洗化割合	(%)	94%	94%	94%	94%	95%	95%	94%	95%	95%	96%	
		1-2. 西春別処理区	区域内人口	(人)	1, 663	1, 654	1, 640	1, 617	1, 564	1, 520	1, 478	1, 475	1, 399	1, 365	
			水洗化人口	(人)	1, 505	1, 479	1, 456	1, 448	1, 401	1, 355	1, 326	1, 324	1, 250	1, 216	
		割合	水洗化割合	(%)	90%	89%	89%	90%	90%	89%	90%	90%	89%	90%	
		1-3. 走古舟処理区	区域内人口	(人)	181	174	171	172	170	165	166	167	165	163	
			水洗化人口	(人)	167	161	158	157	155	150	148	148	153	159	
		割合	水洗化割合	(%)	92%	93%	92%	91%	91%	91%	89%	89%	93%	98%	
		公共下水道の合計	区域内人口	(人)	7, 452	7, 436	7, 394	7, 285	7, 191	7, 126	7, 102	7, 052	6, 923	6, 862	
			水洗化人口	(人)	6, 929	6, 927	6, 866	6, 794	6, 740	6, 679	6, 617	6, 631	6, 520	6, 470	
			水洗化割合	(%)	93%	93%	93%	93%	94%	94%	93%	94%	94%	94%	
	-2. 農業集落排水	2-1. 西春別地区	区域内人口	(人)	288	279	276	270	262	257	255	238	231	238	
			水洗化人口	(人)	260	253	250	243	241	245	242	226	219	227	
		割合	水洗化割合	(%)	90%	91%	91%	90%	92%	95%	95%	95%	95%	95%	
		2-2. 上春別地区	区域内人口	(人)	191	196	203	206	205	197	197	185	178	167	
			水洗化人口	(人)	174	180	185	192	190	180	189	177	171	162	
		割合	水洗化割合	(%)	91%	92%	91%	93%	93%	91%	96%	96%	96%	97%	
		2-3. 中春別地区	区域内人口	(人)	543	539	536	526	521	507	513	506	506	493	
			水洗化人口	(人)	510	511	514	504	503	483	490	490	491	479	
		割合	水洗化割合	(%)	94%	95%	96%	96%	97%	95%	96%	97%	97%	97%	
		農業集落排水の合計	区域内人口	(人)	1, 022	1, 014	1, 015	1, 002	988	961	965	929	915	898	
			水洗化人口	(人)	944	944	949	939	934	908	921	893	881	868	
			水洗化割合	(%)	92%	93%	93%	94%	95%	94%	95%	96%	96%	97%	
	-3. 漁業集落排水	3-1. 本別海地区	区域内人口	(人)	217	206	204	181	174	168	165	161	160	158	
			水洗化人口	(人)	215	204	201	179	172	166	163	159	158	158	
		割合	水洗化割合	(%)	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%	100%	
		3-2. 尾岱沼地区	区域内人口	(人)	1, 392	1, 355	1, 334	1, 307	1, 288	1, 318	1, 322	1, 305	1, 216	1, 231	
			水洗化人口	(人)	1, 322	1, 285	1, 266	1, 233	1, 211	1, 252	1, 259	1, 252	1, 171	1, 188	
		割合	水洗化割合	(%)	95%	95%	95%	94%	94%	95%	95%	96%	96%	97%	
		漁業集落排水の合計	区域内人口	(人)	1, 609	1, 561	1, 538	1, 488	1, 462	1, 486	1, 487	1, 466	1, 376	1, 389	
			水洗化人口	(人)	1, 537	1, 489	1, 467	1, 412	1, 383	1, 418	1, 422	1, 411	1, 329	1, 346	
		漁業集落排水の割合	水洗化割合	(%)	96%	95%	95%	95%	95%	95%	96%	96%	97%	97%	
	集合処理区域内人口			区域内人口	(人)	10, 083	10, 011	9, 947	9, 775	9, 641	9, 573	9, 554	9, 447	9, 214	9, 149
				水洗化人口	(人)	9, 410	9, 360	9, 282	9, 145	9, 057	9, 005	8, 960	8, 935	8, 730	8, 684
				水洗化割合	(%)	93%	93%	93%	94%	94%	94%	94%	95%	95%	95%
2. 個別処理区域内の人口			区域内人口	(人)	5, 740	5, 779	5, 659	5, 658	5, 576	5, 440	5, 360	5, 291	5, 177	5, 117	

表 3.5.5.2 集合処理区域内と個別処理区域内人口の割合設定

【集合処理区域内と個別処理区域内人口の割合・設定】

項目 (単位)					実績	計画目標年度											
					R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)	
行政区域人口					(人)	14, 266	14, 247	14, 163	14, 027	13, 896	13, 764	13, 633	13, 502	13, 371	13, 143	13, 019	12, 894
1. 集合処理区域内人口	-1. 公共下水道 (特定環境保全 公共下水道)	1-1. 別海処理区	区域内人口	(人)	5, 334	5, 343	5, 345	5, 327	5, 310	5, 292	5, 276	5, 258	5, 239	5, 182	5, 166	5, 149	
			水洗化人口	(人)	5, 095	5, 129	5, 131	5, 114	5, 098	5, 080	5, 118	5, 100	5, 082	5, 027	5, 011	5, 046	
		割合	水洗化割合	(%)	96%	96%	96%	96%	96%	96%	97%	97%	97%	97%	97%	98%	
		1-2. 西春別処理区	区域内人口	(人)	1, 365	1, 361	1, 337	1, 309	1, 283	1, 255	1, 228	1, 202	1, 175	1, 141	1, 116	1, 091	
			水洗化人口	(人)	1, 216	1, 225	1, 203	1, 178	1, 155	1, 130	1, 105	1, 082	1, 058	1, 027	1, 004	982	
		割合	水洗化割合	(%)	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	
		1-3. 走古舟処理区	区域内人口	(人)	163	162	161	160	158	158	157	155	155	152	151	151	
			水洗化人口	(人)	159	159	158	157	155	155	154	152	152	149	148	148	
		割合	水洗化割合	(%)	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	98%	
		公共下水道の合計	区域内人口	(人)	6, 862	6, 866	6, 843	6, 796	6, 751	6, 705	6, 661	6, 615	6, 569	6, 475	6, 433	6, 391	
			水洗化人口	(人)	6, 470	6, 513	6, 492	6, 449	6, 408	6, 365	6, 377	6, 334	6, 292	6, 203	6, 163	6, 176	
			水洗化割合	(%)	94%	95%	95%	95%	95%	95%	96%	96%	96%	96%	96%	97%	
	-2. 農業集落排水	2-1. 西春別地区	区域内人口	(人)	238	228	224	219	214	209	204	200	195	189	185	179	
			水洗化人口	(人)	227	221	217	215	212	207	204	200	195	189	185	179	
		割合	水洗化割合	(%)	95%	97%	97%	98%	99%	99%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		2-2. 上春別地区	区域内人口	(人)	167	184	183	181	179	178	176	174	172	170	168	166	
			水洗化人口	(人)	162	178	179	179	177	178	176	174	172	170	168	166	
		割合	水洗化割合	(%)	97%	97%	98%	99%	99%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		2-3. 中春別地区	区域内人口	(人)	493	494	491	488	484	480	477	473	469	461	458	455	
			水洗化人口	(人)	479	479	476	473	469	466	463	464	460	452	449	446	
		割合	水洗化割合	(%)	97%	97%	97%	97%	97%	97%	97%	98%	98%	98%	98%	98%	
		農業集落排水の合計	区域内人口	(人)	898	906	937	931	924	917	911	904	897	877	871	864	
			水洗化人口	(人)	868	878	899	894	890	884	881	876	869	852	847	842	
			水洗化割合	(%)	97%	97%	96%	96%	96%	96%	97%	97%	97%	97%	97%	97%	
	-3. 漁業集落排水	3-1. 本別海地区	区域内人口	(人)	158	151	149	146	143	140	138	136	134	130	128	126	
			水洗化人口	(人)	158	151	149	146	143	140	138	136	134	130	128	126	
		割合	水洗化割合	(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		3-2. 尾岱沼地区	区域内人口	(人)	1, 231	1, 228	1, 221	1, 209	1, 198	1, 186	1, 175	1, 164	1, 153	1, 133	1, 122	1, 111	
			水洗化人口	(人)	1, 188	1, 179	1, 184	1, 173	1, 162	1, 150	1, 140	1, 141	1, 130	1, 110	1, 100	1, 089	
		割合	水洗化割合	(%)	97%	96%	97%	97%	97%	97%	97%	98%	98%	98%	98%	98%	
		漁業集落排水の合計	区域内人口	(人)	1, 389	1, 379	1, 370	1, 355	1, 341	1, 326	1, 313	1, 300	1, 287	1, 263	1, 250	1, 237	
			水洗化人口	(人)	1, 346	1, 330	1, 333	1, 319	1, 305	1, 290	1, 278	1, 277	1, 264	1, 240	1, 228	1, 215	
		漁業集落排水の割合	水洗化割合	(%)	97%	96%	97%	97%	97%	97%	97%	98%	98%	98%	98%	98%	
	集合処理区域内人口		区域内人口	(人)	9, 149	9, 151	9, 150	9, 082	9, 016	8, 948	8, 885	8, 819	8, 753	8, 615	8, 554	8, 492	
			水洗化人口	(人)	8, 684	8, 721	8, 724	8, 662	8, 603	8, 539	8, 536	8, 487	8, 425	8, 295	8, 238	8, 233	
			水洗化割合	(%)	95%	95%	95%	95%	95%	95%	96%	96%	96%	96%	96%	97%	
2. 個別処理区域内の人口			区域内人口	(人)	5, 117	5, 096	5, 013	4, 945	4, 880	4, 816	4, 748	4, 683	4, 618	4, 528	4, 465	4, 402	

表 3.5.5.3 水洗化・生活雑排水処理人口の推計

表 水洗化・生活雑排水処理人口の推計

項 目			単位	実績										中間目標					中間目標					計画目標				
				H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度				
				(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)				
1 計画処理区域内人口			(人)	15,823 〈5,740〉 (10,083)	15,790 〈5,779〉 (10,011)	15,606 〈5,659〉 (9,947)	15,433 〈5,658〉 (9,775)	15,217 〈5,576〉 (9,641)	15,013 〈5,440〉 (9,573)	14,914 〈5,360〉 (9,554)	14,738 〈5,291〉 (9,447)	14,391 〈5,177〉 (9,214)	14,266 〈5,117〉 (9,149)	14,247 〈5,096〉 (9,151)	14,163 〈5,013〉 (9,150)	14,027 〈4,945〉 (9,082)	13,896 〈4,880〉 (9,016)	13,764 〈4,816〉 (8,948)	13,633 〈4,748〉 (8,885)	13,502 〈4,683〉 (8,819)	13,371 〈4,618〉 (8,753)	13,143 〈4,528〉 (8,615)	13,019 〈4,465〉 (8,554)	12,894 〈4,402〉 (8,492)				
2 水洗化・生活排水処理人口			(人)	12,787 〈3,182〉 (9,605)	12,823 〈3,259〉 (9,564)	12,813 〈3,319〉 (9,494)	12,749 〈3,405〉 (9,344)	12,644 〈3,392〉 (9,252)	12,642 〈3,445〉 (9,197)	12,611 〈3,497〉 (9,114)	12,623 〈3,505〉 (9,118)	12,469 〈3,553〉 (8,916)	12,379 〈3,502〉 (8,877)	12,471 〈3,557〉 (8,914)	12,499 〈3,612〉 (8,887)	12,492 〈3,667〉 (8,825)	12,479 〈3,722〉 (8,757)	12,469 〈3,777〉 (8,692)	12,513 〈3,832〉 (8,681)	12,519 〈3,887〉 (8,632)	12,505 〈3,942〉 (8,563)	12,431 〈3,997〉 (8,434)	12,421 〈4,052〉 (8,369)	12,465 〈4,107〉 (8,358)				
			(1)コミュニティ・プラント			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			(2)合併処理浄化槽 (一般住宅)		(基)	累計 786 〈734〉 (52)	811 〈758〉 (53)	833 〈779〉 (54)	858 〈807〉 (51)	891 〈837〉 (54)	922 〈869〉 (53)	937 〈873〉 (64)	974 〈919〉 (55)	987 〈931〉 (56)	1,012 〈955〉 (57)	1,027 〈970〉 (57)	1,041 〈985〉 (56)	1,056 〈1,000〉 (56)	1,070 〈1,015〉 (55)	1,085 〈1,030〉 (55)	1,099 〈1,045〉 (54)	1,114 〈1,060〉 (54)	1,128 〈1,075〉 (53)	1,143 〈1,090〉 (53)	1,157 〈1,105〉 (52)	1,172 〈1,120〉 (52)		
					(人)	3,377 〈3,182〉 (195)	3,463 〈3,259〉 (204)	3,531 〈3,319〉 (212)	3,604 〈3,405〉 (199)	3,587 〈3,392〉 (195)	3,637 〈3,445〉 (192)	3,651 〈3,497〉 (154)	3,688 〈3,505〉 (183)	3,739 〈3,553〉 (186)	3,695 〈3,502〉 (193)	3,750 〈3,557〉 (193)	3,802 〈3,612〉 (190)	3,857 〈3,667〉 (190)	3,908 〈3,722〉 (186)	3,963 〈3,777〉 (186)	4,015 〈3,832〉 (183)	4,070 〈3,887〉 (183)	4,122 〈3,942〉 (180)	4,177 〈3,997〉 (180)	4,228 〈4,052〉 (176)	4,283 〈4,107〉 (176)		
			(3)公共下水道	(3.1)別海処理区	(人)	5,257	5,287	5,252	5,189	5,184	5,174	5,143	5,159	5,117	5,095	5,129	5,131	5,114	5,098	5,080	5,118	5,100	5,082	5,027	5,011	5,046		
				(3.2)西春別処理区		1,505	1,479	1,456	1,448	1,401	1,355	1,326	1,324	1,250	1,216	1,225	1,203	1,178	1,155	1,130	1,105	1,082	1,058	1,027	1,004	982		
				(3.3)走古舟処理区		167	161	158	157	155	150	148	148	153	159	159	158	157	155	155	154	152	152	149	148	148		
			(4)農業集落排水	(4.1)西春別地区	(人)	260	253	250	243	241	245	242	226	219	227	221	217	215	212	207	204	200	195	189	185	179		
				(4.2)上春別地区		174	180	185	192	190	180	189	177	171	162	178	179	179	177	178	176	174	172	170	168	166		
				(4.3)中春別地区		510	511	514	504	503	483	490	490	491	479	479	476	473	469	466	463	464	460	452	449	446		
			(5)漁業集落排水	(5.1)本別海地区	(人)	215	204	201	179	172	166	163	159	158	158	151	149	146	143	140	138	136	134	130	128	126		
				(5.2)尾岱沼地区		1,322	1,285	1,266	1,233	1,211	1,252	1,259	1,252	1,171	1,188	1,179	1,184	1,173	1,162	1,150	1,140	1,141	1,130	1,110	1,100	1,089		
3 水洗化・生活雑排水未処理人口			(人)	64 〈64〉 (0)	65 〈65〉 (0)	62 〈62〉 (0)	66 〈66〉 (0)	63 〈63〉 (0)	63 〈63〉 (0)	64 〈64〉 (0)	52 〈52〉 (0)	55 〈55〉 (0)	53 〈53〉 (0)	50 〈50〉 (0)	47 〈47〉 (0)	44 〈44〉 (0)	41 〈41〉 (0)	38 〈38〉 (0)	35 〈35〉 (0)	32 〈32〉 (0)	29 〈29〉 (0)	26 〈26〉 (0)	23 〈23〉 (0)	20 〈20〉 (0)				
			(1)単独処理浄化槽 (一般住宅)		(基)	17 (0)	17 (0)	17 (0)	17 (0)	17 (0)	17 (0)	17 (0)	17 (0)	17 (0)	17 (0)	16 (0)	15 (0)	14 (0)	13 (0)	12 (0)	11 (0)	10 (0)	9 (0)	8 (0)	7 (0)	6 (0)		
					(人)	64 〈64〉 (0)	65 〈65〉 (0)	62 〈62〉 (0)	66 〈66〉 (0)	63 〈63〉 (0)	63 〈63〉 (0)	64 〈64〉 (0)	52 〈52〉 (0)	55 〈55〉 (0)	53 〈53〉 (0)	50 〈50〉 (0)	47 〈47〉 (0)	44 〈44〉 (0)	41 〈41〉 (0)	38 〈38〉 (0)	35 〈35〉 (0)	32 〈32〉 (0)	29 〈29〉 (0)	26 〈26〉 (0)	23 〈23〉 (0)	20 〈20〉 (0)		
			(2)大型浄化槽		(基)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			4 非水洗化人口(汲み取り)		(人)	2,972 〈2,493〉 (479)	2,902 〈2,455〉 (447)	2,731 〈2,278〉 (453)	2,618 〈2,187〉 (431)	2,510 〈2,121〉 (389)	2,308 〈1,932〉 (376)	2,239 〈1,799〉 (440)	2,063 〈1,734〉 (329)	1,867 〈1,569〉 (298)	1,834 〈1,562〉 (272)	1,726 〈1,489〉 (237)	1,617 〈1,354〉 (263)	1,491 〈1,234〉 (257)	1,376 〈1,117〉 (259)	1,257 〈1,001〉 (256)	1,085 〈881〉 (204)	951 〈764〉 (187)	837 〈647〉 (190)	686 〈505〉 (181)	575 〈390〉 (185)	409 〈275〉 (134)		
5 計画処理区域外人口			(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
6 生活排水処理率			(%)	80.8%	81.2%	82.1%	82.6%	83.1%	84.2%	84.6%	85.6%	86.6%	86.8%	87.5%	88.2%	89.1%	89.8%	90.6%	91.8%	92.7%	93.5%	94.6%	95.4%	96.7%				
排出量 【(6)×365日÷10 ⁻³ 】			(1)家庭系し尿 【推計＝原単位実績平均値×「4」】		(L/日)	5,498	5,162	5,016	5,006	5,316	5,083	5,031	5,220	5,319	4,217	3,780	3,541	3,265	3,013	2,753	2,376	2,083	1,833	1,502	1,259	896		
			(2)事業系し尿 【推計＝実績平均値の按分】		(L/日)	1,989	2,060	2,342	2,037	2,341	2,116	2,573	2,129	2,201	3,324	3,232	3,140	3,048	2,956	2,864	2,772	2,680	2,588	2,496	2,404	2,311		
			(3)単独処理浄化槽汚泥 【推計＝原単位実績平均値×「3(1)」】		(L/日)	112	105	96	106	99	78	96	102	80	82	79	74	70	65	60	55	51	46	41	36	32		
			(4)合併処理浄化槽汚泥 【推計＝原単位実績平均値×「2(1)」】		(L/日)	4,771	4,697	4,553	4,910	4,645	4,933	5,270	5,399	5,240	5,297	6,300	6,387	6,480	6,565	6,658	6,745	6,838	6,925	7,017	7,103	7,195		
			(5)大型浄化槽汚泥	(kL/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				(L/日)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			(6)合計 【(1)+(2)+(3)+(4)+(5)】		(L/日)	12,370	12,024	12,007	12,059	12,401	12,210	12,970	12,850	12,840	12,920	13,391	13,143	12,863	12,600	12,335	11,949	11,651	11,392	11,057	10,803	10,434		
		(kL/年)	4,515	4,389	4,383	4,402	4,526	4,457	4,734	4,690	4,687	4,716	4,888	4,797	4,695	4,599	4,502	4,361	4,253	4,158	4,036	3,943	3,808					

*1. 上表で、< >内数値は集合処理区域を除く区域内の数値を示し、()内数値は集合処理区域内数値を示す。

*2. 平成25年度から令和4年度の数値は、実績値を示している。また、令和5年度の計画処理区域内人口の総数は実績値である。

*3. 集合処理区域内の合併処理浄化槽入数は、2年に3人ずつ減少する推計だが、四捨五入の影響で一部差異が生じている。

別海町 污水处理各事業計画区域図

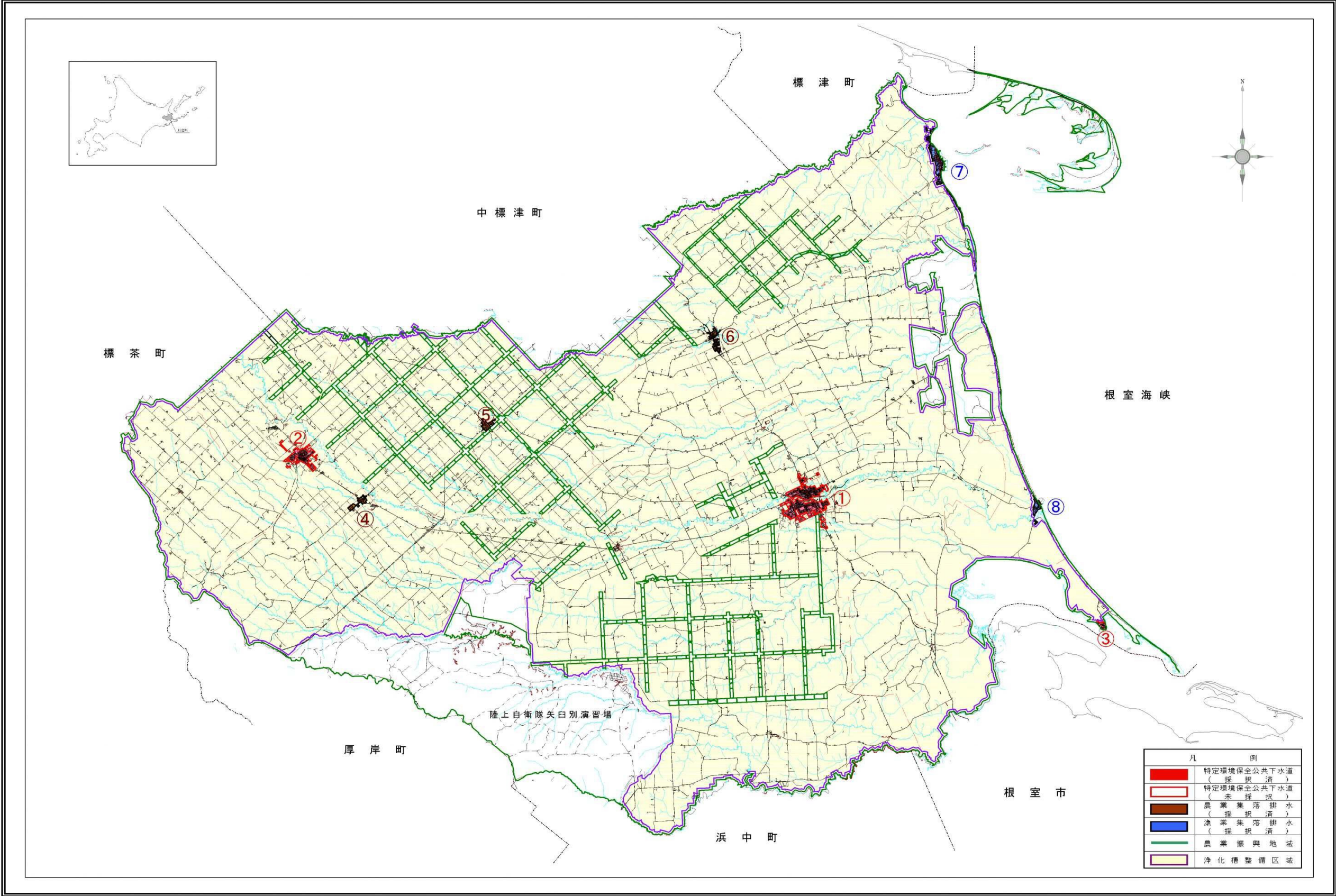


図 3.5.5.1 污水处理各事業計画区域図